

令和3年度 第2回南風原町男女共同参画推進会議

い つ／令和3年10月18日（月） 午前10時～

場 所／南風原町役場 3階 庁議室

【 次 第 】

1. 開会
2. 委嘱状交付
3. 町長あいさつ
4. 諮問
5. 議事
 1. 第三次南風原町男女共同参画計画（まじゅんプラン）の策定について
 2. 第二次南風原町男女共同参画計画（まじゅんプラン）進捗状況について
6. その他
 1. 南風原町男女共同参画推進条例（案）の制定について
7. 閉会

■事前配付資料■

【資料1】第三次南風原町男女共同参画計画（まじゅんプラン）計画の策定について

【資料2】第二次南風原町男女共同参画計画（まじゅんプラン）の施策の一覧

【資料3】第二次南風原町男女共同参画計画（まじゅんプラン）の実施状況について

【資料4】第二次南風原町男女共同参画計画（まじゅんプラン）【評価まとめ】

【資料5】第二次南風原町男女共同参画計画 H30～R2 点検・評価一覧

【資料6】南風原町男女共同参画計画の策定に係る町民意識調査

【資料7】南風原町第3次男女共同参画計画の策定に係る意識調査（小学生）

【資料8】南風原町第3次男女共同参画計画の策定に係る意識調査（中学生）

【資料9】南風原町第3次男女共同参画計画の策定に係る意識調査（高校生）

◆【配布資料】◆

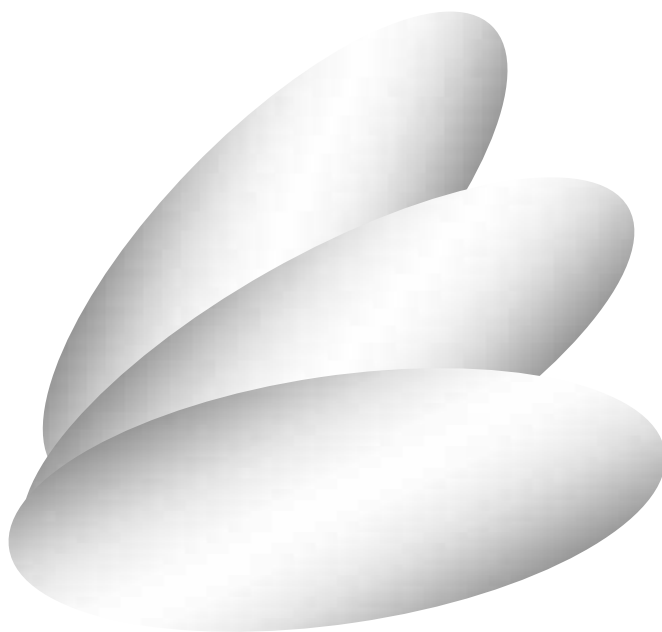
【資料10】南風原町男女共同参画推進条例（案）

【資料11】南風原町男女共同参画推進条例（案）【逐条解説】

【資料12】南風原町男女共同参画計画の策定に係る町民意識調査（調査結果より抜粋）

第三次南風原町男女共同参画計画 (まじゅんプラン)

計画の策定について



目次

■計画策定の概要	1
(1) 策定の趣旨	1
(2) 計画の期間	2
(3) 策定の流れ（イメージ）	3
(4) スケジュール	4
■策定において踏まえること	5
(1) 近年の男女共同参画に関連する動向	5
(2) 国の動向	6
(3) 県の動向	9
(4) 南風原町の状況確認	9
(5) 町民の意識・実態の把握（アンケート調査より）	11

■計画策定の概要

(1) 策定の趣旨

- 男女共同参画計画は、男性も女性もすべての個人が、意欲に応じてあらゆる分野で活躍できる社会の実現を目指すものです。
- 現代は一昔前に比べれば男女の格差も少なくなり、女性の地位も向上し、就労、子育て、権利などで改善されてきています。しかし、21世紀を迎えた社会においても、「男性だから」「女性だから」という意識が残るほか、社会では就労・収入・登用・セクハラ、家庭では家事・子育て・DV等で女性への負担・軽視も問題となっており、最近では「ワンオペ育児(母親が仕事の他に家事育児を一人でこなすこと)」という言葉も聞かれます。
- 計画では、こうした課題の解消・緩和を図るために、町の政策として取り組むことのほか、町民、職場、教育者、地域との協働により、男女共同参画の地域社会づくりを進めていくことを掲げます。目指すところは、①男女が個性と能力を発揮できる活力ある持続可能な社会 ②男女の人権が尊重され生きることができる社会 ③男女がともに充実した職業生活・家庭生活を送ることができる社会 ④SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現 です。

さまざまな問題

女性の人権

- ・男女差別(ジェンダー平等)
- ・社会的地位
- ・暴力

社会的慣行

- ・固定的性別役割分担
- ・男性は仕事、女性は家事
- ・年中行事での女性の負担

家庭生活

- ・子育て
- ・家事
- ・介護
- ・男性の参加

雇用就労

- ・役職の差
- ・給与差
- ・育児・介護休業
- ・出産後の再雇用

など

男女共同参画社会 の実現

★男女とも、意欲に応じてあらゆる分野で活躍できる社会の実現★

協働による行動!

教育

- ・子どもへの男女共同参画意識の醸成

町民

- ・女性の活躍
- ・男性の家事・育児参加

職場

- ・仕事と家庭が両立できる職場環境

地域活動

- ・自治会への女性参加
- ・男女がともに参加する活動を行う

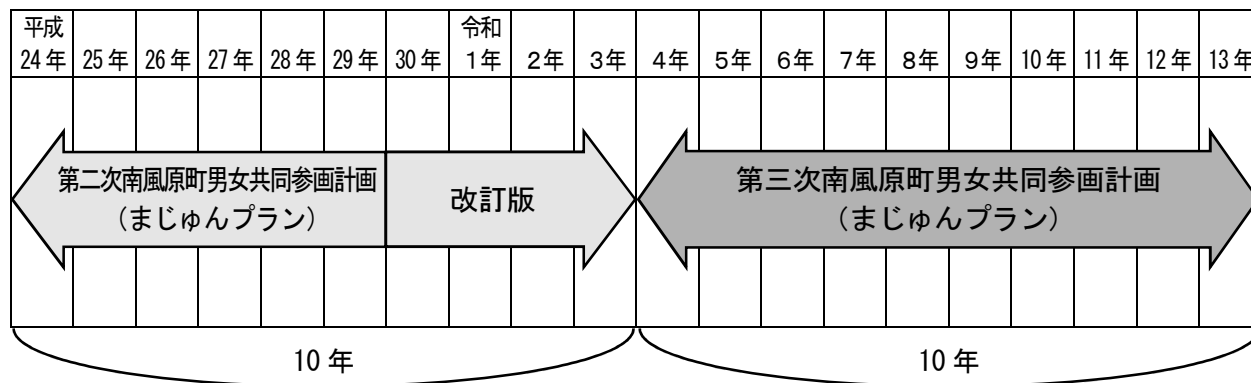
行政

- ・実現に向けた様々な取り組み
- ・町役場の中での男女共同や女性の登用を進める

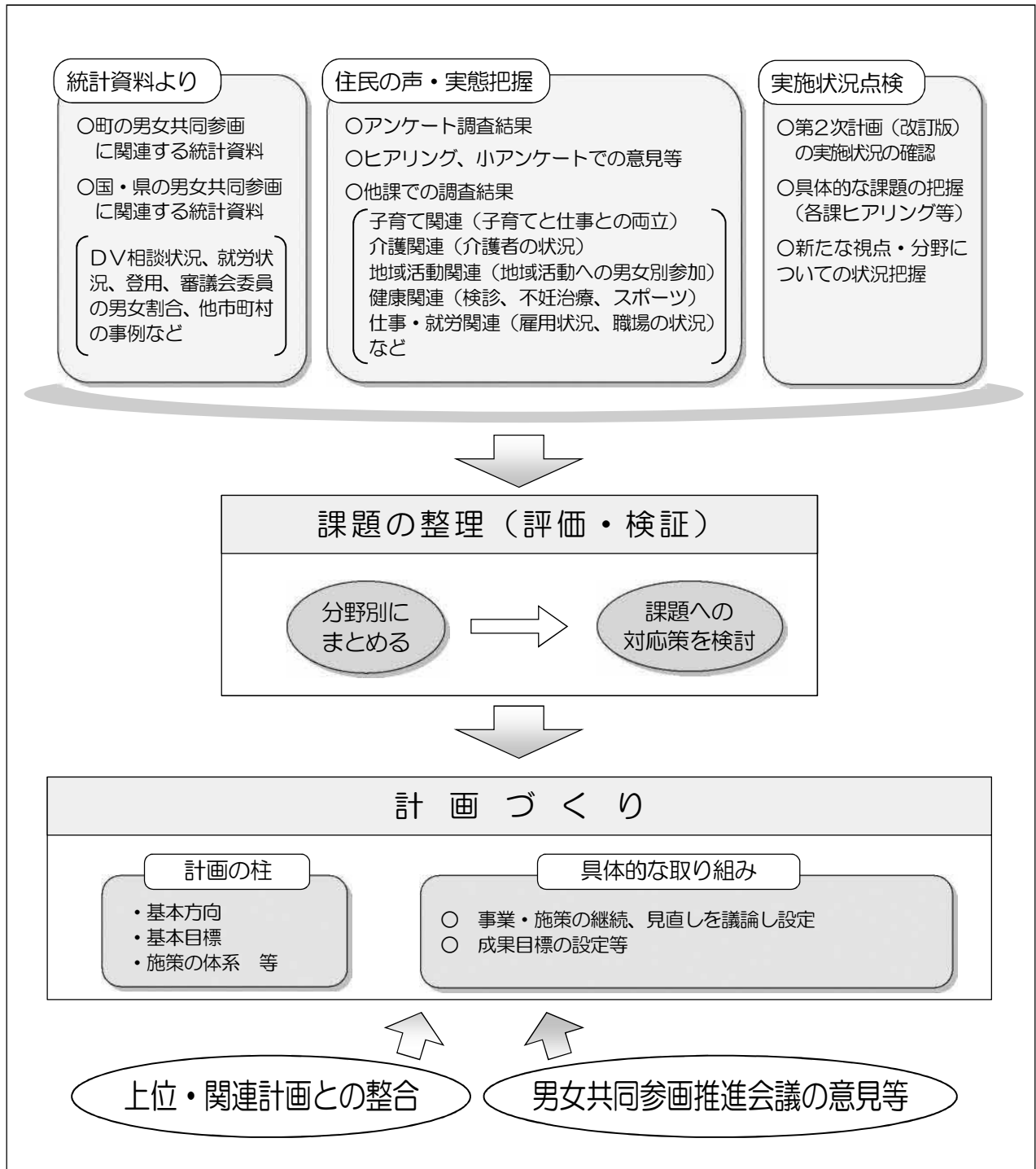
(2) 計画の期間

本計画は、令和4年度を初年度とし、令和13年度を目標年度とする10年計画として策定します。

なお、実施状況の把握と評価を毎年度行うとともに、社会状況の変化等により、必要に応じて中間年度(令和7～9年度)での見直しを行います。



(3) 策定の流れ（イメージ）



(4) スケジュール

項目	令和3年								令和4年		
	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
作業内容	①町民意識調査の実施・集計分析	→ 調査票作成		→ 発送・回収		→ データ入力 分析		→ (報告書作成)			
	②現況調査と分析	→									
	③現計画の進捗状況の確認	→ 令和元年までの評価分析		→ 令和2年の取組チェック		→ 課題把握・方向性整理					
	④ヒアリング等				→						
	⑤計画素案の作成					→					
	⑥パブリックコメントの実施								→		
	⑦計画書、概要版の作成・印刷								計画書	→	
								概要版	→		
会議	⑧男女共同参画推進会議(4回程度)		○				◎	◎	◎	◎	
	⑨推進本部会議(4回予定)				◎			◎	◎	◎	

男女共同参画推進会議内容(予定)

(済) 6月	調査票(町民意識調査)の検討【書面により実施】
10月	計画の概要説明、現計画の評価報告、アンケート調査結果報告
11月	計画骨子の検討、施策案の検討
12月	素案の審議
1月	素案の審議・承認

■策定において踏まえること

◎ 策定において踏まえること

1. 近年の男女共同参画に関連する動向
2. 国の動向・国の計画（第5次男女共同参画基本計画）
3. 県の動向・県の計画（第6次沖縄県男女共同参画計画＝令和3年度策定中）
4. 南風原町の状況確認
5. 町民の意識・実態の把握（アンケート調査より）

(1) 近年の男女共同参画に関連する動向

○近年は、SDGsの達成に向けた動きが活発化しており、「5. ジェンダー平等の実現(性別による平等)」を踏まえる必要があるほか、性の多様性(LGBT、性的少数者)への理解、夫婦別姓なども、第3次計画に盛り込んでいく必要があります。

■ SDGsの目標の5番目、「ジェンダー平等を実現しよう」が掲げるターゲット

1. すべての女性と女の子に対するあらゆる差別をなくす。
2. すべての女性や女の子へのあらゆる暴力をなくす。
3. 女性や女の子を傷つけるならわしをなくす。
4. 家事や子育てはお金が支払われないが大切な「仕事」であることを認める(家庭内の役割分担などを通じて認め合う)。
5. 女性も男性と同じように政治や経済や社会の中でリーダーになれる、できるようにする。
6. 誰もが性に関することや子どもを産むことに関する健康と権利が守られるようにする。

(2) 国の動向

- 国では女性の活躍を推進する取り組みを行ってきましたが、「指導的地位に女性が占める割合」は10%にとどまっており、また、2020年の世界経済フォーラムではSDGsの「5. ジェンダー平等の実現」において世界153か国のうち121位と低い状況にあります。
- このような状況を受けて、令和2年12月決定の「第5次男女共同参画基本計画」では、「政策・方針決定過程への女性の参画拡大」を重視した目標設定等を行っています。

【男女共同参画に関する国の状況】

男女共同参画基本計画

女性活躍推進法

- 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）
- 一億総活躍社会の実現
- 働き方改革
- 待機児童の解消

実現には課題が多い

- 2020年に指導的地位に女性が占める割合30%が目標だったが、実際は10%程度に過ぎない。
- 女性に対する暴力や性暴力、セクハラなども問題が根深い。
- SDGsの「5 ジェンダー平等を実現しよう」では153か国のうち121位で低くなっている。（2020年12月 世界経済フォーラム）

男女共同参画社会の実現に向けた取り組みをより一層加速させる

第5次男女共同参画基本計画の策定

■ 第5次男女共同参画基本計画のポイント

● 第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月決定） ●

～ 全ての女性が輝く令和の社会へ ～

（特徴）

①重点分野は11分野

②「成果目標」の設定 … 58項目

③重視していること

「202030目標」の設定（政策方針決定過程への女性の参画拡大）

- ・日本は、指導的地域に女性が占める割合が低い。
- ・2020年の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合を30%程度へ
- ・2030年には、指導的地位にある性別に偏りがないような社会を目指す。

④3つの政策領域

- I あらゆる分野における女性の参画拡大
- II 安全・安心な暮らしの実現
- III 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

■ 国の計画と南風原町の計画の比較(基本目標)

国の個別分野

第4次男女共同参画基本計画(平成27年12月決定)	第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月決定)
<ol style="list-style-type: none"> 1 男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍 2 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 3 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和 4 地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進 5 科学技術・学術における男女共同参画の推進 6 生涯を通じた女性の健康支援 7 女性に対するあらゆる暴力の根絶 8 貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備 9 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備 10 教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進 11 男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立 12 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献 	<ol style="list-style-type: none"> 1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 2 雇用分野、仕事と生活の調和 3 地域 4 科学技術・学術 5 女性に対するあらゆる暴力の根絶 6 貧困等生活上の困難に対する支援と多様性の尊重 7 生涯を通じた健康支援 8 防災・復興等 9 各種制度等の整備 10 教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進 11 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献



南風原町の方針

踏まえて設定

踏まえて設定

第二次南風原町男女共同参画計画(改訂版)	第三次南風原町男女共同参画計画
<ol style="list-style-type: none"> 方針1. 男女共同参画への意識づくり 方針2. 男女が共に健康で安心して暮らすための条件整備 方針3. 家庭・地域・職場における男女共同参画の環境づくり 方針4. 女性の能力を活かすための積極的方策の推進 方針5. 平和への貢献、国際協調と文化の創造 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 「科学技術」「防災・復興」に関する事項を盛り込むか検討が必要 (町レベルで取り組める内容か確認) ◎ 「平和への貢献」「国際協調」は現計画で盛り込まれているが、第三次計画に盛り込むか検討が必要 (男女共同の視点での評価が難しい) ◎ その他、評価や町民意識を見極めながら再編する



(3) 県の動向

○県では今年度(令和3年度)に「第6次沖縄県男女共同参画計画」を策定予定です。県から発信される情報の把握に努め、整合性を図りながら策定を行います。また、関連する調査が令和元年度と令和2年度に実施されており、この調査結果と町の状況を比較しながら、計画を策定していきます。

(令和元年度「女性の環境や能力向上に関する調査」、令和2年度「男女共同参画社会づくりに関する県民意識調査」)

(4) 南風原町の状況確認

①計画の推進状況のチェック(点検・評価を行う)

○第2次計画(改訂版)の取り組み状況を各担当より把握し、推進状況の評価を行います。

・ **各担当による自己評価** ⇒ **第三者評価(男女共同参画会議での評価)**



課題を把握したうえで、第3次計画を策定する

②他市町村との比較

○内閣府が取りまとめている「市区町村女性参画状況見える化マップ」や沖縄県で取りまとめている「市町村における男女共同参画行政の推進状況調査得点一覧」(令和2年4月)を活用し、南風原町の男女共同参画の推進状況、女性の活躍の状況把握を行います。

■南風原町の女性の活躍の状況(市区町村女性参画状況見える化マップより/内閣府HP)

	全国の平均値		沖縄県 全体	南風原町	
	市区別	町村別		割合	県内順位
管理職に占める女性の割合	16.1%	14.2%	14.0%	30.0%	1
係長相当職に占める女性の割合	34.3%	38.7%	34.8%	40.7%	9
議員に占める女性の割合	16.6%	11.1%	9.7%	12.5%	9
審議会の委員に占める女性の割合	28.7%	22.4%	27.1%	27.4%	17
女性委員がゼロの審議会の割合	11.1%	20.0%	16.6%	14.3%	25
自治会長に占める女性の割合	6.6%	3.9%	11.4%	20.0%	7
防災会議の委員に占める女性の割合	10.9%	5.7%	7.2%	—	—

市町村における男女共同参画行政の推進状況調査得点一覧表

令和2年4月1日現在

項目 市町村	I 男女共同参画に関する条例・計画			II 市町村における推進体制			III 政策・方針決定過程における男女共同参画						※合計	順位	前年度順位
	① 男女共同参画計画の策定	② 男女共同参画推進条例の制定	③ DV計画の策定	④ 男女共同参画審議会・懇話会等の開	⑤ 啓発事業の実施	⑥ 所管課等の設置	⑦ 議員に占める女性の割合	⑧ 審議会等における女性の登用率	⑨ 管理職(課長級以上)の女性の登用率	⑩ 地域活動分野	⑪ 産業・労働分野	⑫ 自治会・公民館等			
那覇市	20	5	5	10	5	5	6	9	4	5	0	0	74	4	4
宜野湾市	20	2	5	10	5	4	1	11	6	5	5	0	74	4	1
石垣市	20	5	5	0	5	1	3	7	3	5	0	0	54	13	12
浦添市	20	5	5	10	5	5	3	11	6	5	0	0	75	3	5
名護市	20	5	5	10	5	1	3	11	4	5	0	0	69	8	6
糸満市	20	5	2	10	5	4	2	7	4	5	0	0	64	11	10
沖縄市	20	5	5	10	5	5	2	9	6	5	5	5	82	1	2
豊見城市	20	5	5	10	5	1	3	7	3	5	5	5	74	4	8
うるま市	20	5	5	10	5	5	2	9	3	5	5	0	74	4	6
宮古島市	20	5	0	0	5	1	2	9	2	0	5	0	49	15	12
南城市	20	5	0	10	5	1	3	11	3	0	0	0	58	12	15
国頭村	0	0	0	0	0	1	3	5	6	0	0	0	15	23	20
大宜味村	0	0	0	0	0	1	3	7	0	0	0	0	11	29	26
東村	0	0	0	0	0	1	0	7	0	0	0	0	8	32	30
今帰仁村	0	0	0	0	0	1	2	9	2	0	0	0	14	25	22
本部町	0	0	0	0	0	1	3	9	2	0	0	0	15	23	27
恩納村	10	5	2	0	0	1	0	5	0	0	0	0	23	20	35
宜野座村	20	5	0	0	0	1	2	5	3	0	0	0	36	17	15
金武町	0	0	0	0	0	1	2	9	2	0	0	0	14	25	24
伊江村	0	0	0	0	0	0	0	3	3	0	0	0	6	36	39
読谷村	20	0	0	10	5	1	4	9	2	0	0	0	51	14	14
嘉手納町	10	0	0	0	5	1	0	11	4	0	0	0	31	19	18
北谷町	20	5	0	10	5	1	8	13	2	5	5	5	79	2	3
北中城村	0	0	0	0	0	1	2	13	3	0	0	0	19	21	21
中城村	0	0	0	0	0	1	4	3	0	0	0	0	8	32	27
西原町	20	5	0	0	5	4	4	11	2	5	5	5	66	10	9
与那原町	0	0	0	0	0	1	0	9	4	0	0	0	14	25	25
南風原町	20	2	0	10	5	1	3	11	10	0	5	0	67	9	11
渡嘉敷村	0	0	0	0	0	1	0	3	4	0	0	0	8	32	30
座間味村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	41	41
粟国村	0	0	0	0	0	1	3	3	3	0	0	0	10	31	32
渡名喜村	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	2	39	40
南大東村	0	0	0	0	0	1	0	0	3	0	0	0	4	37	27
北大東村	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	40	35
伊平屋村	0	0	0	0	0	1	0	3	0	0	0	0	4	37	35
伊是名村	0	0	0	0	0	1	3	9	4	0	0	0	17	22	23
久米島町	20	5	0	0	0	1	2	5	3	0	0	0	36	17	19
八重瀬町	0	0	0	0	0	1	3	3	1	0	0	0	8	32	38
多良間村	0	0	0	0	0	1	0	5	6	0	0	0	12	28	32
竹富町	20	5	0	0	0	1	4	5	3	0	0	5	43	16	17
与那国町	0	0	0	0	0	1	0	7	3	0	0	0	11	29	32
県	20	5	5	0	5	5	3	9	3	5	0	0	60	—	—

(5) 町民の意識・実態の把握（アンケート調査より）

① アンケート調査実施の目的

「第三次南風原町男女共同参画計画」を策定するにあたり、町民意識や、男女共同参画社会の実現に向けた今後のあり方に対する意見等の把握を目的としている。

② 調査対象者と配布件数

- ・町民意識調査：町内在住の19歳以上 2,500人
- ・子どもへの調査：町内の小学5年生 531人
町内の中学2年生 466人
町内の高校2年生 660人
小計 1,657人

③ 調査の方法

- ・町民意識調査：郵送による配布・回収(回収率30%目標)。自記入式による調査。
- ・子どもへの調査：各学校を通して、個人配布しているタブレットを活用した自記入式による調査。

④ 調査期間

- ・町民意識調査：7月中旬～8月中旬まで実施（回収期日8月12日）。
- ・子どもへの調査：7月実施。

⑤ 回収状況

	配布件数	回収数(有効回答数)	回収率
町民意識調査	2,500件	676件	27.0%
小学5年生	531件	451件	84.9%
中学2年生	466件	465件	99.8%
高校2年生	660件	301件	45.6%
(子ども調査計)	1,657件	1,217件	73.4%
合計	4,157件	1,893件	45.5%

第二次南風原町男女共同参画計画(まじゅんプラン)の施策一覧

[A=充分に実施できた、B=概ね実施できた、C=一部の実施できた、D=未実施(実施予定あり)、E=未実施(実施予定なし)

施策	担当課	評価			H30→R2 の比較
		H30	R1	R2	
方針1. 男女共同参画への意識づくり					
(1) 男女共同参画に関する情報の発信・効果的な広報活動等の推進					
①多様な媒体を通じた広報・啓発活動	企画財政課	B	B	B	→
②男女共同参画週間等の機会を通じた啓発	企画財政課	B	B	B	→
③第二次男女共同参画計画の周知	企画財政課	A	A	B	↓
④男女共同参画推進会議の充実	企画財政課	A	A	A	→
⑤「まじゅんプラン」推進に向けた町民組織の育成支援・連携体制の充実	企画財政課	A	D	D	↓
⑥庁内推進体制の整備	企画財政課	A	A	A	→
⑦男女共同参画条例の制定	企画財政課	C	C	C	→
⑧女性問題解決のための国内外の情報の収集・提供	企画財政課	B	B	B	→
⑨男女共同参画に関する実態の把握	企画財政課	B	B	B	→
(2) 固定的な役割分担意識の変革					
①固定的な性別役割分担を意識させない教育の推進	こども課	A	A	A	→
	学校教育課	A	A	A	→
②学校教育でのジェンダー平等についての学習機会の充実	学校教育課	A	A	A	→
③男女混合名簿の導入	学校教育課	B	B	A	↑
④主体的な進路選択を支えるキャリア教育の推進	学校教育課	A	A	A	→
⑤男女平等教育に関する研修の充実	こども課	A	A	A	→
	学校教育課	A	A	A	→
⑥生涯学習における男女共同参画に関する学習機会の充実	生涯学習文化課	A	A	A	→
方針2. 男女が共に健康で安心して暮らすための条件整備					
(1) 人権意識の高揚及び女性に対する暴力の根絶					
①メディア・リテラシー育成講座の開催	企画財政課	B	B	B	→
	学校教育課	A	A	A	→
②学校教育での人権教育等の推進	学校教育課	A	A	A	→
③DV・虐待等に対する情報提供の充実	企画財政課	B	B	B	→
	こども課	A	A	A	→
	保健福祉課	A	A	A	→
	学校教育課	A	A	A	→
④DV・虐待等に対する相談窓口の周知及び充実	企画財政課	B	A	A	↑
	こども課	A	A	A	→
⑤要保護児童等対策地域協議会の充実	企画財政課	A	A	A	→
	こども課	A	A	A	→
	保健福祉課	A	A	A	→
	学校教育課	A	A	A	→
⑥既存施設を活用したシェルター機能(一時保護所)の確保	企画財政課	A	A	A	→
	こども課	A	A	A	→
⑦住民基本台帳事務等における被害者保護支援措置の実施	住民環境課	A	A	A	→

[A=充分に実施できた、B=概ね実施できた、C=一部の実施できた、D=未実施(実施予定あり)、E=未実施(実施予定なし)

施策	担当課	評価			H30→R2 の比較
		H30	R1	R2	
(2)生涯にわたる健康づくりへの支援					
①住民健診・がん検診の充実	保健福祉課	A	A	—	
	国保年金課	A	A	B	↓
②リプロダクティブ・ヘルス/ライツの意識啓発	保健福祉課	A	A	—	
	国保年金課	—	—	B	
③母性保護と母子保健の推進	保健福祉課	A	A	—	
	国保年金課	—	—	A	
④性教育・思春期教育の実施	学校教育課	A	A	A	→
⑤高齢者の生きがいづくりと介護予防の推進	保健福祉課	A	A	A	→
⑥高齢者の雇用に関する支援	産業振興課	C	C	C	→
⑦男性が相談しやすい環境づくり及び相談窓口の周知	企画財政課	A	A	A	→
方針3. 家庭・地域・職場における男女共同参画の環境づくり					
(1)家庭生活における男女共同参画の推進					
①仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し	企画財政課	B	B	B	→
②子育て支援の充実	こども課	A	A	A	→
③介護サービス等の充実	保健福祉課	A	A	A	→
④ファミリーサポートセンター事業の周知及び利用促進	こども課	A	A	A	→
⑤男性に向けた各種研修会、講座等の開催	生涯学習文化課	A	A	A	→
⑥マタニティ教室等への父親の参加促進	保健福祉課	A	A	—	
	国保年金課	—	—	A	
⑦「家庭の日」の普及・啓発	生涯学習文化課	A	A	A	→
	学校教育課	A	A	A	→
⑧家庭学級の推進	生涯学習文化課	A	A	A	→
	学校教育課	—	—	なし	
⑨家族介護支援事業の充実	保健福祉課	A	A	A	→
(2)男女共同参画の視点に立った地域活動の促進					
①町民の自治会活動等への参加促進	総務課	A	A	A	→
	企画財政課	A	A	A	→
	住民環境課	A	A	A	→
	こども課	A	A	A	→
	保健福祉課	A	A	A	→
	国保年金課	A	D	—	
	教育総務課	A	A	A	→
	生涯学習文化課	A	A	A	→
	産業振興課	B	B	C	↓
②社会制度・慣行の見直しと意識づくり	議会事務局	A	A	B	↓
	企画財政課	B	B	B	→
③協働のまちづくりの促進	関係課	—	—	—	
	総務課	A	A	A	→
	企画財政課	A	A	A	→
	住民環境課	A	A	A	→
	こども課	A	A	A	→
	保健福祉課	A	A	A	→
	国保年金課	A	B	B	↓
	教育総務課	A	B	B	↓
	学校教育課	A	A	A	→
	生涯学習文化課	A	A	A	→
	まちづくり振興課	A	A	A	→
産業振興課	A	A	A	→	
区画下水道課	—	—	B		

[A=充分に実施できた、B=概ね実施できた、C=一部の実施できた、D=未実施(実施予定あり)、E=未実施(実施予定なし)

施策	担当課	評価			H30→R2 の比較
		H30	R1	R2	
(3) 職場における男女平等の実現・生活上の困難に直面する男女への支援					
①男女の均等な雇用機会等の確保	企画財政課	B	B	B	→
	産業振興課	B	B	B	→
	関係課	—	—	—	
②各種ハラスメント(セクハラ、パワハラ、マタハラ、パタハラ等)対策の周知	産業振興課	B	B	B	→
	関係課	—	—	—	
③働く女性への妊娠中・出産後の配慮	産業振興課	B	B	B	→
	関係課	—	—	—	
④育児・介護を支える職場環境の整備	産業振興課	B	B	B	→
	関係課	—	—	—	
⑤父親の働き方の見直し・育児参加等への啓発	産業振興課	B	B	B	→
	関係課	—	—	—	
⑥就労環境改善の啓発	産業振興課	B	B	B	→
	関係課	—	—	—	
⑦女性の再就職支援に向けた情報提供	企画財政課	B	B	B	→
	産業振興課	B	B	B	→
	関係課	—	—	—	
⑧働く男女の健康管理対策の実施	総務課	A	A	B	↓
	関係課	—	—	—	
⑨ひとり親家庭への支援・自立の促進	こども課	A	A	A	→
⑩子どもの孤立(貧困)の防止に向けた支援体制の構築	こども課	A	A	A	→
⑪若年期の自立支援に向けたキャリア教育等の充実	産業振興課	B	B	B	→
⑫家族従業者への支援	産業振興課	A	A	B	↓

方針4. 女性の能力を活かすための積極的方策の推進

(1) 政策・意思決定過程への女性の参画拡大					
①審議会・委員会など意思決定の場での女性登用率の向上	総務課	B	B	B	→
	企画財政課	B	B	B	→
	住民環境課	B	A	A	↑
	こども課	A	A	A	→
	保健福祉課	B	B	A	↑
	国保年金課	B	B	B	→
	教育総務課	B	B	B	→
	学校教育課	B	A	B	→
	生涯学習文化課	B	B	B	→
	まちづくり振興課	B	B	B	→
	産業振興課	B	B	B	→
	区画下水道課	—	—	B	
②役場女性職員の管理職等への登用促進	企画財政課	A	A	D	↓
	総務課	A	A	A	→
③人材に関する情報の収集と発掘	企画財政課	B	B	A	↑
④民間企業・団体等に対する女性の管理職登用の啓発実施	産業振興課	B	B	B	→
⑤防災の分野に関する意見の反映や女性委員の登用	総務課	A	A	B	↓

[A=充分に実施できた、B=概ね実施できた、C=一部の実施できた、D=未実施(実施予定あり)、E=未実施(実施予定なし)

施策	担当課	評価			H30→R2 の比較
		H30	R1	R2	
(2) 女性のエンパワーメントに対する支援の充実					
①女性リーダーの育成	企画財政課	A	B	B	↓
	生涯学習文化課	A	A	A	→
②女性団体連絡協議会の設立支援	企画財政課	B	D	D	↓
③女性のための職業能力開発講座等の充実	企画財政課	B	A	D	↓
	生涯学習文化課	A	A	A	→
④女性起業家への支援	産業振興課	B	B	B	→
方針5. 平和への貢献、国際協調と文化の創造					
(1) 平和の継承と発信					
①平和特別授業の開催等の取り組みや平和交流の推進	生涯学習文化課	A	A	A	→
②家庭・学校・地域における平和教育等の推進	生涯学習文化課	A	A	B	↓
③平和事業の活動拠点を活かした事業の充実	生涯学習文化課	A	A	B	↓
(2) 国際交流と伝統文化の継承					
①国際交流事業の充実	生涯学習文化課	A	A	D	↓
②海外移住者子弟研修生受け入れ事業、海外青年派遣事業の実施	生涯学習文化課	A	D	D	↓
③国際理解を深められる機会の創出	生涯学習文化課	A	A	B	↓
④地域における伝統芸能・文化の継承	生涯学習文化課	B	D	B	→
⑤琉球絃、南風原花織(町の特産品)の担い手の育成支援	産業振興課	A	A	A	→
	生涯学習文化課	—	—	—	
	関係課	—	—	—	
⑥伝統工芸の発信と他産地との交流による発展	産業振興課	A	A	A	→

71

135

 は計画書でなかった課

なし は評価の記入がなかった

企画財政課	27
こども課	13
学校教育課	14
生涯学習文化課	17
保健福祉課	12
住民環境課	4
国保年金課	7
産業振興課	17
総務課	6
教育総務課	3
議会事務局	1
まちづくり振興課	2
区画下水道課	2
関係課	10

135

第二次南風原町男女共同参画計画(まじゅんプラン)の実施状況について

■施策全体のまとめ(H30-R2)

施策		H30						R1						R2					
		A	B	C	D	E	計	A	B	C	D	E	計	A	B	C	D	E	計
1	(1)男女共同参画に関する情報の発信・効果的な広報活動等の推進	4	4	1	0	0	9	3	4	1	1	0	9	2	5	1	1	0	9
	(2)固定的な役割分担意識の変革	7	1	0	0	0	8	7	1	0	0	0	8	8	0	0	0	0	8
2	(1)人権意識の高揚及び女性に対する暴力の根絶	13	3	0	0	0	16	14	2	0	0	0	16	14	2	0	0	0	16
	(2)生涯にわたる健康づくりへの支援	7	0	1	0	0	8	7	0	1	0	0	8	4	2	1	0	0	7
3	(1)家庭生活における男女共同参画の推進	9	1	0	0	0	10	9	1	0	0	0	10	9	1	0	0	0	10
	(2)男女共同参画の視点に立った地域活動の促進	20	2	0	0	0	22	17	4	0	1	0	22	16	5	1	0	0	22
	(3)職場における男女平等の実現・生活上の困難に直面する男女への支援	4	10	0	0	0	14	4	10	0	0	0	14	2	12	0	0	0	14
4	(1)政策・意思決定過程への女性の参画拡大	4	12	0	0	0	16	6	10	0	0	0	16	5	11	0	1	0	17
	(2)女性のエンパワーメントに対する支援の充実	3	3	0	0	0	6	3	2	0	1	0	6	2	2	0	2	0	6
5	(1)平和の継承と発信	3	0	0	0	0	3	3	0	0	0	0	3	1	2	0	0	0	3
	(2)国際交流と伝統文化の継承	5	1	0	0	0	6	4	0	0	2	0	6	2	2	0	2	0	6
		79	37	2	0	0	118	77	34	2	5	0	118	65	44	3	6	0	118

		H30						R1						R2					
		A	B	C	D	E	計	A	B	C	D	E	計	A	B	C	D	E	計
方針1. 男女共同参画への意識づくり		11	5	1	0	0	17	10	5	1	1	0	17	10	5	1	1	0	17
	%	64.7	29.4	5.9	0.0	0.0	100.0	58.8	29.4	5.9	5.9	0.0	100.0	58.8	29.4	5.9	5.9	0.0	100.0
方針2. 男女が共に健康で安心して暮らすための条件整備		20	3	1	0	0	24	21	2	1	0	0	24	18	4	1	0	0	23
	%	83.3	12.5	4.2	0.0	0.0	100.0	87.5	8.3	4.2	0.0	0.0	100.0	78.3	17.4	4.3	0.0	0.0	100.0
方針3. 家庭・地域・職場における男女共同参画の環境づくり		33	13	0	0	0	46	30	15	0	1	0	46	27	18	1	0	0	46
	%	71.7	28.3	0.0	0.0	0.0	100.0	65.2	32.6	0.0	2.2	0.0	100.0	58.7	39.1	2.2	0.0	0.0	100.0
方針4. 女性の能力を活かすための積極的方策の推進		7	15	0	0	0	22	9	12	0	1	0	22	7	13	0	3	0	23
	%	31.8	68.2	0.0	0.0	0.0	100.0	40.9	54.5	0.0	4.5	0.0	100.0	30.4	56.5	0.0	13.0	0.0	100.0
方針5. 平和への貢献、国際協調と文化の創造		8	1	0	0	0	9	7	0	0	2	0	9	3	4	0	2	0	9
	%	88.9	11.1	0.0	0.0	0.0	100.0	77.8	0.0	0.0	22.2	0.0	100.0	33.3	44.4	0.0	22.2	0.0	100.0
合計		79	37	2	0	0	118	77	34	2	5	0	118	65	44	3	6	0	118
	%	66.9	31.4	1.7	0.0	0.0	100.0	65.3	28.8	1.7	4.2	0.0	100.0	55.1	37.3	2.5	5.1	0.0	100.0

第三次南風原町男女共同参画計画（まじゅんプラン）策定資料

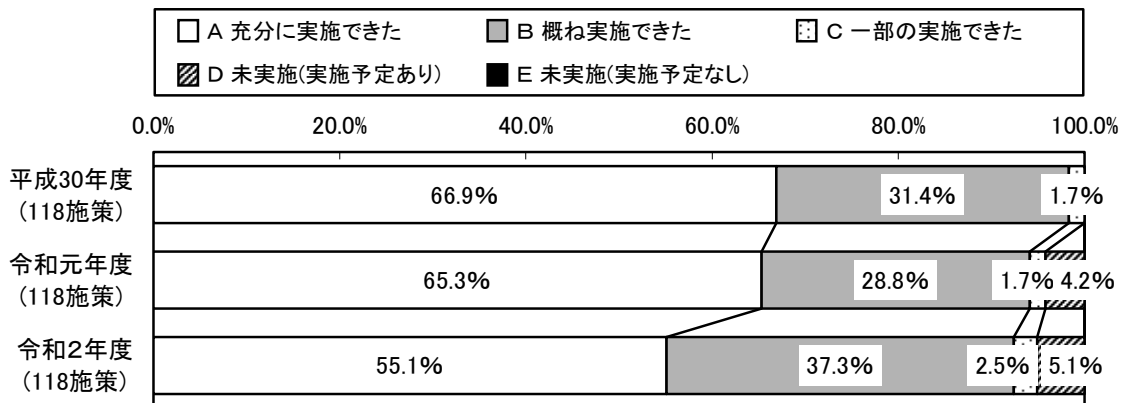
【第二次計画の評価まとめ】

■ 第二次計画の取り組みの評価

(1) 計画全体の状況

- 第二次南風原町男女共同参画計画(まじゅんプラン)の実施状況について、平成30年度から令和2年度までの達成状況(自己評価)を確認しました。
- 計画全体としては、A評価(充分に実施できた)が平成30年度・令和元年度の60%台から下がり、令和2年度には55.1%となっています。また、B評価(概ね実施できた)は、平成30年度・令和元年度の30%前後から令和2年度では37.3%と増えています。実際、多くの施策において、A評価から令和2年度にはB評価に下がっている状況です。
- A・B評価を合わせた割合は、平成30年度が98.3%、令和元年度が94.1%、令和2年度が92.4%であり、実施できている割合が90%を超えていますが、年次で見るとやや下がってきています。
- C評価(一部実施できた)は平成30年度の1.7%から令和2年度には2.5%に上昇しているほか、D評価(未実施、実施予定あり)が令和元年度と令和2年度には5%程度見られます。
- 新型コロナウイルス感染予防のためにイベントや交流会、研修、講座などが縮小したり中止となったため、評価も下がっている施策が多くなっています。

計画全体



■ 方針別の取り組み評価

(1) 方針 1：男女共同参画への意識づくり

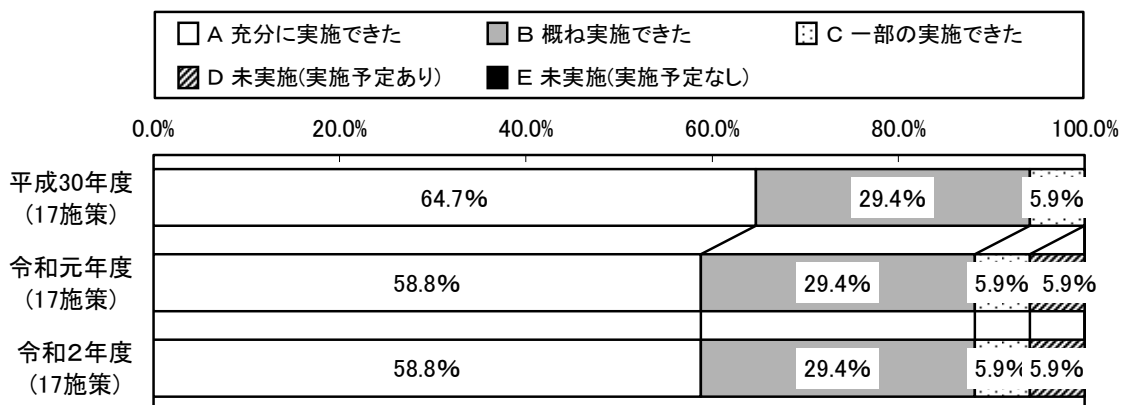
○方針 1 は「男女共同参画への意識づくり」として、以下の内容が掲げられていました。

- (1) 男女共同参画に関する情報の発信・効果的な広報活動等の推進
- (2) 固定的な役割分担意識の変革

○方針 1 では、A評価が平成 30 年度の 64.7%から下がり、令和元年度と 2 年度には 58.8%となっています。B評価は、3 か年とも 29.4%であり、A評価と B評価を合わせた割合は平成 30 年度で 94.1%、令和元年度と令和 2 年度で 88.2%と、1 ページで示した計画全体での割合をやや下回っています。

○また、C評価も 3 か年とも 5.9%で横ばいですが、平成 30 年度にはなかったD評価が令和元年度と 2 年度ではそれぞれ 5.9%となっています。全体的には令和 2 年度でも AやBの評価が大半を占めていますが、低い評価がやや見られるようになってきています。

方針 1. 男女共同参画への意識づくり



「(1) 男女共同参画に関する情報の発信・効果的な広報活動等の推進」では、①多様な媒体を通じた広報・啓発活動、②男女共同参画週間等の機会を通じた啓発、③第二次男女共同参画計画の周知、④男女共同参画会議の充実、⑤「まじゅんプラン」推進に向けた町民組織の育成支援・連携体制の充実、⑥庁内推進体制の整備、⑦男女共同参画条例の制定、⑧女性問題解決のための国内外の情報の収集・提供、⑨男女共同参画に関する実態の把握が掲げられていました。

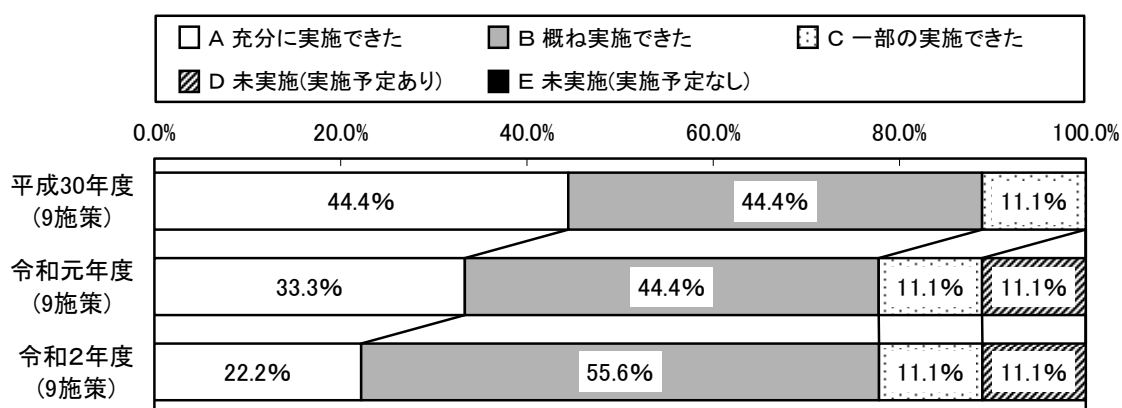
【高い評価 (A、Bの評価)】

- ・⑤、⑦を除く 7つの施策では、計画に基づいた実施がされ、A・Bの評価で推移しています。特に④男女共同参画推進会議の充実と⑥庁内推進体制の整備は、平成 30 年度から令和 2 年度まで継続して A評価となっています。
- ・③第二次男女共同参画計画の周知は令和 2 年度で B評価に下がっています。様々な広報媒体の活用による周知検討が必要という課題があります。
- ・広報啓発及び情報提供の施策では、新たな広報・情報提供方法の検討が課題となっていますが、概ね計画に基づいて取り組まれています。

【低い評価（C、D、Eの評価）】

- ・⑦男女共同参画条例の制定が一部の実施にとどまったほか、⑤「まじゅんプラン」推進に向けた町民組織の育成支援・連携体制の充実は、令和2年度で未実施に評価が低下しています。
- ・条例の制定は、令和2年度までの準備をもとに、令和3年度に制定予定で取り組んでいます。町民組織の育成・連携体制の充実は、コロナ禍の影響で交流会未開催であったことによるものです。

(1) 男女共同参画に関する情報の発信・効果的な広報活動等の推進

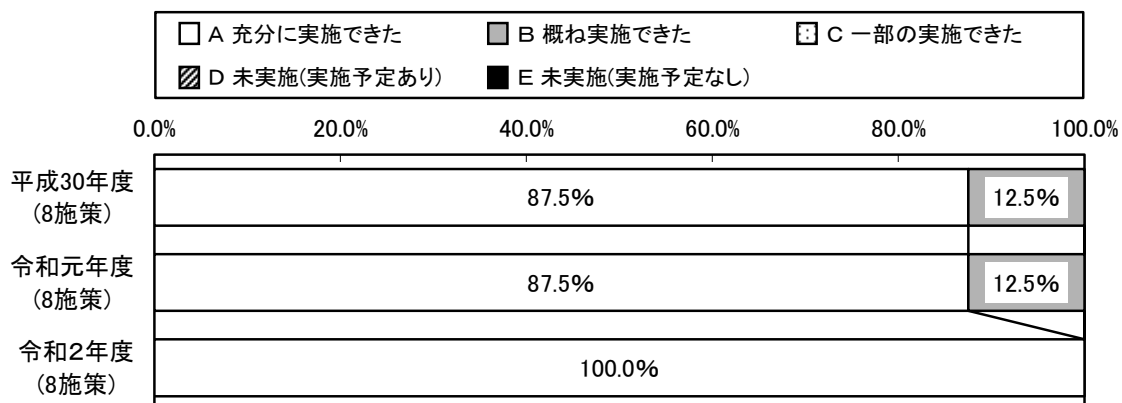


「(2) 固定的な役割分担意識の変革」では、①固定的な性別役割分担を意識させない教育の推進、②学校教育でのジェンダー平等についての学習機会の充実、③男女混合名簿の導入、④主体的な進路選択を支えるキャリア教育、⑤男女平等教育に関する研修の充実、⑥生涯学習における男女共同参画に関する学習機会の充実について掲げられていました。

【高い評価（A、Bの評価）】

- ・すべての施策で、計画に基づいて取り組まれており、③を除くすべてで、平成30年度から令和2年度の3年間一貫してA評価となっています。③男女混合名簿の導入は、町立幼稚園及び小学校に加え、令和2年度に町立中学校でも導入されたことで令和元年度までのB評価からA評価に上がっています。今後も継続した教育・学習機会等の実施が必要です。

(2) 固定的な役割分担意識の変革



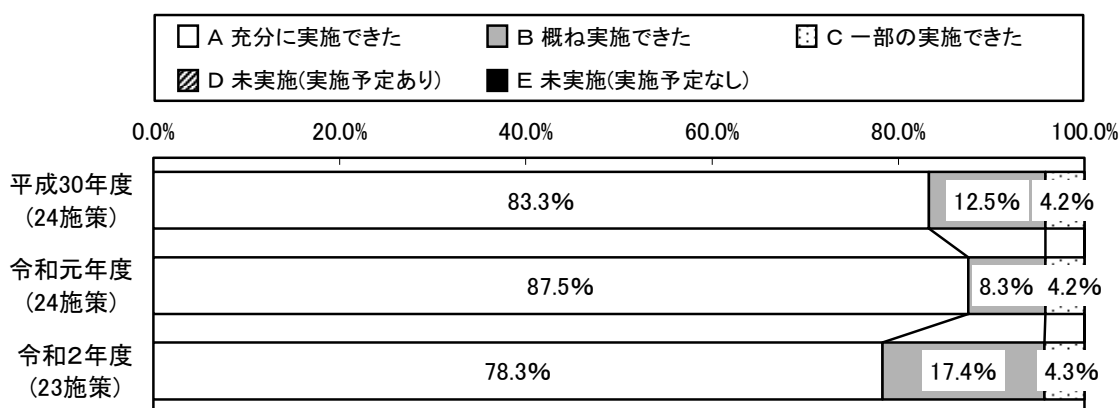
(2) 方針 2：男女が共に健康で安心して暮らすための条件整備

○方針 2 は「男女が共に健康で安心して暮らすための条件整備」として、以下の内容が掲げられていました。

- (1) 人権意識の高揚及び女性に対する暴力の根絶
- (2) 生涯にわたる健康づくりへの支援

○方針 2 では、A 評価が平成 30 年度の 83.3% から令和元年度にはいったん上がりますが、令和 2 年度には 78.3% にやや下がっています。また、B 評価は、平成 30 年度・令和元年度は 10% 前後ですが、令和 2 年度には 17.4% と 2 割近くに上昇しています。C 評価は 3 か年とも 4% 程度です。

方針 2. 男女が共に健康で安心して暮らすための条件整備

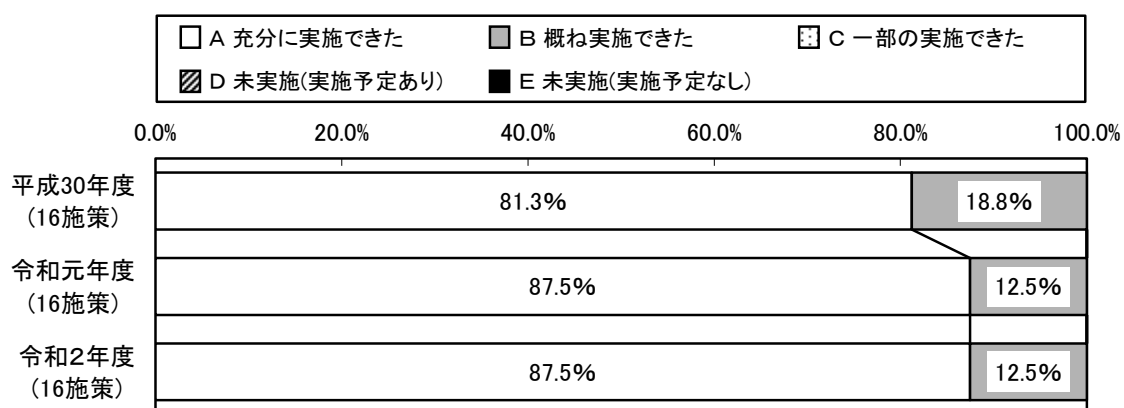


「(1) 人権意識の高揚及び女性に対する暴力の根絶」では、①メディア・リテラシー育成講座の開催、②学校教育での人権教育等の推進、③DV・虐待等に対する情報提供の充実、④DV・虐待等に対する相談窓口の周知及び充実、⑤要保護児童等対策地域協議会の充実、⑥既存施設を活用したシェルター機能(一時保護所)の確保、⑦住民基本台帳事務等における被害者保護支援措置の実施が掲げられていました。

【高い評価 (A、B の評価)】

- ・すべての施策で計画に基づいた実施がされ、A や B の評価となっており、①、③の一部、④を除くすべてで平成 30 年度から令和 2 年度の 3 年間一貫して A 評価となっています。
- ・メディア・リテラシーや情報モラルの指導、人権教育等は、今後も継続して実施する必要があります。また、啓発や情報提供については、ほかの広報媒体の活用等の検討も必要です。

(1) 人権意識の高揚及び女性に対する暴力の根絶



「(2)生涯にわたる健康づくりへの支援」では、①住民健診・がん検診の充実、②リプロダクティブ・ヘルス/ライツの意識啓発、③母性保護と母子保健の推進、④性教育・思春期教育の実施、⑤高齢者の生きがいつくりと介護予防の推進、⑥高齢者の雇用に関する支援、⑦男性が相談しやすい環境づくり及び相談窓口の周知が掲げられていました。

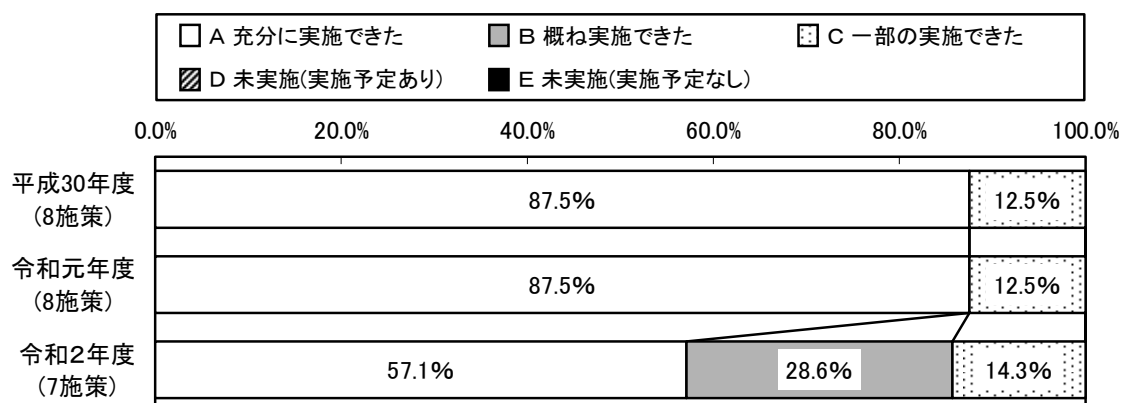
【高い評価（A、Bの評価）】

- ⑥を除くすべての施策で、計画に基づいて取り組まれ、A・Bの評価で推移しています。特に、③母性保護と母子保健の推進、④性教育・思春期教育の実施、⑤高齢者の生きがいつくりと介護予防の推進、⑦男性が相談しやすい環境づくり及び相談窓口の周知では、平成30年度から令和2年度まで継続してA評価となっています。健診等はコロナ禍の中、感染予防対策をしながら事業を実施しており、新しい生活様式を考慮した事業実施が必要となっています。
- ①住民健診・がん検診の充実では受診率の向上、④性教育・思春期教育の実施では発達段階に応じた学習形態(男女共習・男女別習)の工夫が必要なこと、⑤高齢者の生きがいつくりと介護予防の推進では、男性の事業参加促進等の課題もあります。
- なお、①住民健診・がん検診の充実、②リプロダクティブ・ヘルス/ライツの意識啓発、③母性保護と母子保健の推進の3施策は、令和2年度より、担当課が保健福祉課から国保年金課に変更されました。

【低い評価（C、D、Eの評価）】

- ⑥高齢者の雇用に関する支援は、平成30年度から令和2年度まで一部の実施にとどまっています。高齢者の求職と企業とのマッチングが難しい点や企業からの求人が少ないという課題があります。

(2) 生涯にわたる健康づくりへの支援



(3) 方針3：家庭・地域・職場における男女共同参画の環境づくり

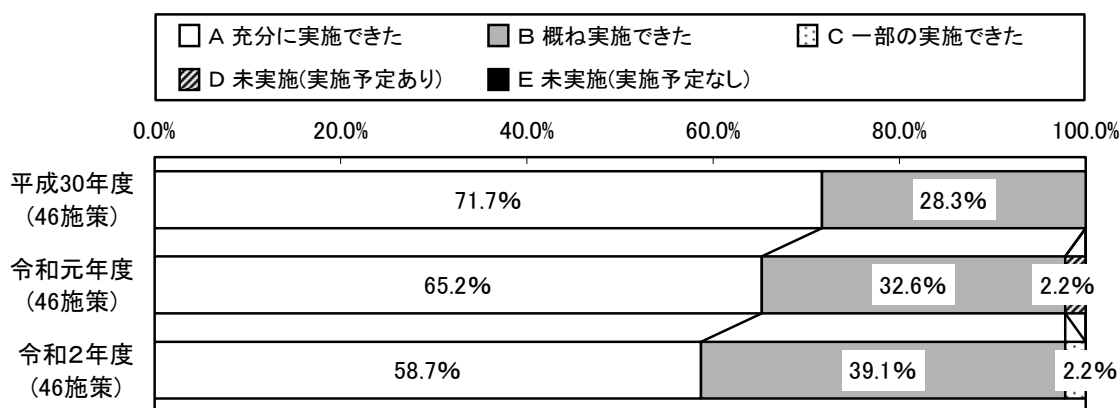
○方針3は「家庭・地域・職場における男女共同参画の環境づくり」として、以下の内容が掲げられていました。

- (1) 家庭生活における男女共同参画の推進
- (2) 男女共同参画の視点に立った地域活動の促進
- (3) 職場における男女平等の実現・生活上の困難に直面する男女への支援

○方針3では、A評価が平成30年度の71.7%から徐々に下がり、令和2年度には58.7%となっています。また、B評価は、平成30年度・令和元年度の30%前後から、令和2年には39.1%と上昇しています。

○C評価は令和2年度で2.2%あります。令和元年度にはD評価もありましたが、令和2年度には解消しています。

方針3. 家庭・地域・職場における男女共同参画の環境づくり

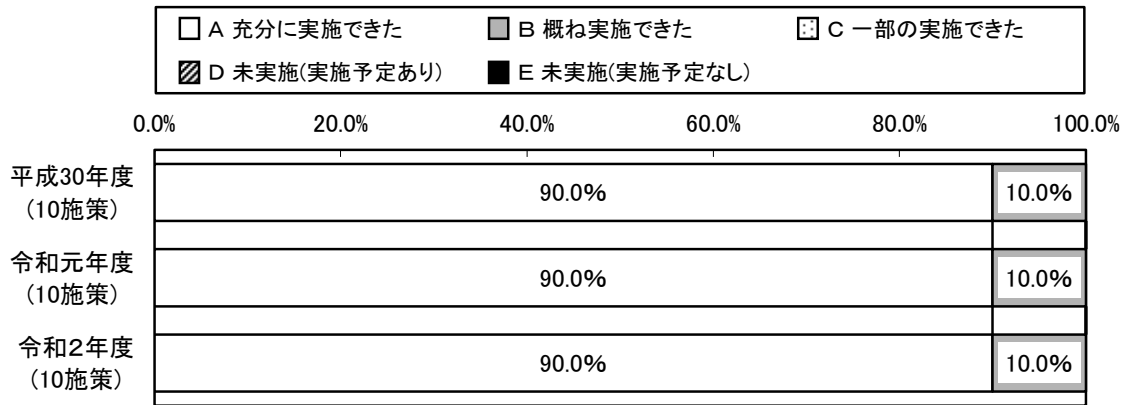


「(1)家庭生活における男女共同参画の推進」では、①仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し、②子育て支援の充実、③介護サービス等の充実、④ファミリーサポートセンター事業の周知及び利用促進、⑤男性に向けた各種研修会、講座等の開催、⑥マタニティ教室等への父親の参加促進、⑦「家庭の日」の普及・啓発、⑧家庭学級の推進、⑨家族介護支援事業の充実が掲げられていました。

【高い評価（A、Bの評価）】

- ・すべての施策で計画に基づいた実施がされており、①を除くすべての施策で平成30年度から令和2年度まで継続してA評価となっています。令和2年度はコロナ禍で事業の中止等もありましたが、リモートでの実施や規模を縮小しながらも実施するなど、工夫しながら施策を展開しています。
- ・①仕事と家庭の両立支援と働き方の見直しはB評価で概ね実施できています。ワークライフバランス等に関する町民への意識啓発を今後も継続する必要があります。
- ・なお、⑥マタニティ教室等への父親の参加促進は、令和2年度より担当課が保健福祉課から国保年金課に移行しています。

(1) 家庭生活における男女共同参画の推進



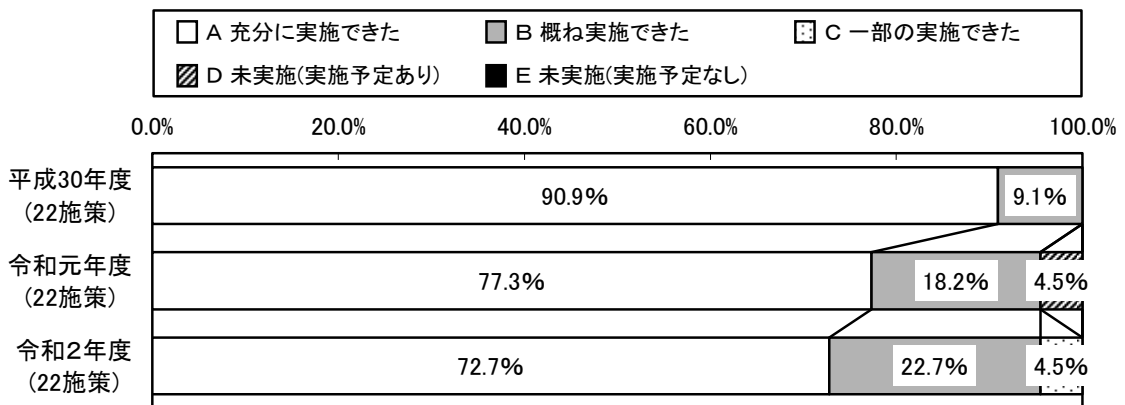
「(2) 男女共同参画の視点に立った地域活動の促進」では、①町民の自治会活動等への参加促進、②社会制度・慣行の見直しと意識づくり、③協働のまちづくりの促進について掲げられていました。①や③は、多くの課が施策の関係課となっています。

【高い評価（A、Bの評価）】

・①～③の施策すべてで、ほぼ計画に基づいた実施がされており、A評価で継続推移している施策担当課が大半を占めます。地域における男女共同の視点で、関連する取り組みが進められていますが、コロナ禍により地域活動の自粛などもありました。③の協働のまちづくりの促進においては、課によって女性委員の比率が低いという課題もあり、女性の比率は上がってきていますが、一層の充実が必要です。

(①の担当課となっている国保年金課、産業振興課は、評価が「なし」または「C」であるが、施策や担当課の見直しが必要。)

(2) 男女共同参画の視点に立った地域活動の促進

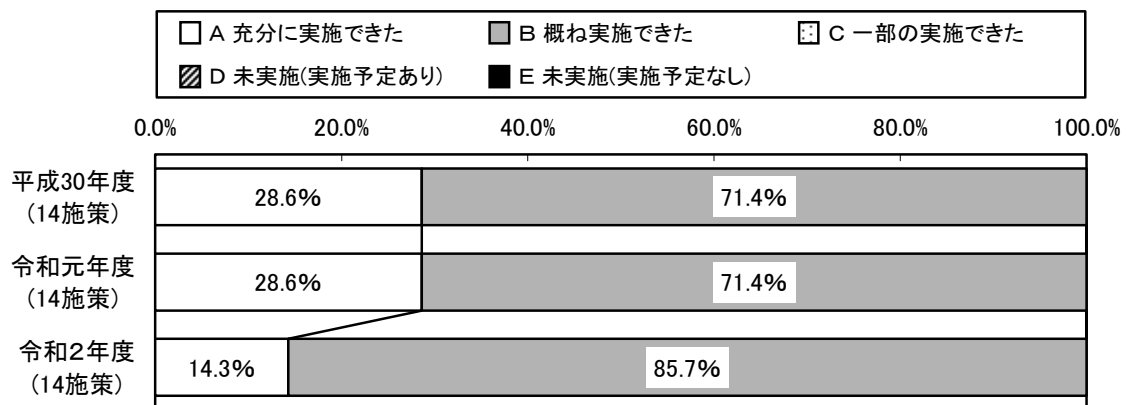


「(3)職場における男女平等の実現・生活上の困難に直面する男女への支援」では、①男女均等な雇用機会等の確保、②各種ハラスメント（セクハラ、パワハラ、マタハラ、パタハラ等）対策の周知、③働く女性への妊娠中・出産後の配慮、④育児・介護を支える職場環境の整備、⑤父親の働き方の見直し・育児参加等への啓発、⑥就労環境改善の啓発、⑦女性の再就職支援に向けた情報提供、⑧働く男女の健康管理対策の実施、⑨ひとり親家庭への支援・自立の促進、⑩子どもの孤立(貧困)の防止に向けた支援体制の構築、⑪若年期の自立支援に向けたキャリア教育等の充実、⑫家族従業者への支援 について掲げられていました。

【高い評価（A、Bの評価）】

- すべての施策で計画に基づいた実施がされており、特に、⑨と⑩では、平成30年度から令和2年度まで継続してA評価となっています。沖縄県は子どもの貧困率が全国で最も高いことか、町でもひとり親家庭への支援、子どもの孤立・貧困対策は積極的に進めています。
- ①から⑦及び⑪は3か年ともB評価で推移しています。
- ⑧働く男女の健康管理対策の実施と⑫家族従業者への支援は令和2年度でB評価に下がっています。⑧では、役場内での長時間労働減少による健康管理推進、⑫では家族協定を結んでの営農普及などが必要です。

(3) 職場における男女平等の実現・生活上の困難に直面する男女への支援



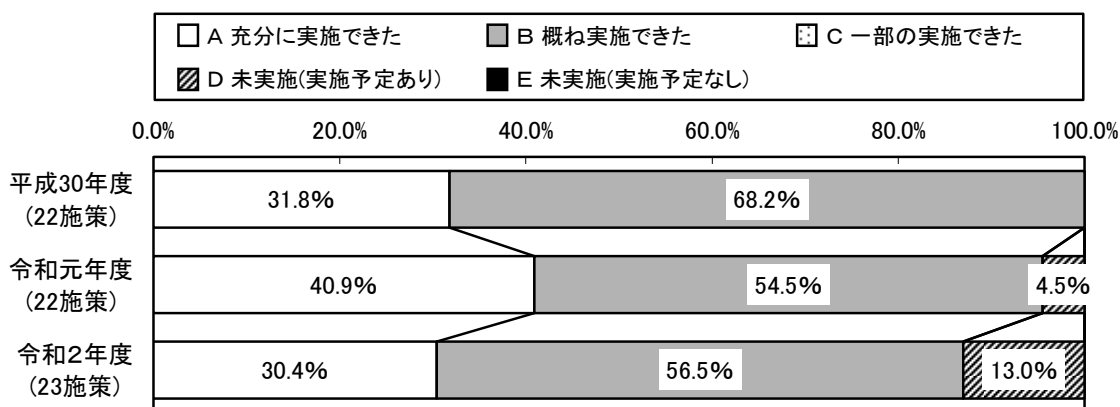
(4) 方針 4 : 女性の能力を活かすための積極的方策の推進

○方針 4 は「女性の能力を活かすための積極的方策の推進」として、以下の内容が掲げられていました。

- (1) 政策・意思決定過程への女性の参画拡大
 (2) 女性のエンパワーメントに対する支援の充実

○方針 4 では、A 評価がほかの方針より低く推移しており、平成 30 年度で 31.8%、令和元年度で 40.9%、令和 2 年度は 30.4% となっており、5 つの方針の中で最も低いです。B 評価は、平成 30 年度の 68.2% から、令和 2 年度には 56.5% に下がっています。C 評価、E 評価はありませんが、D 評価が令和元年で 4.5%、令和 2 年度で 13.0% と増加しています。全体的に、令和 2 年度でも A や B の評価が大半を占めていますが、低い評価が見られるようになっていきます。

方針 4. 女性の能力を活かすための積極的方策の推進



「(1) 政策・意思決定過程への女性の参画拡大」では、①審議会・委員会など意思決定の場での女性登用率の向上、②役場女性職員の管理職等への登用促進、③人材に関する情報の収集と発掘、④民間企業・団体等に対する女性の管理職登用の啓発実施、⑤防災の分野に関する意見の反映や女性委員の登用が掲げられていました。

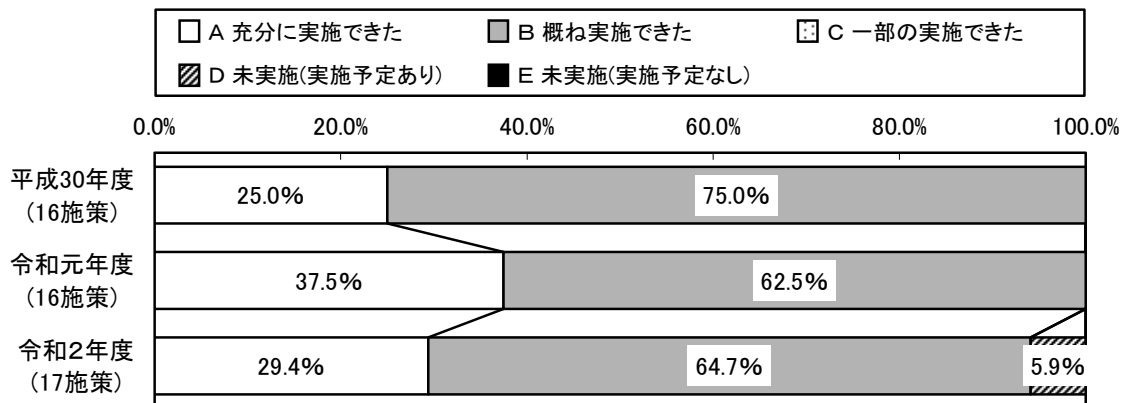
【高い評価 (A、B の評価)】

- ②の一部を除くすべての施策及び担当課で計画に基づいた実施がされており、特に、①審議会・委員会など意思決定の場での女性登用率の向上(こども課分)、②役場女性職員の管理職等への登用促進(総務課分)では、平成 30 年度から令和 2 年度まで継続して A 評価となっています。審議会・委員会の女性登用率向上では、専門性が求められるため公募が難しい、委員の選考対象に女性が少ないなどの課題も見られるため、選考対象や委員資格について検討し、男女にとらわれずに選任できるように図る必要があります。

【低い評価 (C、D、E の評価)】

- ②の一部(企画財政課)の施策が、令和 2 年度で D 評価(未実施)に低下しています。前年度、前々年度は A や B 評価でしたが、コロナ禍での研修会未開催等が影響し、令和 2 年度で評価が下がっています。

(1) 政策・意思決定過程への女性の参画拡大



「(2) 女性のエンパワーメントに対する支援の充実」では、①女性リーダーの育成、②女性団体連絡協議会の設立支援、③女性のための職業能力開発講座等の充実、④女性起業家への支援について掲げられていました。

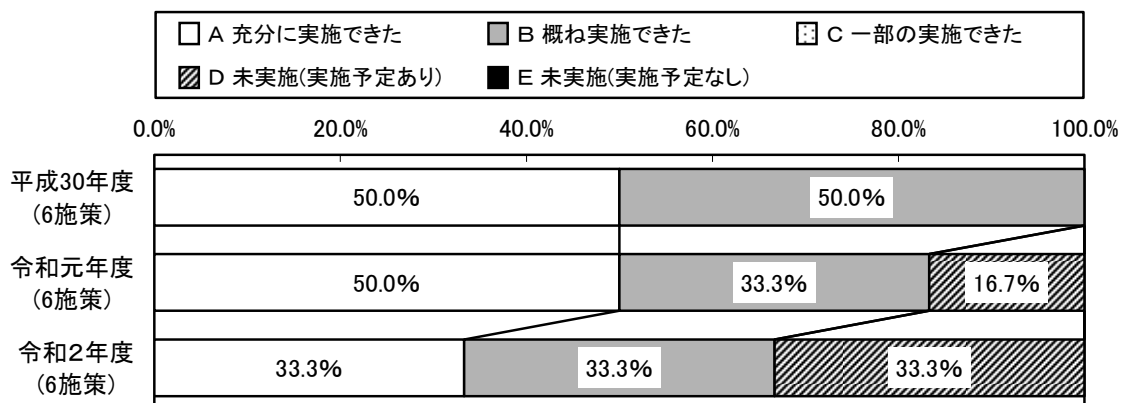
【高い評価（A、Bの評価）】

- ①女性リーダーの育成と③女性のための職業能力開発講座等の充実の一部、④女性起業家への支援は計画通り実施されており、特に①及び③の生涯学習課は平成30年度から令和2年度まで一貫してA評価となっています。

【低い評価（C、D、Eの評価）】

- ②女性団体連絡協議会の設立支援と③女性のための職業能力開発講座等の充実の一部が、令和2年度でD評価となっています。コロナ禍の影響で研修や交流会、講座開催ができなかったことが要因となっています。

(2) 女性のエンパワーメントに対する支援の充実



(5) 方針 5 : 平和への貢献、国際協調と文化の創造

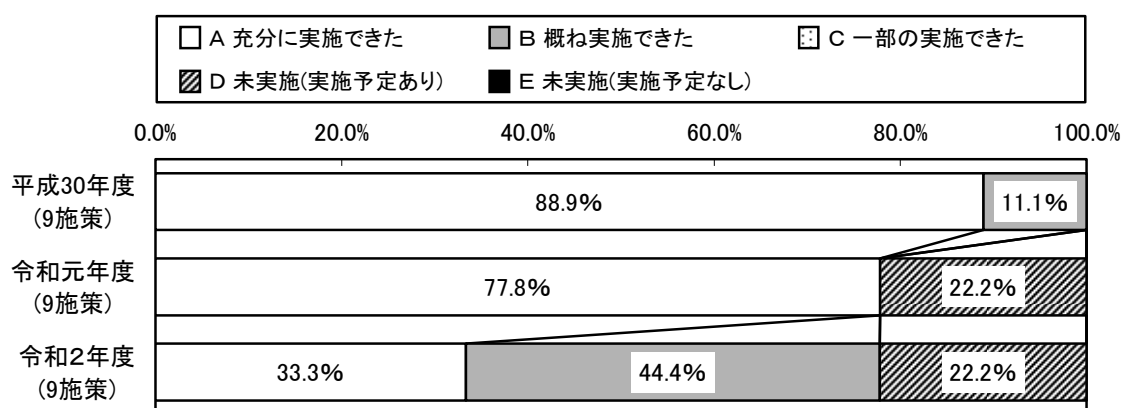
○方針 5 は「平和への貢献、国際協調と文化の創造」として、以下の内容が掲げられていました。

- (1) 平和の継承と発信
 (2) 国際交流と伝統文化の継承

○方針 5 では、A 評価が平成 30 年度で 88.9% と 5 施策の中で最も高くなっていました。しかし、令和 2 年度には A 評価が 33.3% と大幅に下がっています。B 評価は令和 2 年度に 44.4% となっています。

○令和元年度と令和 2 年度は D 評価が 22.2% と、2 割を超えています。施策数が 8 つと少ないものの、D 評価の割合が、5 方針の中で最も高いです。

方針 5. 平和への貢献、国際協調と文化の創造

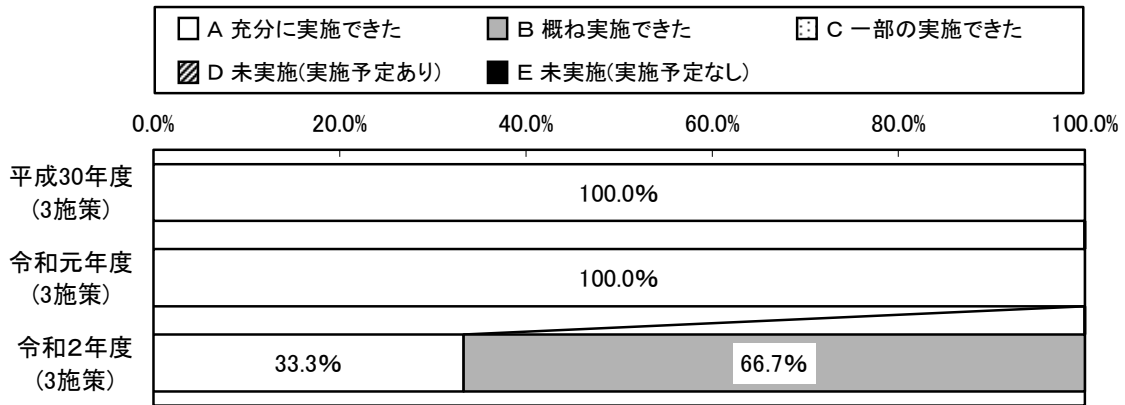


「(1) 平和の継承と発信」では、①平和特別授業の開催等の取り組みや平和交流の推進、②家庭・学校・地域における平和教育等の推進、③平和事業の活動拠点を活かした事業の充実が掲げられていました。

【高い評価 (A、B の評価)】

- すべての施策で計画に基づいた実施がされており、特に、①平和特別授業の開催等の取り組みや平和交流の推進は、平成 30 年度から令和 2 年度まで一貫して A 評価となっています。
- ②家庭・学校・地域における平和教育等の推進と③平和事業の活動拠点を活かした事業の充実の 2 施策が令和 2 年度で B 評価に下がっています。②では、20 号壕について、コロナ禍の中で見学キャンセルが出たり、壕内部通過見学には換気が必要であるなど、見学方法の検討が必要という課題があります。③では、コロナ禍のため少人数での取り組みへと変更しました。例年通りの取り組みができなかったため、評価を下げています。

(1) 平和の継承と発信



「(2)国際交流と伝統文化の継承」では、①国際交流事業の充実、②海外移住者子弟研修生受け入れ事業・海外青年派遣事業の実施、③国際理解を深められる機会の創出、④地域における伝統芸能・文化の継承、⑤琉球絃・南風原花織(町の特産品)の担い手の育成支援、⑥伝統工芸の発信と他産地との交流による発展について掲げられていました。

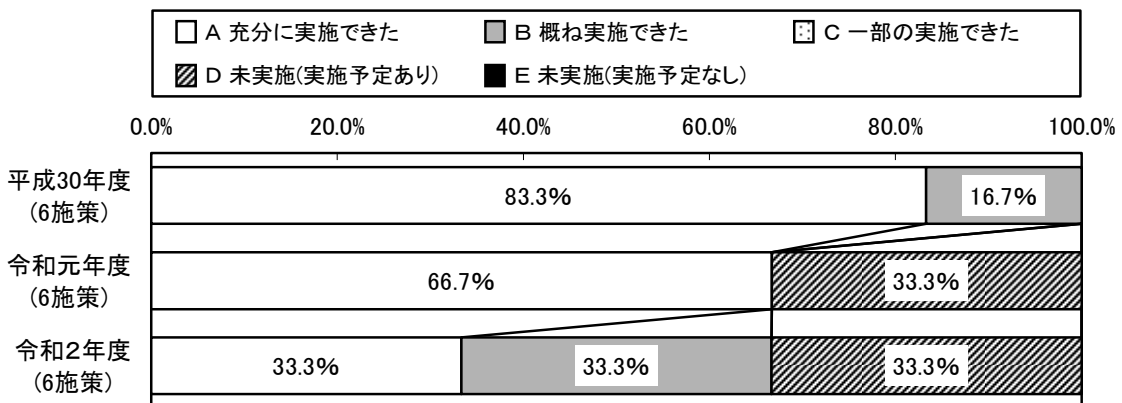
【高い評価 (A、Bの評価)】

- ③から⑥の施策は計画に基づいた実施がされており、特に⑤琉球絃、南風原花織(町の特産品)の担い手の育成支援と⑥伝統工芸の発信と他産地との交流による発展は、平成30年度から令和2年度まで継続してA評価となっています。⑤では、離職率が高い傾向にあるものの、女性の担い手が増えています。⑥では、伝統工芸のPR等について、コロナ禍によるイベント未開催もありますが、イベント機会等を持ちながらにより、県内外にPRできました。
- ③国際理解を深められる機会の創出と④地域における伝統芸能・文化の継承では、コロナ禍による事業中止があるため、令和2年度の評価が下がっています。

【低い評価 (C、D、Eの評価)】

- ①と②については、コロナ禍による事業中止のため、令和2年度で未実施となっています。

(2) 国際交流と伝統文化の継承



第二次南風原町男女共同参画計画H30～R2点検・評価一覧

目次

方針1. 男女共同参画への意識づくり

(1) 男女共同参画に関する情報の発信・効果的な広報活動等の推進

①多様な媒体を通じた広報・啓発活動.....	1
②男女共同参画週間等の機会を通じた啓発.....	1
③第二次男女共同参画計画の周知.....	2
④男女共同参画推進会議の充実.....	3
⑤「まじゅんプラン」推進に向けた町民組織の育成支援・連携体制の充実.....	3
⑥庁内推進体制の整備.....	4
⑦男女共同参画条例の制定.....	4
⑧女性問題解決のための国内外の情報の収集・提供.....	5
⑨男女共同参画に関する実態の把握.....	5

(2) 固定的な役割分担意識の変革

①固定的な性別役割分担を意識させない教育の推進.....	6
②学校教育でのジェンダー平等についての学習機会の充実.....	6
③男女混合名簿の導入.....	7
④主体的な進路選択を支えるキャリア教育の推進.....	7
⑤男女平等教育に関する研修の充実.....	8
⑥生涯学習における男女共同参画に関する学習機会の充実.....	9

方針2. 男女が共に健康で安心して暮らすための条件整備

(1) 人権意識の高揚及び女性に対する暴力の根絶

①メディア・リテラシー育成講座の開催.....	9
②学校教育での人権教育等の推進.....	10
③DV・虐待等に対する情報提供の充実.....	11
④DV・虐待等に対する相談窓口の周知及び充実.....	13
⑤要保護児童等対策地域協議会の充実.....	14
⑥既存施設を活用したシェルター機能(一時保護所)の確保.....	15
⑦住民基本台帳事務等における被害者保護支援措置の実施.....	16

(2) 生涯にわたる健康づくりへの支援

①住民健診・がん検診の充実.....	16
②リプロダクティブ・ヘルス/ライツの意識啓発.....	17
③母性保護と母子保健の推進.....	18
④性教育・思春期教育の実施.....	18

⑤高齢者の生きがいつくりと介護予防の推進.....	19
⑥高齢者の雇用に関する支援.....	20
⑦男性が相談しやすい環境づくり及び相談窓口の周知.....	20

方針3. 家庭・地域・職場における男女共同参画の環境づくり

(1) 家庭生活における男女共同参画の推進

①仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し.....	21
②子育て支援の充実.....	21
③介護サービス等の充実.....	22
④ファミリーサポートセンター事業の周知及び利用促進.....	23
⑤男性に向けた各種研修会、講座等の開催.....	23
⑥マタニティ教室等への父親の参加促進.....	24
⑦「家庭の日」の普及・啓発.....	24
⑧家庭学級の推進.....	25
⑨家族介護支援事業の充実.....	26

(2) 男女共同参画の視点に立った地域活動の促進

①町民の自治会活動等への参加促進.....	26
②社会制度・慣行の見直しと意識づくり.....	30
③協働のまちづくりの促進.....	30

(3) 職場における男女平等の実現・生活上の困難に直面する男女への支援

①男女の均等な雇用機会等の確保.....	35
②各種ハラスメント(セクハラ、パワハラ、マタハラ、パタハラ等)対策の周知.....	36
③働く女性への妊娠中・出産後の配慮.....	37
④育児・介護を支える職場環境の整備.....	37
⑤父親の働き方の見直し・育児参加等への啓発.....	37
⑥就労環境改善の啓発.....	38
⑦女性の再就職支援に向けた情報提供.....	38
⑧働く男女の健康管理対策の実施.....	39
⑨ひとり親家庭への支援・自立の促進.....	39
⑩子どもの孤立(貧困)の防止に向けた支援体制の構築.....	40
⑪若年期の自立支援に向けたキャリア教育等の充実.....	40
⑫家族従業者への支援.....	41

方針4. 女性の能力を活かすための積極的方策の推進

(1) 政策・意思決定過程への女性の参画拡大

①審議会・委員会など意思決定の場での女性登用率の向上.....	41
②役場女性職員の管理職等への登用促進.....	47
③人材に関する情報の収集と発掘.....	48

- ④民間企業・団体等に対する女性の管理職登用の啓発実施..... 48
- ⑤防災の分野に関する意見の反映や女性委員の登用..... 48

(2) 女性のエンパワーメントに対する支援の充実

- ①女性リーダーの育成..... 49
- ②女性団体連絡協議会の設立支援..... 50
- ③女性のための職業能力開発講座等の充実..... 50
- ④女性起業家への支援..... 51

方針5. 平和への貢献、国際協調と文化の創造

(1) 平和の継承と発信

- ①平和特別授業の開催等の取り組みや平和交流の推進..... 51
- ②家庭・学校・地域における平和教育等の推進..... 52
- ③平和事業の活動拠点を活かした事業の充実..... 53

(2) 国際交流と伝統文化の継承

- ①国際交流事業の充実..... 53
- ②海外移住者子弟研修生受け入れ事業、海外青年派遣事業の実施..... 54
- ③国際理解を深められる機会の創出..... 54
- ④地域における伝統芸能・文化の継承..... 55
- ⑤琉球絃、南風原花織(町の特産品)の担い手の育成支援..... 55
- ⑥伝統工芸の発信と他産地との交流による発展..... 56

方針 1. 男女共同参画への意識づくり

(1) 男女共同参画に関する情報の発信・効果的な広報活動等の推進

① 多様な媒体を通じた広報・啓発活動

担当課	企画財政課		
取り組みの内容	広報誌やホームページ等の様々な媒体を通じて、男女共同参画の重要性及び必要性について、広報・啓発を行います。また、男女共同参画についての情報誌発刊を図ります。		
年度	現状と課題	対応策の案	評価
H30	・第二次南風原町男女共同参画計画(まじゅんプラン改訂版)及び概要版をホームページに掲載しています。また、南風原町男女共同参画推進会議の議事録も掲載し、町民へ広報・啓発を行いました。	◎男女共同参画推進会議の内容をホームページで随時発信し、関係団体による男女共同参画に関するセミナーや講演会などの情報も広報します。	B
R 1	・第二次南風原町男女共同参画計画(まじゅんプラン改訂版)及び概要版をホームページに掲載しています。また、南風原町男女共同参画推進会議の会議資料を掲載し、町民へ広報・啓発を行いました。	◎従来の広報誌・ホームページでの公開など不特定多数の人への広報・啓発のみならず、区長会や女性団体等交流会など団体への直接的な広報・啓発も行います。	B
R 2	・第二次南風原町男女共同参画計画(まじゅんプラン改訂版)及び概要版をホームページに掲載しました。また、令和2年度第1回南風原町男女共同参画推進会議の会議資料を掲載し、町民へ広報・啓発活動を行いました。 ・男女共同参画週間のパネル展の開催についてホームページに掲載して、週間についての広報・啓発活動を行いました。 ・ホームページに計画や取り組み状況を掲載することにより、ホームページを閲覧した町民等が本町の男女共同参画の取り組みや進捗状況を知ることができた。 また、男女共同参画週間について、情報を発信したことにより、男女共同参画について考える機会を作ることができた。 ●他の広報媒体を活用して周知ができるか検討する必要がある。	◎町公式のLINEへ掲載するなどの方法を検討している。	B

② 男女共同参画週間等の機会を通じた啓発

担当課	企画財政課		
取り組みの内容	男女共同参画週間(毎年6月23～29日)に合わせ、広報誌での特集を組むとともに、役場ロビーにおいて男女共同参画パネル展・女性団体活動展の継続開催を図り、男女共同参画に関する意識啓発を図ります。また、各字公民館や大型商業施設等といった町民が日常的に利用する施設や、町内での各種イベント機会を活用し、男女共同参画パネル展等の実施を図ります。		
年度	現状と課題	対応策の案	評価
H30	・男女共同参画週間(6/23～6/29)には町民ホール、ちむぐくる館、町立図書館や大型商業施設(イオン南風原店)の「南風原ギャラリー」にてパネル展や関連書籍のコーナーを設置・開催しました。また、兼城交差点の電光掲示板や広報誌も活用し、男女共同参画の重要性・必要性について広報・啓発を行いました。	◎引き続き、男女共同参画週間には「町民ホール」や「南風原ギャラリー」にてパネル展を開催し、男女共同参画の重要性・必要性について広報・啓発を行います。また、その様子を広報誌やホームページ、電光掲示板にて掲載するとともに、町立図書館等において、男女共同参画に関する書籍コーナーなどを設置します。 ◎「町民ホール」や「南風原ギャラリー」以外のパネル展開催場所を検討するとともに、従	B

		来の広報誌・ホームページでの公開のみならず、新たな媒体(SNSなど)の活用も検討します。	
R 1	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画週間(6/23~6/29)に町民ホール、ちむぐくる館、町立図書館や大型商業施設(イオン南風原)の「南風原ギャラリー」にてパネル展や関連書籍のコーナーを設置・開催しました。また、広報誌を活用し、男女共同参画の重要性・必要性について広報・啓発を行いました。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、男女共同参画週間には「町民ホール」や「南風原ギャラリー」にてパネル展を開催し、男女共同参画の重要性・必要性について広報・啓発を行います。また、その様子を広報誌やホームページにて掲載するとともに、町立図書館等において、男女共同参画に関する書籍コーナーなどを設置します。 ◎「町民ホール」や「南風原ギャラリー」以外のパネル展開催場所を検討するとともに、従来の広報誌・ホームページでの公開のみならず、新たな媒体(SNSなど)の活用も検討します。 	B
R 2	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画週間(6/23~6/29)の期間に町民ホール、町立図書館にてパネル展や関連書籍のコーナーを設置・開催した。ちむぐくる館については他業務との兼ね合いもあり、町立図書館のロビーを使ってパネル展を開催した。大型商業施設(イオン南風原)については、改装中のため、今回は実施できなかった。 今回はちむぐくる館の代わりに町立中央公民館のロビーを活用することができたので、次回以降は、ちむぐくる館とあわせて町立中央公民館でも開催していく。 ●大型商業施設については、イオン南風原だけでの開催のみとなっている。 	◎日常的に使用されている他の商業施設や各字公民館で開催する。	B

③第二次男女共同参画計画の周知

担当課	企画財政課		
取り組みの内容	第二次男女共同参画計画の周知を図るため、ダイジェスト版の作成を検討していきます。また、男女共同参画をテーマにしたフェスティバル等の開催を図り、町民との協働により、男女共同参画の考え方をわかりやすく伝えるための寸劇の実施や男女共同参画に関する標語・ポスターの募集・発表などを行うなど、第二次男女共同参画計画の周知徹底を行います。		
年度	現状と課題	対応策の案	評価
H30	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画週間においてダイジェスト版の漫画を展示しました。また、町ホームページにてまじゅんプラン及びダイジェスト版を公開しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ◎引き続き町ホームページにてまじゅんプラン及びダイジェスト版を公開しつつ、町職員への普及啓発を図るため、男女共同参画推進本部会議や、男女共同参画に関する職員研修を実施します。 ◎町民への周知はもちろん重要であるが、まじゅんプラン策定後に採用された職員も多く、計画を知らない職員への周知・啓発を行います。 	A
R 1			A
R 2	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画週間において、まじゅんプランのダイジェスト版で作成している漫画を掲示しました。 また、町ホームページにもまじゅんプラン及びまじゅんプランのダイジェスト版を公開しました。 男女共同参画週間にあわせて男女共同参画計画についても掲示できたので、来庁された町民に周知を図ることができた。 ●他に様々な広報媒体や機会を活用して周知 	◎町公式のLINEへ掲載するなどの方法を検討している。	B

	ができるか検討する必要がある。	
--	-----------------	--

④男女共同参画推進会議の充実

担当課	企画財政課		
取り組みの内容	男女共同参画に向けた効果的・具体的な取り組みの提言を行う組織として男女共同参画推進会議の継続実施・充実を図ります。		
年度	現状と課題	対応策の案	評価
H30	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年4月に第一回男女共同参画推進会議を開催し第二次男女共同参画計画(まじゅんプラン)の見直しについて議論をしました。また、9月に第二回男女共同参画推進会議を開催し、平成29年度の事業進捗状況の確認について議論しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ◎12月頃に男女共同参画推進会議を開催する予定で、平成30年度事業の進捗状況について意見・提案について議論をします。 ◎12月頃には推進会議を開催し、事業進捗状況の確認を年度の早い段階で行います。 	A
R1	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年11月に第一回男女共同参画推進会議を開催し第二次男女共同参画計画(まじゅんプラン)の平成30年度における事業の進捗状況について議論をしました。 	<ul style="list-style-type: none"> ◎11月頃に男女共同参画推進会議を開催する予定で、令和元年度事業の進捗状況について意見・提案について議論をします。 ◎11月頃には推進会議を開催し、事業進捗状況の確認を行います。 	A
R2	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年1月に第1回男女共同参画推進会議を開催し、まじゅんプランの令和元年度における事業の進捗状況について報告しました。 ●コロナ禍ではあったが、委員の方々を集めて会議を開催し各委員から貴重な意見を得ることができた。 ●令和元年度の事業の進捗状況を報告することはできたが、その他に情報共有することができなかつたため、次回の会議では進捗状況だけでなく、その他にも共有できるものを検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◎世界や国、県で実施されている男女共同参画に関する情報を把握しておく。 	A

⑤「まじゅんプラン」推進に向けた町民組織の育成支援・連携体制の充実

担当課	企画財政課		
取り組みの内容	地域や職域等で男女共同参画や、人権問題等に関する調査、研究などの取り組みを行う団体の育成を支援します。併せて、各施策の推進をそうした団体と協働で行えるよう、連携・支援体制の構築に努めます。		
年度	現状と課題	対応策の案	評価
H30	<ul style="list-style-type: none"> 12月に女性団体等交流会を開催し、各女性団体間の交流及び意見交換を図りました。内容として、沖縄県女性海外セミナーに参加した方による研修報告、LGBT等性の多様性について町職員による説明会を行い、町内女性団体の代表者の方との情報共有も行いました。 	<ul style="list-style-type: none"> ◎引き続き女性団体等交流会を開催するとともに、那覇人権啓発活動地域ネットワーク協議会に参加し、人権擁護委員との連携を図ります。 	A
R1	<ul style="list-style-type: none"> 2月頃に女性団体等交流会の開催をする準備をしていたが、コロナウイルスの影響により、開催ができませんでした。 	<ul style="list-style-type: none"> ◎女性団体等交流会を開催し、各女性団体の交流を活性化させるとともに、那覇人権啓発活動地域ネットワーク協議会に参加し、人権擁護委員との連携を図ります。 	D
R2	<ul style="list-style-type: none"> ●新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言等により女性団体等交流会を開催することができませんでした。 ●各女性団体の連携ができるように会議が開催できるように検討していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ◎対面形式の会議だけでなく、Web会議等ができないか検討していく。 	D

⑥庁内推進体制の整備

担当課	企画財政課		
取り組みの内容	全庁的に男女共同参画を推進していくため、庁内の推進本部会議の定期的な開催を行うとともに、職員研修の機会を通し、本計画の職員への周知を図ります。		
年度	現状と課題	対応策の案	評価
H30	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画推進本部会議を7月に開催しました。 平成29年度事業の進捗状況及びまじゅんプランの中間見直しの内容について確認しました。 また、11月には町職員及び関係者向けの研修会を開催し、職員への周知を図りました。 	<p>◎10月頃に推進本部会議を開催し、平成30年度事業の進捗状況を確認します。</p> <p>また、職員研修については引き続き開催を予定します。</p>	A
R 1	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画推進本部会議を11月に開催し、平成30年度事業の進捗状況について確認しました。 また、11月には町職員及び関係者向けの研修会を開催し、職員への周知を図りました。 	<p>◎11月頃に推進本部会議を開催し、令和元年度事業の進捗状況を確認します。</p> <p>また、職員研修については引き続き開催を予定します。</p>	A
R 2	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画推進本部会議を令和2年11月に開催し、令和元年度事業の進捗状況について確認しました。 事業の進捗状況を報告することにより、男女共同参画について全庁的な把握をすることができた。 ●一昨年までは職員向けの研修を行っていたが、緊急事態宣言中であったため、研修を行う事ができなかった。 	<p>◎一斉に集める研修だけでなく、他の機関が開催している研修等があれば、積極的に情報を共有していき、職員の研修ができる環境を整えていく。</p>	A

⑦男女共同参画条例の制定

担当課	企画財政課		
取り組みの内容	男女共同参画社会を実現するため、町民の共通の目標となる「南風原町男女共同参画条例(仮称)」の制定を目指します。		
年度	現状と課題	対応策の案	評価
H30	<ul style="list-style-type: none"> 県内他市町村の条例制定状況及び、男女共同参画計画の策定状況について調査しました。 条例制定済み市町村：15 計画策定済み市町村：19 (平成30年4月1日時点) 	<p>◎条例制定に向け、先進市町村の事例など情報収集を行います。</p>	C
R 1	<ul style="list-style-type: none"> 県内他市町村の条例制定状況及び、男女共同参画計画の策定状況について調査しました。 条例制定済み市町村：15 計画策定済み市町村：17 (平成31年4月1日時点) 		C
R 2	<ul style="list-style-type: none"> 県内他市町村の条例制定状況及び男女共同参画計画の策定状況について調査しました。また、他市町村の条例について情報収集を行い、条例制定に向けて準備を行いました。 条例制定済み市町村：15 計画策定済み市町村：17 (令和2年4月1日時点) 条例制定に向けて先進市町村の事例などの情報収集を行う事ができた。 	<p>◎条例を審議する時までには、各種団体との意見交換を行えるように検討する。</p>	C

	●条例制定に向けて、男女共同参画推進会議の委員や女性団体等交流会のメンバーとの意見交換を行うことができなかった。	
--	--	--

⑧女性問題解決のための国内外の情報の収集・提供

担当課	企画財政課		
取り組みの内容	様々な女性問題の解決のため国内外の先進事例等の情報を収集し、住民に提供します。		
年度	現状と課題	対応策の案	評価
H30	・男女共同参画週間(6/23～6/29)に「町民ホール」においてパネル展を開催し、国内外の先進事例についても広報・啓発を行いました。	◎国内外の先進事例等の情報収集に努め、町民に情報提供します。 ◎国や県が発刊する広報誌などを活用し、情報提供に努めます。	B
R 1			B
R 2	・男女共同参画週間(6/23～6/29)において、パネル展を開催し、国内の事例について広報・啓発活動を行いました。 ・DVについての具体的な事例をパネル展示することにより、DVの事例について女性相談や男性相談についてのパネルも展示することができた。また、県内の相談窓口の一覧も展示しており、広く町民に広報・啓発活動を行うことができた。 ●町民が興味を持つように写真や絵でわかりやすいような展示ができるように検討する必要がある。	◎沖縄県男女共同参画センター(ていする)と調整をして新たな展示資料がないか模索する。	B

⑨男女共同参画に関する実態の把握

担当課	企画財政課		
取り組みの内容	男女共同参画に関する各種意識調査等を町民や職員に必要なに応じて実施し、社会の変化や実態を把握し、その結果が反映されるよう施策します。		
年度	現状と課題	対応策の案	評価
H30	・意識調査は実施できておりませんが、こども課の母子相談窓口や社会福祉協議会の実施するふれあい相談の担当者からヒアリングを行い、南風原町の相談内容の実態把握を行いました。	◎必要に応じて各種意識調査等を行います。 ◎新しく計画を策定する際には、アンケート調査等を実施して、現状把握に努めます。	B
R 1			B
R 2	・令和2年度は意識調査を実施しませんでした。が、要保護児童等対策地域協議会等で関係各機関からの情報を共有することで、南風原町内であった相談内容の実態把握を行いました。 ・若年世帯の問題などについて、各専門の委員の方の意見を聞くことができた。 ●意識調査を実施できていないため、町民の男女共同参画に関する意識調査を把握できていない。	◎令和3年度に町民への意識調査を実施する。	B

(2) 固定的な役割分担意識の変革

① 固定的な性別役割分担を意識させない教育の推進

担当課	こども課		
取り組みの内容	子どもの成長・価値観の形成に大きな影響を与える幼児期において、家庭との連携のもと、保育所や幼稚園で固定的な性別役割分担意識を植え付けない教育を推進します。		
年度	現状と課題	対応策の案	評価
H30	・男女平等の意識をつけるため、保育士において、男女とも「さん付け」で呼ぶことや、整列の際にも男女混合にしています。	◎平成 30 年度実績に同じ。 ◎今後もこれまで通り実施します。	A
R 1		◎令和元年度実績に同じ。 ◎今後もこれまで通り実施します。	A
R 2	・男女平等の意識をつけるため、保育士において、男女とも「さん付け」で呼ぶことや、整列の際にも男女混合にしています。 ・保育士への男女平等の意識をつける事につながる ●取り組みの周知を図ること	◎引き続き、園だより等で取り組みの周知を図る	A

担当課	学校教育課		
取り組みの内容	子どもの成長・価値観の形成に大きな影響を与える幼児期において、家庭との連携のもと、保育所や幼稚園で固定的な性別役割分担意識を植え付けない教育を推進します。		
年度	現状と課題	対応策の案	評価
H30	・幼稚園では名前を呼ぶときは「〇〇さん」で統一して男女分けしていません。また、ゴムぞうりも男女で色分けせず、クラス単位で色分けしています。	◎平成 30 年度実績に同じ。	A
R 1		◎令和元年度実績に同じ。	A
R 2	・幼稚園では園児の呼名の際には、「〇〇さん」で統一して男女で区別はしていない。園庭等で使用するゴムぞうりの色分けについても、男女別ではなく、クラス単位の色分けにしている。 ・日常的な取り組みの成果もあり、各種の活動場面においても男女区別なく実施できた。	◎引き続き、固定的な性別役割分担意識を植え付けない教育を推進する。	A

② 学校教育でのジェンダー平等についての学習機会の充実

担当課	学校教育課		
取り組みの内容	道徳の時間や総合的な学習の時間等、あらゆる場面を通し、固定的な性別役割分担意識を植え付けない男女平等学習や男女を問わず L G B T 等、性の多様性について、配慮が必要であることを理解するためのジェンダー教育を含めた人権教育を推進します。		
年度	現状と課題	対応策の案	評価
H30	・各学校において道徳教育推進教師、人権教育担当が計画的に推進しています。	◎平成 30 年度実績に同じ。	A
R 1		◎令和元年度実績に同じ。 ◎各学校において道徳教育推進教師、人権教育担当が中心となり、計画的に推進していく	A
R 2	・幼稚園、小中学校における男女混合名簿の完全実施。(中学校においては令和 2 年度から完全導入) ・学校において児童生徒対象や教職員を対象とした、L G B T の理解や性の多様性を学ぶ講演会や学習会(道徳や特別活動など)を実施。	◎引き続き、ジェンダー教育や L G B T を含めた性の多様性に係る学習を推進する。	A

	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校においては「制服選択制」を実施。(令和3年度より) ・SDGsと関連させながらジェンダー平等について学習を行う。 ・各学校において、道徳教育推進教師や人権教育担当者が各学校の児童生徒の実態に応じた人権教育に係る取組が推進できた。 ・中学校の各種取組の推進にあたっては、生徒会活動や生徒の意見を取り入れるのなど、生徒自身に自分事として考えさせることができた。 		
--	---	--	--

③男女混合名簿の導入

担当課	学校教育課		
取り組みの内容	学校現場などでの先進事例の収集・調査や、校長・教頭連絡会や教職員研修会での提案などを行い男女混合名簿を導入します。		
年度	現状と課題	対応策の案	評価
H30	<ul style="list-style-type: none"> ・町立幼稚園、町立小学校で男女混合名簿を導入しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ◎町立中学校において男女混合名簿を導入に取り組みます。 ◎町立幼稚園・小学校・中学校で男女混合名簿の実施をします。 	B
R 1		<ul style="list-style-type: none"> ◎町立中学校において男女混合名簿を導入に取り組みます。 ◎町立幼稚園・小学校・中学校での男女混合名簿の導入 	B
R 2	<ul style="list-style-type: none"> ・町立幼稚園、小学校においては、以前より男女混合名簿は導入済み。 ・中学校においては男女別習の教科等があるため、男女混合名簿導入に係る課題等を調査、検討する。(令和元年度) ・町立中学校において、令和2年度より男女混合名簿の導入。 ・中学校の導入にあたっては、幼稚園や小学校の導入が先に行われていることもあり、比較的スムーズに導入ができた。 ・男女混合名簿の導入で、ジェンダー教育を含めた人権教育について、効果的な推進ができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ◎引き続き、ジェンダー教育やLGBTを含めた性の多様性に係る学習や、人権教育を推進する。 ◎メディア・リテラシーや情報モラルの指導については毎年継続して計画する。 	A

④主体的な進路選択を支えるキャリア教育の推進

担当課	学校教育課		
取り組みの内容	次世代を担う子どもたちが性別に捉わられることなく、それぞれが望む進路を主体的に選択でき、幅広い分野に進めるよう、適切な進路指導やキャリア教育の推進に努めます。		
年度	現状と課題	対応策の案	評価
H30	<ul style="list-style-type: none"> ・「学校応援隊はえばる」など地域ボランティアの活用し、キャリア教育・進路指導の計画を立案し、職場体験学習等において指導しています。 	◎平成30年度実績に同じ。	A
R 1		◎令和元年度実績に同じ。	A
R 2	<ul style="list-style-type: none"> ・「学校応援隊はえばる」など地域ボランティアを活用し、キャリア教育及び進路指導の計画を立案し実施している。 ・令和2～3年度は、新型コロナウイルス感染 	◎新型コロナウイルス感染症対策を講じた上での、職場体験等の体験学習の実施に向けた実施方法等の構築。	A

	<p>症感染拡大に伴い、職場体験学習については未実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和3年度より、児童生徒の効果的なキャリア形成を図る目的で、小1～高3まで系統的で連携した取組である「キャリアパスポート」を実施している。 新型コロナウイルス感染拡大の影響で職場体験は実施できていないが、キャリア教育に係る講演会など、「学校応援隊はえばる」や地域ボランティアを活用した取り組みは継続できた。 		
--	--	--	--

⑤男女平等教育に関する研修の充実

担当課	こども課		
取り組みの内容	保育士や教職員等の男女平等意識の高揚を図るため、研修機会の充実に努めます。		
年度	現状と課題	対応策の案	評価
H30	<ul style="list-style-type: none"> 特別な研修は行っていませんが、男女平等の意識をつけるため、保育士において、男女とも「さん付け」で呼ぶことや、整列の際にも男女混合にするよう、日々確認し実践しています。 	◎平成30年度実績に同じ。 ◎今後もこれまで通り実施します。	A
R1		◎令和元年度実績に同じ。 ◎今後もこれまで通り実施します。	A
R2	<ul style="list-style-type: none"> 特別な研修は行っていませんが、男女平等の意識をつけるため、保育士において、男女とも「さん付け」で呼ぶことや、整列の際にも男女混合にするよう、日々確認し実践しています。 保育士への男女平等の意識をつける事につながる ●園内研修において周知を図る 	◎引き続き、園内研修において周知を図る	A

担当課	学校教育課		
取り組みの内容	保育士や教職員等の男女平等意識の高揚を図るため、研修機会の充実に努めます。		
年度	現状と課題	対応策の案	評価
H30	<ul style="list-style-type: none"> 幼稚園では名前を呼ぶときは「○○さん」で統一して男女分けしていません。また、ゴムぞうりも男女で色分けせず、クラス単位で色分けしています。 	◎平成30年度実績に同じ。	A
R1		◎令和元年度実績に同じ。	A
R2	<ul style="list-style-type: none"> 中学校においては、制服選択制の実施に向けた取り組みとして、道徳の時間や特別活動を活用した取り組みを推進するとともに、職員対象と生徒対象の講演会(LGBTや性の多様性を理解する内容)を実施。 児童生徒を指導・支援する立場である教職員が、指導・支援の場面の前に研修を実施したことで、LGBTや性の多様性に関する指導がスムーズに実施できた。 生徒対象の講演会では、トランスジェンダーの講演者を招聘したことで、LGBTや性の多様性の理解が深まった。 	◎LGBTや性の多様性に関する理解を深めるための継続的な取り組みが必要となる。	A

⑥生涯学習における男女共同参画に関する学習機会の充実

担当課	生涯学習文化課		
取り組みの内容	男女共同参画を進める地域リーダーの育成や社会通念的な性別役割分担意識の変革に向けて、各種講演会や講座等において、男女共同参画の視点に立った学習を推進します。		
年度	現状と課題	対応策の案	評価
H30	・性別役割分担意識の変革に向けて、公民館学級講座において、男の料理教室(家庭料理、手打ち沖縄そば)を実施しました。またその他の講座の募集においても、性別に関わらず広く募集しています。	◎平成30年度実績に同じ。 ◎今後も積極的に取り組んでいきます。	A
R1	・性別役割分担意識の変革に向けて、公民館学級講座において、男の料理教室(家庭料理)を実施しました。またその他の講座の募集においても、性別に関わらず広く募集しています。	◎令和元年度実績に同じ。 ◎今後も積極的に取り組んでいきます。	A
R2	・公民館学級講座において、「男の家庭料理」講座を実施しました。またその他の講座の募集においても、性別に関わらず広く募集しています。 ・事業によって「男女共同参画」の意識が向上し、家庭生活から男女共同参画の必要性を話し合ったり、お互いを思いやる気持ちを育むことができた。 ●町広報誌、HPだけでなく様々な媒体を活用して周知ができるか検討する必要がある。	◎町公式のLINEへ掲載する方法を検討している。 ◎今後も積極的に取り組んでいきます。	A

方針2. 男女が共に健康で安心して暮らすための条件整備

(1)人権意識の高揚及び女性に対する暴力の根絶

①メディア・リテラシー育成講座の開催

担当課	企画財政課		
取り組みの内容	メディアの流す情報に含まれる社会的固定概念等に対して敏感な視点を持つことができるよう、メディアの適切な利用や、情報を主体的に読み解き・発信する能力を養うメディア・リテラシー育成講座の開催を検討していきます。		
年度	現状と課題	対応策の案	評価
H30	・男女共同参画週間(6/23~6/29)に「町民ホール」においてパネル展を開催し、メディア・リテラシーについての広報・啓発を行いました。	◎国や県、他市町村の情報収集を行い、メディア・リテラシー育成に関する情報発信を行います。	B
R1	・男女共同参画週間(6/23~6/29)において、パネル展を開催し、メディア・リテラシーについてのポスターを掲示し、広報・啓発活動を行いました。	◎他市町村の先進事例を参考に開催方法の検討を行う。	B
R2	・メディア・リテラシーについてのポスター展示を行い、広く町民に広報・啓発活動を行うことができた。 ●メディア・リテラシー育成に関する資料について広報・啓発のみならず、メディア・リテラシー育成の育成講座の開催ができていない。		B

担当課	学校教育課		
取り組みの内容	メディアの流す情報に含まれる社会的固定概念等に対して敏感な視点を持つことができるよう、メディアの適切な利用や、情報を主体的に読み解き・発信する能力を養うメディア・リテラシー育成講座の開催を検討していきます。		
年度	現状と課題	対応策の案	評価
H30		◎平成30年度実績に同じ。	A
R1	・いじめ防止を例題として、SNSなどの取り扱いなど、ネット情報について、授業の中で指導しました。	◎令和元年度実績に同じ。 ◎いじめ防止等の指導の一環として、人権擁護委員や沖縄県警によるサイバー犯罪防止教室の実施	A
R2	<ul style="list-style-type: none"> 各学校においては、担任及び情報教育担当や人権教育担当が中心となった情報モラル指導を実施。 各学校において、いじめ防止等の指導の観点とSNSやインターネットの安全な使い方を目的に、人権擁護委員や沖縄県警などの関係機関を招聘したサイバー犯罪防止教室を実施。 町教育委員会委託のネットパトロール業者による、児童生徒の発達段階に応じたSNSやインターネットの安全教室を実施。 児童生徒の身近にあるSNSやインターネットに係る安全教室の実施において、多くの関係機関を活用することにより、児童生徒の発達段階に応じた効果的な取組ができた。 ●情報化が急速に進展する中で、SNSやインターネットの活用に係るメディア・リテラシーや情報モラルの指導については毎年継続して実施する必要がある。 	◎メディア・リテラシーや情報モラルの指導については毎年継続して計画する。	A

②学校教育での人権教育等の推進

担当課	学校教育課		
取り組みの内容	人権ガイドブックの活用をはじめ、道徳の時間や平和学習、総合的な学習の時間等、あらゆる場面を通して、学校教育での人権教育やDV等の教育を推進します。		
年度	現状と課題	対応策の案	評価
H30	・教育計画の中で「人権教育計画」を立案し実施しています。弁護士によるいじめ防止授業などの実施。	◎平成30年度実績に同じ。	A
R1		◎令和元年度実績に同じ。	A
R2	<ul style="list-style-type: none"> 道徳や特別活動も含め、全ての学校教育活動を通して、人権教育を推進している。 道徳教育推進教師や人権教育担当教員が中心になり、児童生徒の発達段階に応じた人権教育の取組を計画・実施している。 毎月1回、「人権の日」を設定し、資料等を活用して人権を考える学習活動を実施している（校内放送等の活用含む）。 毎月の生活アンケートの実施。 全校児童生徒を対象にした教育相談の実施。 ユニセフ等の募金への協力や世界エイズデーに関する取組の実施。 関係機関（人権擁護委員など）を招聘した人権教室の実施。 教育活動内で実施される各取組をとおして、 	◎毎年（定期的に）情報モラルやサイバー犯罪、ネットリテラシーに関する指導を計画・実施する。	A

	児童生徒の人権意識の高揚が図られている。 ● SNS(ラインなど)やインターネットを介した、悪口等の書き込み、個人の写真等の掲載などの実情がある。	
--	--	--

③DV・虐待等に対する情報提供の充実

担当課	企画財政課		
取り組みの内容	配偶者や恋人等からの暴力を根絶するため、DV防止法の周知徹底を図るとともに、ポスター等各種広報媒体を活用し、身体的・精神的・性的暴力などの様々なケースがDVに該当することを周知します。また、関係各課との連携のもと、高齢者虐待防止法や障害者虐待防止法等の周知と合わせ、あらゆる暴力・性犯罪等の根絶に向けた効果的な周知活動を展開します。		
年度	現状と課題	対応策の案	評価
H30	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画週間(6/23～6/29)においてDVについてのパネルを「町民ホール」、「南風原ギャラリー」に展示して身体的・精神的・性的暴力など様々なケースがDVに該当する事を周知しました。 また、女性に対する暴力をなくす運動パネル展(11/12～11/25)を開催し、町民への啓発を図りました。 	◎引き続きパネル展を開催するとともに、関係各課と連携してあらゆる暴力の根絶に向けた効果的な周知活動を展開します。	B
R 1	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画週間(6/23～6/29)においてDVについてのパネルを「町民ホール」、「南風原ギャラリー」に展示して身体的・精神的・性的暴力など様々なケースがDVに該当する事を周知しました。 	◎引き続きパネル展を開催するとともに、関係各課と連携してあらゆる暴力の根絶に向けた効果的な周知活動を展開します。	B
R 2	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画週間(6/23～6/29)において、パネル展を開催し、身体的・精神的・性的暴力など様々なケースのDVについて広報・啓発活動を行いました。 身体的・精神的・性的暴力などの様々なケースのDVについてのポスター展示を行い、広く町民に広報・啓発活動を行うことができた。 ●DV加害者が自覚しやすいようなポスターを掲示し、広報・啓発活動を行う必要がある。 	◎国や県・他市町村の情報を収集していく。	B

担当課	こども課		
取り組みの内容	配偶者や恋人等からの暴力を根絶するため、DV防止法の周知徹底を図るとともに、ポスター等各種広報媒体を活用し、身体的・精神的・性的暴力などの様々なケースがDVに該当することを周知します。また、関係各課との連携のもと、高齢者虐待防止法や障害者虐待防止法等の周知と合わせ、あらゆる暴力・性犯罪等の根絶に向けた効果的な周知活動を展開します。		
年度	現状と課題	対応策の案	評価
H30	<ul style="list-style-type: none"> 窓口へのパンフレットの設置 	◎平成30年度実績に同じ。 ◎これまで通り実施します。	A
R 1	<ul style="list-style-type: none"> 相談者へ女性相談所を口頭で案内したり、パンフレットを渡しています。 	◎令和元年度実績に同じ。 ◎これまで通り実施します。	A
R 2	<ul style="list-style-type: none"> 窓口へのパンフレットの設置し、相談者へ女性相談所を口頭で案内したり、パンフレットを渡しています。 目につきやすい箇所へ掲示することで、周知を図った ●引き続き窓口等における周知を図っていく 	◎引き続き窓口等における周知を図っていく	A

担当課	保健福祉課		
取り組みの内容	配偶者や恋人等からの暴力を根絶するため、DV防止法の周知徹底を図るとともに、ポスター等各種広報媒体を活用し、身体的・精神的・性的暴力などの様々なケースがDVに該当することを周知します。また、関係各課との連携のもと、高齢者虐待防止法や障害者虐待防止法等の周知と合わせ、あらゆる暴力・性犯罪等の根絶に向けた効果的な周知活動を展開します。		
年度	現状と課題	対応策の案	評価
H30	<ul style="list-style-type: none"> 民生委員・児童委員研修会において、地域包括支援センターが高齢者虐待の対応窓口であることや虐待対応について周知を図りました。その他、地域包括支援センターのポスターやパンフレットを作成、町の広報に掲載する等して周知活動に努めています。 	<ul style="list-style-type: none"> ◎広報や民生委員児童委員等への勉強会を通じて、高齢者虐待対応の窓口が地域包括支援センターであることを周知します。 	A
R 1	<ul style="list-style-type: none"> 民生委員・児童委員研修会において、地域包括支援センターが高齢者虐待の対応窓口であることや虐待対応について周知を図った。その他、地域包括支援センターのポスターやパンフレットを作成、町の広報に掲載する等して周知活動に努めている。 委託相談事業所、計画相談事業所さらに他市町、警察等関係機関と情報連携し互いに相談しながら障がい者(児)の虐待防止に取り組んだ。 	<ul style="list-style-type: none"> ◎令和元年同様、高齢者虐待の困り感の解消に努めるため、広報や民生委員児童委員等への勉強会を通じて、高齢者虐待対応の窓口が地域包括支援センターであることを周知していく。 ◎今後も関係機関との連携を図りながら障がい者(児)の虐待防止に取り組む。 ◎毎年の様に高齢者虐待の相談がある。今後も相談する先がわからずにいる事がないように周知していく。 	A
R 2	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者虐待等について広報紙、ポスター掲示等により周知を図っている。 高齢者虐待の相談について適宜対応し、関係機関とも連携を図っている。 障がい者虐待防止に関するパンフレットを窓口に設置している。 高齢者虐待の相談について、関係機関と連携を図り対応した。 障がい者虐待の相談について、関係機関と連携を図り対応した。 ●町ホームページ等も活用し引き続き周知を図る。 引き続き関係機関等と連携し、適宜対応する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◎高齢者や障がい者への虐待防止と虐待の早期発見・早期の対策を講じるため、高齢者、障がい者、その家族だけでなく地域への虐待に関する知識の普及啓発を関係機関と連携し取り組む。 	A

担当課	学校教育課		
取り組みの内容	配偶者や恋人等からの暴力を根絶するため、DV防止法の周知徹底を図るとともに、ポスター等各種広報媒体を活用し、身体的・精神的・性的暴力などの様々なケースがDVに該当することを周知します。また、関係各課との連携のもと、高齢者虐待防止法や障害者虐待防止法等の周知と合わせ、あらゆる暴力・性犯罪等の根絶に向けた効果的な周知活動を展開します。		
年度	現状と課題	対応策の案	評価
H30	<ul style="list-style-type: none"> 道徳の授業等で、生命尊重・思いやり等についての学習を行った。 	◎平成30年度実績に同じ。	A
R 1		◎令和元年度実績に同じ。	A
R 2	<ul style="list-style-type: none"> ○全児童生徒へ児童虐待に関する相談窓口等(電話189)に関するチラシを配布し、児童虐待への対応について周知した。 校長教頭会及び小中学校生徒指導主任会において、「学校・教育委員会向け虐待対応の手引き」を活用して対応法を確認するとともに、各学校においては「手引き」を活用して職員 	◎定期的に「児童虐待対応の手引き」を確認する場面や研修会を設定する。	A

	研修を実施した。 ・「児童虐待対応の手引き」の研修を通して、被害児童生徒を守るための学校の対応策や関係機関との連携方法について周知が進んだ。 ●管理職や一部の職員だけでなく、児童生徒に関わる全職員が「児童虐待対応の手引き」に示す対応法を理解する必要がある。		
--	--	--	--

④DV・虐待等に対する相談窓口の周知及び充実

担当課	企画財政課		
取り組みの内容	DVやあらゆる性暴力の防止と被害者の保護を図るため、沖縄県女性相談所や南部配偶者暴力相談支援センター等、DVについての関係機関相談窓口の周知を行います。また、役場内においては、女性相談員の増員を図るなど、プライバシーに配慮した相談窓口の充実を図ります。		
年度	現状と課題	対応策の案	評価
H30	・町ホームページにて相談窓口一覧を掲載しました。男女共同参画週間パネル展においてもチラシを設置して、周知を図りました。	◎引き続き相談窓口一覧等を活用して周知を行います。	B
R 1	・町ホームページにて相談窓口一覧を掲載しています。男女共同参画週間パネル展においてもチラシを設置して、周知を図りました。		A
R 2	・町ホームページに相談窓口一覧を掲載してDVやあらゆる性暴力の防止と被害者のための相談窓口についての情報提供を行いました。 ・相談窓口についての一覧をホームページに掲載したことにより、広く町民に広報・啓発活動を行うことができた。 ●他の広報媒体を活用して周知ができるか検討する必要がある。	◎町公式のLINEへの掲載の仕方など、利用したい人がすぐに検索できるようなものを検討する。	A

担当課	こども課		
取り組みの内容	DVやあらゆる性暴力の防止と被害者の保護を図るため、沖縄県女性相談所や南部配偶者暴力相談支援センター等、DVについての関係機関相談窓口の周知を行います。また、役場内においては、女性相談員の増員を図るなど、プライバシーに配慮した相談窓口の充実を図ります。		
年度	現状と課題	対応策の案	評価
H30	・南部福祉事務所に婦人相談員の設置がされているので、町での予定はありませんが、町では平成27年度から社会福祉士を1名増員し相談体制の強化を図っております。 平成30年度の相談件数/235件	◎平成30年度実績に同じ。 ◎これまで通り実施します。	A
R 1	・南部福祉事務所に婦人相談員の設置がされているので、町での予定はありませんが、町では平成27年度から社会福祉士を1名増員し相談体制の強化を図っております。 令和元年度の相談件数/283件	◎令和元年度実績に同じ。 ◎これまで通り実施します。	A
R 2	・要保護児童対策地域協議会設置済み。 ・代表者会議(1回)、実務者会議(3回)、個別ケース会議(23回) ・個別ケース会議の実施により、「要保護児童等への支援情報の共有や、役割分担等の確認が可能となった。	◎これまで通り実施します。	A

⑤要保護児童等対策地域協議会の充実

担当課	企画財政課		
取り組みの内容	DVや各種虐待の防止、適切な被害者の対応に向け、要保護児童等対策地域協議会の充実を図るため各関係機関との連携を強化し様々な事例に迅速に対応できるよう努めます。		
年度	現状と課題	対応策の案	評価
H30	・要保護児童等対策地域協議会へ参加し、各関係機関と意見交換しました。	◎引き続き要保護児童等対策地域協議会へ参加します。	A
R 1			A
R 2	・要保護児童等対策地域協議会へ参加し、各関係機関と意見交換や情報共有をおこない、連携を図りました。 ・各関係機関と意見交換や情報共有を行う事ができ、連携強化を図ることができた。	◎引き続き要保護児童等対策地域協議会へ参加し連携強化に努めていきます。	A

担当課	こども課		
取り組みの内容	DVや各種虐待の防止、適切な被害者の対応に向け、要保護児童等対策地域協議会の充実を図るため各関係機関との連携を強化し様々な事例に迅速に対応できるよう努めます。		
年度	現状と課題	対応策の案	評価
H30	・要保護児童対策地域協議会設置済み。代表者会議(1回)、実務者会議(3回)、個別ケース会議(48回)	◎代表者会議(1回)、実務者会議(3回)、個別ケース会議(必要に応じて開催) ◎これまで通り実施します。	A
R 1	・要保護児童対策地域協議会設置済み。 ・代表者会議(1回)、実務者会議(3回)、個別ケース会議(44回)		A
R 2	・要保護児童対策地域協議会設置済み。 ・代表者会議(1回)、実務者会議(3回)、個別ケース会議(23回) ・個別ケース会議の実施により、「要保護児童等への支援情報の共有や、役割分担等の確認が可能となった。	◎これまで通り実施します。	A

担当課	保健福祉課		
取り組みの内容	DVや各種虐待の防止、適切な被害者の対応に向け、要保護児童等対策地域協議会の充実を図るため各関係機関との連携を強化し様々な事例に迅速に対応できるよう努めます。		
年度	現状と課題	対応策の案	評価
H30	・要保護児童等対策地域協議会に参加し、情報共有を図り必要に応じてサービス等の利用に繋げる等各関係機関との連携を図りました。	◎引き続き、要保護児童等対策地域協議会に参加し連携強化に努める。	A
R 1	・要保護児童等対策地域協議会に参加し、情報共有を図り必要に応じてサービス等の利用に繋げる等各関係機関との連携を図りに努めた。また、県開催の虐待防止に関する研修を受講した。		A
R 2	・要保護児童等対策地域協議会の実務者会議や個別ケース会議を通して、障がい児者の支援に関して関係課及び関係機関と情報を共有した。また、会議の主管課となるこども課を中心に様々な立場の支援機関が連携し、対象ケースが安心して日常生活が送れるよう対応・対策に努めた。	◎継続的な事業実施と関係課の連携強化。 ◎個別ケースや各種相談等に対応できる人材育成。	A

	<ul style="list-style-type: none"> 様々な立場の支援機関が連携し、対象ケースが安心して生活できるよう努めることができた。 ●引き続き、関係課及び関係機関と適宜、連携を図り対応する。 		
--	---	--	--

担当課	学校教育課		
取り組みの内容	DVや各種虐待の防止、適切な被害者の対応に向け、要保護児童等対策地域協議会の充実を図るため各関係機関との連携を強化し様々な事例に迅速に対応できるよう努めます。		
年度	現状と課題	対応策の案	評価
H30		◎平成30年度実績に同じ。	A
R 1	<ul style="list-style-type: none"> 要保護児童対策地域協議会やケース会議への参加。 	<ul style="list-style-type: none"> ◎令和元年度実績に同じ。 ◎要保護児童対策地域協議会への参加し、関係機関及び各学校との連携を強化する 	A
R 2	<ul style="list-style-type: none"> 要保護児童等対策地域協議会への参加し、学校や関係機関と連携した対応を推進する。 要対協議会への参加を通して、学校や関係機関と連携を密にして、該当児童生徒の状況を把握することができた。 ●要対協議会に係る児童生徒に関する近況等の情報把握。 	◎定期的に要対協議会に係る児童生徒に関する情報交換の場や参加し情報把握に努める。	A

⑥既存施設を活用したシェルター機能(一時保護所)の確保

担当課	企画財政課		
取り組みの内容	沖縄県女性相談所との連携・調整を行う間、DV被害者の一時的な保護の場所を連携して確保できるよう努めます。		
年度	現状と課題	対応策の案	評価
H30	<ul style="list-style-type: none"> ポスター・チラシ、ホームページ等を活用して、DVに関する事例や相談窓口を周知することで、被害者が早い段階で相談し、一時保護に繋がれるよう関係機関と連携しています。 	◎引き続き関係機関と連携を図ります。	A
R 1			A
R 2	<ul style="list-style-type: none"> ポスター、チラシ、ホームページ等を活用してDVに関する事例や相談窓口を周知することで、被害者が早い段階で相談し、一時保護に繋がれるよう関係機関の連絡先を周知しました。 関係機関の連絡先等を公表することにより、被害者が早い段階で相談できるように情報を公開できた。 ●他の広報媒体を活用して周知ができるか検討する必要がある。 	◎町公式のLINEへの掲載の仕方など、利用したい人がすぐに検索できるようなものを検討する。	A

担当課	こども課		
取り組みの内容	沖縄県女性相談所との連携・調整を行う間、DV被害者の一時的な保護の場所を連携して確保できるよう努めます。		
年度	現状と課題	対応策の案	評価
H30	<ul style="list-style-type: none"> 県の関係機関と調整して、一時的な避難に関しても適宜対応しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ◎平成30年度同様に、案件ごとに適切に対応していきます。 ◎県の関係機関と連携して取り組みます。 	A

R 1		◎令和元年度同様に、案件ごとに適切に対応してまいります。 ◎県の関係機関と連携して取り組みます。	A
R 2	<ul style="list-style-type: none"> 県の関係機関と調整して、一時的な避難に関しても適宜対応しています。 令和2年度女性相談件数 25 件 県の関係機関と連携することで、適切な支援につながった。 	◎今後も県の関係機関と連携して取り組みます。	A

⑦住民基本台帳事務等における被害者保護支援措置の実施

担当課	住民環境課		
取り組みの内容	DV及び虐待加害者が住民票の写し等を不当に利用して被害者の住所を探索することを防止するため、被害者からの申し出により支援借置を講じます。		
年度	現状と課題	対応策の案	評価
H30	<ul style="list-style-type: none"> DV被害者の相談に応じ女性相談所等の公的機関に支援措置申出書を送付しています。その後、住所及び本籍地の戸籍附票の発行ロックを行い加害者が被害者(申出人)の住所を探索することを防止しています。 	◎平成30年度同様、本人、世帯員以外からの住民票等の請求で委任状を添付している場合でも被害者(申出人)に連絡を取り確認の上対応してまいります。 ◎委任状添付の住民票等請求があっても被害者(申出人)に連絡し委任の確認を行います。	A
R 1		◎令和元年度同様、本人、世帯員以外からの住民票等の請求で委任状を添付している場合でも被害者(申出人)に連絡を取り確認の上応じる。 ◎委任状添付の住民票等請求があっても被害者(申出人)に連絡し委任の確認を行う。	A
R 2	<ul style="list-style-type: none"> DV被害者の相談に応じ相談機関(警察署や女性相談所)に「住民基本台帳事務における支援措置申出書」を送付する。その後、住所及び本籍地の戸籍附票の写しを取得することに制限を行い加害者が被害者(申出人)の住所を探索することを防止しています。 全庁的に他課でも注意喚起され情報漏洩防止が図られた。 	◎これまで通り実施します。	A

(2)生涯にわたる健康づくりへの支援

①住民健診・がん検診の充実

担当課	保健福祉課		
取り組みの内容	男女が生涯にわたって心身共に健康に過ごせるよう、住民健診やがん検診などの保健事業を充実します。特に、女性については、妊娠・出産期の健康管理をはじめ、婦人がん検診の実施及び特定の年齢に達した女性に対する子宮頸がん・乳がんを受診の啓発を継続するなど性差に応じた支援に努めます。		
年度	現状と課題	対応策の案	評価
H30	<ul style="list-style-type: none"> 広報等を活用し、健診の受診勧奨や啓発に努めました。 	◎引き続き広報等を活用し、健診の受診勧奨や啓発に努めます。	A
R 1	<ul style="list-style-type: none"> 母子保健事業等(親子健康手帳交付時、乳幼児の訪問時など)を通じて健診や婦人がん検診等の啓発や受診勧奨を行いました。 	◎引き続き、母子保健事業等を活用し、健診の啓発・受診勧奨に努めます。	A
R 2	国保年金課へ業務移管		—

担当課	国保年金課		
取り組みの内容	男女が生涯にわたって心身共に健康に過ごせるよう、住民健診やがん検診などの保健事業を充実します。特に、女性については、妊娠・出産期の健康管理をはじめ、婦人がん検診の実施及び特定の年齢に達した女性に対する子宮頸がん・乳がんを受診の啓発を継続するなど性差に応じた支援に努めます。		
年度	現状と課題	対応策の案	評価
H30	<ul style="list-style-type: none"> 婦人がん検診の通知を行うと共に、対象年齢の方に無料クーポンを送付し受診勧奨を行いました。 	<ul style="list-style-type: none"> ◎本町在住の方を対象に、住民健診(健康診査)事業、婦人がん検診事業を実施し、健診(検診)受診者に受診料の補助を行う予定です。 ◎これまで通り実施します。 	A
R 1		<ul style="list-style-type: none"> ◎本町在住の方を対象に、住民健診(健康診査)事業、婦人がん検診事業を実施し、健診(検診)受診者に受診料の補助を行う予定です。 ◎これまで通り実施します。令和2年度から婦人がん検診(乳がん、子宮頸がん)の無料クーポン対象者を国基準の対象者とした。 	A
R 2	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナの感染拡大に配慮しながら、母子保健事業等(親子健康手帳交付時、乳幼児の訪問時など)を通じて健診や婦人がん検診等の啓発や受診勧奨を行った。 ・婦人がん検診の通知を行うとともに、対象年齢の方に無料クーポンを送付し、受診勧奨を行った。新型コロナウイルスの影響により、一部婦人がん集団検診が中止になったが、感染が落ち着いた時期にあらためて検診日を設け、感染症対策を講じながら子宮頸がん・乳がんの受診の機会を設けた。 ・コロナ禍においても感染対策をしながら母子保健事業等を実施したため、その場を活用して健診等の啓発を行うことができた。 ・新型コロナウイルスの影響により、一部予定を変更したが、コロナ感染症予防に取り組み、住民健診(健康診査)事業、婦人がん検診事業を実施できた。 ●若い世代への住民健診・婦人がん集団検診等の重要性について周知をさらに行い、受診率向上をめざす。 	<ul style="list-style-type: none"> ◎広報誌やホームページに加え、各字・自治会へのポスター掲示や若年層に向けては町公式LINE等を活用する。対象年齢に婦人がん無料クーポンを送付する。 	B

②リプロダクティブ・ヘルス/ライツの意識啓発

担当課	保健福祉課		
取り組みの内容	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)の理念について普及を図るため、講演会等の実施に努めます。		
年度	現状と課題	対応策の案	評価
H30	<ul style="list-style-type: none"> ・健康相談等において、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの理念に基づいた相談や指導を行いました。 	<ul style="list-style-type: none"> ◎引き続き健康相談時等においてはリプロダクティブ・ヘルス/ライツの理念に基づいた相談や指導に努めます。 	A
R 1			A
R 2	国保年金課へ業務移管		—

担当課	国保年金課		
取り組みの内容	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)の理念について普及を図るため、講演会等の実施に努めます。		
年度	現状と課題	対応策の案	評価

H30	項目なし	項目なし	—
R 1			—
R 2	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、健康相談等においてはリプロダクティブ・ヘルス/ヘルツの理念に基づいた相談や指導を実施した。 ・コロナ禍においても感染対策をしながら健康相談等を実施できた。外出自粛等の中で心身の不調・子どもの発育などの相談に対し関係機関につなぐなど対応することができた。 ●新しい生活様式に準じながら事業を継続していく。 	◎新しい生活様式に準じながら事業を継続していく。	B

③母性保護と母子保健の推進

担当課	保健福祉課		
取り組みの内容	妊娠出産に関する健康相談、保健指導、栄養指導等、母子保健サービスを推進します。		
年度	現状と課題	対応策の案	評価
H30	<ul style="list-style-type: none"> ・親子健康発行時の保健指導・栄養指導を始め妊産婦訪問、新生児訪問、マタニティランチ学習会等を実施しました。 	◎引き続き親子健康発行時の保健指導・栄養指導を始め妊産婦訪問、新生児訪問、マタニティランチ学習会等を実施します。	A
R 1			A
R 2	国保年金課へ業務移管		—

担当課	国保年金課		
取り組みの内容	妊娠出産に関する健康相談、保健指導、栄養指導等、母子保健サービスを推進します。		
年度	現状と課題	対応策の案	評価
H30	項目なし	項目なし	—
R 1			—
R 2	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナの感染拡大防止に努めながら、親子健康手帳発行時の保健指導、栄養指導を行った。また、妊産婦訪問、新生児訪問についても同様に時期をみながら感染対策を行いながら実施した。 また、マタニティ教室は中止をしたが、オンライン両親学級を実施し、妊婦さんが安心して出産できる体制づくりを行った。 ・コロナの感染対策をきちんと行いながら、これまでと同じように親子健康手帳発行時の保健指導、栄養指導や訪問事業を行ったこと、オンラインを活用した両親学級を行ったことで、コロナ禍においても安心して妊娠、出産ができるようサポートができた。 	◎新しい生活様式に準じながら事業を継続していく。	A

④性教育・思春期教育の実施

担当課	学校教育課		
取り組みの内容	男女がともに性に関する正しい知識を持ち、命の大切さや親になることの意義、人権尊重について理解と認識を深めるため、発達段階に応じた性教育・思春期教育を推進します。		

年度	現状と課題	対応策の案	評価
H30	・小4頃から保健体育の時間に実施しています。	◎平成30年度実績に同じ。	A
R1	・小学3年生以上の児童・生徒に対し保健体育の時間を活用して実施しています。	◎令和元年度実績に同じ。	A
R2	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校の保健体育(小は保健)の授業で、担当教員により「心身の機能の発達と心の健康」について学習する。児童生徒の発達段階等により養護教諭を活用した取組も行われている。 ・道徳や特別活動も含め、全ての学校教育活動を通して、人権教育を推進している。 ・道徳教育推進教師や人権教育担当教員が中心になり、児童生徒の発達段階に応じた人権教育の一つでジェンダー平等に係る取組を計画・実施している。 ・学校教育活動で実施される各取組を通して、ジェンダー平等や人権に関する児童生徒の意識の高揚が図られた。 ●性教育の学習にあたっては、発達段階に応じた学習形態(男女共習、男女別習など)の工夫。 	◎ジェンダー平等の人権教育を推進するとともに、発達段階に応じて養護教諭等の活用した取組を推進する。	A

⑤高齢者の生きがいくりと介護予防の推進

担当課	保健福祉課		
取り組みの内容	高齢になっても介護を必要とせず、生きがいを持って暮らせるよう、生きがい活動支援通所事業(地域型・施設型)等の介護予防事業の充実や老人クラブ活動等への参加促進を図ります。特に生きがい活動支援通所事業については男性の参加が少ないことから、参加促進を働きかけます。		
年度	現状と課題	対応策の案	評価
H30	・介護予防事業として、短期集中サービスC(筋力トレーニング教室、水中運動教室)、一般高齢介護予防通所事業、高齢者筋力トレーニング事業、元気アップ訪問、操体教室、高齢者水中運動教室、サーキットマシントレーニング教室、高齢者体操教室(地区：通年型)、地域型ミニデイ、中央型ミニデイ、リーダー養成講座(基礎編)等を実施しました。	<ul style="list-style-type: none"> ◎介護予防事業として、短期集中サービスC(筋力トレーニング教室、水中運動教室)、一般高齢介護予防通所事業、高齢者筋力トレーニング事業、元気アップ訪問、操体教室、高齢者水中運動教室、サーキットマシントレーニング教室、高齢者体操教室(地区：通年型)、地域型ミニデイ、中央型ミニデイ、リーダー養成講座(基礎編)等を実施します。 ◎今後高齢者の自立支援に資するような事業を地域ケア会議等を通して、検討していきます。 	A
R1	・介護予防事業として、短期集中サービスC(筋力トレーニング教室、水中運動教室)、一般高齢介護予防通所事業、高齢者筋力トレーニング事業、元気アップ訪問、操体教室、高齢者水中運動教室、サーキットマシントレーニング教室、高齢者体操教室(地区：通年型)、地域型ミニデイ、中央型ミニデイ、介護予防サポーター養成講座を実施しました。	<ul style="list-style-type: none"> ◎介護予防事業として、短期集中サービスC(筋力トレーニング教室、水中運動教室)、一般高齢介護予防通所事業、高齢者筋力トレーニング事業、元気アップ訪問、操体教室、高齢者水中運動教室、サーキットマシントレーニング教室、高齢者体操教室、(地区：通年型)、地域型ミニデイ、中央型ミニデイ、介護予防サポーター養成講座を実施します。 ◎今後も高齢者の自立支援に資するような事業展開を検討したいが、新型コロナウイルスの影響で介護棒事業のほとんどがストップしている状況です。この状況を鑑みた臨機応変な対応が必要となります。 	A
R2	・高齢者の水中運動教室、筋力トレーニング教	◎生きがい活動支援通所事業について、男性へ	A

	<p>室、運動機能向上事業等を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 28 年度から町社協に生活支援コーディネーターを 2 名配置し、ネットワーク構築を図っている。 平成 28 年度から認知症地域支援推進員を 1 名配置、平成 29 年度は認知症ケアパスの作成、認知症サポーター養成講座、SOS ネットワーク活動を実施。 令和 2 年度は保険者機能強化推進交付金を活用し必要な備品購入やフレイル予防栄養教室を実施。また、高齢者総合保健モデル事業で運動教室等を実施しその結果を踏まえて保健指導を実施した。 筋力や体力がつくだけでなく、事業に参加することで多くの人と交流することで、フレイル予防に繋がっている。 ●生きがい活動支援通所事業について、男性への参加を促進する具体的な方策を検討する必要がある。 ●介護予防事業の充実や高齢者の生きがいづくりへの支援を引き続き実施する。 ●コロナ禍で中止を余儀なくされる事業があった。 	<p>の参加を促進する具体的な方策を他市町村の状況など調査・研究する。</p> <p>◎コロナ禍での事業実施の方策を調査・研究する。</p>	
--	--	--	--

⑥高齢者の雇用に関する支援

担当課	産業振興課		
取り組みの内容	高齢者への就労支援として高齢者に対する就労機会の拡大を企業へ啓発するなど、定年を迎えても働きたいという方への働く環境の整備を支援します。		
年度	現状と課題	対応策の案	評価
H30	平成 27 年度末に構築した無料職業紹介システムを活用し、求人・求職の斡旋を行いました。	◎無料職業紹介システムを活用し、求人・求職の斡旋を行います。 町民への事業周知を図り、就労支援を行います。	C
R 1	平成 27 年度末に構築した無料職業紹介システムを活用し求人・求職の斡旋を行い、高齢者 2 名の方から求職相談がありましたが、企業から高齢者向けの求人が無かったため、マッチングに至りませんでした。	◎無料職業紹介システムを活用し、求人・求職の斡旋を行う。 町民への事業周知を図り、就労支援を行います。 ◎これまで通り実施する。	C
R 2	高齢者 2 名から求職相談がありましたが、企業・事業者からの条件に合う求人案件が無かった為、マッチングに至らなかった。 ●企業等からの求人数が少ない。	◎より多くの求人数を増やす為に、商工会と連携し町内企業等への周知を図る。	C

⑦男性が相談しやすい環境づくり及び相談窓口の周知

担当課	企画財政課		
取り組みの内容	「男は仕事」というような固定的な役割分担意識を変革させるために、様々な媒体を通じて男女共同参画の啓発を行うと共に、男性相談窓口について周知を行う。		
年度	現状と課題	対応策の案	評価
H30	男女共同参画週間にまじゅんプラン概要版にある漫画を掲載したり、女性のエンパワーメントについてのパネルを展示し啓発を図りました。	◎引き続き男女共同参画週間でパネル展を開催し町民向けの意識啓発をします。	A
R 1			A

R 2	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画週間(6/23～6/29)において、パネル展を開催し、女性のエンパワーメントについての広報・啓発活動を行いました。また、男性相談窓口についてもポスターを掲示し、周知を図りました。 女性のエンパワーメントの中で、南風原町出身者の経歴も展示することができ、町民にも興味を持たせることができた。 		A
-----	---	--	---

方針3. 家庭・地域・職場における男女共同参画の環境づくり

(1) 家庭生活における男女共同参画の推進

① 仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し

担当課	企画財政課		
取り組みの内容	仕事と家庭の調和(ワーク・ライフ・バランス)が保たれるよう、男女ともに働き方の見直しについて啓発を図ります。		
年度	現状と課題	対応策の案	評価
H30	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画週間にまじゅんプラン概要版にある漫画を掲載したり、ワーク・ライフ・バランスに関するチラシを掲示し啓発を図りました。 	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画週間に「町民ホール」や「南風原ギャラリー」でワーク・ライフ・バランスについてのパネルを展示し、町民の意識啓発に努めます。 	B
R 1			B
R 2	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画週間(6/23～6/29)において、パネル展を開催し、ワーク・ライフ・バランスについての広報・啓発活動を行いました。 まじゅんプラン(概要版)に掲載されているマンガを掲載したことにより、町民が興味を引きやすいように掲示できた。 		B

② 子育て支援の充実

担当課	こども課		
取り組みの内容	仕事と子育ての両立や、子育てが安心してできる環境を整備するため、通常保育をはじめ多様な保育サービス、幼稚園での預かり保育、学童クラブの充実、認可外保育施設への支援等に努めます。また、子育て支援拠点事業の周知に努めるとともに、地域で子育てを応援する仕組みづくりの推進や男性の参加促進を働きかけます。		
年度	現状と課題	対応策の案	評価
H30	<ul style="list-style-type: none"> 次の事業を実施しました。「病児・病後児保育」、「町外認可外保育園利用世帯への助成」、さらに学童クラブを利用している「ひとり親世帯補助」を行ないました。 (1)延長保育、(2)障がい保育、(3)学童クラブへの支援、(4)認可外保育施設への支援、(5)子育て支援拠点事業の支援(津嘉山) 	<ul style="list-style-type: none"> ◎平成30年度実績に同じ。 ◎これまで通り実施します。 ◎令和元年度実績に同じ。 ◎これまで通り実施します。 ◎これまで通り実施 	A
R 1			A
R 2	<ul style="list-style-type: none"> 「病児・病後児保育」、「町外認可外保育園利用世帯への助成」、さらに学童クラブを利用している「ひとり親世帯補助」を行ないました。 その他子ども子育て支援事業として、延長保育、障がい保育、学童クラブへの支援、認可外保育施設への支援等を実施しております。 安心した子育て環境を整備するため、保育所 		A

	<p>での通常保育をはじめ多様な保育サービス、幼稚園での預かり保育、学童クラブの充実、認可外保育施設への支援等に努めた。</p> <p>病児保育事業 利用児童数 延べ208人 町外認可外保育園利用世帯への助成 対象児童数 42人 学童クラブを利用している「ひとり親世帯補助」 対象児童数 95人 延長保育 実施 18園（利用児童数 延べ24,216人） 障害児保育 実施 12園（対象児童 25人） 地域子育て支援拠点事業 実施 2園、利用者数延べ3,109人</p> <p>・各種事業の実施により、仕事と子育ての両立や、子育てが安心してできる環境を整備することにつながった。</p>		
--	--	--	--

③介護サービス等の充実

担当課	保健福祉課		
取り組みの内容	介護サービスの充実を図るとともに、地域で高齢者や障がい者を支援するボランティア等の育成・支援に努めます。		
年度	現状と課題	対応策の案	評価
H30	<ul style="list-style-type: none"> ①地域ケア会議を通して、サービスの充実を検討しました。また、高齢者サロンボランティア等を対象に、介護予防リーダー養成講座を開催しました。 ②地域で認知症の人を支援する認知症サポーター養成講座を開催しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ◎地域ケア会議を通して、地域課題の把握をしサービスの充実に繋げていきます。引き続き、介護予防リーダー養成講座、認知症サポーター養成講座を開催します。 ◎高齢者を支援するボランティア等の育成・支援を継続します。 	A
R 1	<ul style="list-style-type: none"> ①地域ケア会議を通して、サービスの充実を検討しました。また、高齢者サロンボランティア等を対象に、介護予防サポーター養成講座を開催しました。 ②地域で認知症の人を支援する認知症サポーター養成講座を開催しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ◎地域ケア会議を通して、地域課題の把握をしサービスの充実に繋げていきます。引き続き、介護予防サポーター養成講座、認知症サポーター養成講座を開催します。 ◎高齢者を支援するボランティア等の育成・支援を継続します。 	A
R 2	<ul style="list-style-type: none"> ・沖縄県主催による「介護に関する入門的研修事業」を令和2年11月25日、12月2日、12月9日、12月16日の水曜日に4週間に渡り修実施。54名の参加があった。 ・地域型ミニデイサービス、操体教室など地域の公民館で交流や健康づくりの事業をボランティアの協力により実施している。 ・研修に参加し介護の知識を得る事で、身近な人の介護だけでなくボランティアにも繋がることが期待できる。 ・地域型ミニデイサービス等により地域での交流が図れた。 ●県主催の研修事業は各市町村持ち回り方式となっており、毎年の開催ができない。 ●地域型ミニデイサービス事業等はボランティアも高齢化の傾向がある。 ●コロナ禍で中止を余儀なくされる事業があった。 	<ul style="list-style-type: none"> ◎一般の方を対象とした介護に関する研修会を町単独で実施する財政及び人材確保。 ◎地域でボランティアをする若い世代の確保 ◎コロナ禍での事業実施の方策を調査・研究する。 	A

④ファミリーサポートセンター事業の周知及び利用促進

担当課	こども課		
取り組みの内容	ファミリーサポートセンター事業について、町民への周知・利用促進を図ります。また、町民に対し、サポート会員としての参画を広く呼びかけます。		
年度	現状と課題	対応策の案	評価
H30	<ul style="list-style-type: none"> ファミリーサポートセンター事業(町社協へ委託) 町民への周知・利用促進を図り、サポート会員としての参画を呼びかけています。 会員 561 名(H31. 3月末) 	<ul style="list-style-type: none"> ◎平成 30 年度実績に同じ。 ◎これまで通り実施します。 	A
R 1	<ul style="list-style-type: none"> ファミリーサポートセンター事業(町社協へ委託) 町民への周知・利用促進を図り、サポート会員としての参画を呼びかけています。 会員 631 名(R 2. 3月末) 	<ul style="list-style-type: none"> ◎令和元年度実績に同じ。 ◎これまで通り実施します。 	A
R 2	<ul style="list-style-type: none"> ファミリーサポートセンター事業(町社協へ委託)町民への周知・利用促進を図り、サポート会員としての参画を呼びかけています。 会員 558 名(R 3. 3月末) 急な用事等により一時的に子どもを預かって欲しいけれど頼れる人がいない世帯の子育て支援のために、育児について助け合う相互援助活動を通して、子育て世帯の負担を緩和することが出来ました。 保育所・幼稚園の迎え及び帰宅後の預かり等の活動実績 676 件 保護者が仕事と育児の両立が出来るよう、また子育てに千円している保護者がゆとりを持って安心して子育てが出来るようになった。 	◎これまで通り実施	A

⑤男性に向けた各種研修会、講座等の開催

担当課	生涯学習文化課		
取り組みの内容	男性を対象とした料理教室や講座等の実施により家事能力の向上を図り男性の育児や家事への積極的に関与することを啓発することで家事・育児を男女で分担するきっかけ作りを支援します。		
年度	現状と課題	対応策の案	評価
H30	<ul style="list-style-type: none"> 公民館学級講座「夏休み親子陶芸」「家庭料理」「男の料理」を開講しました。男性の育児や家事への積極的な取組に対する啓発を行い、家事・育児を男女で分担するきっかけ作りを支援しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ◎公民館学級講座「夏休み親子陶芸」「家庭料理」「男の料理」「親子バルンアート」「お片付け」を開講し、家事・育児を男女で分担するきっかけ作りを支援します。 ◎今後も積極的に取り組んでいきます。 	A
R 1			A
R 2	<ul style="list-style-type: none"> 公民館学級講座において、「男の家庭料理」講座を実施しました。またその他の講座の募集においても、性別に関わらず広く募集しています。 事業によって「男女共同参画」の意識が向上し、家庭生活から男女共同参画の必要性を話し合ったり、お互いを思いやる気持ちを育むことができた。 ●町広報誌、HPだけでなく様々な媒体を活用して周知ができるか検討する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ◎町公式のLINEへ掲載する方法を検討している。 ◎今後も積極的に取り組んでいきます。 	A

⑥ マタニティ教室等への父親の参加促進

担当課	保健福祉課		
取り組みの内容	マタニティ教室への父親の積極的な参加を促し、出産の喜びと苦勞を両親で分かち合い、支えあっているように努めます。		
年度	現状と課題	対応策の案	評価
H30	・マタニティランチ学習会や育児教室等への父親参加を促して、実施しました。	◎引き続きマタニティランチ学習会や育児教室等への父親参加を促して、実施します。	A
R 1			A
R 2	国保年金課へ業務移管		—

担当課	国保年金課		
取り組みの内容	マタニティ教室への父親の積極的な参加を促し、出産の喜びと苦勞を両親で分かち合い、支えあっているように努めます。		
年度	現状と課題	対応策の案	評価
H30	項目なし	項目なし	—
R 1			—
R 2	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナの感染拡大に配慮し、オンライン両親学級の実施とし、父親参加を促しながら実施した。 ・対象者へは案内を通知し、周知を行った。また、うちなー助産師.comへ委託し、ZOOMを利用して事業を実施した。 ・ZOOMを利用しての受講となるため、自宅等で気軽に参加できることや、助産師から直接声を届けられたことが良かった。また、URLからアンケートの協力も促すことができた。 	◎新しい生活様式に準じながら事業を継続していく。	A

⑦ 「家庭の日」の普及・啓発

担当課	生涯学習文化課		
取り組みの内容	家庭がともに過ごす時間を持つように心がけることを推進するため、「家庭の日」（毎月第3日曜日）の普及運動の周知や、児童生徒に対し絵画・ポスターコンクールへの応募を働きかけます。		
年度	現状と課題	対応策の案	評価
H30	・のぼりで公民館来館者への周知を行った。また、PTA支部懇談会などあらゆる機会を通して「家庭の日」の周知を図った。	◎平成30年度実績に同じ。 ◎今後も推進していきます。	A
R 1		◎令和元年度実績に同じ ◎今後も推進していきます。	A
R 2	<ul style="list-style-type: none"> ・のぼりで公民館来館者への周知を行った。また、PTA支部懇談会などあらゆる機会を通して「家庭の日」の周知を図った。 ・家庭の日の周知により、家族がともに過ごす時間を持つことのきっかけ作りができた。 ●コロナ禍により、PTA支部懇談会等が開催できないので周知機会が減っている。 	◎広報やホームページ等で「家庭の日」を周知していく。 ◎今後も推進していきます。	A

担当課	学校教育課		
取り組みの内容	家庭がともに過ごす時間を持つように心がけることを推進するため、「家庭の日」（毎月第3日曜日）の普及運動の周知や、児童生徒に対し絵画・ポスターコンクールへの応募を働きかけます。		
年度	現状と課題	対応策の案	評価

H30	・校長教頭連絡会や各学校便り等で周知しています。	◎平成30年度実績に同じ。	A
R1		◎令和元年度実績に同じ。	A
R2	・家庭の日(毎月第3日曜日)の部活動等の停止。 ・家庭の日に部活動や学校教育に係る活動をすべて停止することで、児童生徒が家族とともに過ごす時間をつくることができた。 ●家庭の日に各種大会やイベント等が設定されている場合があり、本来の目的が達成できていない状況がある。	◎各関係団体と連携して、家庭の日に大会やイベント等を設定しないよう依頼調整する。	A

⑧家庭学級の推進

担当課	生涯学習文化課		
取り組みの内容	各小・中学校PTAの文化教養委員が中心となり、家庭教育に関する学習会や親子のふれあい事業、小中6校合同の「教育講演会」を開催する「家庭教育学級」を推進します。併せて父親の参加や、男女共同参画をテーマにした学習機会の創出も働きかけます。		
年度	現状と課題	対応策の案	評価
H30	・各小・中学校PTAの文化教養委員と連携して家庭教育学習を開催した。また、土日に開催するなど、働く父親・母親が参加しやすいように工夫した。	◎平成30年度実績に同じ。 ◎今後も推進していきます。	A
R1		◎令和元年度実績に同じ ◎今後も推進していきます。	A
R2	・各小・中学校PTAに補助金を助成した。事業実施についても、文化教養委員と連携して「家庭教育学級」を土日に開催するなど、働く父親・母親が参加しやすいように実施内容を工夫した。 ・家庭教育に対する意識の向上が、各学校のアンケート等からうかがえた。 ●家庭教育学級の内容に偏りがいないか、マンネリ化をしていないか等実施内容に工夫を要する。	◎他校でどのような取組があるのか、情報共有を行っている。 ◎今後も推進していきます。	A

担当課	学校教育課		
取り組みの内容	各小・中学校PTAの文化教養委員が中心となり、家庭教育に関する学習会や親子のふれあい事業、小中6校合同の「教育講演会」を開催する「家庭教育学級」を推進します。併せて父親の参加や、男女共同参画をテーマにした学習機会の創出も働きかけます。		
年度	現状と課題	対応策の案	評価
H30	項目なし	項目なし	—
R1			—
R2	・各学校(PTA等)で実施する親の学び合いプログラムの計画・実施。 ・学力向上に係る取組で、児童生徒の基本的生活習慣の確立に向けた取組(早寝・早起き・朝ごはん、徒歩登校)について各家庭へ依頼。 ・児童生徒の基本的生活習慣に係る取組の朝ごはんの摂取率について、「毎日食べる」「ほとんど食べる」の割合が小学校で94.6%、中学校で93.6%となっている。 ●朝食の摂取率について、「ほとんど食べない」「毎日食べない」5~7%の児童生徒とその家庭への対応。	◎引き続き、児童生徒の基本的生活習慣の確立に向けた取組を、各家庭と連携して推進する。	なし

⑨家族介護支援事業の充実

担当課	保健福祉課		
取り組みの内容	自宅で家族を介護している方を支援するため、介護の方法等を学ぶ家族介護教室や、他の家族との交流等を通して介護疲れを軽減する家族介護者支援交流事業を継続します。また、介護は性別に関係なく家族全員、社会全体で担うという認識のもと、家族介護教室への男性の参加促進を働きかけます。		
年度	現状と課題	対応策の案	評価
H30	・年4回の家族介護教室、及び家族介護交流事業を開催しました。(町社協へ委託)	◎平成30年度実績に同じ。 ◎今後も町社協へ委託し、家族介護支援事業の充実に努めます。	A
R1		◎令和元年度実績に同じ。 ◎今後も町社協へ委託し、家族介護支援事業の充実に努めます。	A
R2	<ul style="list-style-type: none"> ・家族介護者交流事業1回、家族介護教室3回、健康教室1回を実施したが、新型コロナウイルス感染症の影響で例年より事業実施回数が減った。 ・他の家族との交流や介護疲れを軽減する取り組みができた。 ・新型コロナウイルス感染症の影響で一時休止したが、開催できた事業に延べ95人の参加があった。 ●家族介護支援等事業については、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で、一時事業を休止するなど臨機応変に対応した。 	◎引き続き、窓口や広報紙等で事業の周知を図る。	A

(2) 男女共同参画の視点に立った地域活動の促進

①町民の自治会活動等への参加促進

担当課	総務課		
取り組みの内容	性別にとらわれることなく多様な考え方が地域づくりに活かされるよう、自治会活動や、環境・防犯・防災など様々な地域活動への町民の参画を促進します。		
年度	現状と課題	対応策の案	評価
H30	・女性の自治会長4区/19行政区	◎女性の自治会長4区/19行政区	A
R1	・自治会長4区/19行政区	◎自治会長4区/20行政区 ◎昨年度と同様の数値となる予定	A
R2	<ul style="list-style-type: none"> ・区長会における協議の結果、自治会加入促進パンフレットの作成や町のホームページに自治会紹介ページを新たに制作し、老若男女が自治会活動に積極的に参加する様取り組んだ。 ・区長会場で協議する事で、各自治会の課題や対応方策等について情報共有を行う事が出来た。 ●パンフレット作成及び自治会紹介ページの制作が全自治会で効果がある事か検証する必要がある。 		A

担当課	企画財政課		
取り組みの内容	性別にとらわれることなく多様な考え方が地域づくりに活かされるよう、自治会活動や、環境・防犯・防災など様々な地域活動への町民の参画を促進します。		

年度	現状と課題	対応策の案	評価
H30	・町民に対する出前講座を44回開催し、参加者は全部で3,895人の参加がありました。町民の地域活動への参画の促進を図りました。	◎引き続き、出前講座を開催し、町民の地域活動への参画を推進します。	A
R 1	・町民に対する出前講座を63回開催し、参加者は全部で6,394人の参加がありました。町民の地域活動への参画の促進を図りました。		A
R 2	・町民に対する出前講座を43回開催し、参加者は延べ4,336人の参加がありました。町民の地域活動への参画の促進を図りました。 ・様々な機会を通して、行政の役割を町民にも共有してもらうことができ、町民との協働のまちづくりに寄与することができた。		A

担当課	住民環境課		
取り組みの内容	性別にとらわれることなく多様な考え方が地域づくりに活かされるよう、自治会活動や、環境・防犯・防災など様々な地域活動への町民の参画を促進します。		
年度	現状と課題	対応策の案	評価
H30	・環境保全の取り組みに興味関心を示すのは高齢者・女性・子どもが多い。資源ごみの集団回収は様々な団体が登録し、集団回収事業に参画しており、はえばるエコセンターも女性が運営し、多様な参画を促進した。	◎資源ごみ集団回収、はえばるエコセンターの環境講座 ◎はえばるエコセンターが企画する講座に男性も参画するよう働きかける。	A
R 1			A
R 2	・エコセンターで行う各種講座では老若男女区別なく受講者を募集し講座を実施している。 ・集団回収団体は各学校の部活動団体や自治会の老人会等の団体が登録し、資源ごみの回収活動を行っている。 ・若者から高齢者まで幅広い層での活動が見られる。	◎これまで通り実施します。	A

担当課	子ども課		
取り組みの内容	性別にとらわれることなく多様な考え方が地域づくりに活かされるよう、自治会活動や、環境・防犯・防災など様々な地域活動への町民の参画を促進します。		
年度	現状と課題	対応策の案	評価
H30	・民生委員・児童委員が地域で福祉活動等を行い、町民の安全・安心の確保を担っています。地域福祉活動等実績7,093件	◎引き続き民生委員・児童委員が地域で福祉活動等を行い、町民の安全・安心の確保を担っていきます。 ◎これまで通り実施します。 ◎可能な限り公募で委員募集を行い、男女にとらわれず実施します。	A
R 1	・民生委員・児童委員が地域で福祉活動等を行い、町民の安全・安心の確保を担っています。地域福祉活動等実績5,851件		A
R 2	・子ども・子育て支援会議（女性委員5人/9人中） ・公募委員を含めて、男女割合が約半数ずつとなった。		A

担当課	保健福祉課		
取り組みの内容	性別にとらわれることなく多様な考え方が地域づくりに活かされるよう、自治会活動や、環境・防犯・防災など様々な地域活動への町民の参画を促進します。		
年度	現状と課題	対応策の案	評価

H30		◎昨年度同様各字(自治会)老人クラブへの活動補助金を助成し、様々な地域活動等への参画を促進します。	A
R 1	・各字(自治会)老人クラブへ活動補助金を助成することにより、自治会活動や様々な地域活動への参画を促進しました。	◎引き続き各字(自治会)老人クラブへの活動補助金を助成し、様々な地域活動等への参画を促進していきます。	A
R 2	・各字(自治会)老人クラブへ活動補助金を助成することにより、自治会活動や様々な地域活動への参画を促進した。(補助金交付クラブ数 R2年度:16件) ・引き続き各字(自治会)老人クラブへの活動補助金を助成し、町社協と連携し様々な地域活動等への参画を促進する。 ●コロナ禍で各字(自治会)老人クラブの活動も自粛せざるを得ない状況があり、今後もこの状態が続く場合、高齢者の地域活動参画の機会減少が懸念される。	◎コロナ禍での各字(自治会)老人クラブ活動への支援方法を検討する。	A

担当課	国保年金課		
取り組みの内容	性別にとらわれることなく多様な考え方が地域づくりに活かされるよう、自治会活動や、環境・防犯・防災など様々な地域活動への町民の参画を促進します。		
年度	現状と課題	対応策の案	評価
H30	・各字・自治会の特定健診受診協力員が町民への健診受診の呼びかけを通しながら、自治会活動等への参画を促進しました。	◎令和元年度も特定健診受診協力員が集団健診への参加を呼びかけながら、自治会活動等への参画促進につなげていきます。 ◎これまで通り実施します。	A
R 1	・前年度まで行っていた各字・自治会の特定健診受診協力員による町民への健診受診の呼びかけは業務の見直しにより行わなかった。	◎健診受診の呼びかけは別の方策で行う。	D
R 2	記入なし	記入なし	—

担当課	教育総務課		
取り組みの内容	性別にとらわれることなく多様な考え方が地域づくりに活かされるよう、自治会活動や、環境・防犯・防災など様々な地域活動への町民の参画を促進します。		
年度	現状と課題	対応策の案	評価
H30	・町体育協会各種競技大会において、各字自治会の参加を促し、自治会活動の活性化を促進しています。	◎町体育協会の各種競技大会において、各字自治会の参加を促し、自治会活動の活性化を促進します。	A
R 1			A
R 2			A

担当課	生涯学習文化課		
取り組みの内容	性別にとらわれることなく多様な考え方が地域づくりに活かされるよう、自治会活動や、環境・防犯・防災など様々な地域活動への町民の参画を促進します。		
年度	現状と課題	対応策の案	評価
H30	・公民館出前講座を開講しました。民踊・三線・健康体操・大正琴・カラオケ講座に男性・女性共参加し、15自治会で活かされました。	◎自治公民館出前講座の充実を図り地域活動への参画を促します。 ◎今後も積極的に取り組んでいきます。	A
R 1	・公民館出前講座を開講しました。民踊・三線・ヨガ・綱引き棒・キッズフラ・納涼夏祭り・ハワイアンフラ講座に男性・女性共参加し、		A

	9自治会で活かされました。		
R 2	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館出前講座を開講しました。様々な地域活動への町民の参画を促進します。 ・自治公民館において公民館出前講座を開講しました。様々な講座に男性・女性共参加しました。 ・おおむね達成できた。 	◎今後も積極的に推進していきます。	A

担当課	産業振興課		
取り組みの内容	性別にとらわれることなく多様な考え方が地域づくりに活かされるよう、自治会活動や、環境・防犯・防災など様々な地域活動への町民の参画を促進します。		
年度	現状と課題	対応策の案	評価
H30	・ふるさと博覧会や夏まつりキッズパーク等のイベントを、町や各団体、住民みんなで協力して行う事で、地域力を強化し、地域活動の参画を促進しました。	◎各種イベントを通して、町民の地域活動参加促進を行います。 ◎コミュニティビジネス等の創出。	B
R 1	・夏まつりキッズパーク等のイベントを、町や各団体、住民みんなで協力して行う事で、地域力を強化し、地域活動の参画を促進しました。		B
R 2	・新型コロナウイルス感染拡大防止により、ふるさと博覧会、夏まつりキッズパーク等イベントが開催されなかった。	◎今後もイベント開催時には、町民の地域活動参加促進を行います。	C

担当課	議会事務局		
取り組みの内容	性別にとらわれることなく多様な考え方が地域づくりに活かされるよう、自治会活動や、環境・防犯・防災など様々な地域活動への町民の参画を促進します。		
年度	現状と課題	対応策の案	評価
H30	・平成30年5月16日(水)に「第7回議会報告会」をイオン南風原店イベント広場で開催し、学生を含め約30人が参加しました。第20回はえぼるふるさと博覧会において議会ブースを設置しました。議会関連展示や議会録画映像放映、アンケート調査を実施し、41人から議会に関する意見を頂きました。	◎平成31年5月20日(月)に「第8回議会報告会」をイオン南風原店イベント広場で開催予定。議会中継及び録画配信をスマートフォンで閲覧可能になります。 ◎町HP・広報誌、ポスター掲示、電光掲示板等さまざまな媒体を活用し、多くの町民に参加を呼びかけ、議会への関心を高めています。	A
R 1	・令和元年5月20日(月)「第8回議会報告会」をイオン南風原店イベント広場で開催し、約45人が参加した。また併せてアンケート調査を実施し25人の方から議会に関する意見を頂いた。 令和元年10月17日(木)町民生委員児童委員連合会との意見交換会を開催 令和2年2月15日(土)町学童保育連絡協議会との意見交換会を開催	◎議会報告会を5月に開催予定であったが、新型コロナウイルスの影響で現在開催を見合わせている。 ◎町HP、ポスター掲示等さまざまな媒体を活用し、多くの町民に参加を呼びかけ、議会への関心を高めて頂く。	A
R 2	・各種団体との意見交換会は実施できなかった。 ・議会報告会は、新型コロナウイルスの影響で通常開催が難しいと判断し、町ホームページにて令和2年12月8日～令和3年1月15日に書面開催を行い114件の閲覧があった。	◎町ホームページ、ポスター掲示等のさまざまな媒体を活用し周知することにより、多くの町民に参加を呼びかけ、議会への関心を高めて頂く。	B

	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の議会報告会と異なり、当日参加できない方も町ホームページを通して参加することが出来ること。 ・1ヶ月近い期間とホームページ上での開催なので、時間や場所を気にすることなく議会報告会に参加することが出来ること。 ・開催終了後もホームページに残るので、資料としても活用できる。 ●町ホームページにアクセスしないと参加することが出来ないこと。 ●町民との直接意見交換が出来なかったこと。 ●町民への周知が足りなかったこと。 		
--	---	--	--

②社会制度・慣行の見直しと意識づくり

担当課	企画財政課		
取り組みの内容	家庭、職場、地域社会などにおける社会制度や慣行(社会通念・習慣・しきたり)について、男女が社会の一員として対等な立場で意思決定をし、自らの責任を果たせるようにしていくなど、意識の啓発に努めます。		
年度	現状と課題	対応策の案	評価
H30	・慣行の見直しに関する漫画が掲載された「まじゅんプランダイジェスト版」を町ホームページにて公開しました。男女共同参画週間のパネル展示等でも意識啓発を図りました。	◎引き続き、「町民ホール」や「南風原ギャラリー」、その他の施設で慣行の見直しに関するパネル展示を行います。また町立図書館でも関連書籍のコーナーを設置します。	B
R 1			B
R 2	・男女共同参画週間(6/23～6/29)において、パネル展を開催し、社会制度や慣行(社会通念・習慣・しきたり)についての見直しとその意識づくりのための広報・啓発活動を行った。 ・まじゅんプラン(概要版)に掲載されているマンガを掲載したことにより、町民が興味を引きやすいように掲示できた。		B

③協働のまちづくりの促進

担当課	総務課		
取り組みの内容	各種審議会、委員会において、可能な限り公募での委員を募集し、男女にとらわれない様々な意見を取り入れ町民と協働のまちづくりを推進します。		
年度	現状と課題	対応策の案	評価
H30	<ul style="list-style-type: none"> ①情報公開及び個人情報保護制度運営委員会(女性委員3人/8人中) ②明るい選挙推進協議会(女性6人/15人中) 	◎可能な限り公募で委員募集を行い、男女にとらわれず実施します。	A
R 1	<ul style="list-style-type: none"> ①情報公開及び個人情報保護制度運営委員会(女性委員3人/8人中) ②明るい選挙推進協議会(女性5人/15人中) 	◎令和元年度実績に同じ。	A
R 2	<ul style="list-style-type: none"> ①情報公開及び個人情報保護制度運営委員会(女性委員3人/8人中) ②明るい選挙推進協議会(女性5人/15人中) ・募集の際に男女の制限をせず募集した。 ●女性委員の比率が低い状況にある。 	◎女性委員の比率が低いため、募集の際は女性委員の比率を意識して募集を行う。	A

担当課	企画財政課
-----	-------

取り組みの内容	各種審議会、委員会において、可能な限り公募での委員を募集し、男女にとらわれない様々な意見を取り入れ町民と協働のまちづくりを推進します。		
年度	現状と課題	対応策の案	評価
H30	<ul style="list-style-type: none"> ・①まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会（女性委員 2 人/10 人中） ②行政改革推進委員会（女性委員 3 人/10 人中） ③男女共同参画推進会議（女性委員 6 人/9 人中） 	◎引き続き、各種審議会、委員会において公募により委員を募集及び任命し様々な意見をまちづくりに反映します。	A
R 1	<ul style="list-style-type: none"> ・①まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会（女性委員 2 人/9 人中） ②行政改革推進委員会（女性委員 4 人/9 人中） ③男女共同参画推進会議（女性委員 6 人/9 人中） 		A
R 2	<ul style="list-style-type: none"> ・①まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会（公募委員 1 人/9 人中） ②行政改革推進委員会（公募委員 1 人/9 人中） ③男女共同参画推進会議（公募委員 1 人/8 人中） ・公募委員を募集し、委嘱したことにより、幅広い意見を取り入れることができた。 ●公募委員の割合がまだ少ないので、より多くの公募委員の人数になるように周知を図る必要がある。 	◎引き続き、各種審議会、委員会において公募により委員を募集し様々な意見をまちづくりに反映します。	A

担当課	住民環境課		
取り組みの内容	各種審議会、委員会において、可能な限り公募での委員を募集し、男女にとらわれない様々な意見を取り入れ町民と協働のまちづくりを推進します。		
年度	現状と課題	対応策の案	評価
H30	<ul style="list-style-type: none"> ・①廃棄物減量等推進審議会委員会（女性委員 3 人/9 人中） 	<ul style="list-style-type: none"> ◎今年度事業系一般廃棄物手数料見直しの審議会を開催予定。 ◎自治会代表、事業者代表から女性を委嘱するようにします。 	A
R 1	<ul style="list-style-type: none"> ・①廃棄物減量等推進審議会委員会（女性委員 5 人/9 人中） 	<ul style="list-style-type: none"> ◎町指定ごみ袋の料金改定について審議会を開催予定 ◎委員の任期は令和 3 年 5 月 31 日まで 	A
R 2	<ul style="list-style-type: none"> ・審議委員 9 人の内、5 人が女性委員となっている。 ・女性委員が多数なので、男女それぞれの立場の意見を聞くことができた。 ●委員の選定について要綱上、宛職のような形式になっている。 	◎公募が適当か検討し公募委員の募集も検討する。	A

担当課	こども課		
取り組みの内容	各種審議会、委員会において、可能な限り公募での委員を募集し、男女にとらわれない様々な意見を取り入れ町民と協働のまちづくりを推進します。		
年度	現状と課題	対応策の案	評価
H30	<ul style="list-style-type: none"> ・①子ども・子育て支援会議（女性委員 4 人/8 人中） 	◎令和 2 年度からの第 2 期計画策定に向けて、数回開催予定です。	A

		◎これまで通り実施します。	
R 1		◎可能な限り公募で委員募集を行い、男女にと らわれず実施します。 ◎これまで通り実施します。	A
R 2	・子ども・子育て支援会議（女性委員 5 人/9 人 中） ・公募委員を含めて、男女割合が約半数ずつと なった。	◎可能な限り公募で委員募集を行い、男女にと らわれず実施します。	A

担当課	保健福祉課		
取り組みの内容	各種審議会、委員会において、可能な限り公募での委員を募集し、男女にとられない様々な意見を取り入れ町民と協働のまちづくりを推進します。		
年度	現状と課題	対応策の案	評価
H30	・地域包括ケア推進協議会委員（女性委員 2 人/10 人中） 障がい者自立支援協議会（女性委員 2 人/10 人中） 健康づくり推進協議会（女性委員 3 人/8 人中）	◎委員選任に際しては、多様な考えが活かされるような登用に努めます。	A
R 1	・地域包括ケア推進協議会委員（女性委員 2 人/9 人中） 障がい者自立支援協議会（女性委員 4 人/8 人中） 健康づくり推進協議会（女性委員 3 人/8 人中）	◎委員選任に際しては、女性委員の積極的な登用や幅広い人材の登用に努めます。	A
R 2	・地域包括ケア推進協議会委員（女性委員 2 人/9 人中） 障がい者自立支援協議会（女性委員 4 人/8 人中） 健康づくり推進協議会（女性委員 3 人/8 人中） 第 9 次南風原町高齢者福祉計画策定委員会（女性委員 2 人/10 人中） 第 5 次南風原町障がい者計画等策定委員会（女性委員 1 人/9 人中） ・女性の参加により、女性ならではの視点からの意見等が収集でき、より良い委員会が開催できた。 ●委員選任に際しては、女性委員の積極的な登用や幅広い人材の登用に努める。		A

担当課	国保年金課		
取り組みの内容	各種審議会、委員会において、可能な限り公募での委員を募集し、男女にとられない様々な意見を取り入れ町民と協働のまちづくりを推進します。		
年度	現状と課題	対応策の案	評価
H30	・公募実績なし。（「国民健康保険運営協議会」委員の任期が令和元年 8 月のため） ・H30. 8. 30、H30. 11. 13、H31. 2. 21、計 3 回開催	◎現在の男女構成比率は男性 5 人女性 2 人であり、男女比率を考慮し選任します。 ◎可能な限り公募で委員募集を行い、男女にとられず実施します。	A
R 1	・①国民健康保険運営協議会（女性委員 2 人/7 人中） 任期：令和元年 8 月 25 日～令和 4 年 8 月 24	◎欠員が出た際には、男女比率が 50%になるよう女性委員の登用を検討する。 ◎可能な限り公募で委員募集を行い、男女にと	B

	日	らわれず実施します。	
R 2	<ul style="list-style-type: none"> ・年度途中で委員に欠員が出たため、新たに女性委員の登用を行った。(公益を代表する委員) ・欠員補充後の人数が7名中3名と、半数近くが女性委員となり、幅広い意見の聴取ができる体制となった。 ●今回の補充委員が公益を代表する委員で識見を有する者である必要があったため、公募を行うことができなかった。 	◎可能な限り公募で委員募集を行い、男女にとられず実施します。	B

担当課	教育総務課		
取り組みの内容	各種審議会、委員会において、可能な限り公募での委員を募集し、男女にとられない様々な意見を取り入れ町民と協働のまちづくりを推進します。		
年度	現状と課題	対応策の案	評価
H30	<ul style="list-style-type: none"> ①スポーツ推進委員(女性委員4人/9人中) ②教育事務点検評価審議会(女性委員1人/3人中) ③学校給食共同調理場運営委員会(女性委員1人/14人) 	<ul style="list-style-type: none"> ◎スポーツ推進委員については2019年度より10名に増員予定で、女性の比率を50%にする予定です。 ◎所轄する審議会・委員会は可能な限り公募で行い、幅広い老若男女の登用を進めます。 	A
R 1	<ul style="list-style-type: none"> ①スポーツ推進委員(女性委員5人/10人中) ②教育事務点検評価審議会(女性委員1人/3人中) ③学校給食共同調理場運営委員会(女性委員1人/14人) 	<ul style="list-style-type: none"> ◎スポーツ推進委員については2019年度より10名1人増し、女性の比率を50%にし、今後も継続予定です。 ◎所轄する審議会・委員会は可能な限り公募で行い、幅広い老若男女の登用を進めます。 	B
R 2	<ul style="list-style-type: none"> ①スポーツ推進委員(女性委員5人/10人中) ②教育事務点検評価審議会(女性委員1人/3人中) ③学校給食共同調理場運営委員会(女性委員1人/14人) ・スポーツ推進委員については2019年度より10名1人増し、女性の比率を50%にし、今後も継続予定です。 	◎所轄する審議会・委員会は可能な限り公募で行い、幅広い老若男女の登用を進めます。	B

担当課	学校教育課		
取り組みの内容	各種審議会、委員会において、可能な限り公募での委員を募集し、男女にとられない様々な意見を取り入れ町民と協働のまちづくりを推進します。		
年度	現状と課題	対応策の案	評価
H30	・いじめ防止等専門委員会の有識者4名中、男性3名、女性1名を選任した。	◎いじめ防止等専門委員会の有識者4名中、男性2名、女性2名を選任する予定。	A
R 1	・いじめ防止等専門委員会の有識者4名中、男性2名、女性2名を選任した。	◎高い専門性が求められるため公募は難しいが、男女にとられずに選任していく。	A
R 2	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止等専門委員会の有識者5名中、男性3名、女性2名を選任した。 ・委員の男女比率がおおよそ半数のため、男女にとられない意見交換や審議をすることができた。 ●高い専門性が求められるため公募は難しい。 	◎公募は難しいが、今後も男女にとられずに選任していく。	A

担当課	生涯学習文化課		
取り組み	各種審議会、委員会において、可能な限り公募での委員を募集し、男女にとられない様々な意見を取		

内容	り入れ町民と協働のまちづくりを推進します。		
年度	現状と課題	対応策の案	評価
H30	<ul style="list-style-type: none"> ・①社会教育委員（女性委員 3人/5人中） ②公民館運営審議会委員（女性委員 2人/5人中） ③図書館協議会委員（女性委員 4人/5人中） ④文化財保護委員（女性委員 1人/5人中） ⑤文化センター企画運営委員（女性委員 2人/7人中） 	<ul style="list-style-type: none"> ◎社会教育委員は、5名中3名の女性委員を登用します。（任期：R元～R2年度） 公民館運営審議会委員は、5名中2名の女性委員を登用します。（任期：R元～R2年度） 図書館協議会委員は、5名中4名の女性委員を登用します。（任期：R元～R2年度） 文化財保護委員は、5名中1名の女性委員を登用します。（任期：R元～R2年度） 文化センター企画運営委員は、7名中2名の女性委員を登用します。（任期：R元～R2年度） ◎今後も積極的に推進していきます。 	A
R1		<ul style="list-style-type: none"> ◎社会教育委員は、5名中3名の女性委員を登用します。（任期：R元～R2年度） 公民館運営審議会委員は、5名中2名の女性委員を登用します。（任期：R元～R2年度） 図書館協議会委員は、5名中4名の女性委員を登用します。（任期：R元～R2年度） 文化財保護委員は、5名中1名の女性委員を登用します。（任期：H31～R3年度） 文化センター企画運営委員は、7名中2名の女性委員を登用します。（任期：R元～R3年度） ◎今後も積極的に推進していきます。 	A
R2	<ul style="list-style-type: none"> ・①社会教育委員（女性委員 3人/5人中） ②公民館運営審議会委員（女性委員 2人/5人中） ③図書館協議会委員（女性委員 4人/5人中） ④文化財保護委員（女性委員 1人/5人中） ⑤文化センター企画運営委員（女性委員 2人/7人中） ・おおむね達成できた。 	◎今後も積極的に推進していきます。	A

担当課	まちづくり振興課		
取り組みの内容	各種審議会、委員会において、可能な限り公募での委員を募集し、男女にとらわれない様々な意見を取り入れ町民と協働のまちづくりを推進します。		
年度	現状と課題	対応策の案	評価
H30	<ul style="list-style-type: none"> ・①南風原町都市計画審議会（女性委員 1人/10人中） ②南風原町景観計画策定委員会（女性委員 1人/8人中） 	<ul style="list-style-type: none"> ◎①南風原町都市計画審議会（女性委員 1人/10人中） ◎都市計画審議会では、女性会会長を登用し、景観計画策定委員は各種団体から役員を募った結果、女性会から登用する事ができました。 	A
R1	<ul style="list-style-type: none"> ・①南風原町都市計画審議会（女性委員 1人/10人中） 	<ul style="list-style-type: none"> ◎令和元年度実績に同じ ◎他市町村の策定方法として意見交換会による計画への参画が主であるが委員会方式等の検討を行う。 	A
R2	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画審議会：実施回数 1回 ・都市基本計画策定審議会：実施回数 1回 ・各種委員会より、様々な意見を受け反映させる事ができ都市計画マスタープランの(素案)策定に繋げる事ができた。 	◎次年度以降の各種委員については、可能な限り公募での募集を検討する。	A

	●都市計画審議会、委員会において可能な限り公募での募集を実施したいが、都市計画の専門的な知識を有する事から公募が必ずしも有効とはいえない。次年度以降、検討する必要がある。	
--	---	--

担当課	産業振興課		
取り組みの内容	各種審議会、委員会において、可能な限り公募での委員を募集し、男女にとらわれない様々な意見を取り入れ町民と協働のまちづくりを推進します。		
年度	現状と課題	対応策の案	評価
H30	・南風原町中小企業・小規模企業振興審議会(女性委員2人/10人中)	◎審議会委員に女性登用を積極的に図る。	A
R 1			A
R 2	・南風原町中小企業・小規模企業振興審議会(女性委員2人/10人) ・女性委員を2名登用し、多面的な意見聴取ができた。 ●委員の選考対象に女性が少ない。	◎女性委員を多く登用できるよう広く案内していく。	A

担当課	区画下水道課		
取り組みの内容	各種審議会、委員会において、可能な限り公募での委員を募集し、男女にとらわれない様々な意見を取り入れ町民と協働のまちづくりを推進します。		
年度	現状と課題	対応策の案	評価
H30	項目なし	項目なし	—
R 1			—
R 2	・津嘉山北土地区画整理審議会委員を募集。(区画整理事業を施工するにあたって、地権者及び借地権者の意を代表する機関)本町告示板に掲載し公募を行った。公募人数は10人中8人(2人は学識経験者)。但し募集に当たったの条件は、区画整理地内地権者及び借地権者に限る。 ・事業内容のとおり公募を行った結果、立候補者8人、定員数であったので結果として選挙は行われなかった。 ・本町告示板に掲載した事により男女共同参画の取り組みを町民にアピールする事が出来た。 ●土地区画整理審議会委員(地権者及び借地権者代表)という事で、公募者が想定していたより少なかった。 審議会委員の役割をわかりやすく知らしめる必要性を感じた。	◎審議委員会の役割等をわかりやすく周知していく為に、事業進捗状況だけでなく審議会の内容等も区画整理ニュースに掲載し発刊をしていきたい。	B

(3) 職場における男女平等の実現・生活上の困難に直面する男女への支援

① 男女の均等な雇用機会等の確保

担当課	企画財政課		
取り組みの内容	職場において、採用・昇進・配置・教育訓練等で性別によって不利な扱いを受けることがないよう、事業所等への男女雇用機会均等法の普及・啓発を行います。また、パートタイム労働者、契約社員、派遣労働者等の適切な処遇・労働条件の改善に向けて、パートタイム労働法の普及・啓発を図ります。加え		

	て、パワー・ハラスメントにより、労働者が不当な扱いを受けることがないよう、「パワー・ハラスメント」の周知に努めます。		
年度	現状と課題	対応策の案	評価
H30	・男女の均等雇用に関する漫画が掲載されている「まじゅんプランダイジェスト版」を町ホームページにて公開しました。	◎引き続き、ダイジェスト版のホームページ公開やパネル展での意識啓発を行います。また、様々なハラスメントについての啓発も行います。	B
R 1	また、男女共同参画週間ではパワー・ハラスメント防止の意識啓発に関するパネルを展示するなど周知を行いました。		B
R 2	・男女共同参画週間(6/23～6/29)において、パネル展を開催し、パワー・ハラスメント防止についての広報・啓発活動を行いました。 ・まじゅんプラン(概要版)に掲載されているマンガを掲載したことにより、町民が興味を引きやすいように掲示できた。		B

担当課	産業振興課		
取り組みの内容	職場において、採用・昇進・配置・教育訓練等で性別によって不利な扱いを受けることがないよう、事業所等への男女雇用機会均等法の普及・啓発を行います。また、パートタイム労働者、契約社員、派遣労働者等の適切な処遇・労働条件の改善に向けて、パートタイム労働法の普及・啓発を図ります。加えて、パワー・ハラスメントにより、労働者が不当な扱いを受けることがないよう、「パワー・ハラスメント」の周知に努めます。		
年度	現状と課題	対応策の案	評価
H30	・チラシ、パンフレット等を窓口に設置し啓発を行った。また、商工会とも連携し、商工会窓口にも設置した。	◎広報誌やHP等で周知、啓発を行っていきます。	B
R 1		◎広報誌やHP等で周知、啓発を行っていきます。 ◎これまで通り実施する。	B
R 2	・役場及び商工会窓口においてチラシ・パンフレット等を設置し、周知・啓発を行った。町広報誌及びHPへの掲載はできなかった。 ・チラシ・パンフレット等を閲覧した町民・事業者への意識向上を図ることができた。 ●本計画の関連記事等の情報収集。	◎厚生労働省の「ポータルサイト」へ登録し、随時、情報が取得できる体制をつくる。	B

②各種ハラスメント(セクハラ、パワハラ、マタハラ、パタハラ等)対策の周知

担当課	産業振興課		
取り組みの内容	誰もが働きやすい職場環境としていくため、事業主に対し、職場の各種ハラスメント対策として雇用管理上講ずべき措置の周知を行い、認識の向上や適切な対処体制の構築等を促進します。		
年度	現状と課題	対応策の案	評価
H30	・チラシ、パンフレット等を窓口に設置し啓発を行った。また、商工会とも連携し、商工会窓口にも設置した。	◎広報誌やHP等で周知、啓発を行っていきます。	B
R 1		◎広報誌やHP等で周知、啓発を行っていきます。 ◎これまで通り実施する。	B
R 2	・役場及び商工会窓口においてチラシ・パンフレット等を設置し、周知・啓発を行った。町広報誌及びHPへの掲載はできなかった。チラシ・パンフレット等を閲覧した町民・事業者への意識向上を図ることができた。 ●本計画の関連記事等の情報収集。	◎厚生労働省の「ポータルサイト」へ登録し、随時、情報が取得できる体制をつくる。	B

③働く女性への妊娠中・出産後の配慮

担当課	産業振興課		
取り組みの内容	女性労働者が妊娠中・出産後において健康で働きやすい職場づくりをめざすとともに、妊娠・出産を理由とする不利益な扱いを受けないよう、啓発を行います。		
年度	現状と課題	対応策の案	評価
H30	・チラシ、パンフレット等を窓口に設置し啓発を行った。また、商工会とも連携し、商工会窓口にも設置した。	◎広報誌やHP等で周知、啓発を行っていきます。	B
R 1		◎広報誌やHP等で周知、啓発を行っていきます。 ◎これまで通り実施する。	B
R 2	・役場及び商工会窓口においてチラシ・パンフレット等を設置し、周知・啓発を行った。 ・チラシ・パンフレット等を閲覧した町民・事業者への意識向上を図ることができた。 ●本計画の関連記事等の情報収集。	◎厚生労働省の「ポータルサイト」へ登録し、随時、情報が取得できる体制をつくる。	B

④育児・介護を支える職場環境の整備

担当課	産業振興課		
取り組みの内容	仕事と家庭生活の両立に向けて、事業所に対し育児休業制度や介護休業制度の導入を働きかけるとともに、男女ともに育児休業・介護休業等が取得しやすい環境づくりを促進します。		
年度	現状と課題	対応策の案	評価
H30	・チラシ、パンフレット等を窓口に設置し啓発を行った。また、商工会とも連携し、商工会窓口にも設置した。	◎広報誌やHP等で周知、啓発を行っていきます。	B
R 1		◎広報誌やHP等で周知、啓発を行っていきます。 ◎これまで通り実施する。	B
R 2	・役場及び商工会窓口においてチラシ・パンフレット等を設置し、周知・啓発を行った。 ・チラシ・パンフレット等を閲覧した町民・事業者への意識向上を図ることができた。 ●本計画の関連記事等の情報収集。	◎厚生労働省の「ポータルサイト」へ登録し、随時、情報が取得できる体制をつくる。	B

⑤父親の働き方の見直し・育児参加等への啓発

担当課	産業振興課		
取り組みの内容	厚生労働省のイクメンプロジェクトサイトについて周知を図るなど、父親の働き方の見直し、育児参加に関する啓発を行います。		
年度	現状と課題	対応策の案	評価
H30	・チラシ、パンフレット等を窓口に設置し啓発を行った。また、商工会とも連携し、商工会窓口にも設置した。	◎広報誌やHP等で周知、啓発を行っていきます。	B
R 1		◎広報誌やHP等で周知、啓発を行っていきます。 ◎これまで通り実施する。	B
R 2	・役場及び商工会窓口においてチラシ・パンフレット等を設置し、周知・啓発を行った。 ・チラシ・パンフレット等を閲覧した町民・事業者への意識向上を図ることができた。 ●本計画の関連記事等の情報収集。	◎厚生労働省の「ポータルサイト」へ登録し、随時、情報が取得できる体制をつくる。	B

⑥就労環境改善の啓発

担当課	産業振興課		
取り組みの内容	就業環境の改善を図るため、労働時間等設定改善法、最低賃金等について町内企業への広報・啓発を行います。		
年度	現状と課題	対応策の案	評価
H30	・チラシ、パンフレット等を窓口に設置し啓発を行った。また、商工会とも連携し、商工会窓口にも設置した。	◎広報誌やHP等で周知、啓発を行っていきます。	B
R 1		◎広報誌やHP等で周知、啓発を行っていきます。 ◎これまで通り実施する。	B
R 2	・役場及び商工会窓口においてチラシ・パンフレット等を設置し、周知・啓発を行った。 ・チラシ・パンフレット等を閲覧した町民・事業者への意識向上を図ることができた。 ●本計画の関連記事等の情報収集。	◎厚生労働省の「ポータルサイト」へ登録し、随時、情報が取得できる体制をつくる。	B

⑦女性の再就職支援に向けた情報提供

担当課	企画財政課		
取り組みの内容	出産や子育てから手が離れた後の女性の雇用について、関係機関との連携のもと、就職情報や講座に関する情報提供等に努めます。		
年度	現状と課題	対応策の案	評価
H30	・まじゅんプラン及びダイジェスト版を町ホームページに掲載しました。ダイジェスト版には働く女性に関する漫画も掲載されています。	◎関係機関と連携のもと女性の再就職支援に向けた情報提供が出来るよう努めます。	B
R 1			B
R 2	・男女共同参画週間(6/23～6/29)において、パネル展を開催し、働きやすい職場づくりに関して広報・啓発活動を行いました。 ・まじゅんプラン(概要版)に掲載されているマンガを掲載したことにより、町民が興味を引きやすいように掲示できた。		B

担当課	産業振興課		
取り組みの内容	出産や子育てから手が離れた後の女性の雇用について、関係機関との連携のもと、就職情報や講座に関する情報提供等に努めます。		
年度	現状と課題	対応策の案	評価
H30	・チラシ・パンフレット等を活用し周知。 H27年度末に構築した無料職業紹介システムを活用し、求人・求職の斡旋を行いました。	◎広報誌やHP等で周知、啓発を行っていきます。	B
R 1		◎広報誌やHP等で周知、啓発を行っていきます。 ◎これまで通り実施する。	B
R 2	・役場及び商工会窓口においてチラシ・パンフレット等を設置し、周知・啓発を行った。 ・チラシ・パンフレット等を閲覧した町民・事業者への意識向上を図ることができた。 ●本計画の関連記事等の情報収集。	◎厚生労働省の「ポータルサイト」へ登録し、随時、情報が取得できる体制をつくる。	B

⑧働く男女の健康管理対策の実施

担当課	総務課		
取り組みの内容	長時間労働の抑制によるメンタルヘルスの確保や職場における健康管理を進めます。		
年度	現状と課題	対応策の案	評価
H30	<ul style="list-style-type: none"> 安全衛生委員会を開催し、人間ドックや職場健診の受診状況及びストレスチェックの受診状況を報告しました。 人間ドックの受診勧奨、職場検診及び産業医による休職者及びメンタル不調者の面談をプライバシーに配慮しながら、男女問わず実施。H28年度からは全職員を対象にストレスチェックを実施しており、今年度は高ストレス者2名の産業医面談も実施しました。 	◎平成30年度実績に同じ。	A
R1	<ul style="list-style-type: none"> 安全衛生委員会を開催し、時間外勤務の上限設定について規則改正案を審議し、令和2年4月1日から時間外勤務の上限設定を実施。 人間ドックの受診勧奨、職場検診及び産業医による休職者及びメンタル不調者の面談をプライバシーに配慮しながら、男女問わず実施。H28年度からは全職員を対象にストレスチェックを実施しており、昨年度に続き今年度も高ストレス者2名の産業医面談も実施した。 	◎令和元年度実績に同じ。	A
R2	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度から時間外勤務の上限設定を実施した。また、人間ドックの受診勧奨、職場検診及び産業医による休職者及びメンタル不調者の面談をプライバシーに配慮しながら、男女問わず実施。H28年度からは全職員を対象にストレスチェックを実施しており、希望した高ストレス者1名の産業医面談を実施した。 時間外勤務上限設定及び人間ドック等の健診などを行う事により、職員の長時間労働健康管理や健康維持に寄与することが出来た。 ●時間外労働上限設定したことにより、課内での協力体制の構築が出来たかと考えるが、全体的に業務内容(過多)による各部課の時間外勤務の偏りが見られる。 	◎引き続き時間外労働時間の把握に努め、適正な人員配置に努める。	B

⑨ひとり親家庭への支援・自立の促進

担当課	こども課		
取り組みの内容	母子父子家庭医療費助成事業の継続実施によりひとり親家庭の負担軽減を図ります。また、母子家庭等就業・自立支援センターなどの関係機関等との連携のもと、自立に向けた生活就労支援や相談事業などの支援策の実施に努めます。		
年度	現状と課題	対応策の案	評価
H30	<ul style="list-style-type: none"> 18歳未満の児童を扶養している母子及び父子家庭等に対し、医療費の一部を助成し母子父子家庭等の生活の安定と自立を支援しています。 	◎平成30年度実績に同じ。	A
R1		◎これまで通り実施します。	A
R2	<ul style="list-style-type: none"> 18歳未満の児童を扶養している母子及び父 	◎令和元年度実績に同じ。	A
		◎これまで通り実施	A

	<p>子家庭等に対し、医療費の一部を助成し母子父子家庭等の生活の安定と自立を支援しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> 母子及び父子家庭等に対し、医療費の一部を助成することにより、生活の安定と自立を支援し、福祉の増進を図ることにつながった。 <p>※母子及び父子家庭等受給者数 父母 616 名、児童 1,044 名</p> <ul style="list-style-type: none"> 母子父子家庭医療費助成事業の継続実施等によりひとり親家庭の負担軽減を図ることが出来た。また、母子家庭等就業・自立支援センターなどの関係機関等との連携につながった。 		
--	--	--	--

⑩子どもの孤立(貧困)の防止に向けた支援体制の構築

担当課	こども課		
取り組みの内容	全国に比べて特に深刻な沖縄の子どもの孤立(貧困)やその他の問題を抱えている家庭への支援を行います。		
年度	現状と課題	対応策の案	評価
H30	<ul style="list-style-type: none"> 教育委員会を含む各関係機関と連携し、孤立している子ども達やその世帯の支援を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ◎平成 30 年度実績に同じ。 ◎これまで通り実施します。 	A
R 1		<ul style="list-style-type: none"> ◎令和元年度実績に同じ。 ◎これまで通り実施します。 	A
R 2	<ul style="list-style-type: none"> 教育委員会を含む各関係機関と連携し、孤立している子ども達やその世帯の支援を行います。 子どもの居場所事業、及び若年妊産婦の居場所事業を実施 子どもの居場所事業 相談者数 273 人 居場所利用 56 名 若年妊産婦の居場所事業 相談者数 38 人 居場所利用 11 名 当該児童の課題に対応し、保護者支援にもつながった。若年妊産婦支援は、対象者の気持ちに寄り添い支援を行う事が出来た。 	◎これまで通り実施	A

⑪若年期の自立支援に向けたキャリア教育等の充実

担当課	産業振興課		
取り組みの内容	働く自信がないなどの悩みを持つ若者の自立支援を図るため、支援プログラムの作成や社会的自立・就業的自立の支援を行う「地域若者サポートステーション」の紹介を行います。また、社会人・職業人として自立できる人材を育成するため、沖縄県との連携のもと「みんなでグッジョブ運動」の推進を図り、若年者等の就業意識向上や雇用の創出に向けて取り組みます。		
年度	現状と課題	対応策の案	評価
H30	<ul style="list-style-type: none"> 毎年「海の日」に開催される夏まつりキッズパークにおいて、就学児童を対象に、就業意識向上のため、お仕事体験を行いました。 また、無料職業紹介システムを活用し、求人情報、求職情報の発信、斡旋を行いました。 	<ul style="list-style-type: none"> ◎引き続き広報紙やHP等で周知、啓発を行っていきます。無料職業紹介所の活用を促進し、雇用の創出に向けて取り組みます。 ◎これまで通り実施します。 	B
R 1			B
R 2	<ul style="list-style-type: none"> 5 件の求職斡旋を行ったが、企業等からの求人要件に合わず、就職までには至らなかった。 少数ではあるが求職者数が増え、企業等から 	◎新型コロナウイルス感染症拡大防止のための新たな生活様式に対応したイベントを行う。また雇用サポートセンターについては、広報活動を行い周知を図る。	B

	求人募集の際のマッチング率向上につながった。 ●雇用サポートセンターについて、認知度が足りなかった。		
--	---	--	--

⑫家族従業者への支援

担当課	産業振興課		
取り組みの内容	農業などにおいて女性が対等なパートナーとして経営等に参画できるよう家庭経営協定の確立の普及を促進します。		
年度	現状と課題	対応策の案	評価
H30	・平成30年度末現在 家族経営協定農家合計15組	◎平成31年度新規家族経営協定1組、合計16組 ◎今後も普及推進していきます。	A
R1	・令和元年度末現在 家族経営協定農家合計15組	◎関係機関と連携し、今後も普及推進していきます。 ◎今後も普及推進していく	A
R2	・令和2年度末現在 家族経営協定農家 合計15組 昨年度と比較し、特に増減はなかった。 ・家族協定を結ぶことにより、家族みんなが主体的に経営に参加でき、意欲と能力を十分に発揮できる環境作りができる。 ●家族で営農している農家は多いが、家族協定を結んで営農している農家はまだ少ない。	◎農業委員会、JA関係機関と連携し、今後も普及推進していきます。	B

方針4. 女性の能力を活かすための積極的方策の推進

(1) 政策・意思決定過程への女性の参画拡大

① 審議会・委員会など意思決定の場での女性登用率の向上

担当課	総務課		
取り組みの内容	審議会・委員会委員の選任方法について、可能な限り公募による委員を募集するなど女性委員が登用されやすいように見直しを図り、幅広い人材の登用に努めます。また、審議会・委員会等における女性委員のいない審議会等の解消や、第四次総合計画の目標である女性委員比率の50%に向けて積極的に取り組みます。		
年度	現状と課題	対応策の案	評価
H30	・①情報公開及び個人情報保護制度運営委員会（女性委員3人/8人中） ②明るい選挙推進協議会（女性6人/15人中）	◎平成30年度実績に同じ。	B
R1	・①情報公開及び個人情報保護制度運営委員会（女性委員3人/8人中） ②明るい選挙推進協議会（女性5人/15人中）	◎令和元年度実績に同じ。	B
R2	・①情報公開及び個人情報保護制度運営委員会（女性委員3人/8人中） ②明るい選挙推進協議会（女性5人/15人中） ・募集の際に男女の制限をせず募集した。 ●女性委員の比率が低い状況にある。	◎女性委員の比率が低いため、募集の際は女性委員の比率を意識して募集を行う。	B

担当課	企画財政課
-----	-------

取り組みの内容	審議会・委員会委員の選任方法について、可能な限り公募による委員を募集するなど女性委員が登用されやすいように見直しを図り、幅広い人材の登用に努めます。また、審議会・委員会等における女性委員のいない審議会等の解消や、第四次総合計画の目標である女性委員比率の50%に向けて積極的に取り組みます。		
年度	現状と課題	対応策の案	評価
H30	<ul style="list-style-type: none"> ①①まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会（女性委員2人/10人中） ②行政改革推進委員会（女性委員3人/10人中） ③男女共同参画推進会議（女性委員6人/9人中） 	◎引き続き、各種審議会や委員会においても公募により委員を募集及び任命し様々な意見をまちづくりに反映します。	B
R1	<ul style="list-style-type: none"> ①まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会（女性委員2人/9人中） ②行政改革推進委員会（女性委員4人/9人中） ③男女共同参画推進会議（女性委員6人/9人中） 		B
R2	<ul style="list-style-type: none"> ①まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会（女性委員1人/9人中） ②行政改革推進委員会（女性委員4人/9人中） ③男女共同参画推進会議（女性委員5人/8人中） <p>・男女にとらわれずに、幅広い人材の登用を行ったため、女性委員の比率が高くなっており、男女にとられない様々な意見を取り入れることができた。</p>	◎引き続き、各種審議会や委員会において女性委員の比率を意識して募集を行う。	B

担当課	住民環境課		
取り組みの内容	審議会・委員会委員の選任方法について、可能な限り公募による委員を募集するなど女性委員が登用されやすいように見直しを図り、幅広い人材の登用に努めます。また、審議会・委員会等における女性委員のいない審議会等の解消や、第四次総合計画の目標である女性委員比率の50%に向けて積極的に取り組みます。		
年度	現状と課題	対応策の案	評価
H30	<ul style="list-style-type: none"> ①廃棄物減量等推進審議会委員会（女性委員3人/9人中） 	<ul style="list-style-type: none"> ◎今年度事業系一般廃棄物手数料見直しの審議会を開催予定です。 ◎自治会代表、事業者代表から女性を委嘱するようにします。 	B
R1	<ul style="list-style-type: none"> ①廃棄物減量等推進審議会委員会（女性委員5人/9人中） 	<ul style="list-style-type: none"> ◎町指定ごみ袋の料金改定について審議会を開催予定 ◎委員の任期は令和3年5月31日まで 	A
R2	<ul style="list-style-type: none"> ・審議委員9人の内、5人が女性委員となっている。 ・女性委員が多数なので、男女それぞれの立場の意見を聞くことができた。 ●委員の選定について要綱上、宛職のような形式になっている。 	◎公募が適当か検討し公募委員の募集も検討する。	A

担当課	こども課		
取り組みの内容	審議会・委員会委員の選任方法について、可能な限り公募による委員を募集するなど女性委員が登用されやすいように見直しを図り、幅広い人材の登用に努めます。また、審議会・委員会等における女性委員のいない審議会等の解消や、第四次総合計画の目標である女性委員比率の50%に向けて積極的に取り組みます。		

年度	現状と課題	対応策の案	評価
H30	・①子ども・子育て支援会議（女性委員4人/8人中）	◎令和2年度からの第2期計画策定に向けて、数回開催予定 ◎これまで通り実施します。	A
R1		◎可能な限り公募で委員募集を行い、男女にとらわれず実施します。 ◎これまで通り実施します。	A
R2	・子ども・子育て支援会議（女性委員5人/9人中） ・公募委員を含めて、男女割合が約半数ずつとなった。	◎可能な限り公募で委員募集を行い、男女にとらわれず実施します。	A

担当課	保健福祉課		
取り組みの内容	審議会・委員会委員の選任方法について、可能な限り公募による委員を募集するなど女性委員が登用されやすいように見直しを図り、幅広い人材の登用に努めます。また、審議会・委員会等における女性委員のいない審議会等の解消や、第四次総合計画の目標である女性委員比率の50%に向けて積極的に取り組みます。		
年度	現状と課題	対応策の案	評価
H30	・地域包括ケア推進協議会委員（女性委員2人/10人中） 障がい者自立支援協議会（女性委員2人/10人中） 健康づくり推進協議会（女性委員3人/8人中）	◎委員選任に際しては、女性委員の積極的な登用や幅広い人材の登用に努めます。	B
R1	・地域包括ケア推進協議会委員（女性委員2人/9人中） 障がい者自立支援協議会（女性委員4人/8人中） 健康づくり推進協議会（女性委員3人/8人中）		B
R2	・地域包括ケア推進協議会委員（女性委員2人/9人中） 障がい者自立支援協議会（女性委員4人/8人中） 健康づくり推進協議会（女性委員3人/8人中） 第9次南風原町高齢者福祉計画策定委員会（女性委員2人/10人中） 第5次南風原町障がい者計画等策定委員会（女性委員1人/9人中） ・女性の参加により、女性ならではの視点からの意見等が収集でき、より良い委員会が開催できた。	◎委員選任に際しては、女性委員の積極的な登用や幅広い人材の登用に努める。	A

担当課	国保年金課		
取り組みの内容	審議会・委員会委員の選任方法について、可能な限り公募による委員を募集するなど女性委員が登用されやすいように見直しを図り、幅広い人材の登用に努めます。また、審議会・委員会等における女性委員のいない審議会等の解消や、第四次総合計画の目標である女性委員比率の50%に向けて積極的に取り組みます。		
年度	現状と課題	対応策の案	評価
H30	・公募実績なし。（「国民健康保険運営協議会」委員の任期が令和元年8月のため）	◎現在の男女構成比率は男性5人女性2人であり、男女比率を考慮し選任します。	B

		◎可能な限り公募で委員募集を行い、男女にと らわれず実施します。	
R 1	・①国民健康保険運営協議会（女性委員 2 人/7 人中） 任期：令和元年 8 月 25 日～令和 4 年 8 月 24 日	◎欠員が出た際には、男女比率が 50%になるよ う女性委員の登用を検討する。 ◎可能な限り公募で委員募集を行い、男女にと らわれず実施します。	B
R 2	・年度途中で委員に欠員が出たため、新たに女 性委員の登用を行った。（公益を代表する委 員） ・欠員補充後の人数が 7 名中 3 名と、半数近く が女性委員となり、幅広い意見の聴取ができ る体制となった。 ●今回の補充委員が公益を代表する委員で識 見を有する者である必要があったため、公募 を行うことができなかった。	◎可能な限り公募で委員募集を行い、男女にと らわれず実施します。	B

担当課	教育総務課		
取り組み の内容	審議会・委員会委員の選任方法について、可能な限り公募による委員を募集するなど女性委員が登用されやすいように見直しを図り、幅広い人材の登用に努めます。また、審議会・委員会等における女性委員のいない審議会等の解消や、第四次総合計画の目標である女性委員比率の 50%に向けて積極的に取り組みます。		
年度	現状と課題	対応策の案	評価
H30	・①スポーツ推進委員（女性委員 4 人/9 人中） ②教育事務点検評価審議会（女性委員 1 人/3 人中） ③学校給食共同調理場運営委員会（女性委員 1 人/14 人）	◎スポーツ推進委員については 2019 年度より 10 名に増員予定で、女性の比率を 50%にする予定です。 ◎所轄する審議会・委員会は可能な限り公募で行い、幅広い老若男女の登用を進めます。	B
R 1	・①スポーツ推進委員（女性委員 5 人/10 人中） ②教育事務点検評価審議会（女性委員 1 人/3 人中） ③学校給食共同調理場運営委員会（女性委員 1 人/14 人）	◎スポーツ推進委員については 2019 年度より 10 名 1 人増し、女性の比率を 50%にし、今後も継続予定です。 ◎所轄する審議会・委員会は可能な限り公募で行い、幅広い老若男女の登用を進めます。	B
R 2	・①スポーツ推進委員（女性委員 5 人/10 人中） ②教育事務点検評価審議会（女性委員 1 人/3 人中） ③学校給食共同調理場運営委員会（女性委員 1 人/14 人） ・スポーツ推進委員については 2019 年度より 10 名 1 人増し、女性の比率を 50%にし、今後も継続予定です。	◎所轄する審議会・委員会は可能な限り公募で行い、幅広い女性の登用を進めます。	B

担当課	学校教育課		
取り組み の内容	審議会・委員会委員の選任方法について、可能な限り公募による委員を募集するなど女性委員が登用されやすいように見直しを図り、幅広い人材の登用に努めます。また、審議会・委員会等における女性委員のいない審議会等の解消や、第四次総合計画の目標である女性委員比率の 50%に向けて積極的に取り組みます。		
年度	現状と課題	対応策の案	評価
H30	・いじめ防止等専門委員会の有識者 4 名中、男性 3 名、女性 1 名を選任しました。	◎いじめ防止等専門委員会の有識者 4 名中、男性 2 名、女性 2 名を選任する予定。	B
R 1	・いじめ防止等専門委員会の有識者 4 名中、男性 2 名、女性 2 名を選任した。	◎高い専門性が求められるため公募は難しいが、男女にとられずに選任していく。	A
R 2	・いじめ防止等専門委員会の有識者 5 名中、男	◎公募は難しいが、今後も男女にとられずに	B

	性3名、女性2名を選任した。 ・委員の男女比率がおおよそ半数のため、男女にとられない意見交換や審議をすることができた。 ●高い専門性が求められるため公募は難しい。	選任していく。	
--	---	---------	--

担当課	生涯学習文化課		
取り組みの内容	審議会・委員会委員の選任方法について、可能な限り公募による委員を募集するなど女性委員が登用されやすいように見直しを図り、幅広い人材の登用に努めます。また、審議会・委員会等における女性委員のいない審議会等の解消や、第四次総合計画の目標である女性委員比率の50%に向けて積極的に取り組みます。		
年度	現状と課題	対応策の案	評価
H30	<ul style="list-style-type: none"> ・①社会教育委員（女性委員3人/5人中） ②公民館運営審議会委員（女性委員2人/5人中） ③図書館協議会委員（女性委員4人/5人中） ④文化財保護委員（女性委員1人/5人中） ⑤文化センター企画運営委員（女性委員2人/7人中） 	<ul style="list-style-type: none"> ◎社会教育委員は、5名中3名の女性委員を登用します。（任期：R元～R2年度） 公民館運営審議会委員は、5名中2名の女性委員を登用します。（任期：R元～R2年度） 図書館協議会委員は、5名中4名の女性委員を登用します。（任期：R元～R2年度） 文化財保護委員は、5名中1名の女性委員を登用します。（任期：R元～R2年度） 文化センター企画運営委員は、7名中2名の女性委員を登用します。（任期：R元～R2年度） ◎今後も積極的に推進していきます。 	B
R1		<ul style="list-style-type: none"> ◎社会教育委員は、5名中3名の女性委員を登用します。（任期：R元～R2年度） 公民館運営審議会委員は、5名中2名の女性委員を登用します。（任期：R元～R2年度） 図書館協議会委員は、5名中4名の女性委員を登用します。（任期：R元～R2年度） 文化財保護委員は、5名中1名の女性委員を登用します。（任期：H31～R2年度） 文化センター企画運営委員は、7名中2名の女性委員を登用します。（任期：R元～R2年度） ◎今後も積極的に推進していきます。 	B
R2		<ul style="list-style-type: none"> ・①社会教育委員（女性委員3人/5人中） ②公民館運営審議会委員（女性委員2人/5人中） ③図書館協議会委員（女性委員4人/5人中） ④文化財保護委員（女性委員1人/5人中） ⑤文化センター企画運営委員（女性委員2人/7人中） ・おおむね達成できた。 	◎今後も積極的に推進していきます。

担当課	まちづくり振興課		
取り組みの内容	審議会・委員会委員の選任方法について、可能な限り公募による委員を募集するなど女性委員が登用されやすいように見直しを図り、幅広い人材の登用に努めます。また、審議会・委員会等における女性委員のいない審議会等の解消や、第四次総合計画の目標である女性委員比率の50%に向けて積極的に取り組みます。		
年度	現状と課題	対応策の案	評価
H30	・①南風原町都市計画審議会（女性委員1人/10人中）	◎①南風原町都市計画審議会（女性委員1人/10人中）	B

	②南風原町景観計画策定委員会（女性委員 1 人/8 人中）	◎都市計画審議会委員は条例により学識経験者、町議会議員、行政関係者と定められています。景観計画策定委員に女性委員を登用する事が出来ました。	
R 1	・①南風原町都市計画審議会（女性委員 1 人/10 人中）	◎令和元年度実績に同じ ◎都市計画審議会委員は条例により学識経験者、町議会議員、行政関係者と定められている。（次回委員会編成の時、女性委員増を検討）	B
R 2	・都市計画審議会：（女性委員 1 名/10 人中） ・都市基本計画策定審議会：（女性委員 3 名/10 人中） ・都市計画審議会委員等の選任については幅広い人材の登用を実施した事により、各専門的な分野からの意見を拝聴する事が出来た。 ●第四次総合計画の目標値に近づけるよう、次年度以降の委員選任については検討する必要がある。	◎次年度以降の各種委員については、可能な限り公募での募集を検討する。	B

担当課	産業振興課		
取り組みの内容	審議会・委員会委員の選任方法について、可能な限り公募による委員を募集するなど女性委員が登用されやすいように見直しを図り、幅広い人材の登用に努めます。また、審議会・委員会等における女性委員のいない審議会等の解消や、第四次総合計画の目標である女性委員比率の 50%に向けて積極的に取り組みます。		
年度	現状と課題	対応策の案	評価
H30	・①南風原町中小企業・小規模企業振興審議会（女性委員 2 人/10 人中）	◎審議会委員の中に女性の登用を積極的に図ります。 ◎女性委員登用を積極的に図ります。	B
R 1	②人・農地プラン作成事業検討委員（女性委員 2 人/8 人中）	◎委員の中に女性の登用を関係機関との連携により積極的に図る。 ◎女性委員登用を積極的に図る。	B
R 2	・南風原町中小企業・小規模企業振興審議会（女性委員 2 人/10 人） 人・農地プラン作成事業検討委員（女性委員 0 人/6 人） ・女性委員を 2 名登用し、多面的な意見聴取ができた。 ●委員の選考対象に女性が少ない。 人・農地プラン作成事業検討委員の資格要件である農業士の資格期限がきれたことにより、女性委員が 0 人となっている。農業士については、南風原町だけでなく南部全体でも減少している現状である。	◎人・農地プラン作成事業検討委員に女性を登用できるよう、委員資格について関係機関と連携し、資格要件等を検討することで女性委員の増を積極的に図る。	C

担当課	区画下水道課		
取り組みの内容	審議会・委員会委員の選任方法について、可能な限り公募による委員を募集するなど女性委員が登用されやすいように見直しを図り、幅広い人材の登用に努めます。また、審議会・委員会等における女性委員のいない審議会等の解消や、第四次総合計画の目標である女性委員比率の 50%に向けて積極的に取り組みます。		
年度	現状と課題	対応策の案	評価
H30	項目なし	項目なし	—
R 1	項目なし	項目なし	—

R 2	<ul style="list-style-type: none"> 津嘉山北土地区画整理審議会委員を募集。(区画整理事業を施工するにあたって、地権者及び借地権者の意を代表する機関)本町告示板に掲載し公募を行った。公募人数は10人中8人(2人は学識経験者)。但し募集に当たったの条件は、区画整理地内地権者及び借地権者に限る。 事業内容のとおり公募を行った結果、立候補者8人、定員数であったので結果として選挙は行われなかった。 本町告示板に掲載した事により男女共同参画の取り組みを町民にアピールする事が出来た。 ●土地区画整理審議会委員(地権者及び借地権者代表)という事で、公募者が想定していたより少なかった。審議会委員の役割をわかりやすく知らしめる必要性を感じた。 	<p>◎審議会委員の役割等をわかりやすく周知していく為に、事業進捗状況だけではなく審議会の内容等も区画整理ニュースに掲載し発刊をしていきたい。</p>	B
-----	--	---	---

②役場女性職員の管理職等への登用促進

担当課	企画財政課		
取り組みの内容	女性職員について、研修などへの積極的な参加を促すとともに、やる気のある女性の昇任・管理職への登用、職域の拡大を図るなど、積極的改善措置(ポジティブアクション)の働きかけを行います。また、このような女性職員をサポートするため、多くの職員の理解がある環境を整備します。		
年度	現状と課題	対応策の案	評価
H30	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画週間に町民ホールで女性のエンパワーメントについてのパネルを展示し、職員の意識啓発を行いました。 また、11月には町職員及び関係者向けの研修会を開催し、職員への周知を図りました。 町職員及び町民向けの研修会については、新型コロナウイルス感染症拡大のため、開催には至らなかった。 	<p>◎引き続き男女共同参画週間でパネル展を開催し職員の意識啓発を図るとともに、職員及び町民向けの意識啓発の研修を開催します。</p>	A
R 1			A
R 2			D

担当課	総務課		
取り組みの内容	女性職員について、研修などへの積極的な参加を促すとともに、やる気のある女性の昇任・管理職への登用、職域の拡大を図るなど、積極的改善措置(ポジティブアクション)の働きかけを行います。また、このような女性職員をサポートするため、多くの職員の理解がある環境を整備します。		
年度	現状と課題	対応策の案	評価
H30	<ul style="list-style-type: none"> 研修などへの参加については、男女問わず受講勸奨を実施。特に女性リーダーをテーマにした内容の研修参加については対象職員に対し個別に受講勸奨を行いました。 平成31年4月1日現在、女性管理職は5名となり、平成30年度と比較し1名増となりました。 	<p>◎平成30年度実績に同じ。</p>	A
R 1			<ul style="list-style-type: none"> 研修などへの参加については、男女問わず受講勸奨を実施。特に女性リーダーをテーマにした内容の研修参加については対象職員に対し個別に受講勸奨を行った。 R2.4.1現在、女性管理職は6名で、H31.4.1と比較し1名増となり、県内で一番高い登用率となっています。

R 2	<ul style="list-style-type: none"> 研修などへの参加については、男女問わず受講勸奨を実施。特に女性リーダーをテーマにした内容の研修参加については対象職員に対し個別に受講勸奨を行った。 R3.4.1 現在、女性管理職は6名で、昨年同様に県内で一番高い登用率となっています。 女性管理職は県内で一番高い登用率となっており、班長以下の女性職員において、身近に目標とするロールモデルとなっている。 	A
-----	--	---

③人材に関する情報の収集と発掘

担当課	企画財政課		
取り組みの内容	町民の参画・協働を図る様々な場面において、女性団体長のリストを活用していくとともに、その更新を図ります。併せて、各分野で活躍する町内の女性人材について、個人情報に配慮しつつ収集・整理・発掘を行い、女性人材リストとしての充実を検討します。		
年度	現状と課題	対応策の案	評価
H30	<ul style="list-style-type: none"> 町内女性団体等代表者のリストの更新を行いました。 	<ul style="list-style-type: none"> ◎町内女性団体等のリストを更新するとともに、各分野で活躍する女性人材について新たに発掘し、女性人材リストとしての充実を図ります。 	B
R 1			B
R 2	<ul style="list-style-type: none"> 町内女性団体等代表者のリストを更新しました。 ●各分野で活躍している女性人材を新たに発掘し、町内女性団体等代表者のリストの充実を図る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ◎沖縄県の男女共同参画センターと連携して他にも町出身者がいないか模索する。 	A

④民間企業・団体等に対する女性の管理職登用の啓発実施

担当課	産業振興課		
取り組みの内容	民間企業や商工会等関係団体、自治会等に対し、女性の登用・女性管理職登用の啓発に努めます。また、広報紙等を活用し、女性自治会長や女性起業家・事業者等の女性リーダーの紹介を行うなど、意識啓発に努めます。		
年度	現状と課題	対応策の案	評価
H30	<ul style="list-style-type: none"> 女性の採用・女性管理職登用に関する啓発チラシ・ポスターを窓口設置し、商工会とも連携して啓発に努めました。 	<ul style="list-style-type: none"> ◎広報誌等を活用し周知していく。 	B
R 1			B
R 2	<ul style="list-style-type: none"> 女性の採用・女性管理職登用に関する啓発チラシ・ポスターを窓口設置し、商工会とも連携して啓発に努めました。 ●女性からの相談件数が少ない。 	<ul style="list-style-type: none"> ◎商工会と連携し、幅広く情報を周知していく。 	B

⑤防災の分野に関する意見の反映や女性委員の登用

担当課	総務課		
取り組みの内容	町の地域防災計画や災害時の避難や被災後の生活での様々な問題を解決するために女性や障がいを持った方の視点を取り入れたり、防災会議の委員などに登用するよう努めます。		
年度	現状と課題	対応策の案	評価
H30	<ul style="list-style-type: none"> 図上訓練において、シナリオに障がいを持つ方への対応を取り入れ、災害時の対応を確認しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ◎防災訓練において、積極的に女性や障がいを持った方の意見を取り入れ、実際に訓練に反映させていきます。 ◎訓練において、女性の視点も取り入れていき 	A

		ます。	
R 1	・沖縄盲学校が実施した訓練において、実施後の意見交換会に参加し、障がいを持った方の課題や解決策を模索した。	◎防災訓練において、積極的に女性や障がいを持った方の意見を取り入れ、実際に訓練に反映させる。	A
R 2	・国土強靱化地域計画策定において、策定委員会委員の3割が女性となっており、女性の視点を取り入れた計画策定に取り組んだ。 ・計画策定段階にて、女性の視点を取り入れることで、災害前に体制を整えることができる。 ●地域防災計画においても、女性委員の登用を図ることができるよう取り組む必要がある。	◎地域団体等にて活躍している方々に対し、女性視点の防災の必要性を理解いただき、委員承諾に関し協力依頼を行う。	B

(2) 女性のエンパワーメントに対する支援の充実

① 女性リーダーの育成

担当課	企画財政課		
取り組みの内容	各団体や地域等で活動する女性リーダーの育成に向け、国内外の各種研修への派遣を継続するとともに、女性リーダー研修の実施や女性のエンパワーメントにつながる生涯学習講座等の実施に努めます。		
年度	現状と課題	対応策の案	評価
H30	・2年連続で南風原町から女性の翼への派遣希望者を推薦し、研修費の助成を行いました。また、派遣者は研修の終了後に女性団体等交流会にて報告会を開催し、情報の共有を図りました。	◎引き続き、女性の翼への推薦及び報告会の開催を予定します。	A
R 1	・女性の翼への推薦依頼を各団体へ送付したが、応募者がおらず、推薦をすることができなかった。	◎引き続き、女性の翼への推薦を行っていきます。	B
R 2	●「女性の翼」への推薦依頼を各種団体へ行ったが、自己負担が大きいため応募者がおらず推薦することができなかった。	◎今後は、自己負担の少ない研修へ参加を促し女性リーダーの育成に努めていく。	B

担当課	生涯学習文化課		
取り組みの内容	各団体や地域等で活動する女性リーダーの育成に向け、国内外の各種研修への派遣を継続するとともに、女性リーダー研修の実施や女性のエンパワーメントにつながる生涯学習講座等の実施に努めます。		
年度	現状と課題	対応策の案	評価
H30	・町女性連合会が主催する女性リーダー研修会に対し、補助金を支出するとともに、研修企画の支援を行いました。	◎今年度からリーダー研修に対する補助金は行わないが、企画立案の補助等で研修に対し助成を継続していきます。 ◎今後も推進していきます。	A
R 1	・町女性連合会が主催する女性リーダー研修会に対し、研修企画の助言等で支援を行った。	◎令和元年度実績に同じ ◎今後も推進していきます。	A
R 2	・令和2年度はコロナ禍の影響もあり、女性会リーダー研修の計画はあったが、実施はされなかった。 ・毎年研修を行うことで、女性会のリーダー育成のみならず、会員相互の親睦を深める重要な事業となっている。 ●研修内容がマンネリ化しないように、調査検討を要する。	◎研修内容がマンネリ化とならないように、他地区の研修内容の情報収集に努める。	A

②女性団体連絡協議会の設立支援

担当課	企画財政課		
取り組みの内容	女性のエンパワーメントと交流につながる取り組みである女性団体等交流会を発展させ、女性団体の連携を図りながら町女性団体連絡協議会の立ち上げを支援します。		
年度	現状と課題	対応策の案	評価
H30	・女性団体等交流会を1回開催し、女性団体の連携を図りました。また、沖縄県女性海外セミナーに参加した方をお呼びし、研修報告も行いました。	◎引き続き女性団体等交流会を開催し、女団協の立ち上げを支援します。 ◎すぐに女団協の設立は厳しいため、現時点では連携強化・情報共有などを目的に開催します。	B
R 1	・2月頃に女性団体等交流会の開催をする準備をしていたが、コロナウイルスの影響により、開催ができませんでした。	◎女性団体等交流会を開催し、各女性団体の交流を活性化させるよう努力します。 ◎すぐに女団協の設立は厳しいため、現時点では連携強化・情報共有などを目的に開催します。	D
R 2	・2月頃に女性団体等交流会を開催する予定をしていたが、新型コロナウイルス感染症拡大により交流会を開催することができなかった。 ●各団体の運営について負担になっている状況で、さらに女性団体等協議会を設立した際には、その運営まで負担となってしまうため、女性団体等協議会を設立するに至っていない。	◎引き続き女性団体等交流会を開催し、各女性団体の交流を活性化させるよう努力します。	D

③女性のための職業能力開発講座等の充実

担当課	企画財政課		
取り組みの内容	関係機関等との連携のもと、女性の能力開発のための講座の実施・充実に努めます。		
年度	現状と課題	対応策の案	評価
H30	・おきなわ女性財団の実施する講座の広報を行いました。また、女性のエンパワーメントの観点から、女性団体等交流会において、沖縄県女性海外セミナーの研修報告を行い、研修内容の共有を図りました。	◎関係機関と連携し、女性のための職業能力開発講座等の周知・普及を図ります。	B
R 1	・沖縄県女性就業・労働相談センターの後援により、「職場のハラスメント防止～みんなで取り組む働きやすい職場づくり～」を開催し、働きやすい職場づくりのための講座を実施しました。	◎引き続き関係機関と連携し、女性のための職業能力開発講座等の周知・普及を図ります。	A
R 2	・新型コロナウイルス感染症拡大のため、研修を開催することができなかった。		D

担当課	生涯学習文化課		
取り組みの内容	関係機関等との連携のもと、女性の能力開発のための講座の実施・充実に努めます。		
年度	現状と課題	対応策の案	評価

H30	・公民館学級講座で「手作り折り紙雛人形」「ズンバ&ピラテイス」「袋物工芸」「腸もみ」「押し花教室」「結書」「カラー」「免疫力をあげるための健康講座」等 18 講座を実施し、女性が元氣いきいき健康な体作りに向けた講座を新たに実施しました。	◎公民館学級講座で「手作り折り紙雛人形」「おうちパン」「パステルアート」「家庭料理」「お片付け」等新たな講座を取り入れた講座を開設し、女性が元氣いきいき健康な体作りに向けた講座を新たに実施します。 ◎楽しく学べる講座の開設に努めます。	A
R 1	・公民館学級講座で「手作り折り紙雛人形」「ズンバ&ピラテイス」「結書」「カラー」「免疫力をあげるための健康講座」等 23 講座を実施し、女性が元氣いきいき健康な体作りに向けた講座を新たに実施しました。	◎楽しく学べる講座の開設に努めます。	A
R 2	・公民館学級講座で「手作り折り紙雛人形」「カラー講座(自分カラー発見)」「結書」「免疫力をあげるための健康講座」等 15 講座を実施し、女性が元氣いきいき健康な体作りに向けた講座実施しました。 ・楽しく学べる講座を開設することができた。	◎今後も楽しく学べる講座の開設に努めます。	A

④女性起業家への支援

担当課	産業振興課		
取り組みの内容	町商工会等の関係機関と連携し、女性起業家育成のための講座の実施、情報提供や相談を行います。		
年度	現状と課題	対応策の案	評価
H30	・平成 29 年策定した「創業支援事業計画」に基づき商工会と連携し起業希望者の対応を数件行った。	◎「創業支援事業計画」に基づき、沖縄ビジネスインキュベーションプラザと連携を図り、女性起業家向けの創業塾を開催し、女性起業家への支援を図る。	B
R 1	・具体的計画段階にない起業希望者にはインキュベーションプラザを紹介した。	◎左記の計画に基づき、支援を図っていく。	B
R 2	・平成 29 年策定した「創業支援事業計画」に基づき商工会と連携して女性の企業相談者への対応を数件行った。 ・女性の企業に特化した民間のサポート機関と連携し、安心して起業の相談ができる環境をつくることのできた。 ●相談件数が少ない。	◎商工会や、金融機関などの関係機関と連携し広く周知していく。	B

方針 5. 平和への貢献、国際協調と文化の創造

(1) 平和の継承と発信

① 平和特別授業の開催等の取り組みや平和交流の推進

担当課	生涯学習文化課		
取り組みの内容	平和教育において「南風原文化センター」での戦争・平和に関する講話や展示会、学校に出向いての特別授業を実施し、平和の大事さを伝えるなど平和学習の機会を充実させ、戦争と平和、人権や差別などを地域との交流を通して学ぶ機会を創ります。		
年度	現状と課題	対応策の案	評価
H30	・学校での平和学習の取り組みでは、学校コーディネーターや平和ガイドと協力し戦争体験者をお招きしたり、紙芝居等で子どもたちに戦争の実相を伝えたりすることができました。企画展では第 81 回「海外に残る日本軍	◎平成 30 年度の実績と同様に、学校の対応を充実させること、企画展は開館 30 周年を機にこれまでの南風原町の平和への取り組みを振り返り、第 84 回企画展「戦争と平和を考えた南風原町の取り組み」を開催します。子	A

	の足跡」を開催しました。子ども平和学習交流事業は予定通り、8人の小学6年生が事前学習本研修を重ね報告書を発刊しました。	ども平和学習は新6年生を平常通りのプログラムで学習を重ねていきます。あらためて、「平和学習」の意味を先生方やコーディネーターらと話し合い、着実な実績と今後に向けた情報の収集、常にアンテナを高く上げ、状況に応じた取り組みを積極的に行える体制を整えていきます。	
R 1	・学校コーディネーターと協力し、各小中学校の南風原文化センターや陸軍病院壕の見学受け入れ、戦争・平和に関する講話や展示会、学校に向いての特別授業を実施した。	◎令和元年度実績に同じ コロナ休暇で、学校での授業ができないことに配慮し、映像で文化センター発信の平和学習教材の製作を予定している。 ◎学校や、文化センターの特別休業のみならず、平和学習ができる資料の教材化を構築し、映像で配信するなどの取り組みも必お湯と思われる。その計画に取り組みたい。	A
R 2	・学校での平和学習は南星中学校が全校生徒に各教室の電子黒板と別室をリモートで繋ぎ、別室で、パワーポイントに編集した教材で授業を行いました。 ・平和学習では性差に関係なく戦争の歴史、人権に関わる問題や実態について学習しました。 ●動画製作について既存資料の活用方法をもう少し検討する必要があると感じました。	◎製作した映像の活用については、教材として使う、HPなどで紹介するなどの、広報も取り組みたいと思います。HPで自由に見てもらった映像、学校での平和学習や他施設の展示会への貸し出し用の映像等の活用についても具体化していきたいです。	A

②家庭・学校・地域における平和教育等の推進

担当課	生涯学習文化課		
取り組みの内容	学校教育や生涯学習と連携し平和学習の推進を図ります。また、沖縄陸軍病院南風原壕群の保存・活用を図るとともに南風原平和ガイドの会の育成・支援、平和ガイドとして町民の参画を促進します。		
年度	現状と課題	対応策の案	評価
H30	・小・中学校の平和学習への講師派遣や、戦争遺物の貸し出しなどを行いました。 ・「沖縄陸軍病院南風原壕群 20号現況調査検討部会」、「沖縄陸軍病院南風原壕群及び黄金森周辺戦跡活用検討部会」の中で検討した内容を取りまとめました。取りまとめた内容は、町文化財保護委員会より南風原町に答申されました。 また、南風原平和ガイドの第10期生の養成講座を実施し、最終的に7名のガイドを養成しました。	◎引き続き、小・中学校の平和学習への講師派遣や、戦争遺物の貸し出しなどを行います。平成30年度に南風原町文化財保護委員会より答申された陸軍病院壕の保存・活用の施策の実行を図ります。 ◎過去2年間は、20号壕の入壕者数が1万人を下回っているため、入壕者数の増加を図っていきます。また、見学者の学習の満足度を高めるため、今後も飯上げ体験を実施するとともに、見学者の学習ニーズに答えた平和学習の検討を行います。	A
R 1	・20号壕のガイド、小・中学校の平和学習への講師派遣、戦争遺物の貸し出しを行いました。令和元年度は、新型コロナウイルスの影響で2月末頃からキャンセルが相次ぎ、壕の見学者は9,028名に留まりました。また、新たな取り組みとして、平和ガイドと協力して戦争体験者への聞き取り調査を行いました。 ・令和元年度は、町内在住の9名の方から沖縄戦前から戦後の様子までお話を聞くことが出来ました。	◎引き続き、壕の保存公開や学校等との連携を進めます。戦争体験の聞き取り調査は、調査分の文字起こしの他、継続して調査を進めます。 ◎前年度取り組みなかった、町文化財保護委員会より答申された黄金森や病院壕の保存・活用施策の実施方法の検討および関係部署と調整を行います。 ◎密閉した空間である20号壕は、新型コロナウイルスの影響が大きいと、開けた空間(黄金森など)で行う平和学習の方法も検討する必要があります。 ◎現状、見学団体より要望があれば、飯上げの	A

		道を活かした「飯上げ体験」を実施し、より深い追体験が出来る取り組みも行っています。	
R 2	<ul style="list-style-type: none"> 小・中学校の平和学習は、必要な講師派遣、戦争遺物の貸し出しを行いました。 10月には、屋外の戦跡案内を進めましたが、感染症の影響により見学キャンセルが多く生じました。見学者数は例年、9,000～10,000名いますが、令和3年度は10%以下の674名でした。 ●文化財保護委員会から答申された黄金森周辺の戦争遺跡の活用について、引き続き実施可能な事項から施策を進める必要があります。 ●20号壕内部を通過して見学するための感染症対策の方法について、検討が必要です。 	◎20号壕内部を通過して見学するには換気が必須であるため、湿度の増減が少ない換気方法の検討が必要です。今後、ドアの開閉(換気)度合いと時間と湿度変化の関係について計測の上、内部の見学方法の検討を行います。	B

③平和事業の活動拠点を活かした事業の充実

担当課	生涯学習文化課		
取り組みの内容	子ども平和学習事業の充実と、そのOB達からなる「アオギリ.com」およびその下部組織の「南風原ユース」の組織強化などを通し、継続した平和学習と実践的な活動の拡充に取り組みます。		
年度	現状と課題	対応策の案	評価
H30	<ul style="list-style-type: none"> 子ども平和学習のOB会「アオギリ.com」は、自分たちで、計画通りの活動を継続しました。子ども平和学習交流事業参加者OBの中から、新たな活動の提案もあり、今後の組織での活動についての検討が確認しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ◎平和を考える若者たちの組織として、新たな提案と共に、具体的な活動計画を策定します。 ◎常に情報を共有し、若者たちの意見交換の場を取り入れ、創造的な活動ができるバックアップ体制を考える必要を感じます。 	A
R 1	<ul style="list-style-type: none"> 第26回南風原町子ども平和学習交流事業は、例年通り、4校各2人ずつの計8人が学校長から推薦され、事前学習、本研修報告会の開催、報告書のまとめと出版を終えることが出来た。 	<ul style="list-style-type: none"> ◎例年通りを計画しているが、COVID19の影響で県外訪問が難しそうであれば、県内研修を中心に、「平和、戦争、人権、差別」をテーマに、学習の方法を検討したい。ホームページに学習動画をリンクさせ公表できるような取り組みも考えたい。 ◎例年通りの6年生と、OB達をむすび、若者たちの新しい感性で、平和を考える企画、戦争の歴史を向かい合う機会を作っていきたい。 	A
R 2	<ul style="list-style-type: none"> コロナの感染拡大の影響を受け、県外研修や宿泊研修は中止になったものの、例年通り、4小学校から8人の6年生のメンバーで、できる学習に取り組みました。 ●メンバーの交流の機会をもう少し考えて、共同作業をし、積極的に意見交換の場を設けるなどの時間の時間がもう少し必要でした。 	◎せっかく学習したことをまとめ、新聞づくりや報告会などを通して、メンバーのコミュニケーションをとる機会をつくりたいと思います。	B

(2) 国際交流と伝統文化の継承

①国際交流事業の充実

担当課	生涯学習文化課
取り組み	町内の中学生をハワイとカナダへ交互に派遣し、海外の文化や現地生活の体験を通して国際理解を深

の内容	め、広い視野を持った豊かな人材を育成します。また、今後も派遣する児童、生徒とともに友好都市(カナダ：レスブリッジ市)への町職員派遣を推進し、派遣を希望する町職員をできるだけ多く派遣できるよう努めます。		
年度	現状と課題	対応策の案	評価
H30	・アメリカ合衆国ハワイ州ホノルル市へ中学生を10名(男子2名女子8名)派遣しました。	◎カナダ国レスブリッジ市等へ中学生を10名派遣予定です。 ◎継続して事業を行うことで国際交流に関わる人材育成の人数を増やし、OB OGを事前研修に活用する等世代間の交流を図ることで伝統的な意識付けを行います。	A
R 1	・カナダ国ブリティッシュコロンビア州のバンクーバー。アルバータ州のバンフ、カルガリー、レスブリッジへ中学生10名(女子7名、男子3名)を派遣。	◎アメリカ合衆国ハワイ州ホノルルに中学生10名を派遣予定。 ◎継続して事業を行うことで国際交流に関わる人材育成の人数を増やし、OB OGを事前研修に活用する等世代間の交流を図ることで伝統的な意識付けを行います。	A
R 2	・新型コロナウイルス感染症の影響により事業中止		D

②海外移住者子弟研修生受け入れ事業、海外青年派遣事業の実施

担当課	生涯学習文化課		
取り組みの内容	南風原町から海外へ移住した人々の子弟を受け入れ交流を重ねることにより互いの理解を深め、その経験を自国の発展に役立てることができるような人材育成を目指し、今後は町から海外への人材派遣も推進していきます。		
年度	現状と課題	対応策の案	評価
H30	・9月から12月までの3ヶ月間、アルゼンチンから1人の研修生を受け入れ、書道、料理、日本語等の研修を重ね、学校に出向いて、自国の紹介を他の市町村の研修生とともに取り組みました。	◎予算状況を鑑み、より充実した研修、今後の方向性を見据えたつながりを継承していきます。	A
R 1	・事業無し	◎ブラジルから1人2か月を予定。 ◎移民先から子弟が研修で訪れるが、時期や期間について、検討しなければならない。この研修のために休学や仕事を辞めるなどを余儀なくされ、厳しい条件になると希望者もいなくなるとの指摘があった。町が移民の歴史を相互に若い愛、交流を深める意義を再度検討したい。	D
R 2	・コロナの感染拡大防止により事業は中止		D

③国際理解を深められる機会の創出

担当課	生涯学習文化課		
取り組みの内容	海外展の開催や町内外に在住する外国人と交流するイベントなどを開催することで海外を身近に感じ、国際理解を深められるような取り組みを充実させます。		
年度	現状と課題	対応策の案	評価
H30	・海外の友好協会等の催し物の講演や協力をしました。 外国人来館者へ、積極的に繋がりを持ち、英語のガイドブックや映像などを積極的に活用しました。	◎平成30年度実績に同じ。 ◎海外の来館者へのスムーズな対応、事業の共催などの申し入れに、積極的に取り組める体制を考えていきます。	A

R 1	・南風原文化センター30周年の機会に、これまで交流のあった、織物関係者がタイ国、インドからお見えになり、展示会やワークショップを開催できた。また平和資料館つながりのインド・インパールから音楽家が来町し、沖縄の歌とのコラボを実現するコンサートも開催できた。	◎ブラジルから染織研究家、工芸家、研究者が来町予定で、織物産地として、その文化を紹介したり、交流を深める予定。 ◎単に海外といっても、共通の課題、テーマを持ち、より現実的な具体的な取り組みになるようにしていきたい。世代間のつながり、歴史を背景とした移民のつながりも深めたい。	A
R 2	・コロナ感染拡大防止のため特に事業はなし		B

④地域における伝統芸能・文化の継承

担当課	生涯学習文化課		
取り組みの内容	各字にある棒術や獅子舞等を町指定文化財へ指定し後継者の育成を図ることや他市町村との共催による芸能交流会の開催などを検討し伝統芸能の保存、継承を図ります。		
年度	現状と課題	対応策の案	評価
H30	・伝統芸能活性化のため補助金の交付を2団体見込んでいましたが1団体(喜屋武)から要望があり1団体のみ実施しました。	◎令和元年度は、各字の要望を確認する予定です。 ◎令和2年度には、各字の要望を確認して予算要望する予定です。	B
R 1	・事業無し	◎令和2年度は、1自治会(神里)からの要望に基づき事業を予定しています。 ◎今後も各自治会からの要望を確認して予算要求をする予定です。	D
R 2	・町内の伝統芸能継承を推進するため2自治会(神里・津嘉山)へ伝統芸能保存や継承への取り組みに必要な道具の修繕や購入に対する補助金を交付した。 ・神里は十五夜遊びで獅子舞6回上演している。(新型コロナウイルス影響下でも対策を講じて伝統芸能保存継承が図られた。)津嘉山は組踊り・狂言など上演の機会をうかがってきたが新型コロナウイルスの影響をうけ上演できなかった。(今後上演するための道具の準備は整えられた。) ●補助を受けた自治会は、伝統芸能の保存・継承に積極的に取り組んでいるが新型コロナウイルスの影響をうけ上演の機会が激減し当初の目標達成に至っていない。	◎伝統芸能は地域の若者達への郷土愛を育て、地域の歴史も学びながら地域の中で世代間コミュニティをとる手段にもなっている。引き続き自治会や芸能関係団体と相談し、各種祭りやイベントなどへ積極的に出演依頼を行い、上演の機会を確保することで、上演本番に向けた練習も増やして各字の伝統芸能への関心を高め、後継者を育成していく。	B

⑤琉球絃、南風原花織(町の特産品)の担い手の育成支援

担当課	産業振興課		
取り組みの内容	町の特産品である琉球絃や南風原花織の町内伝統工芸を保存するために男性、女性にこだわらず多くの担い手の育成を支援します。		
年度	現状と課題	対応策の案	評価
H30	・南風原花織が伝統的工芸品に指定され、振興対策事業として、後継者育成事業と販路開拓事業を実施しました。琉球絃の後継者育成事業では男性2名、女性4名、南風原花織の後継者育成事業では女性6名の担い手の育成を行いました。	◎琉球絃、南風原花織の後継者育成事業を通じて、担い手の育成を行います。 ◎これまで通り実施します。	A
R 1	・南風原花織が伝統的工芸品に指定され、振興対策事業として、後継者育成事業と販路開拓		A

	事業を実施しています。琉球絣の後継者育成事業では女性5名、南風原花織の後継者育成事業では女性4名の担い手の育成を行いました。		
R 2	<ul style="list-style-type: none"> ・後継者育成事業において、「琉球絣」では女性6名、「南風原花織」では女性5名の担い手の育成を行った。 ・今後の町内伝統工芸を保持する為の底辺拡大を図ることができた。 ●研修後に各工房で働くが、伝統工芸産業の需要の低下等による収入の減少で離職率が高い傾向にある。 	◎各工房やかすり組合の売上げ向上のため、需要拡大(販路開拓・PR活動)を図る。	A

⑥伝統工芸の発信と他産地との交流による発展

担当課	産業振興課		
取り組みの内容	南風原町の伝統的な織物を国内外、県内外に積極的にアピールする機会を作り、これまで構築してきた他の地域とのネットワークを駆使し、交流をより深めながら更なる技術、生産の発展を目指します。		
年度	現状と課題	対応策の案	評価
H30	<ul style="list-style-type: none"> ・国、県、町からの負担金や、町からの補助金を活用し、県外での展示・販売会を行いました。 	<ul style="list-style-type: none"> ◎琉球絣、南風原花織の販路開拓事業、宣伝活動事業、展示即売事業をとおして、琉球絣、南風原花織の振興を行います。 ◎これまで通り実施します。 	A
R 1			A
R 2	<ul style="list-style-type: none"> ・県内各伝統工芸産業事業者と合同で行うイベント、町内団体と連携して行うイベント及び絣組合独自で行うイベント等、展示・即売・体験会等を県内外で行った。 ・県内外へアピールし、認知度の向上を図ることができた。 ●新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、開催できないイベントが多々あった。 	◎新型コロナウイルス感染症拡大防止のための新たな生活様式に対応した周知方法を検討する。	A

南風原町男女共同参画計画の策定に係る町民意識調査

問1：あなたの性別を教えてください。(〇は1つ)

回答者実数	676 (100.0)
男性	265 (39.2)
女性	408 (60.4)
その他	0 (0.0)
答えたくない	3 (0.4)
無回答	0 (0.0)

問2：あなたの年代を教えてください。(〇は1つ)

回答者実数	676 (100.0)
10歳代	1 (0.1)
20歳代	58 (8.6)
30歳代	137 (20.3)
40歳代	176 (26.0)
50歳代	111 (16.4)
60歳代	137 (20.3)
70歳代以上	56 (8.3)
無回答	0 (0.0)

問3：あなたのご職業を教えてください。但し、出産休暇、育児等で休業中の方は働いているものとみなします。(〇は1つ)

回答者実数	676 (100.0)
会社員（一般職）	182 (26.9)
会社員（技術職）	55 (8.1)
管理職・会社役員	34 (5.0)
公務員・団体職員	91 (13.5)
農業・林業・漁業	13 (1.9)
商工業・サービス業（卸小売店、飲食店等）	53 (7.8)
自由業（開業医、弁護士、芸術家等）	7 (1.0)
主夫・主婦	66 (9.8)
学生	16 (2.4)
無職	90 (13.3)
その他	62 (9.2)
無回答	7 (1.0)

問3-1：【問3で①～⑦又は⑩を回答した方にお聞きします。】あなたの雇用形態を教えてください。(〇は1つ)

回答者実数	497 (100.0)
正社員	311 (62.6)
契約社員・派遣社員	46 (9.3)
常勤パートタイマー	83 (16.7)
臨時・アルバイト	28 (5.6)
無回答	29 (5.8)

問4：あなたは、現在結婚(事実婚も含みます)していますか。(〇は1つ)

回答者実数	676 (100.0)
結婚している（共働きである）	323 (47.8)
結婚している（共働きでない）	139 (20.6)
結婚していない	136 (20.1)
離別	53 (7.8)
死別	24 (3.6)
無回答	1 (0.1)

南風原町男女共同参画計画の策定に係る町民意識調査

問5：あなたの世帯は次のどれにあたりますか。(○は1つ)

回答者実数	676 (100.0)
ひとり暮らし(同居者はいない)	73 (10.8)
夫婦のみの世帯	147 (21.7)
両親と子の世帯	316 (46.7)
親・子・孫などの世帯	79 (11.7)
ひとり親の世帯	41 (6.1)
その他	14 (2.1)
無回答	6 (0.9)

問6：あなたのお住まいの地区を教えてください。(○は1つ)

回答者実数	676 (100.0)				
与那覇	43 (6.4)	喜屋武	19 (2.8)	南風原第二団地	5 (0.7)
宮城	20 (3.0)	照屋	20 (3.0)	東新川	1 (0.1)
大名	16 (2.4)	津嘉山	200 (29.6)	北丘ハイツ	8 (1.2)
新川	47 (7.0)	山川	14 (2.1)	慶原	1 (0.1)
宮平	126 (18.6)	神里	11 (1.6)	宮平ハイツ	4 (0.6)
兼城	101 (14.9)	兼本ハイツ	4 (0.6)	兼平	1 (0.1)
本部	28 (4.1)	南風原第一団地	4 (0.6)	無回答	3 (0.4)

中学校区：問6より加工

回答者実数	676 (100.0)
南風原中学校区	368 (54.4)
南星中学校区	305 (45.1)
無回答	3 (0.4)

問7：家庭での男女の役割分担に関する考え方で、あなたの考えに最も近いのは次のうちどれですか。(○は1つ)

回答者実数	676 (100.0)
男性は仕事が大切だから、家事は女性が中心に行った方がよい	8 (1.2)
男性は家事や育児に向かないから、家事は女性中心に行った方がよい	3 (0.4)
必要に応じて男性も家事を行った方がよい	318 (47.0)
男女は家庭でも平等に役割分担をする方がよい	311 (46.0)
その他	29 (4.3)
無回答	7 (1.0)

南風原町男女共同参画計画の策定に係る町民意識調査

問8：【問4で「結婚している」を回答した方にお聞きします。】

あなたの家庭では、次にあげるような家庭内の事柄を主にどなたが行っていますか。（それぞれ○は1つ）

	食事の準備・片づけ	食料品等日常の買い物	部屋の掃除	洗濯・物干し	ゴミだし
回答者実数	462 (100.0)	462 (100.0)	462 (100.0)	462 (100.0)	462 (100.0)
主に妻	290 (62.8)	287 (62.1)	267 (57.8)	257 (55.6)	156 (33.8)
主に夫	14 (3.0)	36 (7.8)	36 (7.8)	52 (11.3)	195 (42.2)
妻と夫が半々	147 (31.8)	128 (27.7)	143 (31.0)	140 (30.3)	99 (21.4)
その他の人	5 (1.1)	5 (1.1)	7 (1.5)	6 (1.3)	6 (1.3)
該当しない	1 (0.2)	1 (0.2)	3 (0.6)	1 (0.2)	0 (0.0)
無回答	5 (1.1)	5 (1.1)	6 (1.3)	6 (1.3)	6 (1.3)

	庭や家のまわりの掃除	家族の看護・介護	子どもの世話や家庭教育	子どもの教育方針・進学決定	家計の管理
回答者実数	462 (100.0)	462 (100.0)	462 (100.0)	462 (100.0)	462 (100.0)
主に妻	119 (25.8)	117 (25.3)	141 (30.5)	72 (15.6)	253 (54.8)
主に夫	167 (36.1)	12 (2.6)	7 (1.5)	11 (2.4)	66 (14.3)
妻と夫が半々	124 (26.8)	82 (17.7)	162 (35.1)	227 (49.1)	133 (28.8)
その他の人	15 (3.2)	4 (0.9)	2 (0.4)	1 (0.2)	0 (0.0)
該当しない	34 (7.4)	229 (49.6)	130 (28.1)	134 (29.0)	3 (0.6)
無回答	3 (0.6)	18 (3.9)	20 (4.3)	17 (3.7)	7 (1.5)

	高額商品の購入（不動産等）	家庭の問題の最終的な決定
回答者実数	462 (100.0)	462 (100.0)
主に妻	25 (5.4)	33 (7.1)
主に夫	169 (36.6)	137 (29.7)
妻と夫が半々	185 (40.0)	280 (60.6)
その他の人	0 (0.0)	0 (0.0)
該当しない	78 (16.9)	7 (1.5)
無回答	5 (1.1)	5 (1.1)

問8-1：【問4で「結婚している」を回答した方にお聞きします。】あなたは、家庭内の事柄について、配偶者にもっとやってもらいたいことは何ですか。（3つまで○）

回答者実数	462 (100.0)		
食事の準備・片づけ	145 (31.4)	子どもの世話や家庭教育	65 (14.1)
食料品等日常の買い物	57 (12.3)	子どもの教育方針・進学決定	18 (3.9)
部屋の掃除	160 (34.6)	家計の管理	38 (8.2)
洗濯・物干し	57 (12.3)	高額商品の購入（不動産等）	13 (2.8)
ゴミだし	44 (9.5)	家庭の問題の最終的な決定	21 (4.5)
庭や家のまわりの掃除	82 (17.7)	無回答	167 (36.1)
家族の看護・介護	35 (7.6)		

南風原町男女共同参画計画の策定に係る町民意識調査

問9：あなたは家庭での次の事柄について、男女でどのように分担すべきだと思いますか。(それぞれ○は1つ)

	食事の準備・片づけ	食料品等日常の買い物	部屋の掃除	洗濯・物干し	ゴミだし
回答者実数	676 (100.0)	676 (100.0)	676 (100.0)	676 (100.0)	676 (100.0)
主に女性	129 (19.1)	190 (28.1)	80 (11.8)	126 (18.6)	39 (5.8)
主に男性	4 (0.6)	21 (3.1)	24 (3.6)	30 (4.4)	162 (24.0)
男女平等	526 (77.8)	448 (66.3)	555 (82.1)	503 (74.4)	456 (67.5)
無回答	17 (2.5)	17 (2.5)	17 (2.5)	17 (2.5)	19 (2.8)

	庭や家のまわりの掃除	家族の看護・介護	子どもの世話や家庭教育	子どもの教育方針・進学決定	家計の管理
回答者実数	676 (100.0)	676 (100.0)	676 (100.0)	676 (100.0)	676 (100.0)
主に女性	19 (2.8)	51 (7.5)	42 (6.2)	20 (3.0)	206 (30.5)
主に男性	181 (26.8)	5 (0.7)	3 (0.4)	8 (1.2)	37 (5.5)
男女平等	459 (67.9)	593 (87.7)	596 (88.2)	613 (90.7)	417 (61.7)
無回答	17 (2.5)	27 (4.0)	35 (5.2)	35 (5.2)	16 (2.4)

	高額商品の購入(不動産等)	家庭の問題の最終的な決定
回答者実数	676 (100.0)	676 (100.0)
主に女性	17 (2.5)	16 (2.4)
主に男性	119 (17.6)	98 (14.5)
男女平等	516 (76.3)	543 (80.3)
無回答	24 (3.6)	19 (2.8)

問10：結婚や家庭生活に関する事項について、あなたの考えに近いものを選んでください。(それぞれ○は1つ)

	結婚は個人の自由であるから、結婚はしてしなくてもどちらでもよい	夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである	結婚しても必ず子どもを持つ必要はない	結婚して相手に満足できないときは離婚すればよい	夫婦が別々の姓を名乗ること(選択的夫婦別姓)を、認める方がよい
回答者実数	676 (100.0)	676 (100.0)	676 (100.0)	676 (100.0)	676 (100.0)
賛成	352 (52.1)	18 (2.7)	231 (34.2)	145 (21.4)	214 (31.7)
どちらかと言えば賛成	150 (22.2)	102 (15.1)	142 (21.0)	179 (26.5)	135 (20.0)
どちらかと言えば反対	87 (12.9)	186 (27.5)	128 (18.9)	122 (18.0)	101 (14.9)
反対	38 (5.6)	274 (40.5)	55 (8.1)	63 (9.3)	93 (13.8)
わからない	45 (6.7)	87 (12.9)	109 (16.1)	161 (23.8)	128 (18.9)
無回答	4 (0.6)	9 (1.3)	11 (1.6)	6 (0.9)	5 (0.7)

問11：あなたは今後、男性が家事、育児、介護、地域活動に積極的に参加していくためには、どのようなことが必要だと思いますか。(あてはまるものすべてに○)

回答者実数	676 (100.0)
男性が家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくす	376 (55.6)
男性が家事などに参加することに対する女性の抵抗感をなくす	183 (27.1)
夫婦や家族間で家事などの分担をするよう十分に話し合うこと	451 (66.7)
職場の中で、男性による家事、育児、介護、地域活動についても理解し、支援すること	456 (67.5)
労働時間の短縮や育児休業や介護休業などの休暇制度を普及することで、仕事以外の時間を多く持てるようにすること	452 (66.9)
社会の中で、男性による家事、育児、介護、地域活動についても、その評価を高めること	377 (55.8)
国や地方公共団体などの研修等により、男性の家事や育児、介護等の技能を高めること	173 (25.6)
男性が育児や介護、地域活動を行うための仲間(ネットワーク)作りを進めること	194 (28.7)
家庭生活と仕事の両立などの問題について、男性が相談しやすい窓口を設けること	249 (36.8)
特に必要なことはない	23 (3.4)
その他	34 (5.0)
無回答	9 (1.3)

南風原町男女共同参画計画の策定に係る町民意識調査

問12：あなたは収入のある仕事をしていますか。(○は1つ)

回答者実数	676 (100.0)
現在している (育児休業中等も含む)	494 (73.1)
以前はしていたが、今はしていない	157 (23.2)
今までにしたことがない	12 (1.8)
無回答	13 (1.9)

問13：【問12で「①現在している(育児休業中等も含む)」を回答した方にお聞きします。】あなたが働いているのは何のためですか。(主なものを3つまで○)

回答者実数	494 (100.0)		
社会の役に立ちたいため	91 (18.4)	子どもの教育費のため	130 (26.3)
自分の能力、技能を活かすため	100 (20.2)	住宅資金を貯めたり、ローン返済のため	82 (16.6)
視野を広くするため	40 (8.1)	老後の蓄えのため	121 (24.5)
時間的に余裕があるから	23 (4.7)	自分が自由に使えるお金が欲しいため	103 (20.9)
働くのは当たり前だから	96 (19.4)	家族旅行など、レジャー資金のため	26 (5.3)
家業だから	6 (1.2)	その他	14 (2.8)
生計を維持するため	344 (69.6)	無回答	61 (12.3)

問14：【問12で「②以前はしていたが、今はしていない」を回答した方にお聞きします。】あなたが仕事を辞めた主な理由は何ですか。(主なものを2つまで○)

回答者実数	157 (100.0)		
結婚のため	10 (6.4)	男女差別があったから	0 (0.0)
子どもができたから	18 (11.5)	中高年の退職への圧力	1 (0.6)
自分の健康問題で	30 (19.1)	家事・育児との両立ができなかったため	10 (6.4)
家族の介護、看護のため	12 (7.6)	リストラ等で解雇	4 (2.5)
労働環境が悪かったから	16 (10.2)	その他	27 (17.2)
定年退職で	55 (35.0)	無回答	4 (2.5)
賃金等が低かったため	12 (7.6)		

問15：【問12で①又は②と回答した方にお聞きします。】あなたの職場では、次にあげる面で性別によって差があると思いますか。それぞれの面について、あなたの考え方に近いものを選んでください。(それぞれは○は1つ)

	募集や採用の条件	賃金・昇進・昇格	人事配置
回答者実数	651 (100.0)	651 (100.0)	651 (100.0)
男性の方が優遇されている	49 (7.5)	73 (11.2)	56 (8.6)
どちらかと言えば男性の方が優遇されている	81 (12.4)	103 (15.8)	110 (16.9)
平等	330 (50.7)	292 (44.9)	270 (41.5)
どちらかと言えば女性の方が優遇されている	19 (2.9)	4 (0.6)	24 (3.7)
女性の方が優遇されている	11 (1.7)	3 (0.5)	9 (1.4)
わからない	68 (10.4)	82 (12.6)	85 (13.1)
無回答	93 (14.3)	94 (14.4)	97 (14.9)

	教育や研修制度	仕事の内容	全体的に
回答者実数	651 (100.0)	651 (100.0)	651 (100.0)
男性の方が優遇されている	28 (4.3)	40 (6.1)	45 (6.9)
どちらかと言えば男性の方が優遇されている	36 (5.5)	71 (10.9)	99 (15.2)
平等	397 (61.0)	321 (49.3)	318 (48.8)
どちらかと言えば女性の方が優遇されている	4 (0.6)	44 (6.8)	20 (3.1)
女性の方が優遇されている	6 (0.9)	12 (1.8)	7 (1.1)
わからない	80 (12.3)	69 (10.6)	70 (10.8)
無回答	100 (15.4)	94 (14.4)	92 (14.1)

南風原町男女共同参画計画の策定に係る町民意識調査

問16：【60歳未満の女性の方で、現在、無職の方(学生除く)にお聞きします。】あなたは今後、働きたいとお考えですか。(〇は1つ)

回答者実数	43 (100.0)
働きたい	21 (48.8)
働きたくない	2 (4.7)
どちらとも言えない	12 (27.9)
その他	2 (4.7)
無回答	6 (14.0)

問16-1：【問16で「①働きたい」を回答した方にお聞きします。】今後、働きたいが、現在働くことができない理由は何ですか。(あてはまるものすべてに〇)

回答者実数	21 (100.0)
保育所に入所できなかったため	3 (14.3)
延長保育や一時預かり、休日保育など保育サービスが身近にないため	0 (0.0)
仕事内容、勤務場所、勤務時間等について条件に合う働き口が見つからないため	8 (38.1)
家事で夫、パートナー、家族などの協力が得られないため	1 (4.8)
育児で夫、パートナー、家族などの協力が得られないため	1 (4.8)
看護・介護で夫、パートナー、家族などの協力が得られないため	0 (0.0)
看護・介護で施設やサービスを利用できないため	1 (4.8)
働くことについて夫、パートナー等家族の同意が得られないため	0 (0.0)
働くことと家族に迷惑がかかると感じるため	1 (4.8)
仕事と家庭の両立をうまくやっていく自信がないため	4 (19.0)
仕事に必要な能力があるか不安があるため	4 (19.0)
職場での人間関係をうまくやっていけるか不安なため	2 (9.5)
その他	9 (42.9)
無回答	1 (4.8)

問17：一般的に女性が仕事を持つことについてあなたはどうお考えですか。(〇は1つ)

回答者実数	676 (100.0)
女性は仕事を持たない方がよい	1 (0.1)
結婚するまでは、仕事を持つ方がよい	7 (1.0)
結婚しても子どもができるまでは、仕事を持つ方がよい	26 (3.8)
結婚、出産に関わらず、ずっと仕事を持っている方がよい	407 (60.2)
子どもができたなら仕事をやめ、大きくなったら再び仕事を持つ方がよい	102 (15.1)
その他	70 (10.4)
わからない	42 (6.2)
無回答	21 (3.1)

問18：男女がともに「仕事と家庭の両立」をするためには、今後、どのようなことが必要だと思いますか。(主なものを3つまで〇)

回答者実数	676 (100.0)
雇用・労働条件での男女間格差を是正する	198 (29.3)
労働時間の短縮やフレックスタイム制(自由勤務時間制)を導入する	292 (43.2)
子どもが1歳に達するまでの育児休業制度や介護休業制度を普及促進する	179 (26.5)
育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい職場環境づくりを進める	391 (57.8)
子育て時期などにおける転勤に配慮する	84 (12.4)
男性が家事や育児、介護へ参加する	211 (31.2)
育児や介護のための施設やサービスを充実する	161 (23.8)
結婚・出産などによる退職者の再雇用制度を普及促進する	120 (17.8)
就職情報を積極的に提供する	24 (3.6)
技術習得のための機会を充実する	47 (7.0)
特に必要なことはない	6 (0.9)
その他	26 (3.8)
わからない	14 (2.1)
無回答	47 (7.0)

南風原町男女共同参画計画の策定に係る町民意識調査

問19：女性が仕事を辞めずに働き続けるためには、どのようなことが必要だと思いますか。(主なものを3つまで○)

回答者実数	676 (100.0)
賃金、仕事内容など労働条件面での男女差をなくす	188 (27.8)
パート、派遣労働等の労働条件を改善する	140 (20.7)
労働時間の短縮や休日の増加、就業時間に柔軟性を持たせ、働きやすい労働条件とする	372 (55.0)
セクシュアル・ハラスメント(セクハラ：性的いやがらせ)のない職場をつくる	72 (10.7)
女性に対して研修や職業訓練の機会を確保する	38 (5.6)
女性に対して昇進、昇給の機会を確保する	101 (14.9)
女性自身が意欲・能力を高める	68 (10.1)
育児・介護のための休業制度、諸手当を充実する	249 (36.8)
託児施設、託児サービスを充実する	207 (30.6)
介護施設、介護サービスを充実する	47 (7.0)
育児・介護等で退職した後に再雇用する制度を充実する	127 (18.8)
家事・育児・介護は女性がするものという社会の意識を改める	175 (25.9)
その他	13 (1.9)
わからない	12 (1.8)
無回答	40 (5.9)

問20：出産・子育て・介護などの理由で、仕事を辞めた女性が再就職しやすくするためには、どのようなことが必要だと思いますか。(主なものを3つまで○)

回答者実数	676 (100.0)
就職情報や職業紹介などの相談する機関や窓口の充実	146 (21.6)
技能・技術を身につけるための研修や職業訓練の機会の充実	113 (16.7)
育児・介護などで退職した後も希望すれば元の職場に戻れる制度の普及	386 (57.1)
企業経営者や職場の理解	259 (38.3)
労働時間の短縮、フレックスタイム制など柔軟な勤務制度の導入	358 (53.0)
育児や介護のための施設やサービスの充実	222 (32.8)
夫、パートナーなど家族の理解や家事、育児、看護などへの協力	306 (45.3)
その他	6 (0.9)
わからない	9 (1.3)
無回答	28 (4.1)

問21：あなたは子どもの時に、行儀作法や言葉遣いについて、親から「女性であれば女の子らしく、男性であれば男の子らしく」ふるまうように言われましたか。(○は1つ)

回答者実数	676 (100.0)
よく言われた	116 (17.2)
どちらかといえば言われた	224 (33.1)
ほとんど言われなかった	327 (48.4)
無回答	9 (1.3)

問22：実際にお子さんがある・いないに関わらず、あなたは女の子に対して、どのようなことを期待しますか。(あてはまるものすべてに○)

回答者実数	676 (100.0)
自分の意見をちゃんと言える	565 (83.6)
先頭に立って人を引っ張る	63 (9.3)
たくましく頼りがいがある	128 (18.9)
人の悲しみが分かりあえる	521 (77.1)
愛嬌があり、誰にでも好かれる	419 (62.0)
親身になって人の面倒をみる	304 (45.0)
素直でよく言うことを聞く	258 (38.2)
その他	36 (5.3)
無回答	5 (0.7)

南風原町男女共同参画計画の策定に係る町民意識調査

問23：実際にお子さんがある・いないに関わらず、あなたは男の子に対して、どのようなことを期待しますか。(あてはまるものすべてに○)

回答者実数	676 (100.0)
自分の意見をちゃんと言える	581 (85.9)
先頭に立って人を引っ張る	153 (22.6)
たくましく頼りがいがある	387 (57.2)
人の悲しみが分かりあえる	483 (71.4)
愛嬌があり、誰にでも好かれる	271 (40.1)
親身になって人の面倒をみる	301 (44.5)
素直でよく言うことを聞く	248 (36.7)
その他	36 (5.3)
無回答	7 (1.0)

問24：男女共同参画を進めるために、小・中・高等学校で行うとよいと思うものはどれですか。(主なものを3つまで○)

回答者実数	676 (100.0)
学校生活での児童・生徒の役割分担を男女同じにする	329 (48.7)
生徒指導や進路指導において、男女の区別なく能力をいかせるよう配慮する	398 (58.9)
授業に男女共同参画の意識を育てる内容を取り入れる	376 (55.6)
教師の意識を高めるために教職員研修を行う	199 (29.4)
校長や教頭に女性を増やしていく	145 (21.4)
P T Aや保護者会などを通して、男女共同参画への保護者の理解を深める	139 (20.6)
その他	24 (3.6)
無回答	35 (5.2)

問25：あなたは、次にあげる分野で、男女の地位は平等になっていると思いますか。
それぞれの分野について、あなたの考えに近いものを選んでください。(それぞれ○は1つ)

	家庭生活で	職場で	学校教育の場で	地域活動・社会活動の場で
回答者実数	676 (100.0)	676 (100.0)	676 (100.0)	676 (100.0)
男性の方が優遇されている	86 (12.7)	88 (13.0)	22 (3.3)	60 (8.9)
どちらかと言えば男性の方が優遇されている	264 (39.1)	249 (36.8)	105 (15.5)	234 (34.6)
平等	206 (30.5)	228 (33.7)	352 (52.1)	216 (32.0)
どちらかと言えば女性の方が優遇されている	40 (5.9)	28 (4.1)	18 (2.7)	25 (3.7)
女性の方が優遇されている	6 (0.9)	9 (1.3)	4 (0.6)	4 (0.6)
わからない	61 (9.0)	48 (7.1)	140 (20.7)	111 (16.4)
無回答	13 (1.9)	26 (3.8)	35 (5.2)	26 (3.8)

	政治の場で	法律や制度の上で	社会通念・慣習・しきたりなどで	社会全体で
回答者実数	676 (100.0)	676 (100.0)	676 (100.0)	676 (100.0)
男性の方が優遇されている	313 (46.3)	139 (20.6)	210 (31.1)	146 (21.6)
どちらかと言えば男性の方が優遇されている	233 (34.5)	192 (28.4)	289 (42.8)	350 (51.8)
平等	55 (8.1)	179 (26.5)	80 (11.8)	74 (10.9)
どちらかと言えば女性の方が優遇されている	5 (0.7)	28 (4.1)	9 (1.3)	12 (1.8)
女性の方が優遇されている	1 (0.1)	4 (0.6)	4 (0.6)	5 (0.7)
わからない	49 (7.2)	108 (16.0)	63 (9.3)	71 (10.5)
無回答	20 (3.0)	26 (3.8)	21 (3.1)	18 (2.7)

南風原町男女共同参画計画の策定に係る町民意識調査

問26：最近、社会における女性を取り巻く環境や女性自身の状況で、変わってきていると思うものはありますか。（あてはまるものすべてに○）

回答者実数	676 (100.0)
職場での地位が確保された	128 (18.9)
職場での労働条件が改善されてきた	166 (24.6)
女性の管理職が増えてきた	305 (45.1)
マスコミがPRするようになってきた	181 (26.8)
社会的な活動をする女性が増えた	321 (47.5)
男性の理解や協力が得られるようになった	172 (25.4)
夫や父親の考え方が変わった	99 (14.6)
経済的に自立した女性が増えた	396 (58.6)
保育所などの施設が増えた	177 (26.2)
その他	9 (1.3)
特にない	42 (6.2)
無回答	15 (2.2)

問27：あなたは地域社会において、現在どのような活動に参加していますか。（あてはまるものすべてに○）

回答者実数	676 (100.0)
趣味や教養のサークル活動	67 (9.9)
P T A活動など、子どものための活動	66 (9.8)
女性会・青年会・老人クラブ活動	24 (3.6)
自治会活動	56 (8.3)
宗教活動	8 (1.2)
スポーツ・健康づくりのためのサークル活動	83 (12.3)
女性問題の学習や男女共同参画のための活動	3 (0.4)
女性問題以外の社会問題や環境問題などの学習会	6 (0.9)
政治活動	5 (0.7)
N P O (特定非営利団体)活動	7 (1.0)
子育て支援サークル	10 (1.5)
介護・福祉分野のボランティア活動	20 (3.0)
介護・福祉分野以外のボランティア活動	5 (0.7)
その他	4 (0.6)
参加していない	422 (62.4)
無回答	25 (3.7)

問27-1：【問27で「⑩参加していない」を回答した方にお聞きします。】地域活動等に参加していない理由は何ですか。（主なものを3つまで○）

回答者実数	422 (100.0)
社会活動に関心がないから	62 (14.7)
地域で興味や関心の持てる活動が行われていないから	52 (12.3)
仕事が忙しく時間がないから	202 (47.9)
家事・子育て・介護が忙しく時間がないから	117 (27.7)
自分の体調がすぐれないから	67 (15.9)
家族の理解や協力がいないから	4 (0.9)
経済的な負担が大きいから	38 (9.0)
地域活動に関する情報がないから	103 (24.4)
活動するための施設が近くにないから	30 (7.1)
人間関係がわずらわしいから	110 (26.1)
その他	45 (10.7)
無回答	5 (1.2)

南風原町男女共同参画計画の策定に係る町民意識調査

問28：あなたは、配偶者(事実婚や別居中、元配偶者も含む)や交際相手からの暴力について、身近で見聞きしたことがありますか。(あてはまるものすべてに○)

回答者実数	676 (100.0)
家族や知人などから相談されたことがある	35 (5.2)
身近に当事者がいる	40 (5.9)
身近に当事者はいないが、うわさを耳にしたことがある	111 (16.4)
身近で見聞きしたことはない	437 (64.6)
その他	12 (1.8)
無回答	48 (7.1)

問28-1：【問28で①、②を回答した方にお聞きします。】そのことを知ってどうしましたか。(主なものを3つまで○)

回答者実数	73 (100.0)
被害者と一緒に病院や相談機関に行った	9 (12.3)
被害者に相談機関を紹介した	14 (19.2)
被害者をかくまったり、家を出ることを援助した	18 (24.7)
配偶者暴力相談支援センターや警察に通報した	8 (11.0)
加害者に暴力をやめるように話をした	9 (12.3)
被害者ががまんするように話をした	1 (1.4)
何もできなかった	20 (27.4)
何もする必要はないと思った	3 (4.1)
その他	11 (15.1)
無回答	0 (0.0)

問29：あなたは、夫婦や恋人の間で次のようなことが行われた場合、それを暴力だと思いませんか。

あなたの考えに近いものを選んでください。(それぞれ○は1つ)

	平手で打つ	殴るふりをしておどす	何を言っても長時間無視し続ける	「誰のおかげで食べられるんだ」などと見下して言う	嫌がっているのに性的な行為を強要する
回答者実数	676 (100.0)	676 (100.0)	676 (100.0)	676 (100.0)	676 (100.0)
どんな場合でも暴力にあたると思う	531 (78.6)	441 (65.2)	322 (47.6)	503 (74.4)	584 (86.4)
暴力にあたる場合も、あたらぬ場合もある	117 (17.3)	192 (28.4)	258 (38.2)	119 (17.6)	56 (8.3)
暴力にあたると思わない	5 (0.7)	19 (2.8)	74 (10.9)	30 (4.4)	9 (1.3)
無回答	23 (3.4)	24 (3.6)	22 (3.3)	24 (3.6)	27 (4.0)

	避妊に協力しない	生活費を渡さない	お金の使途を細かくチェックする	親兄弟、友人との付き合いを禁止・制限する	相手の交友関係や電話、メールなどをチェックする
回答者実数	676 (100.0)	676 (100.0)	676 (100.0)	676 (100.0)	676 (100.0)
どんな場合でも暴力にあたると思う	514 (76.0)	518 (76.6)	240 (35.5)	424 (62.7)	378 (55.9)
暴力にあたる場合も、あたらぬ場合もある	108 (16.0)	107 (15.8)	324 (47.9)	184 (27.2)	227 (33.6)
暴力にあたると思わない	23 (3.4)	26 (3.8)	81 (12.0)	41 (6.1)	44 (6.5)
無回答	31 (4.6)	25 (3.7)	31 (4.6)	27 (4.0)	27 (4.0)

南風原町男女共同参画計画の策定に係る町民意識調査

問30：あなたは、配偶者(婚姻届を出していない事実婚や別居中、元配偶者も含む)や交際相手から、次のようなことをされたことがありますか。(それぞれ○は1つ)

	殴ったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴力を受けた	人格を否定するような暴言を受けた	あなた、もしくはあなたの家族に危害を加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫を受けた	嫌がっているのに性的な行為を強要された。また、避妊に協力しないことがあった	生活費を渡さなない、借金を強いることをされた
回答者実数	676 (100.0)	676 (100.0)	676 (100.0)	676 (100.0)	676 (100.0)
まったくない	538 (79.6)	480 (71.0)	590 (87.3)	568 (84.0)	580 (85.8)
1、2回あった	67 (9.9)	102 (15.1)	20 (3.0)	27 (4.0)	23 (3.4)
何回もあった	21 (3.1)	42 (6.2)	13 (1.9)	22 (3.3)	19 (2.8)
無回答	50 (7.4)	52 (7.7)	53 (7.8)	59 (8.7)	54 (8.0)

	交友関係を細かく監視されたり、電話・メールをチェックされた	殴るふりをしておどす	何を言っても長時間無視し続ける	親兄弟、友人との付き合いを禁止・制限する	SNS、WEB上での誹謗中傷や嫌がらせをされた
回答者実数	676 (100.0)	676 (100.0)	676 (100.0)	676 (100.0)	676 (100.0)
まったくない	567 (83.9)	574 (84.9)	538 (79.6)	571 (84.5)	612 (90.5)
1、2回あった	38 (5.6)	35 (5.2)	56 (8.3)	34 (5.0)	4 (0.6)
何回もあった	17 (2.5)	12 (1.8)	26 (3.8)	17 (2.5)	1 (0.1)
無回答	54 (8.0)	55 (8.1)	56 (8.3)	54 (8.0)	59 (8.7)

問30-1：【問30のア～コの項目いずれかで「1、2回あった」又は「何回もあった」を回答した方にお聞きします。】あなたはそのことを、誰かに打ち明けたり、相談したりしましたか。(あてはまるものすべてに○)

回答者実数	204 (100.0)
警察に連絡・相談した	9 (4.4)
法務局や人権擁護委員に相談した	1 (0.5)
配偶者暴力相談支援センター、女性相談所、男女共同参画センターなどに相談した	7 (3.4)
その他の公的機関に相談した	6 (2.9)
民間(NPOを含む)の専門家や専門機関(弁護士・弁護士会、カウンセリング機関、民間シェルター)などに相談した	7 (3.4)
医療関係者(医師、看護師、助産師など)に相談した	2 (1.0)
学校関係者(教員、養護教員、スクールカウンセラーなど)に相談した	1 (0.5)
家族や親せきに相談した	49 (24.0)
友人・知人に相談した	52 (25.5)
その他	8 (3.9)
どこにも(誰にも)相談しなかった(できなかった)	90 (44.1)
無回答	18 (8.8)

問30-2：【問30-1で「㊹どこにも(誰にも)相談しなかった(できなかった)」と回答した方にお聞きします。】どこにも(誰にも)相談できなかったのは、何故ですか。(あてはまるものすべてに○)

回答者実数	90 (100.0)
どこに(誰に)相談してよいのかわからなかったから	4 (4.4)
恥ずかしくて誰にも言えなかったから	17 (18.9)
相談しても無駄だと思ったから	16 (17.8)
相談したことがわかると仕返しを受けたり、もっとひどい暴力を受けると思ったから	2 (2.2)
相談相手の言動によって不快な思いをさせられると思ったから	1 (1.1)
自分さえがまんすれば、なんとかこのままやっていけると思ったから	16 (17.8)
世間体が悪いから	8 (8.9)
他人を巻き込みたくなかったから	15 (16.7)
そのことについて思い出したくなかったから	8 (8.9)
自分にも悪いところがあると思ったから	35 (38.9)
相談するほどのことではないと思ったから	58 (64.4)
その他	4 (4.4)
無回答	2 (2.2)

南風原町男女共同参画計画の策定に係る町民意識調査

問31：配偶者等からの暴力やセクシュアル・ハラスメント、性暴力など女性に対する暴力をなくすために、取り組みを進める必要があるのはどのようなことですか。(あてはまるものすべてに○)

回答者実数	676 (100.0)
法律・制度の見直しを行う	397 (58.7)
犯罪の取り締まりを強化する	369 (54.6)
女性に対する暴力を許さない社会づくりに向けて意識啓発をする	366 (54.1)
被害者のための相談窓口や保護施設を充実させる	411 (60.8)
加害者に対して必要なカウンセリングをする	334 (49.4)
男性相談窓口の充実	169 (25.0)
家庭や学校において男女平等等について教育を充実させる	300 (44.4)
メディアが社会問題として取り扱う	229 (33.9)
過激な内容のDVDやゲームソフト等の販売や貸出しを制限する	187 (27.7)
その他	28 (4.1)
無回答	29 (4.3)

問32：あなたは、今までに自分の体の性、心の性または性的指向に悩んだことがありますか。(○は1つ)

回答者実数	676 (100.0)
はい	26 (3.8)
いいえ	633 (93.6)
無回答	17 (2.5)

問33：性的少数者(セクシャルマイノリティ)であることを打ち明けられたことがありますか。(○は1つ)

回答者実数	676 (100.0)
ある	94 (13.9)
ない	559 (82.7)
無回答	23 (3.4)

問34：性の多様性について、どのようなお考えをお持ちですか。(あてはまるものすべてに○)

回答者実数	676 (100.0)
LGBT(性的少数者)を性の多様性として認める必要がある	490 (72.5)
身近な問題だと思う	253 (37.4)
理解に努めようと思う	433 (64.1)
個人の趣味、趣向の問題である	107 (15.8)
一部の人たちのことで、身近な問題ではない	39 (5.8)
理解ができない	25 (3.7)
その他	13 (1.9)
無回答	22 (3.3)

問35：家族や友人など身近な方から性的少数者、LGBTであることを打ち明けられたとしたら、あなたはどのように接したいと思いますか。(あてはまるものすべてに○)

回答者実数	676 (100.0)
理解したいと思う	443 (65.5)
応援したいと思う	212 (31.4)
いままで通り接する	447 (66.1)
距離を置きたいと思う	8 (1.2)
その時にならないとわからない	173 (25.6)
その他	6 (0.9)
無回答	18 (2.7)

南風原町男女共同参画計画の策定に係る町民意識調査

問36：LGBTの方が困難に感じるとしたら、どんな場合だと思いますか。(あてはまるものすべてに○)

回答者実数	676 (100.0)
職場や学校等でいじめ、いやがらせを受ける	487 (72.0)
自らが認識する性とは異なる性のふるまいを強制される(トイレ、着替え、服装など)	454 (67.2)
申請書などへの性別の記入	313 (46.3)
家族、友人等、周囲の理解が得られない	430 (63.6)
カミングアウトした後に周囲の態度が変化する	447 (66.1)
偏見、差別がある	473 (70.0)
就職、仕事、待遇等で不利、不当な扱いを受ける	320 (47.3)
同性のパートナーとの関係を認めてもらえない	321 (47.5)
法整備が不十分	350 (51.8)
本人の了承なしに性的指向や性自認を暴露される	280 (41.4)
その他	11 (1.6)
困難を感じないと思う	6 (0.9)
無回答	37 (5.5)

問37：性的少数者、LGBTの方々に対する偏見や差別などをなくすために、どのようなことが必要だと思いますか。(あてはまるものすべてに○)

回答者実数	676 (100.0)
社会全体に対する啓発	444 (65.7)
幼少期からの教育	402 (59.5)
相談窓口の設置	253 (37.4)
社会制度(法制度等)の整備	369 (54.6)
社会環境(トイレ・更衣室等)の整備	384 (56.8)
教育現場における環境整備	369 (54.6)
行政職員や教職員に対する研修	228 (33.7)
企業等に対する啓発	214 (31.7)
同性同士のパートナーであることを証明する行政の証明書等の発行	228 (33.7)
必要なものはない	17 (2.5)
その他	16 (2.4)
無回答	33 (4.9)

問38：あなたは町政に女性の意見が反映されていると思いますか。(○は1つ)

回答者実数	676 (100.0)
十分反映されている	26 (3.8)
まあまあ反映されている	151 (22.3)
あまり反映されていない	69 (10.2)
まったく反映されていない	18 (2.7)
わからない	389 (57.5)
無回答	23 (3.4)

問39：女性の社会進出は進みつつありますが、自治体の首長(知事や町長)や議員、企業の管理職など女性がまだ少ないのが現状です。このように女性の参画が少ない理由は何だと思いますか。(主なものを3つまで○)

回答者実数	676 (100.0)
男性優位の社会の仕組みや制度がある	347 (51.3)
女性は指導力が低いというような女性の能力に対する偏見がある	136 (20.1)
女性の能力発揮のチャンスが男性のように与えられていない	205 (30.3)
「女はでしゃばるものではない」と考える人がいる	109 (16.1)
女性の登用に関する認識や理解が足りない	151 (22.3)
地域の会長や政策決定の場に出られるような女性の人材が少ない	110 (16.3)
男性になる方がいい(なるものだ)と思っている人が多い	151 (22.3)
女性自身に役職に対する関心やチャレンジ精神がない	125 (18.5)
家族の理解や協力が得にくい	109 (16.1)
その他	32 (4.7)
無回答	95 (14.1)

南風原町男女共同参画計画の策定に係る町民意識調査

問40：あなたは、次にあげる言葉等を知っていますか。あなたの考えに近いものを選んでください。(それぞれ〇は1つ)

	女性活躍推進法	南風原町男女共同参画計画「まじゅんプラン」	多様性社会(ダイバーシティ)	ジェンダー
回答者実数	676 (100.0)	676 (100.0)	676 (100.0)	676 (100.0)
内容もよく知っている	15 (2.2)	8 (1.2)	68 (10.1)	140 (20.7)
内容は少し知っている	81 (12.0)	50 (7.4)	158 (23.4)	261 (38.6)
聞いたことはあるが、内容は知らない	213 (31.5)	186 (27.5)	219 (32.4)	143 (21.2)
知らない	341 (50.4)	405 (59.9)	200 (29.6)	95 (14.1)
無回答	26 (3.8)	27 (4.0)	31 (4.6)	37 (5.5)

	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)	政治分野における男女共同参画の推進に関する法律	SDGsの目標に「ジェンダー平等の実現」が入っていること
回答者実数	676 (100.0)	676 (100.0)	676 (100.0)
内容もよく知っている	152 (22.5)	19 (2.8)	68 (10.1)
内容は少し知っている	191 (28.3)	102 (15.1)	136 (20.1)
聞いたことはあるが、内容は知らない	134 (19.8)	215 (31.8)	155 (22.9)
知らない	167 (24.7)	307 (45.4)	286 (42.3)
無回答	32 (4.7)	33 (4.9)	31 (4.6)

南風原町男女共同参画計画の策定に係る町民意識調査

問41：男女共同参画社会の実現を目指して、今後、南風原町はどのようなことに力を入れていくべきだと思いますか。各項目について、重要度を選んでください。(それぞれ○は1つ)

	学校現場における男女の平等と相互の理解や協力についての学習を充実する	生涯学習の場における男女の平等と相互の理解や協力についての学習を充実する	広報誌やパンフレットで男女の平等と相互の理解や協力についての啓発を充実する	男性に対する意識啓発を充実する
回答者実数	676 (100.0)	676 (100.0)	676 (100.0)	676 (100.0)
非常に重要	262 (38.8)	194 (28.7)	109 (16.1)	175 (25.9)
ある程度重要	283 (41.9)	302 (44.7)	255 (37.7)	246 (36.4)
どちらとも言えない	68 (10.1)	110 (16.3)	179 (26.5)	167 (24.7)
あまり重要ではない	15 (2.2)	13 (1.9)	64 (9.5)	34 (5.0)
全く重要ではない	4 (0.6)	8 (1.2)	19 (2.8)	10 (1.5)
無回答	44 (6.5)	49 (7.2)	50 (7.4)	44 (6.5)

	女性に対する意識啓発を充実する	女性の就業支援のため、就業情報の提供や職業訓練を充実する	職場における男女格差是正、労働時間短縮、育児・介護休業制度の普及促進を図る	女性の社会参画を促進するための研修などを充実する
回答者実数	676 (100.0)	676 (100.0)	676 (100.0)	676 (100.0)
非常に重要	153 (22.6)	195 (28.8)	343 (50.7)	125 (18.5)
ある程度重要	259 (38.3)	317 (46.9)	223 (33.0)	279 (41.3)
どちらとも言えない	179 (26.5)	107 (15.8)	60 (8.9)	186 (27.5)
あまり重要ではない	31 (4.6)	10 (1.5)	5 (0.7)	30 (4.4)
全く重要ではない	10 (1.5)	3 (0.4)	3 (0.4)	4 (0.6)
無回答	44 (6.5)	44 (6.5)	42 (6.2)	52 (7.7)

	相談窓口を充実する	県や市町村の審議会など、攻策・方針を決定する場への積極的な女性の登用を図る	性の多様性に関する意識啓発をする
回答者実数	676 (100.0)	676 (100.0)	676 (100.0)
非常に重要	153 (22.6)	186 (27.5)	182 (26.9)
ある程度重要	272 (40.2)	287 (42.5)	265 (39.2)
どちらとも言えない	168 (24.9)	137 (20.3)	165 (24.4)
あまり重要ではない	28 (4.1)	15 (2.2)	9 (1.3)
全く重要ではない	9 (1.3)	7 (1.0)	12 (1.8)
無回答	46 (6.8)	44 (6.5)	43 (6.4)

南風原町男女共同参画計画の策定に係る町民意識調査

問41：男女共同参画社会の実現を目指して、今後、南風原町はどのようなことに力を入れていくべきだと思いますか。各項目について、優先度を選んでください。(それぞれ○は1つ)

	学校現場における男女の平等と相互の理解や協力についての学習を充実する	生涯学習の場における男女の平等と相互の理解や協力についての学習を充実する	広報誌やパンフレットで男女の平等と相互の理解や協力についての啓発を充実する	男性に対する意識啓発を充実する
回答者実数	676 (100.0)	676 (100.0)	676 (100.0)	676 (100.0)
非常に優先すべき	193 (28.6)	141 (20.9)	74 (10.9)	126 (18.6)
やや優先すべき	235 (34.8)	239 (35.4)	212 (31.4)	203 (30.0)
どちらとも言えない	131 (19.4)	169 (25.0)	214 (31.7)	203 (30.0)
あまり優先すべきではない	12 (1.8)	17 (2.5)	49 (7.2)	30 (4.4)
全く優先すべきではない	5 (0.7)	7 (1.0)	27 (4.0)	10 (1.5)
無回答	100 (14.8)	103 (15.2)	100 (14.8)	104 (15.4)

	女性に対する意識啓発を充実する	女性の就業支援のため、就業情報の提供や職業訓練を充実する	職場における男女格差是正、労働時間短縮、育児・介護休業制度の普及促進を図る	女性の社会参画を促進するための研修などを充実する
回答者実数	676 (100.0)	676 (100.0)	676 (100.0)	676 (100.0)
非常に優先すべき	114 (16.9)	154 (22.8)	297 (43.9)	94 (13.9)
やや優先すべき	196 (29.0)	275 (40.7)	198 (29.3)	229 (33.9)
どちらとも言えない	220 (32.5)	128 (18.9)	71 (10.5)	217 (32.1)
あまり優先すべきではない	29 (4.3)	13 (1.9)	4 (0.6)	31 (4.6)
全く優先すべきではない	10 (1.5)	5 (0.7)	2 (0.3)	5 (0.7)
無回答	107 (15.8)	101 (14.9)	104 (15.4)	100 (14.8)

	相談窓口を充実する	県や市町村の審議会など、政策・方針を決定する場への積極的な女性の登用を図る	性の多様性に関する意識啓発をする
回答者実数	676 (100.0)	676 (100.0)	676 (100.0)
非常に優先すべき	120 (17.8)	145 (21.4)	142 (21.0)
やや優先すべき	231 (34.2)	245 (36.2)	224 (33.1)
どちらとも言えない	188 (27.8)	163 (24.1)	184 (27.2)
あまり優先すべきではない	31 (4.6)	15 (2.2)	14 (2.1)
全く優先すべきではない	10 (1.5)	10 (1.5)	12 (1.8)
無回答	96 (14.2)	98 (14.5)	100 (14.8)

南風原町第3次男女共同参画計画の策定に係る意識調査(小学生)

問1: あなたの性別を教えてください。(〇は1つ)

回答者実数	451 (100.0)
男子	223 (49.4)
女子	219 (48.6)
その他	3 (0.7)
答えたくない	6 (1.3)
無回答	0 (0.0)

問2: 現在あなたが一緒に暮らしている人はどなたですか。(あてはまるものすべてに〇)

回答者実数	451 (100.0)
両親	382 (84.7)
父親のみ	9 (2.0)
母親のみ	52 (11.5)
同性のきょうだい	221 (49.0)
異性のきょうだい	220 (48.8)
祖父母	47 (10.4)
その他	11 (2.4)
無回答	0 (0.0)

問3: あなたの学校名をお答えください。(〇は1つ)

回答者実数	451 (100.0)
南風原小学校	155 (34.4)
北丘小学校	135 (29.9)
津嘉山小学校	133 (29.5)
翔南小学校	28 (6.2)
無回答	0 (0.0)

問4: 次のことについてどう思いますか。それぞれ1つずつ〇をつけてください。

	学校の係や当番で男子・女子と決まっているものがある	いろいろな場面で男子が先、女子が後にされている	いろいろな場面で女子のほうが甘やかされている	いろいろな場面で男子のほうが期待されている
回答者実数	451 (100.0)	451 (100.0)	451 (100.0)	451 (100.0)
そう思う	104 (23.1)	25 (5.5)	44 (9.8)	27 (6.0)
どちらかといえばそう思う	103 (22.8)	63 (14.0)	70 (15.5)	62 (13.7)
どちらかといえばそう思わない	88 (19.5)	124 (27.5)	96 (21.3)	131 (29.0)
そう思わない	156 (34.6)	239 (53.0)	241 (53.4)	231 (51.2)
無回答	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)

	学級や学年代表、班長などは男子に向いている	教室のそうじや整理整頓は女子に向いている	女子は音楽が得意である	男子は運動が得意である
回答者実数	451 (100.0)	451 (100.0)	451 (100.0)	451 (100.0)
そう思う	44 (9.8)	84 (18.6)	83 (18.4)	140 (31.0)
どちらかといえばそう思う	69 (15.3)	103 (22.8)	111 (24.6)	140 (31.0)
どちらかといえばそう思わない	147 (32.6)	107 (23.7)	113 (25.1)	75 (16.6)
そう思わない	191 (42.4)	157 (34.8)	144 (31.9)	96 (21.3)
無回答	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)

南風原町第3次男女共同参画計画の策定に係る意識調査(小学生)

問5：あなたはおとなの人に「男子だから〇〇しなさい」や「女子だから〇〇しなさい」と言われたことがありますか。(〇は1つ)

回答者実数	451 (100.0)
よく言われる	48 (10.6)
ときどき言われる	106 (23.5)
あまり言われない	142 (31.5)
言われたことない	155 (34.4)
無回答	0 (0.0)

問6：【問5で「よく言われる」または「ときどき言われる」と回答した方にお聞きします。】

あなたはおとなの人に「男子だから〇〇しなさい」や「女子だから〇〇しなさい」と言われたことがありますか。またどんな時に言われましたか。それぞれ1つずつ〇をつけてください。

	ことばづかい	服装・身だしなみ	整理整頓	お手伝い	食事の仕方
回答者実数	154 (100.0)	154 (100.0)	154 (100.0)	154 (100.0)	154 (100.0)
よく言われる	42 (27.3)	39 (25.3)	37 (24.0)	37 (24.0)	31 (20.1)
ときどき言われる	31 (20.1)	37 (24.0)	36 (23.4)	30 (19.5)	24 (15.6)
あまり言われない	23 (14.9)	18 (11.7)	17 (11.0)	25 (16.2)	23 (14.9)
言われたことない	32 (20.8)	41 (26.6)	42 (27.3)	35 (22.7)	47 (30.5)
無回答	26 (16.9)	19 (12.3)	22 (14.3)	27 (17.5)	29 (18.8)

	すわり方	歩き方	勉強	家に帰る時間	スポーツ
回答者実数	154 (100.0)	154 (100.0)	154 (100.0)	154 (100.0)	154 (100.0)
よく言われる	53 (34.4)	19 (12.3)	33 (21.4)	15 (9.7)	34 (22.1)
ときどき言われる	23 (14.9)	13 (8.4)	16 (10.4)	18 (11.7)	16 (10.4)
あまり言われない	20 (13.0)	23 (14.9)	20 (13.0)	24 (15.6)	18 (11.7)
言われたことない	34 (22.1)	68 (44.2)	53 (34.4)	64 (41.6)	56 (36.4)
無回答	24 (15.6)	31 (20.1)	32 (20.8)	33 (21.4)	30 (19.5)

	お金の使い方	泣いたとき	遊び・しゅみ	その他
回答者実数	154 (100.0)	154 (100.0)	154 (100.0)	154 (100.0)
よく言われる	23 (14.9)	31 (20.1)	28 (18.2)	14 (9.1)
ときどき言われる	14 (9.1)	23 (14.9)	18 (11.7)	12 (7.8)
あまり言われない	23 (14.9)	16 (10.4)	18 (11.7)	7 (4.5)
言われたことない	61 (39.6)	54 (35.1)	60 (39.0)	59 (38.3)
無回答	33 (21.4)	30 (19.5)	30 (19.5)	62 (40.3)

問7：【問5で「よく言われる」または「ときどき言われる」と回答した方にお聞きします。】あなたはその時どんな気持ちになりましたか。(〇は1つ)

回答者実数	154 (100.0)
とてもいやな気持ちでした	35 (22.7)
すこしいやな気持ちでした	32 (20.8)
何とも思わなかった	48 (31.2)
その通りだと思った	13 (8.4)
その他	11 (7.1)
無回答	15 (9.7)

南風原町第3次男女共同参画計画の策定に係る意識調査(小学生)

問8：あなたは家の中でどのようなお手伝いをしますか。(あてはまるものすべてに○)

回答者実数	451 (100.0)		
食事のしたく	222 (49.2)	ゴミ出し	178 (39.5)
食事のあとかたづけ	225 (49.9)	ペットの世話や花の水やり	110 (24.4)
そうじ	212 (47.0)	なにもしていない	21 (4.7)
せんたく	182 (40.4)	弟や妹の世話	148 (32.8)
お風呂そうじ	91 (20.2)	その他	56 (12.4)
買い物	88 (19.5)	無回答	0 (0.0)

問9：あなたは家の中で、食事のしたくやそうじ、洗濯のような家事は、誰がやるのが一番よいと思いますか。(○は1つ)

回答者実数	451 (100.0)
男の人が主にやるのがよい	12 (2.7)
女の人が主にやるのがよい	48 (10.6)
男の人と女の人が協力してやるのがよい	278 (61.6)
わからない	97 (21.5)
その他	16 (3.5)
無回答	0 (0.0)

問10：あなたは、将来やりたい仕事がありますか。(○は1つ)

回答者実数	451 (100.0)
ある	280 (62.1)
ない	55 (12.2)
わからない	116 (25.7)
無回答	0 (0.0)

南風原町第3次男女共同参画計画の策定に係る意識調査(中学生)

問1: あなたの性別を教えてください。(〇は1つ)

回答者実数	465 (100.0)
男子	215 (46.2)
女子	227 (48.8)
その他	3 (0.6)
答えたくない	20 (4.3)
無回答	0 (0.0)

問2: 現在あなたが一緒に暮らしている人はどなたですか。(あてはまるものすべてに〇)

回答者実数	465 (100.0)
両親	377 (81.1)
父親のみ	12 (2.6)
母親のみ	74 (15.9)
同性の兄弟	261 (56.1)
異性の兄弟	239 (51.4)
祖父母	62 (13.3)
その他	16 (3.4)
無回答	0 (0.0)

問3: あなたの学校名をお答えください。(〇は1つ)

回答者実数	465 (100.0)
南風原中学校	245 (52.7)
南星中学校	220 (47.3)
無回答	0 (0.0)

問4: 次のことについてどう思いますか。それぞれ1つずつ〇をつけてください。

	学校の係や当番で男子・女子と決まっているものがある	いろいろな場面で男子が先、女子が後にされている	いろいろな場面で女子のほうが甘やかされている	いろいろな場面で男子のほうが期待されている
回答者実数	465 (100.0)	465 (100.0)	465 (100.0)	465 (100.0)
そう思う	147 (31.6)	48 (10.3)	99 (21.3)	51 (11.0)
どちらかといえばそう思う	132 (28.4)	110 (23.7)	149 (32.0)	115 (24.7)
どちらかといえばそう思わない	96 (20.6)	145 (31.2)	121 (26.0)	170 (36.6)
そう思わない	90 (19.4)	162 (34.8)	96 (20.6)	129 (27.7)
無回答	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)

	学級や学年代表、班長などは男子に向いている	教室の掃除や整理整頓は女子に向いている	女子は音楽が得意である	男子は運動が得意である
回答者実数	465 (100.0)	465 (100.0)	465 (100.0)	465 (100.0)
そう思う	18 (3.9)	37 (8.0)	34 (7.3)	67 (14.4)
どちらかといえばそう思う	76 (16.3)	99 (21.3)	97 (20.9)	143 (30.8)
どちらかといえばそう思わない	172 (37.0)	145 (31.2)	151 (32.5)	113 (24.3)
そう思わない	199 (42.8)	184 (39.6)	183 (39.4)	142 (30.5)
無回答	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)

南風原町第3次男女共同参画計画の策定に係る意識調査(中学生)

問5：あなたはおとなの人に「男子だから〇〇しなさい」や「女子だから〇〇しなさい」と言われたことがありますか。(〇は1つ)

回答者実数	465 (100.0)
よく言われる	80 (17.2)
ときどき言われる	168 (36.1)
あまり言われない	157 (33.8)
ぜんぜん言われない	60 (12.9)
無回答	0 (0.0)

問6：【問5で「よく言われる」または「ときどき言われる」と回答した方にお聞きします。】

あなたはおとなの人に「男子だから〇〇しなさい」や「女子だから〇〇しなさい」と言われたことがありますか。またどんな時に言われましたか。それぞれ1つずつ〇をつけてください。

	ことばづかい	服装・身だしなみ	整理整頓	お手伝い	食事の仕方
回答者実数	248 (100.0)	248 (100.0)	248 (100.0)	248 (100.0)	248 (100.0)
よく言われる	74 (29.8)	82 (33.1)	68 (27.4)	76 (30.6)	42 (16.9)
ときどき言われる	64 (25.8)	63 (25.4)	52 (21.0)	58 (23.4)	39 (15.7)
あまり言われない	43 (17.3)	34 (13.7)	42 (16.9)	39 (15.7)	58 (23.4)
言われたことない	51 (20.6)	50 (20.2)	63 (25.4)	55 (22.2)	79 (31.9)
無回答	16 (6.5)	19 (7.7)	23 (9.3)	20 (8.1)	30 (12.1)

	すわり方	歩き方	勉強	家に帰る時間	スポーツ
回答者実数	248 (100.0)	248 (100.0)	248 (100.0)	248 (100.0)	248 (100.0)
よく言われる	86 (34.7)	31 (12.5)	37 (14.9)	27 (10.9)	36 (14.5)
ときどき言われる	66 (26.6)	29 (11.7)	38 (15.3)	34 (13.7)	25 (10.1)
あまり言われない	33 (13.3)	52 (21.0)	35 (14.1)	37 (14.9)	37 (14.9)
言われたことない	52 (21.0)	111 (44.8)	109 (44.0)	121 (48.8)	122 (49.2)
無回答	11 (4.4)	25 (10.1)	29 (11.7)	29 (11.7)	28 (11.3)

	お金の使い方	泣いたとき	遊び・趣味	その他
回答者実数	248 (100.0)	248 (100.0)	248 (100.0)	248 (100.0)
よく言われる	25 (10.1)	24 (9.7)	41 (16.5)	17 (6.9)
ときどき言われる	25 (10.1)	31 (12.5)	37 (14.9)	14 (5.6)
あまり言われない	39 (15.7)	35 (14.1)	37 (14.9)	16 (6.5)
言われたことない	128 (51.6)	130 (52.4)	106 (42.7)	103 (41.5)
無回答	31 (12.5)	28 (11.3)	27 (10.9)	98 (39.5)

問7：【問5で「よく言われる」または「ときどき言われる」と回答した方にお聞きします。】あなたはその時どんな気持ちになりましたか。(〇は1つ)

回答者実数	248 (100.0)
とてもいやな気持ちでした	46 (18.5)
すこしいやな気持ちでした	86 (34.7)
何とも思わなかった	81 (32.7)
その通りだと思った	12 (4.8)
その他	12 (4.8)
無回答	11 (4.4)

南風原町第3次男女共同参画計画の策定に係る意識調査(中学生)

問8：次の場面で、男女の地位は平等になっていると思いますか。それぞれ1つずつ○をつけてください。

	家庭生活	学校教育	社会全体
回答者実数	465 (100.0)	465 (100.0)	465 (100.0)
男性のほうが非常に優遇されている	15 (3.2)	8 (1.7)	31 (6.7)
どちらかといえば男性が優遇されている	45 (9.7)	23 (4.9)	112 (24.1)
平等	262 (56.3)	207 (44.5)	127 (27.3)
どちらかといえば女性が優遇されている	34 (7.3)	99 (21.3)	34 (7.3)
女性のほうが非常に優遇されている	7 (1.5)	27 (5.8)	17 (3.7)
わからない	102 (21.9)	101 (21.7)	144 (31.0)
無回答	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)

問9：あなたは家の中でどのようなお手伝いをしますか。(あてはまるものすべてに○)

回答者実数	465 (100.0)		
食事のしたく	187 (40.2)	ゴミ出し	177 (38.1)
食事のあとかたづけ	274 (58.9)	ペットの世話や花の水やり	108 (23.2)
掃除	243 (52.3)	なにもしていない	35 (7.5)
洗濯	215 (46.2)	弟や妹の世話	136 (29.2)
お風呂掃除	71 (15.3)	その他	22 (4.7)
買い物	87 (18.7)	無回答	0 (0.0)

問10：家の中で、食事のしたくやそうじ、洗濯、子育て、介護のような家事は、誰がやるのが一番よいと思いますか。それぞれ1つずつ○をつけてください。

	食事のしたく	そうじ	洗濯	子育て	介護
回答者実数	465 (100.0)	465 (100.0)	465 (100.0)	465 (100.0)	465 (100.0)
男の人が主にやるのがよい	9 (1.9)	19 (4.1)	26 (5.6)	8 (1.7)	31 (6.7)
女の人が主にやるのがよい	66 (14.2)	42 (9.0)	49 (10.5)	61 (13.1)	27 (5.8)
男の人と女の人が協力してやるのがよい	320 (68.8)	339 (72.9)	324 (69.7)	340 (73.1)	313 (67.3)
わからない	61 (13.1)	55 (11.8)	57 (12.3)	47 (10.1)	80 (17.2)
その他	9 (1.9)	10 (2.2)	9 (1.9)	9 (1.9)	14 (3.0)
無回答	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)

問11：女性が仕事を持つことについて、あなたはどのように考えますか。(○は1つ)

回答者実数	465 (100.0)
女性は仕事を持たない方がよい	5 (1.1)
結婚するまでは仕事を持つ方がよい	11 (2.4)
結婚しても子どもができるまでは仕事を持つ方がよい	29 (6.2)
子どもができて、お休みをもらいながら、ずっと仕事を続ける方がよい	219 (47.1)
子どもができたなら仕事をやめ、大きくなったらふたたび仕事を持つ方がよい	67 (14.4)
わからない	134 (28.8)
無回答	0 (0.0)

問12：「男は仕事・女は家庭」という考え方がありますが、あなたはこの考え方についてどう思いますか。(○は1つ)

回答者実数	465 (100.0)
そう思う	9 (1.9)
どちらかといえばそう思う	47 (10.1)
どちらかといえばそう思わない	62 (13.3)
そうは思わない	273 (58.7)
わからない	74 (15.9)
無回答	0 (0.0)

南風原町第3次男女共同参画計画の策定に係る意識調査(中学生)

問13：あなたは、将来つきたい仕事がありますか。(○は1つ)

回答者実数	465 (100.0)
ある	234 (50.3)
ない	51 (11.0)
わからない	180 (38.7)
無回答	0 (0.0)

問15：あなたはこれまで「男女共同参画」(下記のような内容)について学んだことはありますか。(○は1つ)

回答者実数	465 (100.0)
学んだことがある	306 (65.8)
学んだことはない	35 (7.5)
わからない	119 (25.6)
その他	5 (1.1)
無回答	0 (0.0)

問16：恋人どうしの交際について、次のような関係をどう思いますか。それぞれ1つずつ○をつけてください。

	何を言っても無視する	友人関係を制限する	服装を指示する	交友関係やメールをチェックする	人前でバカにする
回答者実数	465 (100.0)	465 (100.0)	465 (100.0)	465 (100.0)	465 (100.0)
変だと思う	378 (81.3)	344 (74.0)	347 (74.6)	289 (62.2)	397 (85.4)
別に变だと思わない	32 (6.9)	55 (11.8)	61 (13.1)	103 (22.2)	28 (6.0)
わからない	55 (11.8)	66 (14.2)	57 (12.3)	73 (15.7)	40 (8.6)
無回答	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)

	他人に悪口を言う	いつも相手におごらせる	殴るふりをするなどをしておどす
回答者実数	465 (100.0)	465 (100.0)	465 (100.0)
変だと思う	386 (83.0)	404 (86.9)	408 (87.7)
別に变だと思わない	30 (6.5)	26 (5.6)	20 (4.3)
わからない	49 (10.5)	35 (7.5)	37 (8.0)
無回答	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)

問17：あなたは、今までに自分の体の性、心の性または性的指向に悩んだことがありますか。(○は1つ)

回答者実数	465 (100.0)
はい	71 (15.3)
いいえ	394 (84.7)
無回答	0 (0.0)

南風原町第3次男女共同参画計画の策定に係る意識調査(中学生)

問18：性の多様性について、どのようなお考えをお持ちですか。それぞれ1つずつ○をつけてください。

	LGBT(性的少数者)を性の多様性として認める必要がある	身近な問題だと思う	理解に努めようと思う
回答者実数	465 (100.0)	465 (100.0)	465 (100.0)
そう思う	379 (81.5)	289 (62.2)	326 (70.1)
どちらかといえばそう思う	62 (13.3)	111 (23.9)	104 (22.4)
どちらかといえばそう思わない	13 (2.8)	46 (9.9)	23 (4.9)
そう思わない	11 (2.4)	19 (4.1)	12 (2.6)
無回答	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)

	個人の趣味、趣向の問題である	一部の人のことで、身近な問題ではない	理解ができない
回答者実数	465 (100.0)	465 (100.0)	465 (100.0)
そう思う	117 (25.2)	72 (15.5)	31 (6.7)
どちらかといえばそう思う	100 (21.5)	63 (13.5)	36 (7.7)
どちらかといえばそう思わない	109 (23.4)	106 (22.8)	86 (18.5)
そう思わない	139 (29.9)	224 (48.2)	312 (67.1)
無回答	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)

問19：家族や友人などから身近な方から性的少数者、LGBTであることを打ち明けられたとしたら、あなたはどのように接したいと思いますか。(あてはまるものすべてに○)

回答者実数	465 (100.0)
理解したいと思う	308 (66.2)
応援したいと思う	221 (47.5)
いままで通り接する	320 (68.8)
距離を置きたいと思う	10 (2.2)
その時にならないとわからない	90 (19.4)
その他	4 (0.9)
無回答	0 (0.0)

南風原町第3次男女共同参画計画の策定に係る意識調査(高校生)

問1：あなたの性別を教えてください。(○は1つ)

回答者実数	301 (100.0)
男子	165 (54.8)
女子	124 (41.2)
その他	2 (0.7)
答えたくない	10 (3.3)
無回答	0 (0.0)

問2：現在あなたが一緒に暮らしている人はどなたですか。(あてはまるものすべてに○)

回答者実数	301 (100.0)
両親	216 (71.8)
父親のみ	7 (2.3)
母親のみ	71 (23.6)
同性の兄弟	119 (39.5)
異性の兄弟	140 (46.5)
祖父母	30 (10.0)
その他	7 (2.3)
無回答	1 (0.3)

問3：あなたの学校名をお答えください。(○は1つ)

回答者実数	301 (100.0)
南風原高校	256 (85.0)
開邦高校	45 (15.0)
無回答	0 (0.0)

問4：次のことについてどう思いますか。それぞれ1つずつ○をつけてください。

	学校の係や当番で男子・女子と決まっているものがある	いろいろな場面で男子が先、女子が後にされている	いろいろな場面で女子のほうが甘やかされている	いろいろな場面で男子のほうが期待されている
回答者実数	301 (100.0)	301 (100.0)	301 (100.0)	301 (100.0)
そう思う	73 (24.3)	23 (7.6)	48 (15.9)	18 (6.0)
どちらかといえばそう思う	82 (27.2)	48 (15.9)	76 (25.2)	38 (12.6)
どちらかといえばそう思わない	71 (23.6)	98 (32.6)	97 (32.2)	123 (40.9)
そう思わない	75 (24.9)	132 (43.9)	80 (26.6)	122 (40.5)
無回答	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)

	学級や学年代表、班長などは男子に向いている	教室の掃除や整理整頓は女子に向いている	女子は音楽が得意である	男子は運動が得意である
回答者実数	301 (100.0)	301 (100.0)	301 (100.0)	301 (100.0)
そう思う	17 (5.6)	31 (10.3)	28 (9.3)	43 (14.3)
どちらかといえばそう思う	44 (14.6)	73 (24.3)	54 (17.9)	89 (29.6)
どちらかといえばそう思わない	114 (37.9)	85 (28.2)	96 (31.9)	69 (22.9)
そう思わない	126 (41.9)	112 (37.2)	123 (40.9)	100 (33.2)
無回答	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)

南風原町第3次男女共同参画計画の策定に係る意識調査(高校生)

問5：あなたはおとなの人に「男子だから〇〇しなさい」や「女子だから〇〇しなさい」と言われたことがありますか。(〇は1つ)

回答者実数	301 (100.0)
よく言われる	40 (13.3)
ときどき言われる	89 (29.6)
あまり言われない	117 (38.9)
ぜんぜん言われない	55 (18.3)
無回答	0 (0.0)

問6：【問5で「よく言われる」または「ときどき言われる」と回答した方にお聞きします。】

あなたはおとなの人に「男子だから〇〇しなさい」や「女子だから〇〇しなさい」と言われたことがありますか。またどんな時に言われましたか。それぞれ1つずつ〇をつけてください。

	ことばづかい	服装・身だしなみ	整理整頓	お手伝い	食事の仕方
回答者実数	129 (100.0)	129 (100.0)	129 (100.0)	129 (100.0)	129 (100.0)
よく言われる	32 (24.8)	36 (27.9)	30 (23.3)	34 (26.4)	16 (12.4)
ときどき言われる	25 (19.4)	32 (24.8)	29 (22.5)	37 (28.7)	17 (13.2)
あまり言われない	25 (19.4)	29 (22.5)	23 (17.8)	15 (11.6)	27 (20.9)
言われたことない	31 (24.0)	18 (14.0)	28 (21.7)	22 (17.1)	46 (35.7)
無回答	16 (12.4)	14 (10.9)	19 (14.7)	21 (16.3)	23 (17.8)

	すわり方	歩き方	勉強	家に帰る時間	スポーツ
回答者実数	129 (100.0)	129 (100.0)	129 (100.0)	129 (100.0)	129 (100.0)
よく言われる	24 (18.6)	20 (15.5)	20 (15.5)	21 (16.3)	17 (13.2)
ときどき言われる	28 (21.7)	18 (14.0)	18 (14.0)	22 (17.1)	26 (20.2)
あまり言われない	21 (16.3)	26 (20.2)	23 (17.8)	20 (15.5)	17 (13.2)
言われたことない	33 (25.6)	43 (33.3)	45 (34.9)	39 (30.2)	50 (38.8)
無回答	23 (17.8)	22 (17.1)	23 (17.8)	27 (20.9)	19 (14.7)

	お金の使い方	泣いたとき	遊び・趣味	その他
回答者実数	129 (100.0)	129 (100.0)	129 (100.0)	129 (100.0)
よく言われる	14 (10.9)	17 (13.2)	25 (19.4)	13 (10.1)
ときどき言われる	14 (10.9)	13 (10.1)	22 (17.1)	12 (9.3)
あまり言われない	25 (19.4)	23 (17.8)	19 (14.7)	14 (10.9)
言われたことない	50 (38.8)	51 (39.5)	45 (34.9)	51 (39.5)
無回答	26 (20.2)	25 (19.4)	18 (14.0)	39 (30.2)

問7：【問5で「よく言われる」または「ときどき言われる」と回答した方にお聞きします。】あなたはその時どんな気持ちになりましたか。(〇は1つ)

回答者実数	129 (100.0)
とてもいやな気持ちでした	29 (22.5)
すこしいやな気持ちでした	33 (25.6)
何とも思わなかった	47 (36.4)
その通りだと思った	13 (10.1)
その他	5 (3.9)
無回答	2 (1.6)

南風原町第3次男女共同参画計画の策定に係る意識調査(高校生)

問8：次の場面で、男女の地位は平等になっていると思いますか。それぞれ1つずつ○をつけてください。

	家庭生活	学校教育	社会全体
回答者実数	301 (100.0)	301 (100.0)	301 (100.0)
男性のほうが非常に優遇されている	17 (5.6)	8 (2.7)	28 (9.3)
どちらかといえば男性が優遇されている	41 (13.6)	19 (6.3)	91 (30.2)
平等	177 (58.8)	179 (59.5)	115 (38.2)
どちらかといえば女性が優遇されている	31 (10.3)	56 (18.6)	29 (9.6)
女性のほうが非常に優遇されている	5 (1.7)	10 (3.3)	9 (3.0)
わからない	30 (10.0)	29 (9.6)	29 (9.6)
無回答	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)

問9：あなたは家の中でどのようなお手伝いをしますか。(あてはまるものすべてに○)

回答者実数	301 (100.0)		
食事のしたく	104 (34.6)	ゴミ出し	110 (36.5)
食事のあとかたづけ	167 (55.5)	ペットの世話や花の水やり	57 (18.9)
掃除	126 (41.9)	なにもしていない	37 (12.3)
洗濯	146 (48.5)	弟や妹の世話	64 (21.3)
お風呂掃除	46 (15.3)	その他	11 (3.7)
買い物	78 (25.9)	無回答	0 (0.0)

問10：家の中で、食事のしたくやそうじ、洗濯、子育て、介護のような家事は、誰がやるのが一番よいと思いますか。それぞれ1つずつ○をつけてください。

	食事のしたく	そうじ	洗濯	子育て	介護
回答者実数	301 (100.0)	301 (100.0)	301 (100.0)	301 (100.0)	301 (100.0)
男の人が主にやるのがよい	4 (1.3)	11 (3.7)	8 (2.7)	5 (1.7)	12 (4.0)
女の人が主にやるのがよい	33 (11.0)	20 (6.6)	23 (7.6)	27 (9.0)	15 (5.0)
男の人と女の人が協力してやるのがよい	224 (74.4)	228 (75.7)	226 (75.1)	229 (76.1)	225 (74.8)
わからない	34 (11.3)	36 (12.0)	37 (12.3)	34 (11.3)	41 (13.6)
その他	6 (2.0)	6 (2.0)	7 (2.3)	6 (2.0)	8 (2.7)
無回答	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)

問11：女性が仕事を持つことについて、あなたはどのように考えますか。(○は1つ)

回答者実数	301 (100.0)
女性は仕事を持たない方がよい	1 (0.3)
結婚するまでは仕事を持つ方がよい	11 (3.7)
結婚しても子どもができるまでは仕事を持つ方がよい	22 (7.3)
子どもができて、お休みをもらいながら、ずっと仕事を続ける方がよい	130 (43.2)
子どもができたら仕事をやめ、大きくなったらふたたび仕事を持つ方がよい	45 (15.0)
わからない	92 (30.6)
無回答	0 (0.0)

問12：「男は仕事・女は家庭」という考え方がありますが、あなたはこの考え方についてどう思いますか。(○は1つ)

回答者実数	301 (100.0)
そう思う	13 (4.3)
どちらかといえばそう思う	37 (12.3)
どちらかといえばそう思わない	35 (11.6)
そうは思わない	156 (51.8)
わからない	60 (19.9)
無回答	0 (0.0)

南風原町第3次男女共同参画計画の策定に係る意識調査(高校生)

問13：あなたは、将来つきたい仕事がありますか。(○は1つ)

回答者実数	301 (100.0)
ある	137 (45.5)
ない	28 (9.3)
わからない	136 (45.2)
無回答	0 (0.0)

問15：あなたはこれまで「男女共同参画」(下記のような内容)について学んだことはありますか。(○は1つ)

回答者実数	301 (100.0)
学んだことがある	203 (67.4)
学んだことはない	13 (4.3)
わからない	83 (27.6)
その他	2 (0.7)
無回答	0 (0.0)

問16：恋人どうしの交際について、次のような関係をどう思いますか。それぞれ1つずつ○をつけてください。

	何を言っても無視する	友人関係を制限する	服装を指示する	交友関係やメールをチェックする	人前でバカにする
回答者実数	301 (100.0)	301 (100.0)	301 (100.0)	301 (100.0)	301 (100.0)
変だと思う	229 (76.1)	200 (66.4)	193 (64.1)	190 (63.1)	239 (79.4)
別に变だと思わない	37 (12.3)	58 (19.3)	56 (18.6)	69 (22.9)	29 (9.6)
わからない	35 (11.6)	43 (14.3)	52 (17.3)	42 (14.0)	33 (11.0)
無回答	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)

	他人に悪口を言う	いつも相手におごらせる	殴るふりをするなどをしておどす
回答者実数	301 (100.0)	301 (100.0)	301 (100.0)
変だと思う	236 (78.4)	241 (80.1)	242 (80.4)
別に变だと思わない	31 (10.3)	28 (9.3)	24 (8.0)
わからない	34 (11.3)	32 (10.6)	35 (11.6)
無回答	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)

問17：あなたは、今までに自分の体の性、心の性または性的指向に悩んだことがありますか。(○は1つ)

回答者実数	301 (100.0)
はい	51 (16.9)
いいえ	250 (83.1)
無回答	0 (0.0)

南風原町第3次男女共同参画計画の策定に係る意識調査(高校生)

問18：性の多様性について、どのようなお考えをお持ちですか。それぞれ1つずつ○をつけてください。

	LGBT(性的少数者)を性の多様性として認める必要がある	身近な問題だと思う	理解に努めようと思う
回答者実数	301 (100.0)	301 (100.0)	301 (100.0)
そう思う	214 (71.1)	172 (57.1)	200 (66.4)
どちらかといえばそう思う	55 (18.3)	70 (23.3)	70 (23.3)
どちらかといえばそう思わない	13 (4.3)	34 (11.3)	16 (5.3)
そう思わない	19 (6.3)	25 (8.3)	15 (5.0)
無回答	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)

	個人の趣味、趣向の問題である	一部の人のことで、身近な問題ではない	理解ができない
回答者実数	301 (100.0)	301 (100.0)	301 (100.0)
そう思う	132 (43.9)	64 (21.3)	27 (9.0)
どちらかといえばそう思う	59 (19.6)	44 (14.6)	31 (10.3)
どちらかといえばそう思わない	59 (19.6)	74 (24.6)	56 (18.6)
そう思わない	51 (16.9)	119 (39.5)	187 (62.1)
無回答	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)

問19：家族や友人などから身近な方から性的少数者、LGBTであることを打ち明けられたとしたら、あなたはどのように接したいと思いますか。(あてはまるものすべてに○)

回答者実数	301 (100.0)
理解したいと思う	189 (62.8)
応援したいと思う	143 (47.5)
いままで通り接する	188 (62.5)
距離を置きたいと思う	6 (2.0)
その時にならないとわからない	39 (13.0)
その他	2 (0.7)
無回答	1 (0.3)

南風原町男女共同参画推進条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、町、町民、事業者、教育関係者、自治会等及び各種団体の責務を明らかにするとともに、町が実施する施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって全ての人々が、互いの人権を尊重し、自分らしく暮らせる男女共同参画社会の実現を目指すことを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 全ての人々が、個人として尊重され、社会の対等な構成員として、互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、その個性と能力を發揮することにより、均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

(2) 町民 町内に住み、又は町内で働き学び、若しくは活動する者をいう。

(3) 事業者 町内において事業活動を行う全ての個人及び法人をいう。

(4) 教育関係者 町内において学校教育、社会教育その他の教育に携わる者をいう。

(5) 自治会等 自治会その他町内の一定の区域に住所を有する者が地域活動を促進するために組織された団体をいう。

(6) 各種団体 町内において自発的な社会活動を行う非営利団体をいう。

(7) 積極的改善措置 第1号に規定する機会に係る格差を改善するため必要な範囲内において、現在不利益を受けている人たちに対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(8) 性別による固定的役割分担意識 性別にかかわらず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、性別によって「男は仕事、女は家庭」、「男は主要業務、女は補助業務」というように、性別を理由として役割を固定的に分ける意識のことをいう。

(9) ダイバーシティ 性別（多様な性を含む。）、人種等の違いに限らず、年齢、性格、学歴、価値観等の多様な人々が互いの違いを尊重することをいう。

(10) ワーク・ライフ・バランス 全ての人々がやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭生活、地域活動、個人の自己啓発その他活動において多様な生き方を選択し、及び実現できる状態をいう。

(11) ドメスティック・バイオレンス 配偶者や恋人等密接な関係にある、又はあった者から受ける身体的、精神的、性的、経済的若しくは言葉の暴力又は虐待(子どもを巻き込んでの暴力を含む。)をいう。

(12) セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反した性的な嫌がらせを行い、それに対する対応によって、仕事や社会生活をする上で一定の不利益を与えたり、それを繰り返すことによって生活環境を害することをいう。

(13) マタニティ・ハラスメント 妊娠、出産、育児休業等を理由とする解雇、減給、降格等の不利益な取扱いをいう。

(14) パワー・ハラスメント 職場などで権力、地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を越えて継続的に身体的・精神的苦痛を与えたり、職場環境を悪化させる行為をいう。

(15) モラル・ハラスメント 言葉、態度、身振り又は文書によって相手の人格又は尊厳を侵害する言動をいう。

(16) その他家庭内の暴力 第11号に規定する暴力以外で、家庭内における児童・高齢者及び障がい者に対する継続的な身体的、精神的、性的、経済的若しくは言葉の暴力又は虐待などの家庭内におけるあらゆる形態の暴力をいう。

(17) その他ハラスメント 性別、宗教、信条、国籍、性的指向、障がいその他様々な個人的な理由から、相手の人格や尊厳を傷つける言動をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

(1) ダイバーシティの実現を目指し、全ての人が、個人として尊重され、差別的取扱いを受けることなく、様々な場面で個人としての能力を発揮できる機会が確保され、平等・対等な立場が保障されること。

(2) 全ての人が、性別による固定的役割分担意識に基づく社会の制度又は慣行が、社会における活動の自由な選択に対し影響を及ぼすことがないように配慮されること。

(3) 全ての人が、個人として尊重され、社会の対等な構成員として、地域、防災その他のあらゆる分野において、町における政策又は事業者を含むあらゆる団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

(4) 全ての人が、個人として尊重され、教育の果たす役割の重要性を考慮し、学校教育をはじめとするあらゆる分野の教育において、人権教育及び男女共同参画の教育が実現されるよう配慮されること。

(5) 家族を構成する全ての人が、互いの個性を尊重し、相互の協力と社会の支援の下、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一

員としての役割を円滑に果たし、かつ、職場、地域等における活動と両立（ワーク・ライフ・バランス）できるよう配慮されること。

(6) 全ての人々が、互いの性を理解し合い、妊娠、出産その他の性と生殖に関する健康と権利が尊重されること。

(7) ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメント及びマタニティ・ハラスメントなどによる人権侵害は、社会的な構造が背景にあることの認識の下に、根絶されるよう配慮されること。

(8) 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と協調の下に行われること。

(町及び町民等の協働)

第4条 町及び町民等は、それぞれの主体的な取組及び相互の連携協力により男女共同参画の推進を協働して行わなければならない。

(町の責務)

第5条 町は、第3条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)に則り、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、実施する責務を有する。

2 町は、男女共同参画の推進に関する施策の実施に当たっては、国、県及び町民等と相互に連携し、協力を図らなければならない。

3 町は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

4 町は、町民等の模範となるように自ら率先して男女共同参画の推進に取り組まなければならない。

(町民の責務)

第6条 町民は、基本理念に則り、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努めるとともに、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、基本理念に則り、全ての人に対し雇用上の均等な機会及び待遇を確保するとともに、職場における活動に対等に参画する機会を確保し、職場、家庭その他の活動を両立して行うことができるよう職場環境を整備し、ワーク・ライフ・バランスの実現に努めなければならない。

2 事業者は、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努

めなければならない。

(教育関係者の責務)

第8条 教育関係者は、基本理念に則り、男女共同参画の推進に果たす教育の重要性を深く認識し、個々の教育本来の目的を実現するために教育を行うよう努めなければならない。

2 教育関係者は、能力、個性を生かせる教育及び男女共同参画の教育の推進に努めなければならない。

3 教育関係者は、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(自治会等の責務)

第9条 自治会等は、基本理念に則り、地域社会における自治の主たる担い手として重要な役割を果たす存在であることを考慮し、地域活動においては、男女共同参画の推進のための取組を行うとともに、町が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

2 自治会等は、全ての人々が共に活動していくために、役職の構成に当たっては、性別等を理由に異なった取扱いをしないよう努めなければならない。

(各種団体の責務)

第10条 各種団体は、基本理念に則り、その活動において、方針の決定、計画の立案等において全ての人々が、参画する機会を確保するよう努めなければならない。

2 各種団体は、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別等による差別的取扱いなど人権侵害の禁止)

第11条 何人も、社会のあらゆる分野において、性別等による差別的取扱い、ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、パワー・ハラスメント、モラル・ハラスメント、その他家庭内の暴力及びその他ハラスメントなど他人の人権を侵害するいかなる行為もしてはならない。

(公衆に表示する情報に関する配慮)

第12条 何人も、公衆に表示し、又は発信する情報において、性別による固定的な役割分担、男女間における暴力、性的暴力等を正当化し、若しくは助長させ

るような表現又は人権を侵害するような過度の性的な表現を行わないよう配慮しなければならない。

(男女共同参画計画)

第13条 町長は、男女共同参画社会の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための男女共同参画計画を策定しなければならない。

2 町長は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、あらかじめ町民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

3 町長は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、あらかじめ第23条に規定する南風原町男女共同参画推進会議(以下「推進会議」という。)の意見を聴かななければならない。

4 町長は、男女共同参画計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前3項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

6 町長は、男女共同参画計画の実効性を高めるため、推進状況を把握し、及び分析して方策を講ずるものとする。

(施策の策定及び実施に当たっての配慮)

第14条 町は、あらゆる施策の策定及び実施に当たっては、男女共同参画社会の推進に配慮しなければならない。

(防災及び復興分野における措置)

第15条 町は、防災及び復興分野において、男女共同参画の視点を踏まえ情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(家庭生活との両立支援)

第16条 町は、全ての人とともに家事、子育て、介護その他家庭生活における活動と職場、学校及び地域等における活動とを両立して行うことができるよう、情報の提供その他の必要な支援に努めなければならない。

(積極的改善措置)

第17条 町は、事業者が積極的改善措置を講ずるために必要な情報の提供、相談、助言その他の支援を行うものとする。

2 町は、附属機関等の委員を委嘱し、又は任命するときは、積極的改善措置を講ずることにより男女の均衡に努めるものとする。

(情報の提供及び理解を深めるための措置)

第18条 町は、男女共同参画の推進について、町民等の理解を深めるため、あらゆる分野において適切な情報の提供、広報及び啓発活動を講じなければならない。

(実施状況の公表)

第19条 町長は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、公表しなければならない。

(調査研究)

第20条 町は、男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施するために必要な調査研究を行わなければならない。

(男女共同参画推進月間)

第21条 男女共同参画の推進を図るため、男女共同参画推進月間を設ける。
2 前項の男女共同参画推進月間は、毎年6月とする。

(活動への支援)

第22条 町は、町民等が男女共同参画の推進に関して行う活動を支援するための必要な措置を講じなければならない。

(推進会議)

第23条 町長は、男女共同参画の推進に関する施策その他必要な事項を審議させるため推進会議を置く。
2 前項の推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 年 月 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に策定されている「第二次南風原町男女共同参画計画～まじゅんプラン～」(平成24年3月策定)は、第13条の規定により策定し、及び公表された男女共同参画計画とみなす。

南風原町男女共同参画推進条例

【逐条解説】



南風原町

我が国においては、日本国憲法によりすべての国民は個人として尊重され、また法の下に平等であるとうたわれ、男女平等の実現に向けて国際社会における取組とも連動しつつ、男女共同参画社会の実現に向けた様々な取り組みがなされてきました。

男女共同参画基本法では、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること」（第2条）の実現をめざしています。

南風原町においては、平成14年3月に男女共同参画の推進の指針となる「南風原町男女共同参画計画～まじゅんプラン～」を策定し、男女共同参画社会の実現に向け取り組んできました。

条例の名称については、男女共同参画社会の形成を推進するための基本的理念や目指すべき姿が、男女共同参画社会基本法（以下、「基本法」という。）及び沖縄県男女共同参画推進条例を基本としていることを踏まえ、「南風原町男女共同参画推進条例」としています。

第1条から第12条までは、目的や基本理念など条例の核となる部分で、基本的な考え方を定めています。第13条から第23条までは、町の基本的施策について定めています。第24条には委任について定めています。

条例の構成

- 第1条 (目的)
- 第2条 (定義)
- 第3条 (基本理念)
- 第4条 (町及び町民等の協働)
- 第5条 (町の責務)
- 第6条 (町民の責務)
- 第7条 (事業者の責務)
- 第8条 (教育関係者の責務)
- 第9条 (自治会等の責務)
- 第10条 (各種団体の責務)
- 第11条 (性別等による差別的取扱いなど人権侵害の禁止)
- 第12条 (公衆に表示する情報に関する配慮)
- 第13条 (男女共同参画計画)
- 第14条 (施策の策定及び実施に当たっての配慮)
- 第15条 (防災及び復興分野における措置)
- 第16条 (家庭生活と両立支援)
- 第17条 (積極的改善措置)
- 第18条 (情報の提供及び理解を深めるための措置)
- 第19条 (実施状況の公表)
- 第20条 (調査研究)
- 第21条 (男女共同参画推進月間)
- 第22条 (活動への支援)
- 第23条 (推進会議)
- 第24条 (委任)

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、町、町民、事業者、教育関係者、自治会等及び各種団体の責務を明らかにするとともに、町が実施する施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって全ての人々が、互いの人権を尊重し、自分らしく暮らせる男女共同参画社会の実現を目指すことを目的とする。

【解説】

本条は、男女共同参画を推進するために、条例の制定目的を定めています。

平成11年6月に公布施行された基本法第9条において地方公共団体の責務が定められており、国の施策に準じた施策及び地域の特性に応じた施策を展開することが求められています。この規定に基づき、南風原町では平成14年3月に「南風原町男女共同参画計画(まじゅんプラン)」を、平成24年3月に「第二次南風原町男女共同参画計画(まじゅんプラン)」を策定し取り組んできました。この男女共同参画計画の実効性をより一層高めるとともに、施策を推進する際の法的支えとなるのがこの条例となります。

男女共同参画社会の実現には、社会全体で取り組んでいかなければなりません。そのために、町(行政)も各種の施策を実施しますが、その施策の実施だけではなく、町民、事業者、教育関係者、自治会等及び各種団体が一体となって取り組むことが重要であり、その取組の基本理念、それぞれの責務、町の実施する施策の基本的事項を条例の中で定めています。

<用語解説>

①「総合的かつ計画的に推進」

本条例においては、第13条から第23条に規定する推進体制を指しています。

「総合的」とは、基本法に準じた施策を町、町民、事業者、教育関係者、自治会等及び各種団体と連携しながら推進していくことをいいます。

「計画的」とは、行動計画の実施施策がその中心になることをいいます。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 全ての人々が、個人として尊重され、社会の対等な構成員①として、互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、自らの意思によって②社会のあらゆる分野③における活動に参画する機会が確保され、その個性と能力を発揮することにより、均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ④、かつ、共に責任を担うことをいう。

- (2) 町民 町内に住み、又は町内で働き学び、若しくは活動する者をいう。
- (3) 事業者 町内において事業活動を行う全ての個人及び法人をいう。
- (4) 教育関係者 町内において学校教育、社会教育その他の教育に携わる者をいう。
- (5) 自治会等 自治会その他町内の一定の区域に住所を有する者が地域活動を促進するために組織された団体をいう。
- (6) 各種団体 町内において自発的な社会活動を行う非営利団体をいう。
- (7) 積極的改善措置 第1号に規定する機会に係る格差を改善するため必要な範囲内において、現在不利益を受けている人たちに対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (8) 性別による固定的役割分担意識 性別にかかわらず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、性別によって「男は仕事、女は家庭」、「男は主要業務、女は補助業務」というように、性別を理由として役割を固定的に分ける意識のことをいう。
- (9) ダイバーシティ 性別（多様な性を含む。）、人種等の違いに限らず、年齢、性格、学歴、価値観等の多様な人々が互いの違いを尊重することをいう。
- (10) ワーク・ライフ・バランス 全ての人々がやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭生活、地域活動、個人の自己啓発その他活動において多様な生き方を選択し、及び実現できる状態をいう。
- (11) ドメスティック・バイオレンス 配偶者や恋人等密接な関係にある、又はあった者から受ける身体的、精神的、性的、経済的若しくは言葉の暴力又は虐待(子どもを巻き込んだ暴力を含む。)をいう。
- (12) セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反した性的な嫌がらせを行い、それに対する対応によって、仕事や社会生活をする上で一定の不利益を与えたり、それを繰り返すことによって生活環境を害することをいう。
- (13) マタニティ・ハラスメント 妊娠、出産、育児休業等を理由とする解雇、減給、降格等の不利益な取扱いをいう。
- (14) パワー・ハラスメント 職場などで権力、地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を越えて継続的に身体的・精神的苦痛を与えたり、職場環境を悪化させる行為をいう。
- (15) モラル・ハラスメント 言葉、態度、身振り又は文書によって相手の人格又は尊厳を侵害する言動をいう。
- (16) その他家庭内の暴力 第11号に規定する暴力以外で、家庭内における児童・高齢者及び障がい者に対する継続的な身体的、精神的、性的、経済的若しくは言葉の暴力又は虐待などの家庭内におけるあらゆる形態の暴力をいう。
- (17) その他ハラスメント 性別、宗教、信条、国籍、性的指向、障がいその他様々な

個人的な理由から、相手の人格や尊厳を傷つける言動をいう。

【解説】

本条は、本条例で用いられている用語で、重要な用語の意義を定めています。

(1)「男女共同参画」とは、全ての人々が、個人として尊重され、社会の対等な構成員として、互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、その個性と能力を発揮することにより、均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいいます。「全ての人」とは、男性・女性の二つの性別だけでなく、性的マイノリティ（性的少数者）も含め、子ども、大人、障がいのある人もない人も、様々な立場の人を示しています。「社会の対等な構成員」とは、全ての人々が本質的に社会の責任ある構成員であり、権利と義務の対等な関係をもっているということを示しています。「自らの意思によって」とは、活動等に参加するのは主体的な選択によるものであり、強要されるものではありません。「社会のあらゆる分野」とは、職場、地域、学校及び家庭などのあらゆる分野のことをいいます。「参画」とは、単に参加するということだけでなく、方針や企画の立案、決定などの意思決定に参加するということを意味します。

(2)「町民」とは、町内に居住する者、町内にある事務所又は事業所に通勤する者、町内にある学校に在学する者とし、国籍等については問いません。条例の効力はその自治体内に限定されているので、条例における「町民」は南風原町に住所を有する人（住民）のことを原則指しますが、この条例を制定する趣旨が、町、町民、事業者、教育関係者、自治会等及び各種団体がそれぞれの役割を担い、協働して男女共同参画を推進することなので、条例全体を通して「町民」として広く捉えています。

(3)「事業者」とは、営利目的あるいは公益目的にかかわらず、町内に事務所又は事業所を有し、事業を行う個人、法人その他団体をいいます。「法人」の中には、いわゆる会社・企業だけでなく、その集合体である商工会なども含みます。事業を営む者の多くが労働者を雇用しており、町民としての立場以上に他者に与える影響が大きいことを踏まえて、特に町民と分けて規定しています。

(4)「教育関係者」とは、町内において学校教育、社会教育、その他のあらゆる教育に携わる者を言います。男女共同参画の教育はあらゆる分野で行われなければなりません。男女共同参画の推進に当たっては次世代への教育が行われる場に携わる者の責務は大きく、その理念に配慮した教育を行う事を求めています。

(5)「自治会等」とは、自治会その他町内の一定の区域に住所を有する者が地域活動を促進するために組織された団体をいいます。全ての人々が、互いに個性を活かし、地域で活動していくためには、地域の政策方針決定過程の場に積極的に参加できることを求めています。

(6)「各種団体」とは、PTA、青年会、老人会、子ども会、ボランティア団体やサークル団体などの自発的に社会活動を行っている団体をいいます。全ての人々が、互いに個性を活かし活動していけるよう政策方針決定過程の場に積極的に参加できることを求

めています。

(7)「積極的改善措置」とは、様々な分野で既に社会的・構造的な格差がある場合、必要な範囲において、現在不利益を受けている人たちに対して、作為的に法的な保護（活動に参画する機会を積極的に提供する等）を与えることにより、対等な関係になるようにすることをいいます。

(8)「性別による固定的役割分担意識」とは、男女を問わず個人の考えや能力によって決めることが重要であるにもかかわらず、「男は仕事、女は家庭」「男は主要業務、女は補助業務」というように、性別を理由として役割を固定的に考えることをいいます。

(9)「ダイバーシティ」とは、「多様性」という意味で、性別（多様な性を含みます。）や国籍、年齢などの多様性を認め、尊重するという考えかたをいいます。

(10)「ワーク・ライフ・バランス」とは、仕事と生活の調和のことで、誰もが仕事、家庭生活、地域活動、個人の自己啓発、その他活動について、自らの希望に沿った活動ができる状態をいいます。

(11)「ドメスティック・バイオレンス」とは、配偶者や恋人などによって振るわれる暴力のことです。「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に規定されている「暴力」には、「殴る」「蹴る」といった身体的暴力だけでなく、「大声でどなる」といった精神的暴力や「性的な行為を強要する」などの性的暴力も含まれます。また、ここでいう「配偶者等」には、婚姻の届出をしていない、いわゆる事実婚の場合や離婚後も引き続き暴力を受ける場合も含まれます。

(12)「セクシュアル・ハラスメント」とは、性的な嫌がらせを意味し、相手の意思に反して不快や不安な状態に追い込む性的な言葉や行為をいいます。いわゆる暴力、脅迫がなくても、地位や権力を利用した性的な行為は該当します。身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的うわさの流布、わいせつな写真の掲示など様々なものが含まれます。

(13)「マタニティ・ハラスメント」とは、妊娠・出産・育児休業などを理由とした解雇・減給・降格などの不利益な取扱いをいいます。「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（男女雇用機会均等法）においては、婚姻、妊娠、出産等を理由とする不利益な取扱いの禁止を定めています。

(14)「パワー・ハラスメント」とは、職務上の地位や人間関係などの職場内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為のことをいいます。法律や判例において明確に定義はされていませんが、2012年1月30日に厚生労働省により発表された「職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議ワーキング・グループ報告」で定義されています。

(15)「モラル・ハラスメント」とは、倫理や道徳に反した嫌がらせのことで、相手を見下したり、暴言を吐いたり、にらみつけたり、嫌みを言ったり、嫌がらせをしたり、馬鹿にしたりして相手を貶めたり、不機嫌にふるまったりする言動をとる行為をいいます。

(16)「その他家庭内の暴力」とは、第11号に規定されている暴力以外で、家庭内において、弱者になりやすい児童・高齢者及び障がい者に対する継続的な身体的・精神的・性的虐待及び基本的ニーズの剥奪などの家庭内におけるあらゆる形態の暴力のことをいいます。

(17)「その他ハラスメント」とは、性別、宗教、信条、国籍、性的指向、障がいその他様々な個人的な理由から、相手の人格や尊厳を傷つける言動をいいます。

<用語解説>

①「社会の対等な構成員」

男女双方とも本質的に社会の責任ある構成員であり、男女が権利、義務の対等な関係を持っているということを指しています。

②「自らの意思によって」

「活動等に参加する」のは「自らの意思によって」という主体的な選択によるものであり、強要されるものではないことを指しています。

③「社会のあらゆる分野」

職場、地域、学校、家庭などのあらゆる分野のことを指しています。

④「均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ」

性別等によって利益に違いが生じるのではなく、その個人の能力によって均等に参画する機会が確保されることにより、個人の能力に応じて均等に利益を享受できることを指しています。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

(1) ダイバーシティの実現を目指し、全ての人が、個人として尊重①され、差別的取扱いを受けることなく②、様々な場面で個人としての能力を発揮できる機会が確保され③、平等・対等な立場が保障されること。

(2) 全ての人、性別による固定的役割分担意識④に基づく社会の制度又は慣行⑤が、社会における活動の自由な選択に対し影響を及ぼすことがないよう配慮されること。

(3) 全ての人、個人として尊重され、社会の対等な構成員として、地域、防災その他のあらゆる分野において、町における政策又は事業者を含むあらゆる団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

(4) 全ての人、個人として尊重され、教育の果たす役割の重要性を考慮し、学校教育をはじめとするあらゆる分野の教育において、人権教育及び男女共同参画の教育が実現されるよう配慮されること。

- (5) 家族を構成する全ての人々が、互いの個性を尊重し、相互の協力と社会の支援の下⑥、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし⑦、かつ、職場、地域等における活動と両立（ワーク・ライフ・バランス）できるよう配慮されること。
- (6) 全ての人々が、互いの性を理解し合い、妊娠、出産その他の性と生殖に関する健康と権利が尊重されること。
- (7) ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメント及びマタニティ・ハラスメントなどによる人権侵害は、社会的な構造が背景にあることの認識の下に、根絶されるよう配慮されること。
- (8) 男女共同参画の推進は、国際社会における取組⑧と協調の下に行われること。

【解説】

本条は、基本理念として男女共同参画を多方面から推進する上での基本的な考え方として、8つの基本理念を定めています。

「男女共同参画は人権の問題」というのが本条例の基本理念の基本的な立場です。基本的人権とは、人間が人間として生きていく上で不可欠な権利であり、それは法により守られなければなりません。

(1) 基本的人権の尊重を目指して、一人ひとりが人間性を持つ自立した人格的存在として捉え、この人格的存在が傷つけられたり破壊されたりしないようにするということです。一人ひとりの人間性は、能力や性格などがみんな違うため、その違いを認め合える社会を目指すことを理念としています。

<用語解説>

①「個人として尊重」

個人としての人格が尊重されることなどを指しています。

②「差別的取扱いを受けることなく」

日本国憲法第14条にも「法の下での平等」が規定されており、男女差別をなくしていくことは重要な理念となっていることを指しています。また、「差別的取扱いをしないこと」という行為者目線ではなく、「差別的取扱いを受けることなく」という行為の受け手に着目しており、差別の意図の有無にかかわらず、差別的扱いをうけないことを指しています。

③「個人としての能力を発揮できる機会が確保され」

男女共同参画社会は、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保される社会です。あらゆる分野における活動に参画するにあたっては、社会的、文化的に形成された性別による固定的役割分担意識にとらわれることなく、個人としての能力を発揮する機会が確保されることを指しています。

(2) 性別によって固定的な役割を求める意識やそれに基づく慣行などが依然として社

会のあらゆる分野において残っていて、男女それぞれの活動が規制されることがあります。「男は仕事、女は家庭」といった男女の性別による役割に対する固定的な考え方や制度、慣行がまだ見受けられます。社会的及び文化的に形成された性別による差別は、目には見えず、人々の意識の中に隠れ、あるいは日常の慣行として現れるので、わかりにくい存在です。そのため、性別にかかわらず社会的及び文化的に形成された性差別による影響をできるだけ「中立」にすることを理念としています。

<用語解説>

④「性別による固定的役割分担意識」

男女といった性別にとらわれずに個人の能力等によって役割分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事、女は家庭」、「男は主要業務、女は補助業務」というように性別を理由として、役割を固定的に分けてしまうことをいいます。

⑤「社会の制度又は慣行」

性別によって、昇給や昇格、仕事の内容について差別されることや、出産や育児のための休暇を取得したことによって、職場復帰が困難になったなどの制度上の問題や、地域活動において女性を役員にしないなど、合理的な理由や根拠がないにもかかわらず特定の人を排除したり、制限したりすることなどの慣行のことをいいます。

※なお、子どもの祝い事（こいのぼり、ひな祭り）のような慣行まで求めるものではありません。

(3) 全ての人、あらゆる分野において政策や方針の立案、決定、実施等に対等な立場で参画し、それぞれの視点からの意見等を反映させる機会を確保することを理念としています。あらゆる分野とは、政治、経済、社会、文化等のあらゆる分野のことであり、公的分野・私的分野の両方を含むものです。

(4) 全ての人、男女共同参画社会の実現のために、男女共同参画の土壌を育てることが必要です。このためには、学校教育をはじめとするあらゆる分野の教育において、人権教育や男女共同参画の教育を行い、町民の意識や価値観を変えていく必要があります。そのためには、教育は大きな影響力を持っており教育分野の果たす役割は極めて重要です。教育に携わる者は誰もが男女共同参画の理念を理解し、あらゆる教育の場において、男女共同参画の視点を取り入れていくことを理念としています。

(5) 全ての人、互いに協力し、働き続けることができ、社会の支援を受けながら、「家庭生活における活動」と「社会生活における活動」を両立できることは、社会経済の活動を維持していく上で重要です。現在、家事・育児・家族の介護などの「家庭生活における活動」の多くを女性が担っている状況があり、男性の家庭参画が少ないことから、男性にとっても、家庭生活や地域生活に目を向けることは、高齢期を含めた生活を充実

したものとするための重要な課題となっています。全ての人が対等な家族の構成員として、互いに協力し、社会の支援を受け、家族としての役割を果たしながら、仕事や学習、地域活動等が両立できるように配慮する必要があります。

<用語解説>

⑥「社会の支援の下」

社会の支援としては、保育所の充実、学童保育の充実、労働時間の短縮、育児・介護休業を取得しやすくするための環境整備、ホームヘルパーの充実、介護保険制度など様々な情報提供サービスなどのことをいいます。

⑦「役割を円滑に果たし」

子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動とそれ以外の活動との両立については、家族間で話し合い、役割を分担し、互いに助け合って男女共同参画を進めていくことを意味しています。

(6)「性と生殖に関する健康と権利」とは、「リプロダクティブ・ヘルツ／ライフ」といい、男女の生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されることを理念としています。女性を取り巻く環境や女性の意識が大きく変化している現代社会において、女性が安心して産み育てられる環境を整えるためにも、生命の尊厳や性に関することについて、男性を含め広く社会全体の意識を高め、理解を深めていくことが大切です。妊娠や出産については、男女でそれぞれよく話し合っただけで決め、男女それぞれが生涯にわたり健康な生活を送れるようにすることを規定しています。

(7) ドメスティック・バイオレンスに見られるような、男女間での暴力は死に至る暴力にまで発展する危険なものです。暴力には、身体的な暴力だけでなく、精神的、経済的、性的な暴力も含まれます。暴力を振るわれないということは、人間にとって「人格」「身体」における極めて基本的な権利といえます。また、セクシャル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメントなど性的嫌がらせを含む暴力の背景には、相手の人権を軽視する意識があるといえます。このような暴力は、人権侵害であり、男女共同参画を阻むものです。その根絶を目指すことは男女共同参画の基本的な課題となっています。

(8) 日本における男女共同参画社会の形成の促進は、国際社会の取り組みと連動して進められてきました。本町においても国や県と歩調をあわせながら、情報収集や情報提供に努め、取り組みを進めることを理念としています。

<用語解説>

⑧「国際社会における取組」

女子差別撤廃条約、世界女性会議の成果（行動計画等）、国連総会での「女性に対する

暴力撤廃宣言」等の国連の活動、ILOの活動、SDGsなどが挙げられます。

(町及び町民等の協働)

第4条 町及び町民等は、それぞれの主体的な取組及び相互の連携協力により男女共同参画の推進を協働^①して行わなければならない。

【解説】

本条は、町、町民、事業者、教育関係者、自治会等及び各種団体が相互に連携協力し合い、協働で男女共同参画の推進を図ることを定めています。

<用語解説>

①「協働」

「協働」とは、まちづくりや地域が抱える課題・問題を解決する主体として町（行政）と町民等が相互に補完し、協力し合うことをいいます。

(町の責務^①)

第5条 町は、第3条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)に則り、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)^②を総合的に策定し、実施する責務を有する。

2 町は、男女共同参画の推進に関する施策の実施に当たっては、国、県及び町民等と相互に連携し、協力を図らなければならない。

3 町は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

4 町は、町民等の模範となるように自ら率先して男女共同参画の推進に取り組まなければならない。

【解説】

本条は、第3条の基本理念を実現するために町の責務を定めています。男女共同参画の推進に関する施策の総合的な策定と実施、財政上の措置、他機関との連携等、本町にかかわる男女共同参画の推進に先駆的な役割を担うことを義務として定めたものです。

<用語解説>

①「責務」

本条項以下、第10条までをそれぞれ町民、事業者、教育関係者、自治会等及び各種団体の「責務」という表題にしています。男女共同参画の推進は、町、町民、事業者、教育関係者、自治会等及び各種団体が協働して取り組まなければならないため、それぞれが当事者として主体的に責任を分担する必要があることから「責務」としています。

②「男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)」

「男女共同参画の推進に関する施策」とは、「男女共同参画」を促し、推進するために効果のある施策一般のことです。

(町民の責務)

第6条 町民は、基本理念に則り、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努めるとともに、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努め①なければならない。

【解説】

本条は、第3条の基本理念を実現するために町民の責務を定めています。町民の基本姿勢について規定したもので、男女共同参画社会の実現のためには、町民一人ひとりが男女共同参画を理解し、基本理念に則り日常のあらゆる場で積極的に実践していかなければなりません。男女共同参画の推進を実効性あるものとするためには、町民の自主的な取り組みを期待し、町が実施する施策に協力する役割を求めています。

<用語解説>

①「男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努め」

各人が差別的な扱いをしないように心がけること、家庭において家族を構成する男女が互いに協力し合うこと、家庭、地域、企業活動等の中で固定的な役割分担意識に基づく慣行を見直すなどのことをいいます。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、基本理念に則り、全ての人に対し雇用上の均等な機会及び待遇を確保①するとともに、職場における活動に対等に参画する機会を確保し、職場、家庭その他の活動を両立して行うことができるよう職場環境を整備し、ワーク・ライフ・バランスの実現に努めなければならない。

2 事業者は、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

【解説】

本条は、第3条の基本理念を実現するために事業者の責務を定めています。男女共同参画の実現のためには、雇用を伴う事業所が全ての人に均等な機会及び待遇を確保していかなければなりません。また、ワーク・ライフ・バランスを実現するためには、本人が努力するだけでなく、事業者も労働者が仕事と家庭の両立を図りやすくなるように、労働条件等の職場環境を整え、育児、介護に性別等にかかわらず共に携わることができるよう労働者への情報提供や町が実施する施策への協力について規定しています。

<用語解説>

①「雇用上の均等な機会及び待遇を確保」

労働者が均等な雇用の機会を得ることや、一人ひとりの能力や仕事に対する意欲によって、均等な待遇を受けられるようにすること、企業の制度や方針において差別をなくしていくということをいいます。

(教育関係者の責務)

第8条 教育関係者は、基本理念に則り、男女共同参画の推進に果たす教育の重要性を深く認識し、個々の教育本来の目的を実現するために教育を行うよう努めなければならない。

2 教育関係者は、能力、個性を生かせる教育①及び男女共同参画の教育の推進に努めなければならない。

3 教育関係者は、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

【解説】

本条は、第3条の基本理念を実現するために教育関係者の責務を定めています。男女共同参画の実現のためには、教育及び学習の果たす役割は極めて重要で、男女共同参画の教育はあらゆる分野で行わなければなりません。学校教育だけではなく社会教育などいろいろな場面が想定されます。特に、男女共同参画の推進に当たっては、次世代への教育が行われる場に携わる者の責務は大きく、男女共同参画の視点を取り入れていくことが必要でその協力について規定しています。

<用語解説>

①「能力、個性を生かせる教育」

一人ひとりの能力や個性を生かせるような教育を行い、男女共同参画社会の実現のために学校教育や社会教育の場で教育を行っていくということをいいます。

(自治会等の責務)

第9条 自治会等は、基本理念に則り、地域社会における自治の主たる担い手として重要な役割を果たす存在①であることを考慮し、地域活動においては、男女共同参画の推進のための取組を行うとともに、町が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

2 自治会等は、全ての人と共に活動していくために、役職の構成に当たっては、性別等を理由に異なった取扱いをしないよう努めなければならない。

【解説】

本条は、第3条の基本理念を実現するために自治会等の責務を定めています。男女共同参画の実現のためには、地域活動を促進する自治会等が男女共同参画を理解し積極的に取り組むことが必要です。また、町内には、いまだ性別による固定的役割分担意識とそれに基づく慣行が残っているものがあります。町民の意識改革とともに自治会等においても協力が不可欠であると考えます。

<用語解説>

①「地域社会における自治の主たる担い手として重要な役割を果たす存在」

自治会等の組織の役員などが男性優先に決定しているなど慣行に基づく事例があるため、担い手となる人材を積極的に取り込むということをいいます。

(各種団体の責務)

第10条 各種団体は、基本理念に則り、その活動において、方針の決定、計画の立案等において全ての人が、参画する機会①を確保するよう努めなければならない。

2 各種団体は、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

【解説】

本条は、第3条の基本理念を実現するために各種団体の責務を定めています。男女共同参画の実現のためには、自発的に社会活動を行っている各種団体（PTA、青年会、老人会、子ども会、ボランティア団体やサークル団体など）が男女共同参画を理解し積極的に取り組むことが必要です。各種団体が地域社会に果たす役割を期待するものです。

<用語解説>

①「参画する機会」

各種団体の方針決定、企画立案の過程から参画する機会を積極的に取り組むことをいいます。

(性別等による差別的取扱いなど人権侵害の禁止)

第11条 何人も、社会のあらゆる分野において、性別等による差別的取扱い、ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、パワー・ハラスメント、モラル・ハラスメント、その他家庭内の暴力及びその他ハラスメントなど他人の人権を侵害するいかなる行為^①もしてはならない。

【解説】

本条は、性別等による人権侵害行為等を家庭、職場、学校、地域社会などの社会のあらゆる場において、誰もが行ってはならない行為として定めています。なお、性別等による差別的取扱い、ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、パワー・ハラスメント、モラル・ハラスメント、その他ハラスメント、その他家庭内の暴力など、他人の人権を侵害するいかなる行為について、町民だけでなく、旅行者や一時的に町に来ている方など、あらゆる人が行ってはならない行為であるため、条文の主語を「何人も」としています。

<用語解説>

①「他人の人権を侵害するいかなる行為」

ここでいういかなる行為とは、

身体的暴力・・・殴る、蹴るといった直接的に身体に危害を加えるなどの行為

精神的暴力・・・脅す、罵る、無視するなど心ない言動により相手を傷つけるなどの行為

性的暴力・・・性的行為を強要する、中絶を強要する、避妊に協力しないなどの行為

経済的暴力・・・生活費を渡さない、借金を重ねるなど金銭的に追い詰める行為

言動的暴力・・・相手の人格等を傷つける言葉などの行為

(公衆に表示する情報に関する配慮)

第12条 何人も、公衆に表示し、又は発信する情報において、性別による固定的な役割分担、男女間における暴力、性的暴力等を正当化し、若しくは助長させるような表現又は人権を侵害するような過度の性的な表現を行わないよう配慮しなければならない。

【解説】

本条は、公衆に表示する情報に関して性別を理由とする人権侵害を正当化したり助長させたりすることがないように配慮することを定めています。ポスター、広告、パンフレット、インターネットなど公衆に表示する情報は、人々の意識に大きな影響を及ぼす可能性があります。表現の自由は、憲法に保障された権利であり、尊重されるべきですが、性別による固定的役割分担及び男女の人権侵害などを正当化したり助長させたりする表現や過度の性的表現は、抑制されなければなりません。過度の性的表現は、それ自体がセクシュアル・ハラスメントにもなります。町はもとより、民間のメディアや個人が

発信する情報も含め、人権を尊重した表現を行うよう留意することを定めています。

(男女共同参画計画)

第13条 町長は、男女共同参画社会の推進に関する施策①を総合的かつ計画的に実施するための男女共同参画計画を策定しなければならない。

2 町長は、男女共同参画計画②を策定するに当たっては、あらかじめ町民等の意見を反映することができるよう必要な措置③を講じなければならない。

3 町長は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、あらかじめ第23条に規定する南風原町男女共同参画推進会議(以下「推進会議」という。)の意見を聴かなければならない。

4 町長は、男女共同参画計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前3項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

6 町長は、男女共同参画計画の実効性を高めるため、推進状況を把握し、及び分析して方策を講ずるものとする。

【解説】

本条は、男女共同参画計画の基本計画策定について定めています。基本法第14条第3項では、「市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下、「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。」と定められており、本町でも平成24年3月に「第二次南風原町男女共同参画計画～まじゅんプラン～」を策定しています。男女共同参画の推進に関する施策は、教育、人権及び保健福祉など広範多岐の分野にわたり、それらが相互に関連し合っています。そのため、男女共同参画に関するさまざまな施策を総合的に推進するためには、その基本となる計画が必要です。本計画は、町のさまざまな施策を体系的に整理し、その総合的な推進を図ることを目的として策定する行政計画ですが、そこに掲げる目標は、町だけでなく、町民等がそれぞれ主体的に男女共同参画を推進することによって達成が可能になります。

そのため、計画の策定に当たっては、南風原町男女共同参画推進会議(第23条参照)の意見を聴くとともに、町民等の意見を反映させることが求められています。

<用語解説>

①「男女共同参画社会の推進に関する施策」

本条例においては、第5条に規定する積極的改善措置を含む町の施策を指しています。

②「男女共同参画計画」

本町では、平成14年3月に「南風原町男女共同参画計画(まじゅんプラン)」を、平

成24年3月に「第二次南風原町男女共同参画計画（まじゅんプラン）」を策定しており、これに基づき様々な施策を実施しています。

③「必要な措置」

パブリック・コメント等のことを指しています。

(施策の策定及び実施に当たっての配慮)

第14条 町は、あらゆる施策の策定及び実施に当たっては、男女共同参画社会の推進に配慮しなければならない。

【解説】

本条は、あらゆる施策の策定及び実施する際には、男女共同参画社会の推進に配慮すべきであると定めています。

基本法第15条「国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。」の規定を受けて、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策（高齢者福祉、子育て支援、教育、防災など）について、それらを策定し実施するに当たっては、男女共同参画の視点を取り入れることが求められています。これにより広範な男女共同参画の推進が可能となります。

(防災及び復興分野における措置)

第15条 町は、防災及び復興分野において、男女共同参画の視点を踏まえ情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

【解説】

本条は、防災及び復興分野において、男女共同参画の視点に配慮して取り組むよう努めなければならないと定めています。

防災及び復興分野における男女共同参画の推進については、国の男女共同参画基本計画において、「防災（復興）の取組を進めるに当たっては、男女のニーズの違いを把握して進める必要がある。」と明記されました。また、東日本大震災復興構想会議の「復興への提言」（平成23年6月25日）においても、「とりわけ、男女共同参画の視点は忘れてはならない」と提言されています。災害発生という非常事態における緊急対応には、日常における性別による固定的な役割分担意識が顕在化しがちです。その背景には、防災対策に女性の立場からの視点が入っていないこと、女性や世話がが必要な子ども、高齢者等への配慮が足りないこと、さらには、平時における防災の検討や避難所運営など災害の現場における意思決定に女性が参画していないことが挙げられます。そのため、町は、男女共同参画の視点から課題等を抽出し、今後の防災及び復興分野における男女共同参画の取組に努めることを定めています。

(家庭生活との両立支援)

第16条 町は、全ての人とともに家事、子育て、介護その他家庭生活における活動と職場、学校及び地域等における活動とを両立して行うことができるよう、情報の提供その他の必要な支援に努めなければならない。

【解説】

本条は、全ての人々が家庭生活と仕事や地域などでの社会生活を両立していくために町が情報提供など、必要な支援を行うことに努めなければならないと定めています。国の男女共同参画基本計画において、「仕事と生活の調和は、人々の健康を維持し、趣味や学習、ボランティア活動や地域社会への参画等を通じた自己実現を可能にするとともに、育児・介護も含め、家族が安心して暮らし、責任を果たしていく上で重要なものである。」としています。家庭生活と様々な社会的活動との両立は、家族が協力し合うことが大切であることから、町は子育て及び介護が必要な人はもとより、その必要が生じる以前から多様なサービスの整備などの環境を整えるとともに情報提供など両立支援に努めることを定めています。

(積極的改善措置)

第17条 町は、事業者が積極的改善措置を講ずるために必要な情報の提供、相談、助言その他の支援を行うものとする。

2 町は、附属機関等①の委員を委嘱し、又は任命するときは、積極的改善措置を講ずることにより男女の均衡に努めるものとする。

【解説】

本条は、あらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合、男女の均衡を図るため積極的改善措置を講ずるよう努めることを定めています。

町は、事業者が積極的改善措置を講ずるために必要な情報提供や相談、助言を求められたときには、支援を行うことを定めています。

基本法第5条で「男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。」と定められていることから、本町においても、男女それぞれの個性や意見が幅広く反映されるよう、さまざまな意思・方針決定の場に女性の登用を積極的に推進することを定めたものです。

<用語解説>

①「附属機関等」

名称の如何を問わず「法律又は条例に基づく附属機関」「規則、規程、要綱等に基づき設置される審議会等」を指しています。

(情報の提供及び理解を深めるための措置)

第 18 条 町は、男女共同参画の推進について、町民等の理解を深めるため、あらゆる分野において適切な情報の提供、広報及び啓発活動を講じなければならない。

【解説】

本条は、男女共同参画の推進について、町民等に理解を深めるための措置を定めています。男女共同参画の推進については、町、町民、事業者、教育関係者、自治会等及び各種団体のあらゆる分野において理解を深めることが必要不可欠であることから情報提供、広報、講座開催等の啓発活動を行っていく必要があります。

(実施状況の公表)

第 19 条 町長は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、公表しなければならない。

【解説】

本条は、男女共同参画計画に基づく施策の実施状況について公表することを定めています。公表の方法は、広報、ホームページ等で行います。町が取り組む男女共同参画社会の推進に関する施策の実施状況の公表は、男女共同参画に対する町民等の意識や関心を高めるとともに、町民等の声を施策に反映させていく上で必要であり、男女共同参画計画の実行性をより高めていくものと考えます。

(調査研究)

第 20 条 町は、男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施するために必要な調査研究を行わなければならない。

【解説】

本条は、男女共同参画計画に基づく必要な調査研究を定めています。男女共同参画を効果的に推進していくためには、国内外の動向や町の様々な分野における施策の状況、町民等の意識を把握し反映させていく必要があります。このため、本条では町が調査研究を行うことを定めています。

(男女共同参画推進月間)

第 21 条 男女共同参画の推進を図るため、男女共同参画推進月間を設ける。

2 前項の男女共同参画推進月間は、毎年 6 月とする。

【解説】

本条は、南風原町における男女共同参画推進月間を毎年 6 月と定めています。本町の男女共同参画の基本理念や計画の目的、内容、現状等について町民等の理解を深め、男女共同参画の促進を図るため、この月間において、広報活動や各種事業等を実施します。

(活動への支援)

第 22 条 町は、町民等が男女共同参画の推進に関して行う活動を支援するための必要な措置を講じなければならない。

【解説】

本条は、町民等が男女共同参画の推進に関して行う活動を支援するために必要な措置を定めています。町は、町民等の主体的かつ継続的な活動に対し助言、資料又は情報の提供、講師の派遣等の必要な支援を行うことを定めています。

(推進会議)

第 23 条 町長は、男女共同参画の推進に関する施策その他必要な事項を審議させるため推進会議を置く。

2 前項の推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める①。

【解説】

本条は、推進会議を設置するために必要な事項を定めています。この推進会議は、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき設置する附属機関で、男女共同参画社会の実現に関する問題及びその施策のあり方に関することや男女共同参画社会の実現に関する推進計画の進捗に関することについて審議します。

<用語解説>

①「別に定める。」

本町では、「南風原町男女共同参画推進会議設置条例」で、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項を定めています。

(委任)

第 24 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定

める。

【解説】

本条は、条例の施行に関する事項について委任を規定したものです。

条例の施行に関して必要な事項について町長が定め規則等へ委任することを規定しています。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 年 月 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に策定されている「第二次南風原町男女共同参画計画～まじゅんプラン～」(平成24年3月策定)は、第13条の規定により策定し、及び公表された男女共同参画計画とみなす。

南風原町男女共同参画計画の
策定に係る町民意識調査
(調査結果より抜粋)

令和3年 10月

南風原町

目 次

I	調査概要	1
	(1) アンケート調査実施の目的	1
	(2) 実施主体	1
	(3) 調査対象者と配布件数	1
	(4) 調査の方法	1
	(5) 調査期間	1
	(6) 回収状況	1
II	町民意識調査結果	2
1.	家庭生活について	2
	(1) 男女の役割分担に関する考え方	2
	(2) 家庭内の役割分担の考え	4
	(3) 結婚や家庭生活に関する考え	7
	(4) 男性が家事、育児、介護、地域活動に積極的に参加するために必要なこと（複数回答）	8
2.	仕事・職場について	10
	(1) 仕事の有無	10
	(2) 仕事を辞めた理由（複数回答）	11
	(3) 職場における男女の差	12
	(4) 女性が仕事を持つことについての考え方	13
	(5) 仕事と家庭の両立をするために必要なこと（複数回答）	14
3.	子どものしつけについて	16
	(1) 女の子に対して期待すること（複数回答）	16
	(2) 男の子に対して期待すること（複数回答）	17
	(3) 男女共同参画のために学校で行うとよいと思うもの（複数回答）	18
4.	男女共同参画に関する意識について	19
	(1) 男女の地位の平等感	19
	(2) 女性を取り巻く環境で変わってきていると思うもの（複数回答）	21
5.	配偶者からの暴力について	23
	(1) 身近で配偶者や交際相手からの暴力を見聞きしたことの経験（複数回答）	23
	(2) 身近で配偶者や交際相手からの暴力を見聞きした時の対応（複数回答）	24
	(3) 配偶者や交際相手からの暴力を受けた経験	25
	(4) 配偶者や交際相手からの暴力を受けた時の相談先（複数回答）	26
	(5) 配偶者や交際相手からの暴力を受けたことを相談しなかった理由（複数回答）	26
	(6) 女性に対する暴力をなくすために必要なこと（複数回答）	27
6.	性の多様性について	28

(1) 体の性、心の性または性的指向に悩んだ経験	28
(2) 性的少数者であることを打ち明けられた経験	28
(3) 性の多様性についての考え方（複数回答）	29
(4) 性的少数者の偏見や差別などをなくすために必要なこと（複数回答）	30
7. 男女共同参画行政について.....	31
(1) 男女共同参画に関する用語の周知度	31
(2) 男女共同参画社会の実現のために行政が推進すべきこと（重要度）	32
III 小・中・高校生調査結果	35
1. 男女平等と性別役割分担意識について	35
(1) 男女の性差についての意識.....	35
(2) 性別役割意識に対する大人の言動のきっかけ	41
(3) 性別役割意識に対する大人の言動による影響	47
(4) 男女の地位の平等感.....	48
(5) 家庭での役割分担.....	50
(6) 女性が仕事を持つことについて	53
(7) 性別役割分担について.....	55
(8) 将来やりたい仕事.....	56
2. 性の多様性について.....	57
(1) 体の性、心の性または性的指向に悩んだ経験	57
(2) 性の多様性についての考え方	58
IV まとめ	61
1. 町民意識調査.....	61
(1) 家庭生活について.....	61
(2) 仕事・職場について.....	61
(3) 子どものしつけについて.....	62
(4) 男女共同参画に関する意識について	63
(5) 配偶者からの暴力について.....	63
(6) 性の多様性について.....	64
(7) 男女共同参画行政について.....	65
2. 小・中・高校生調査.....	66
(1) 男女平等と性別役割分担意識について	66
(2) 性の多様性について.....	68

I 調査概要

(1) アンケート調査実施の目的

「第三次南風原町男女共同参画計画」を策定するにあたり、町民意識や、男女共同参画社会の実現に向けた今後のあり方に対する意見等の把握を目的としている。

(2) 実施主体

南風原町 企画財政課

(3) 調査対象者と配布件数

- ・町民意識調査：町内在住の19歳以上 2,500人
- ・子どもへの調査：町内の小学5年生 531人
町内の中学2年生 466人
町内の高校2年生 660人
小計 1,657人

(4) 調査の方法

- ・町民意識調査：郵送による配布・回収(回収率30%目標)。自記入式による調査。
- ・子どもへの調査：各学校を通して、個人配布しているタブレットを活用した自記入式による調査。

(5) 調査期間

- ・町民意識調査：7月中旬～8月中旬まで実施(回収期日8月12日)。
- ・子どもへの調査：7月実施。

(6) 回収状況

	配布件数	回収数(有効回答数)	回収率
町民意識調査	2,500件	676件	27.0%
小学5年生	531件	451件	84.9%
中学2年生	466件	465件	99.8%
高校2年生	660件	301件	45.6%
(こども調査計)	1,657件	1,217件	73.4%
合計	4,157件	1,893件	45.5%

Ⅱ 町民意識調査結果

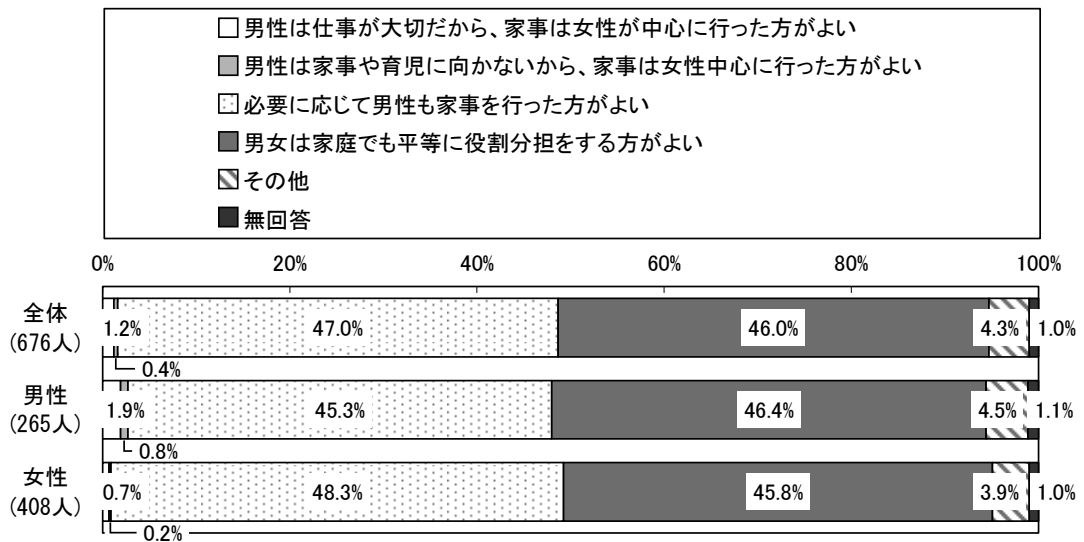
1. 家庭生活について

(1) 男女の役割分担に関する考え方

問7 家庭での男女の役割分担に関する考え方で、あなたの考えに最も近いのは次のうちどれですか。

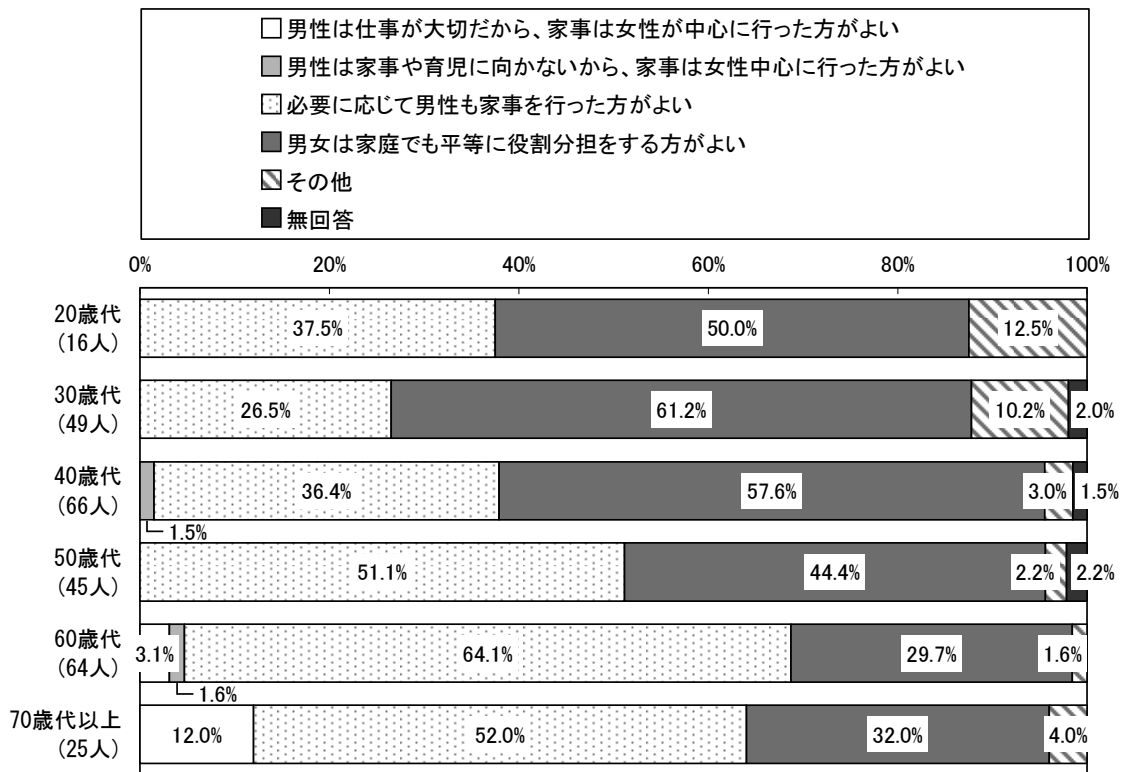
- ・家庭での男女の役割分担については、「必要に応じて男性も家事を行った方がよい」が47.0%、「男女は家庭でも平等に役割分担をする方がよい」が46.0%となっており、これら2つの考え方がほぼ半々な状況にあります。
- ・性別に見ても、男女ともこれら2つの回答がおおよそ半々となっています。

男女の役割分担に関する考え方（全体・性別）

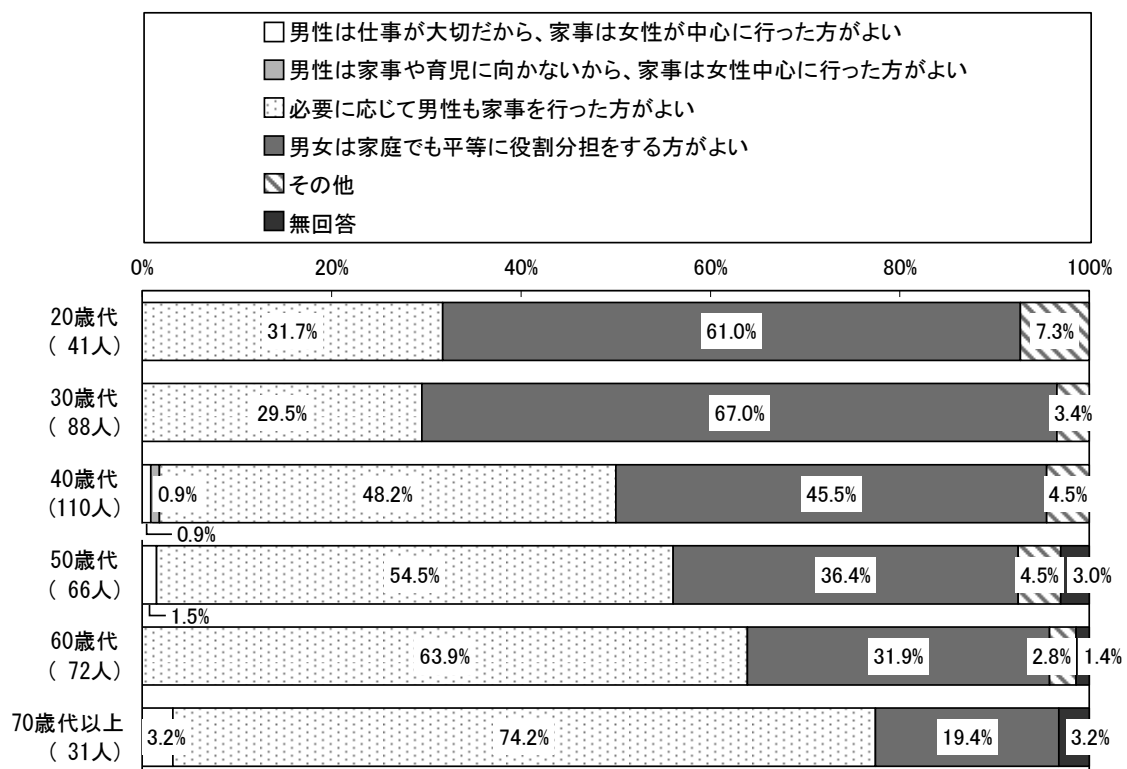


・年代別にみると、男女とも、年代が上がると「男女は家庭でも平等に・・・」の割合は減少し、「必要に応じて男性も家事を行った方がよい」の割合が高くなっていく傾向にあります。

男女の役割分担に関する考え方（男性年代別）



男女の役割分担に関する考え方（女性年代別）

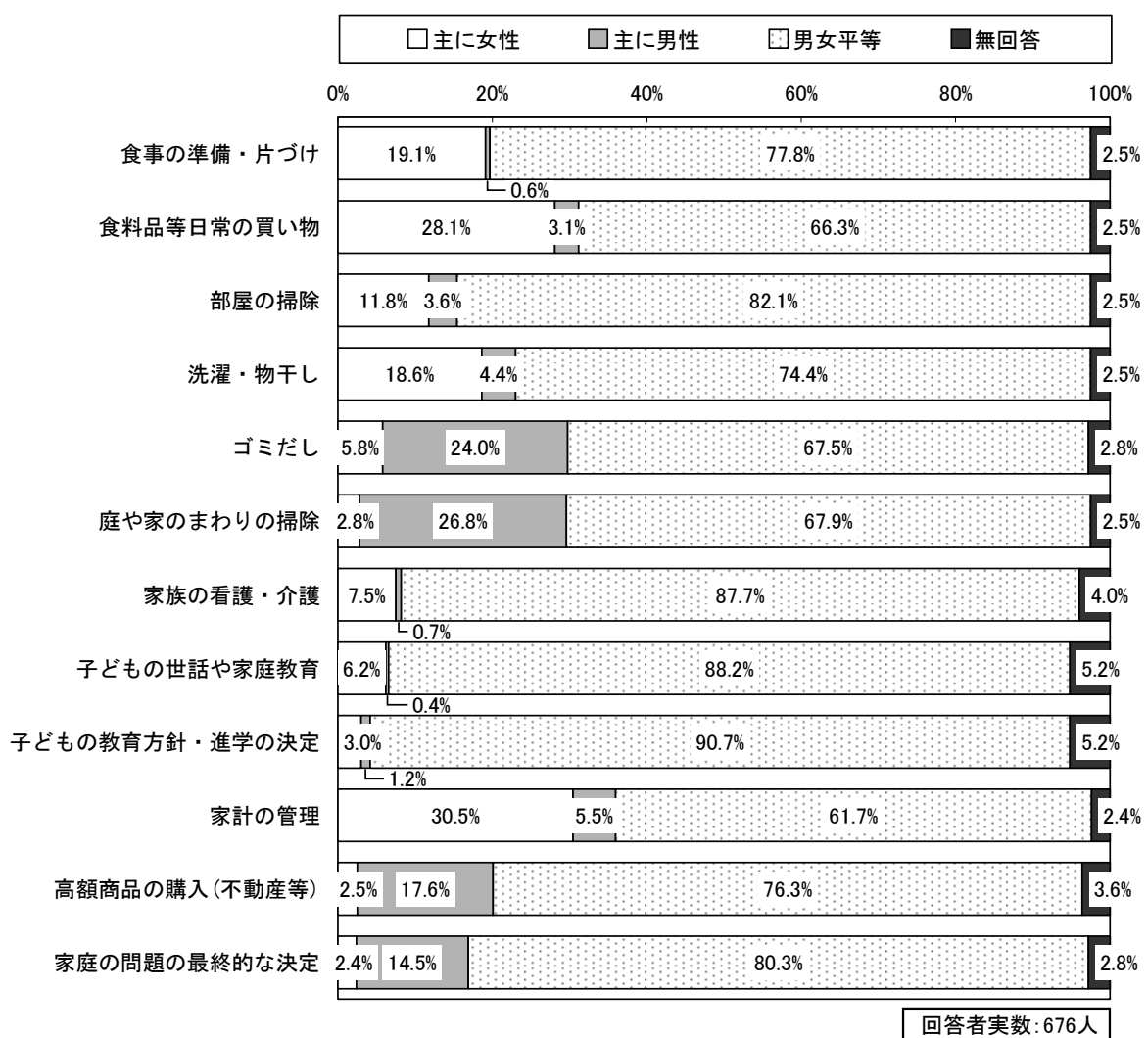


(2) 家庭内の役割分担の考え

問9 あなたは家庭での次の事柄について、男女でどのように分担すべきだと思いますか。

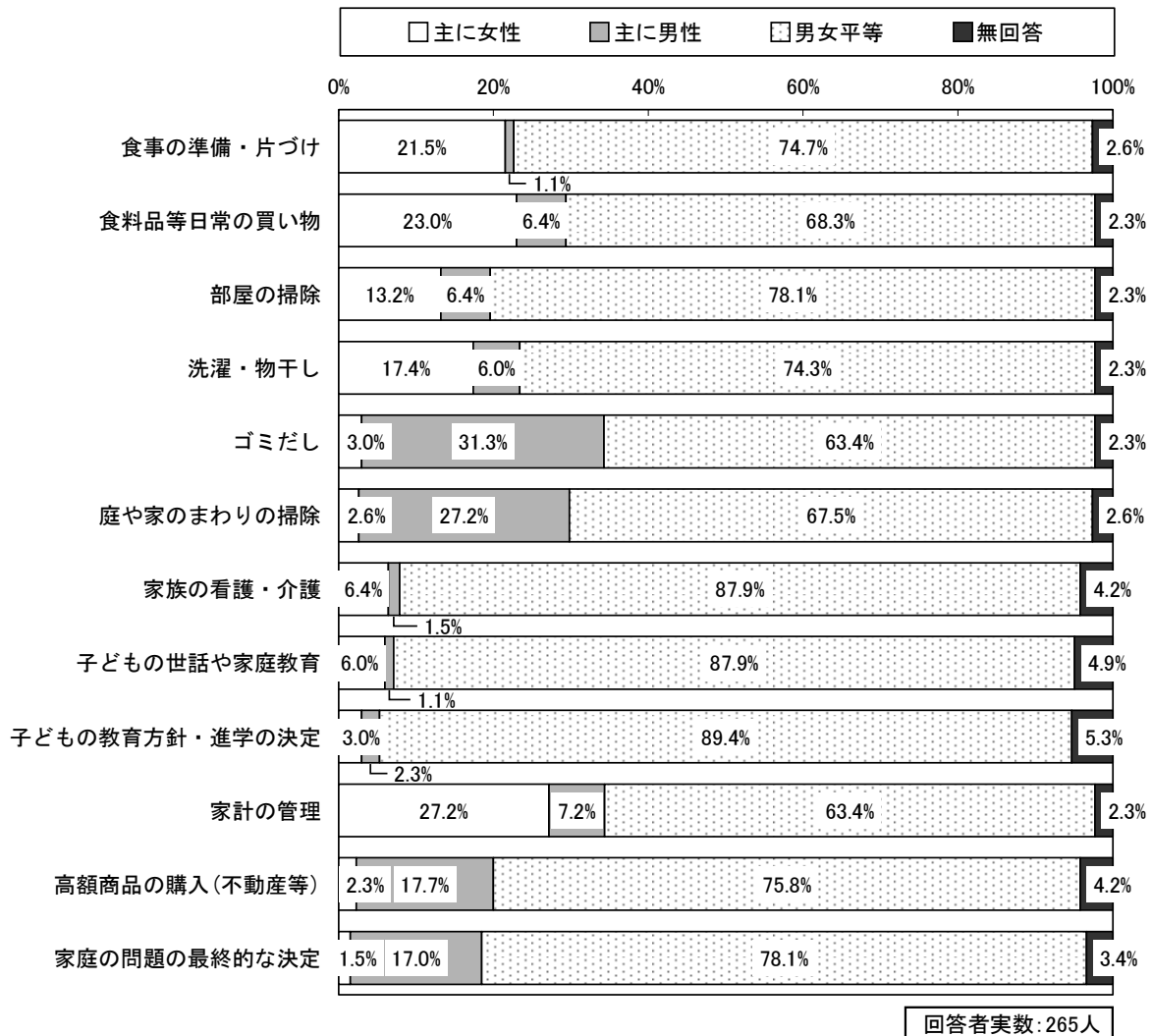
- ・家庭内の役割分担の考えを見ると、全ての項目で60%以上が「男女平等」と回答しています。中でも、「子どもの教育方針・進学の設定」(90.7%)、「子どもの世話や家庭教育」(88.2%)、「家族の看護・介護」(87.7%)などといった、“家族・家庭の問題”に関する事で男女平等が非常に高く求められています。
- ・家事について「男女平等」という考え方は「食事の準備・片付け」と「部屋の掃除」は80%程度で特に高いです。

家庭内の役割分担の考え（全体）

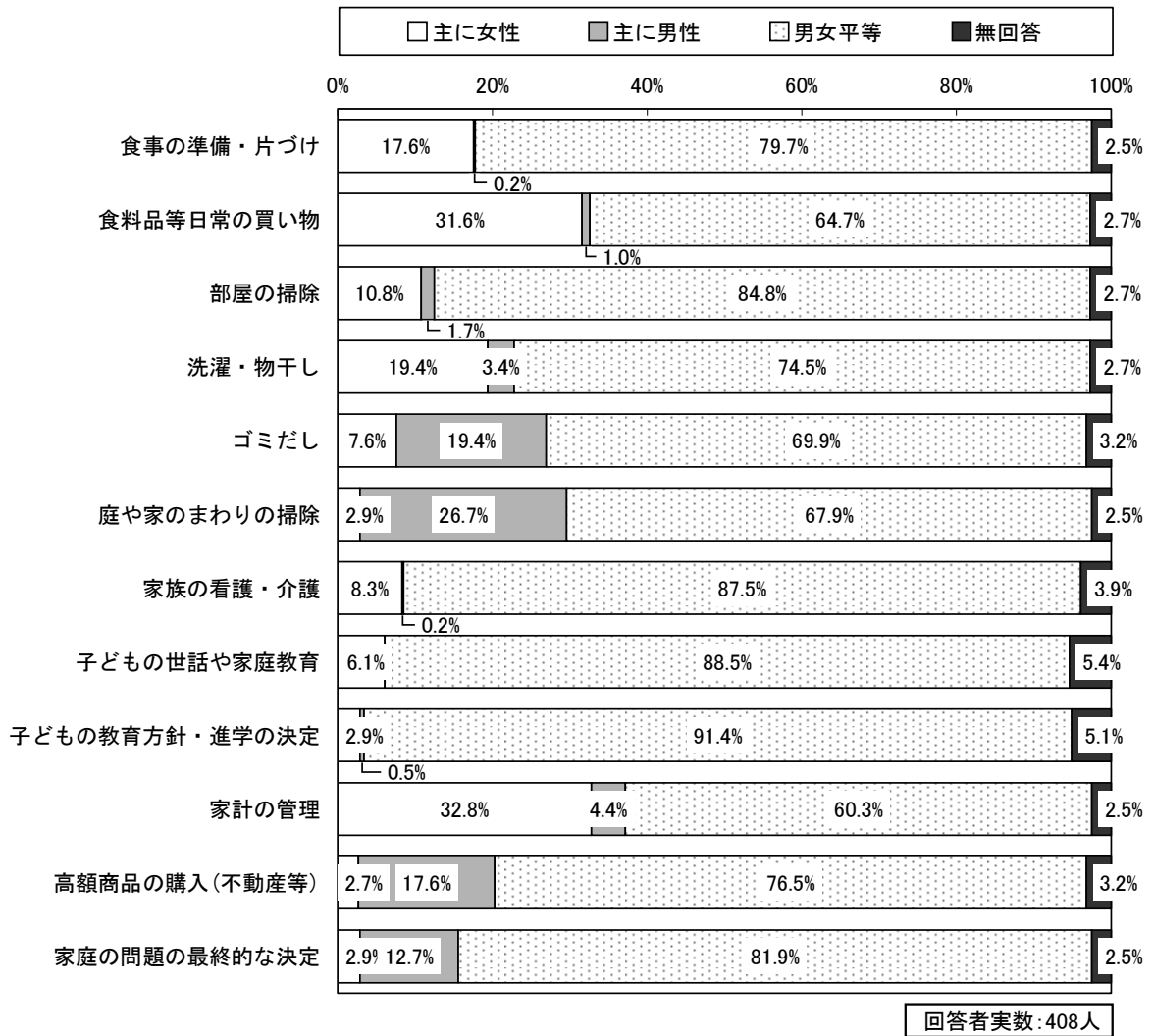


- ・性別に見ると、男性に比べて女性の方が、全体的に「男女平等」を求める回答がやや高いですが、「食料品等日常の買い物」、「家計の管理」では「主に女性」という回答が男性より女性の方でやや高くなっています。（「主に女性」＝「食料品等日常の買い物」男性：23.0%、女性：31.6% 「家計の管理」男性：27.2% 女性：32.8%）

家庭内の役割分担の考え（男性）



家庭内の役割分担の考え（女性）

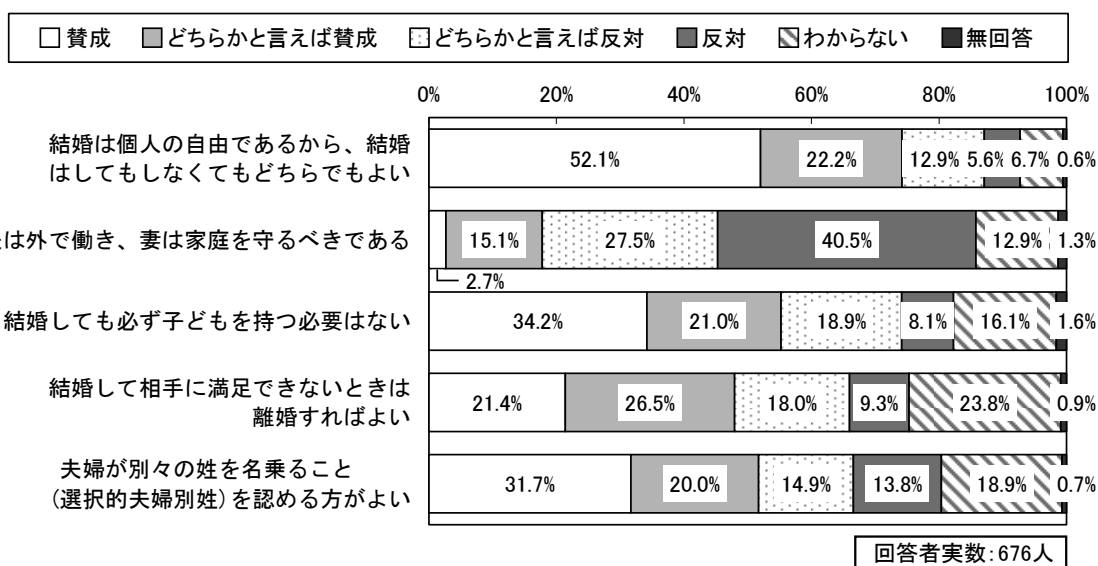


(3) 結婚や家庭生活に関する考え

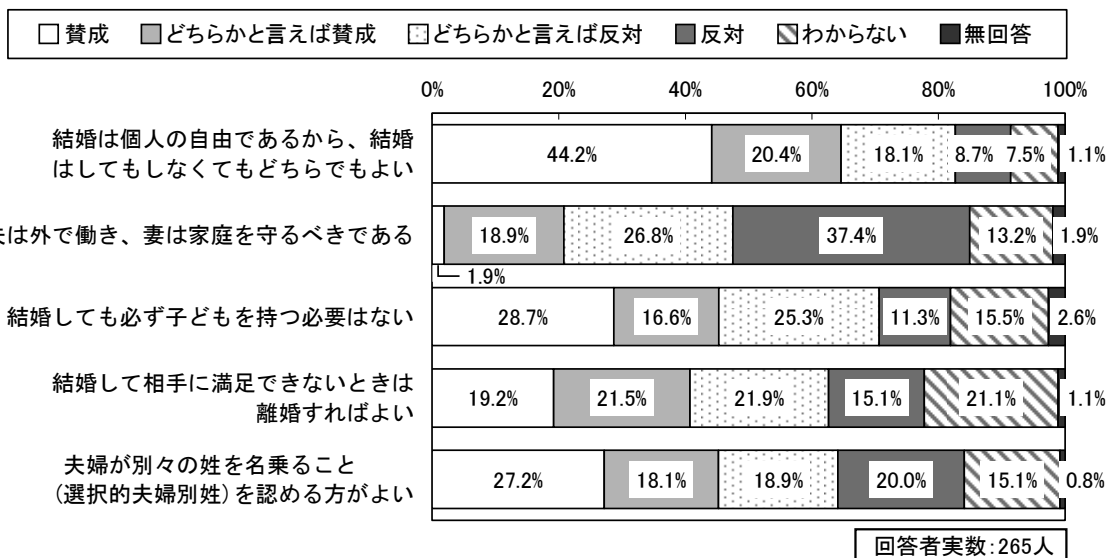
問10 結婚や家庭生活に関するア～オの事項について、あなたの考えに近いものを選んでください。

- ・「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」は、「反対」が 40.5%、「どちらかと言えば反対」が 27.5%でこれらを合わせると 68%が“反対”としています。
- ・上記以外の結婚や家庭生活に関する考え方では、「賛成」や「どちらかと言えば賛成」を合わせた“賛成”が半数以上を占めており、と組んい「結婚はしてもしなくてもどちらでもよい」では、74.3%が“賛成”となっています。
- ・また、「夫婦別姓」については、“賛成”が 51.7%と約半数となっています。

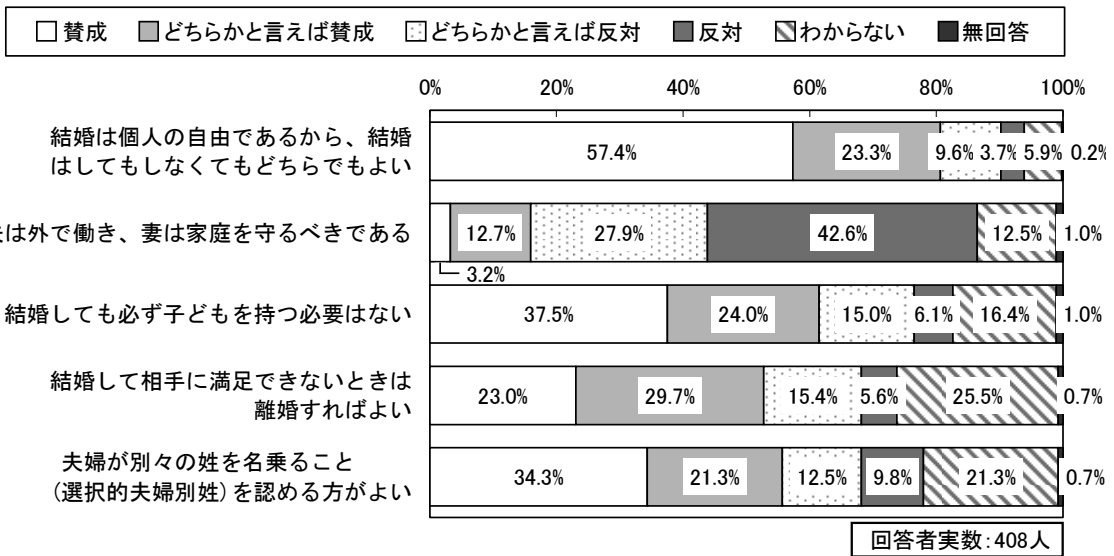
結婚や家庭生活に関する考え（全体）



結婚や家庭生活に関する考え（男性）



結婚や家庭生活に関する考え（女性）

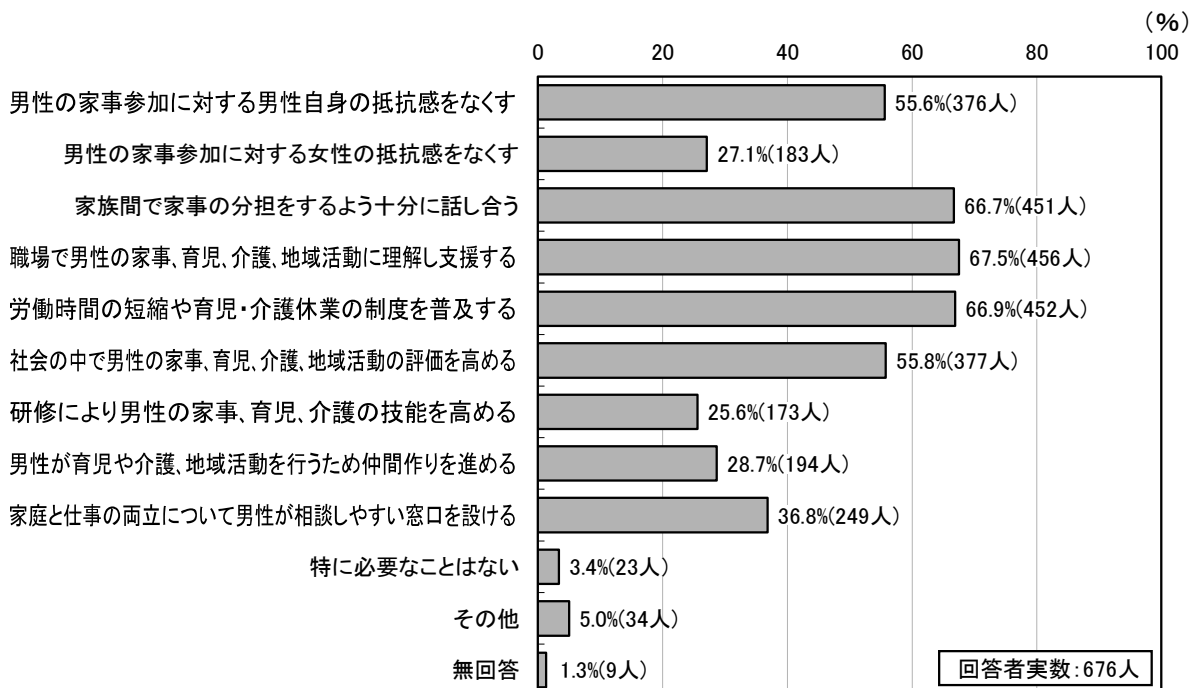


(4) 男性が家事、育児、介護、地域活動に積極的に参加するために必要なこと（複数回答）

問11 あなたは今後、男性が家事、育児、介護、地域活動に積極的に参加していくためには、どのようなことが必要だと思いますか。

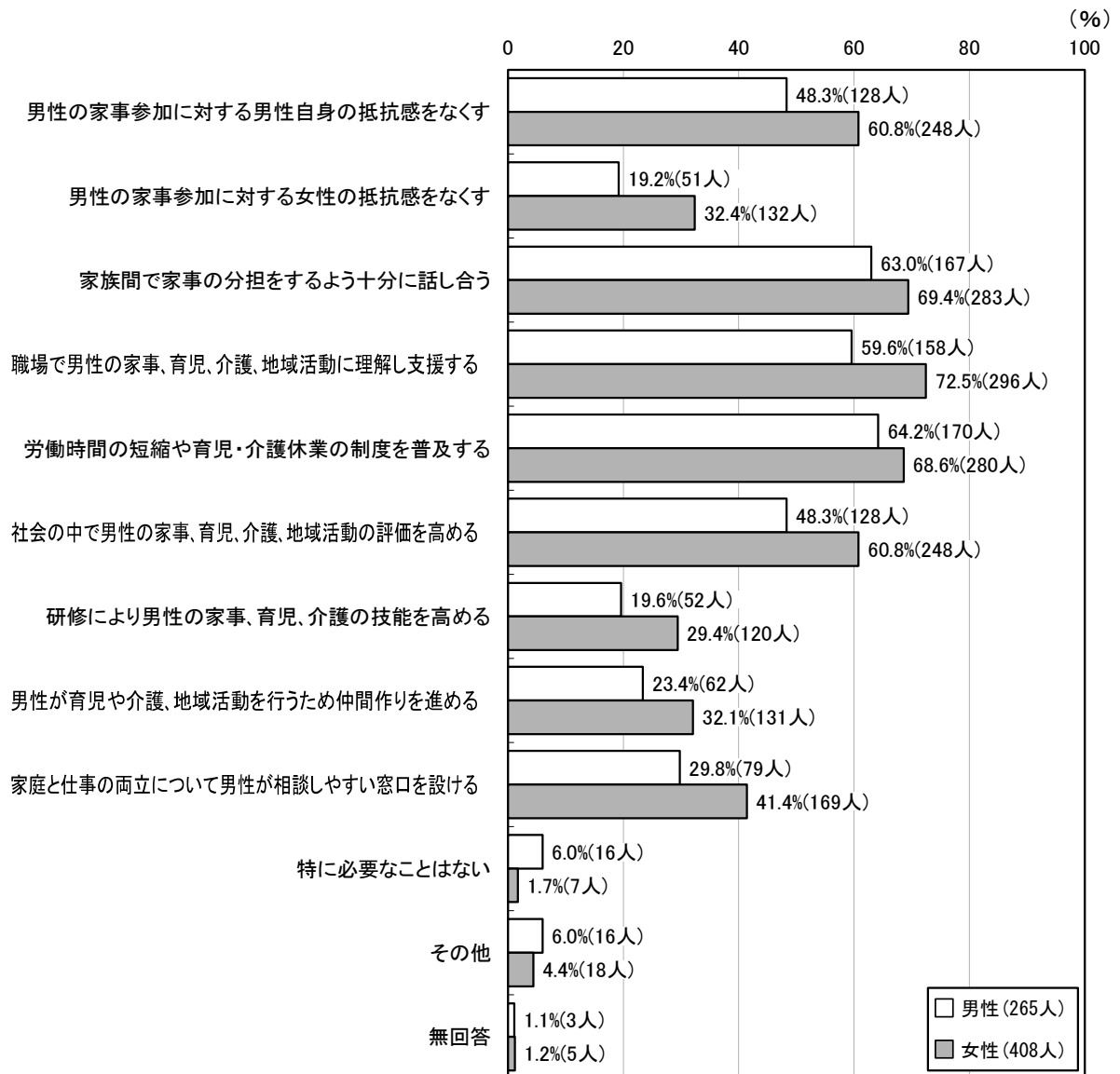
・男性が家事や地域活動に積極的に参加するために必要なことを見ると、「労働時間の短縮や育児・介護休業の制度を普及する」(66.9%)、「職場で男性の家事、育児、介護、地域活動に理解し支援する」(67.5%)、「家族間で家事の分担をするよう十分に話し合う」(66.7%)が特に高くなっています。

男性が家事、育児、介護、地域活動に積極的に参加するために必要なこと



- ・性別に見ても、これら3つが男女とも特に高くなっていますが、男性よりも女性の方で、各割合が高い傾向にあります。特に女性では、職場での男性の家事・育児等への理解と支援を求める声が70%を超えています。

男性が家事、育児、介護、地域活動に積極的に参加するために必要なこと（性別）



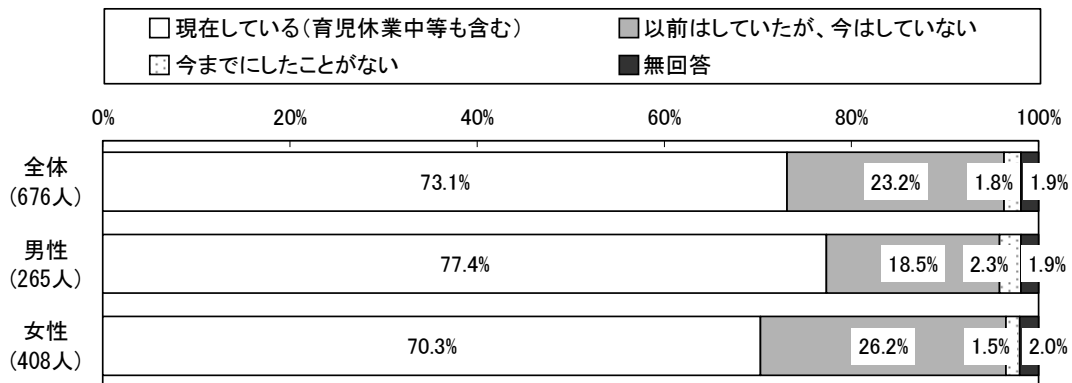
2. 仕事・職場について

(1) 仕事の有無

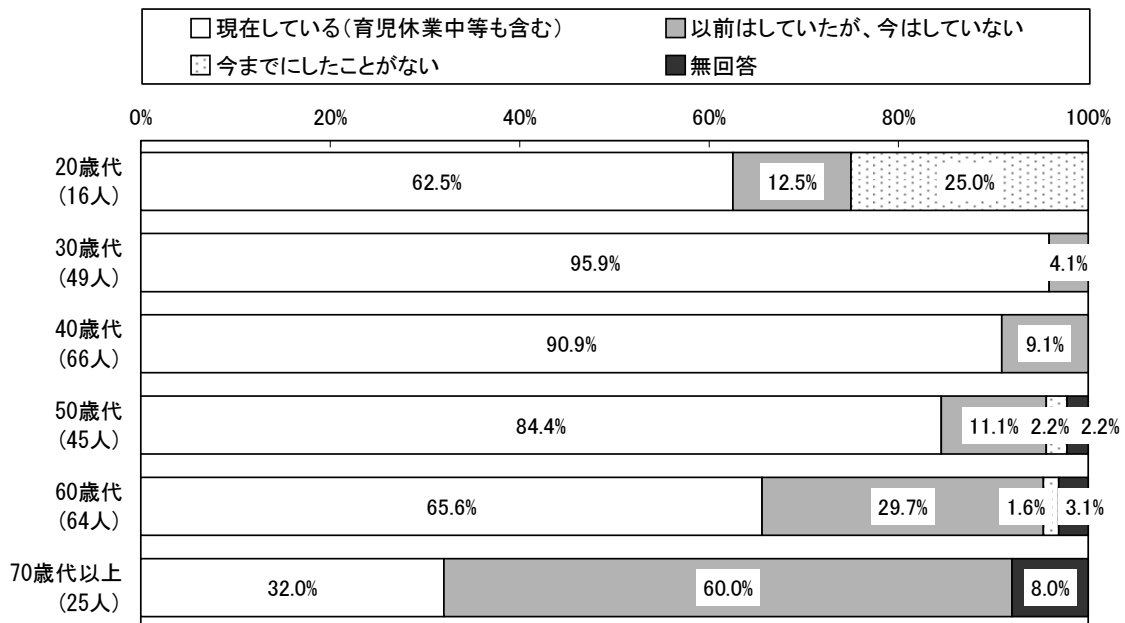
問12 あなたは収入のある仕事をしていますか。

- ・仕事の有無を見ると、「現在働いている(育休中等も含む)」は男性が77.4%、女性は70.3%であり、男女とも7割を超えています。女性では、30代で90%、40代で82%、50代で74%が働いており、女性の大半が就労しています。

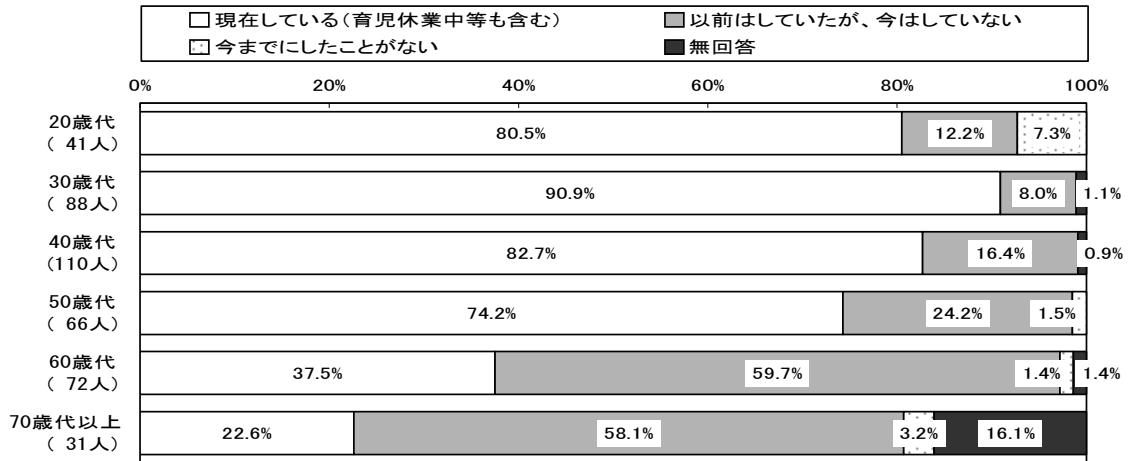
仕事の有無（全体・性別）



仕事の有無（男性年代別）



仕事の有無（女性年代別）

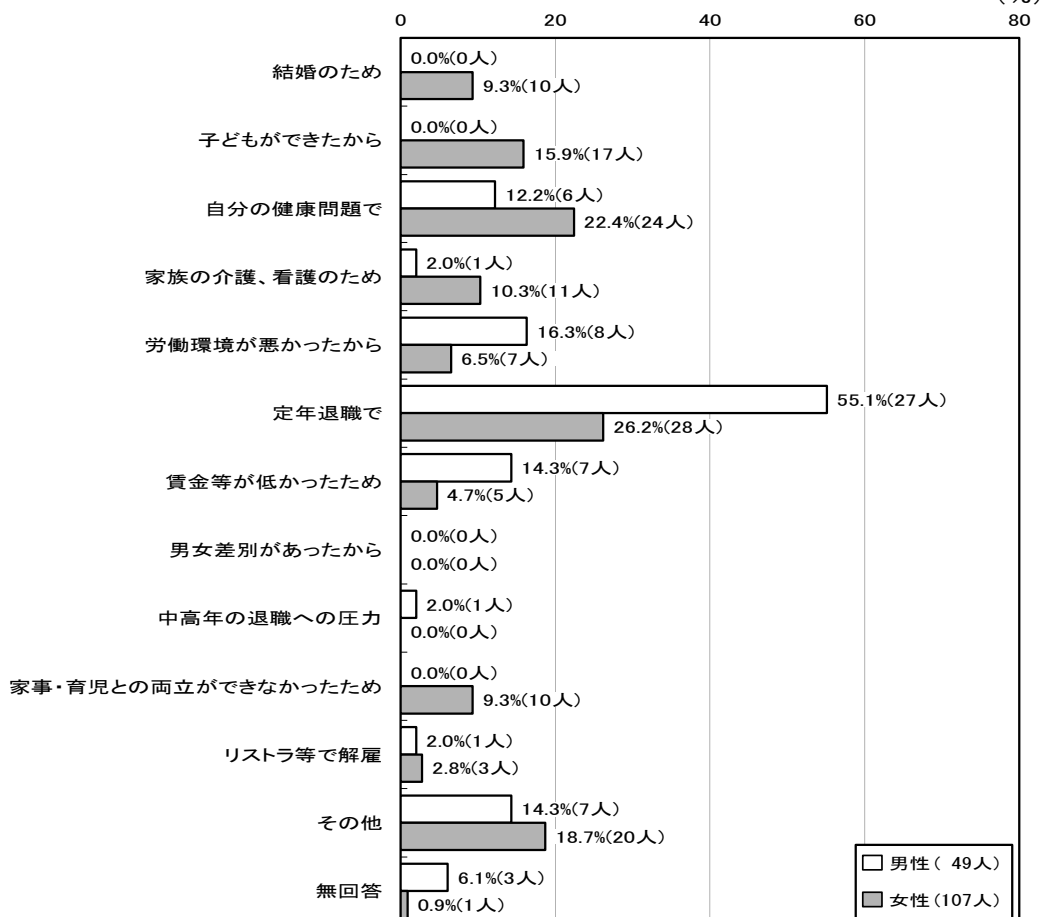


(2) 仕事を辞めた理由（複数回答）

問14 【仕事をしていない方】あなたが仕事を辞めた主な理由は何ですか。

- ・現在は働いていない人に対し、仕事を辞めた理由を尋ねたところ、男性は「定年退職で」が55.1%で圧倒的に高くなっています。
- ・女性では、「定年退職で」の26.2%と「自分の健康問題で」の22.4%が高くなっているものの、男性にはほとんど見られない「子どもができたから」(15.9%)、「結婚のため」(9.3%)、「家事と育児との両立ができなかったため」(9.3%)という回答があります。

仕事を辞めた理由（性別）

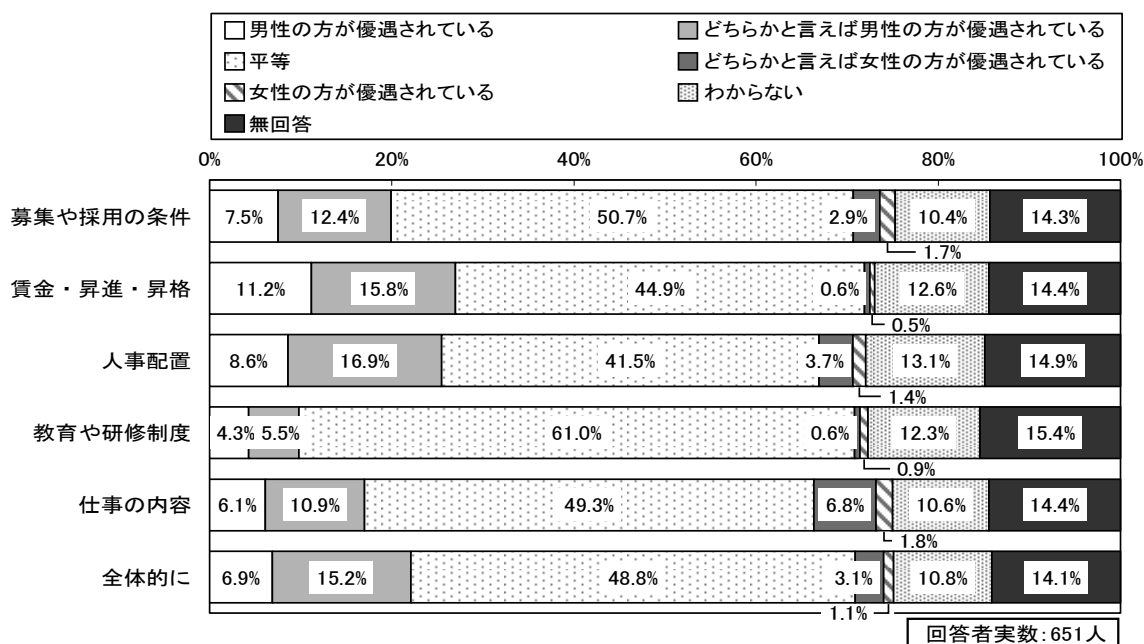


(3) 職場における男女の差

問15 【仕事をしたことのある方】あなたの職場では、次にあげる面で性別によって差があると思いますか。

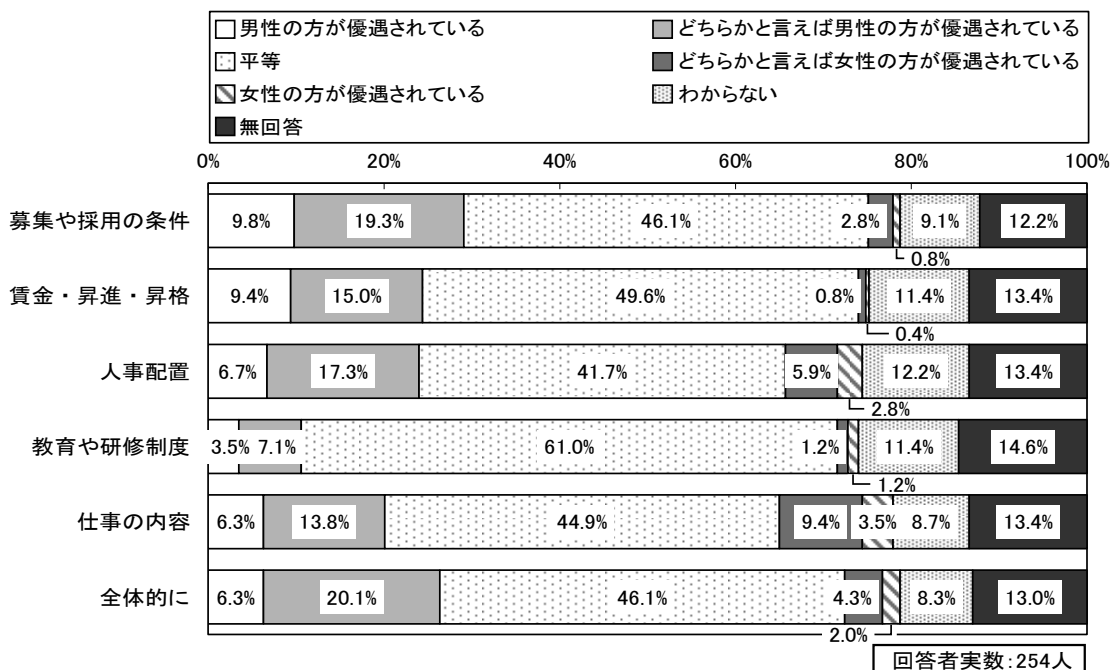
- ・職場における男女の差についてみると、全体的に「平等」という回答が大半を占めていますが、「賃金・昇進・昇給」や「人事配置」では「男性の方が優遇されている」「どちらかと言えば男性の方が優遇されている」「どちらかと言えば女性の方が優遇されている」という回答が他より高くなっています。

職場における男女の差（全体）

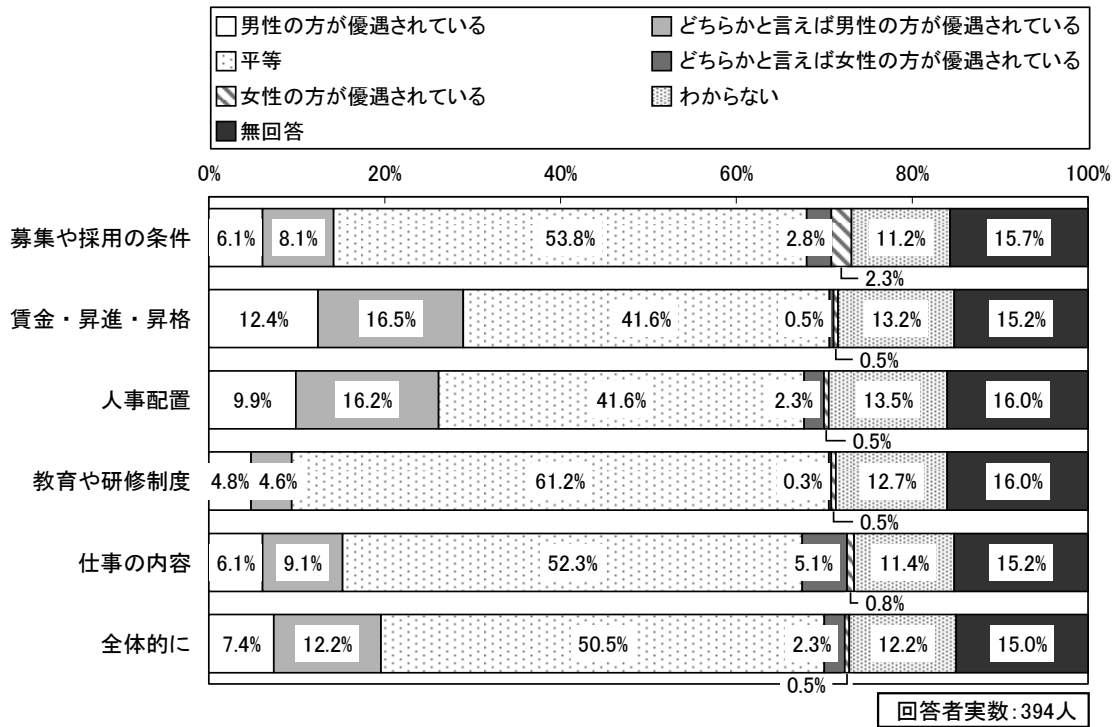


- ・男性の優遇を感じる声を性別に見ると、「賃金・昇進・昇給」や「人事配置」では女性の方がやや高く、反対に、「募集や採用の条件」や「全体的に」では、男性の方でやや高くなっています。

職場における男女の差（男性）



職場における男女の差（女性）

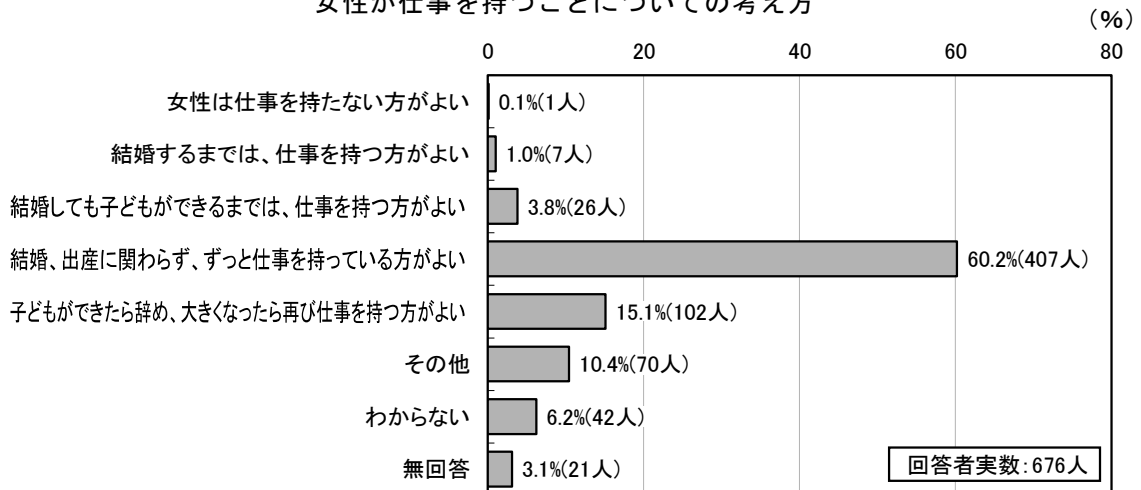


(4) 女性が仕事を持つことについての考え方

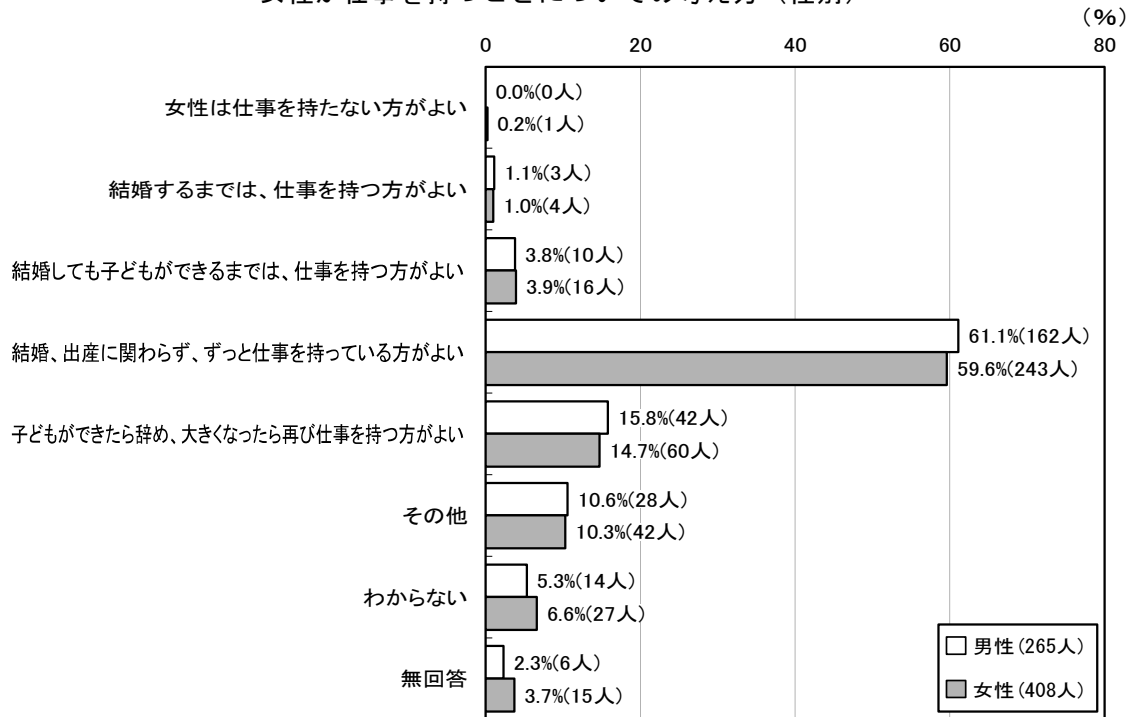
問17 一般的に女性が仕事を持つことについてあなたはどうお考えですか。

- ・女性が仕事を持つことについての考え方を尋ねると、「結婚、出産に関わらず、ずっと仕事を持っている方がよい」が60.2%で圧倒的に高いです。性別に見ても、この回答が男女とも60%前後となっています。

女性が仕事を持つことについての考え方



女性が仕事を持つことについての考え方（性別）

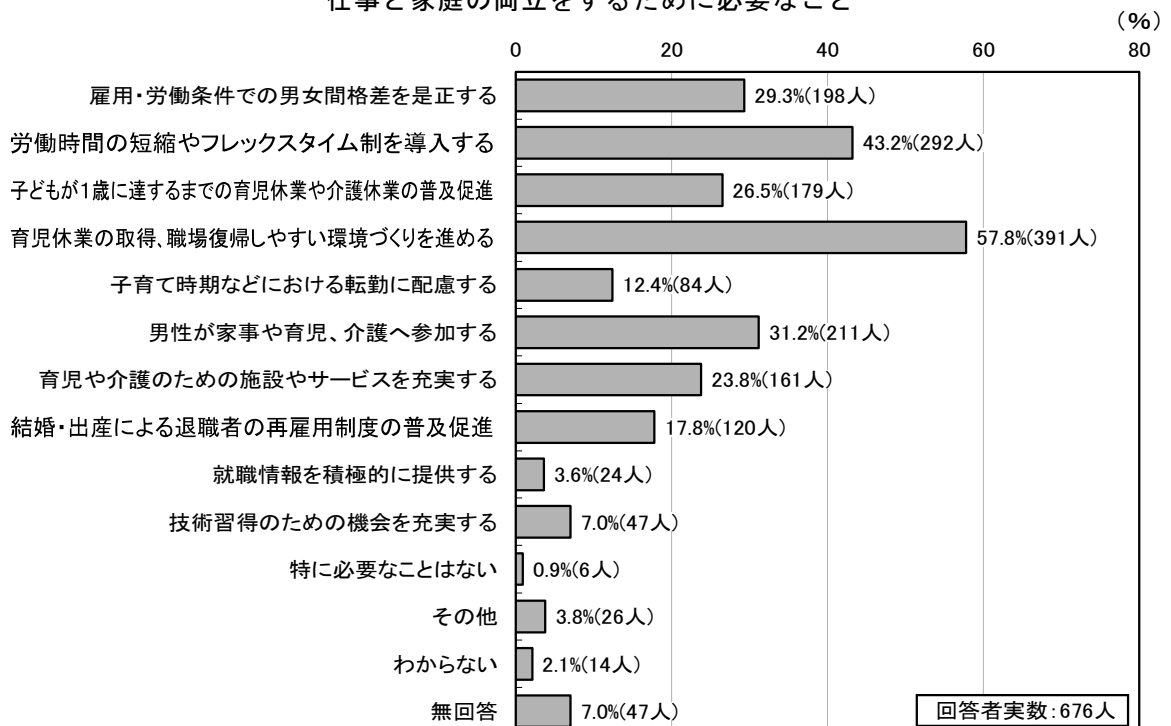


(5) 仕事と家庭の両立をするために必要なこと（複数回答）

問18 男女がともに「仕事と家庭の両立」をするためには、今後、どのようなことが必要だと思いますか。

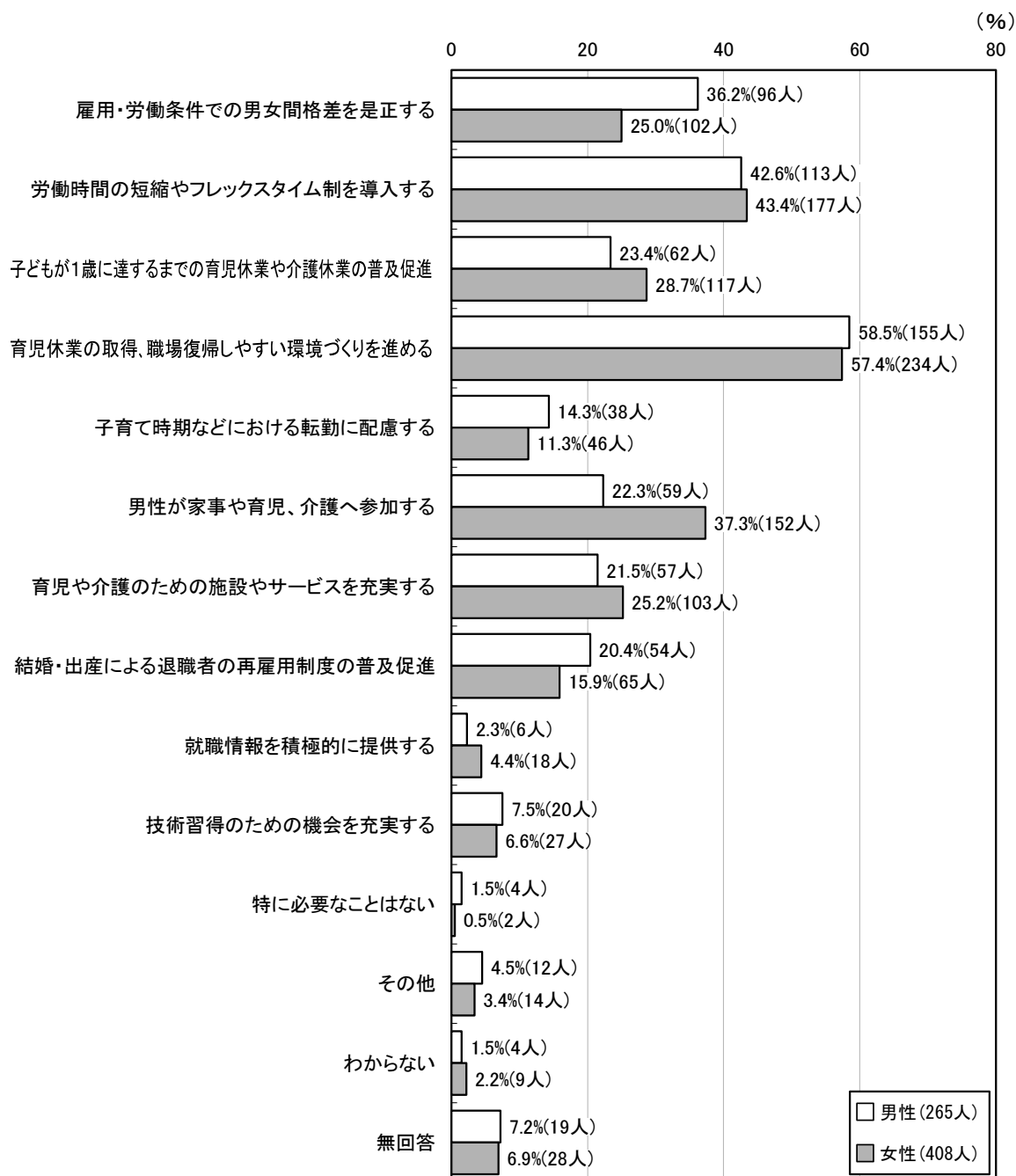
- ・男女が共に仕事と家庭を両立するために必要なこととしては、「育児休業の取得、職場復帰しやすい環境づくりを進める」が 57.8% で最も高いほか、「労働時間の短縮やフレックスタイム制を導入する」が 43.2% でこれに続いています。

仕事と家庭の両立をするために必要なこと



- ・性別に見ても、男女ともこれら2つが特に高いです。この他、女性では「男性が家事や育児、介護へ参加する」(37.3%)、男性では「雇用、労働条件での男女間格差を是正する」(36.2%)も高くなっています。

仕事と家庭の両立をするために必要なこと（性別）

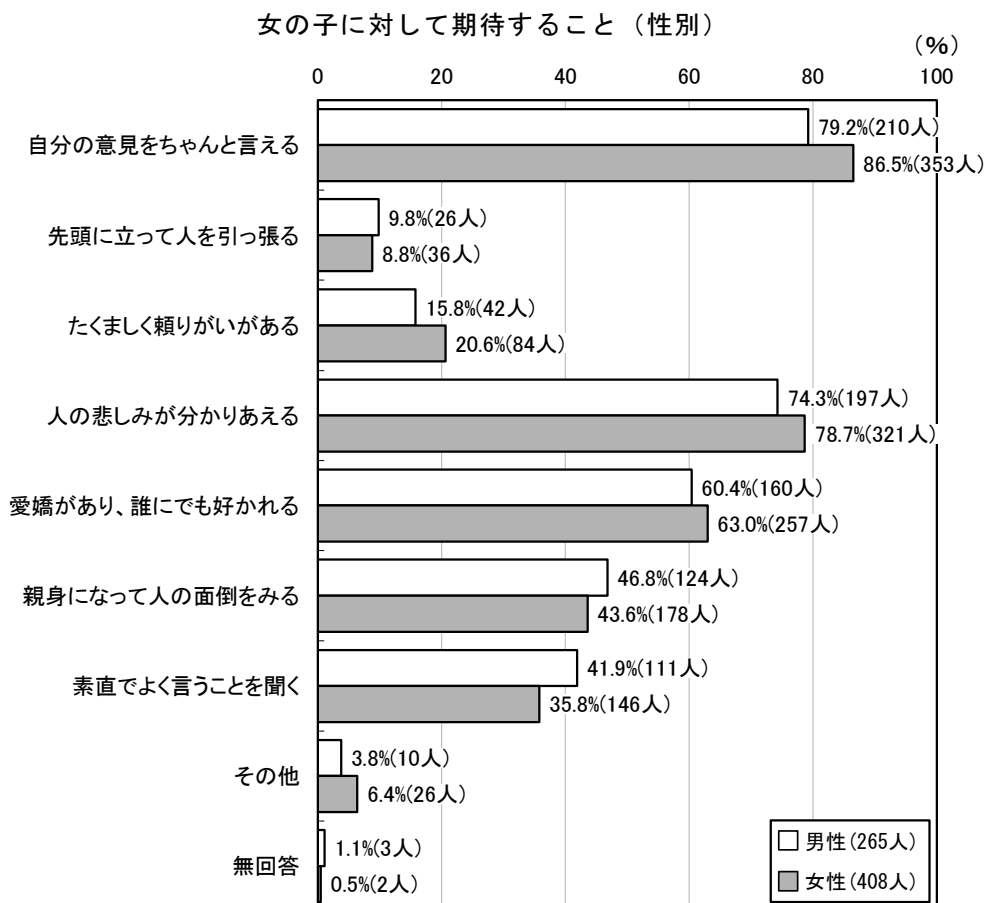
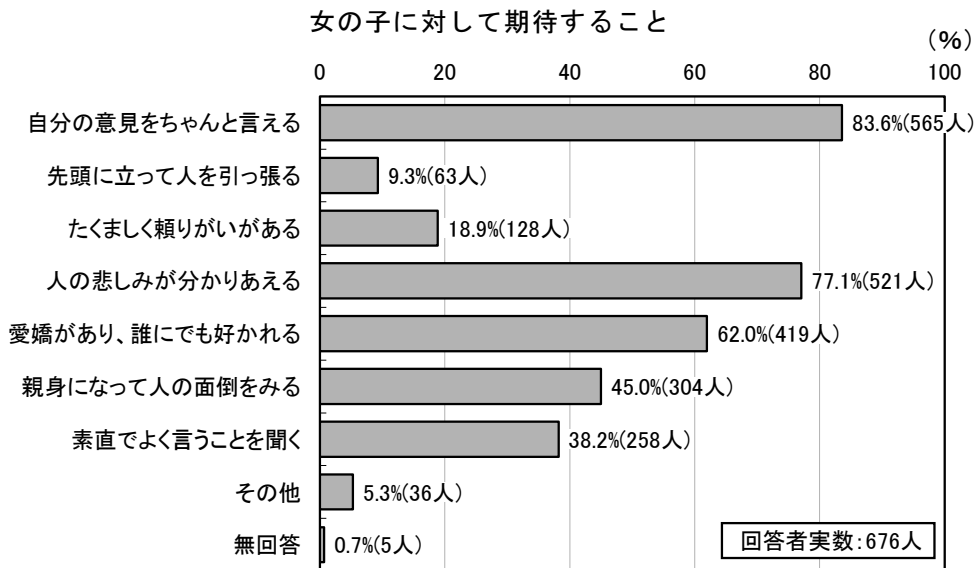


3. 子どものしつけについて

(1) 女の子に対して期待すること（複数回答）

問22 実際にお子さんがいる・いないに関わらず、あなたは女の子に対して、どのようなことを期待しますか。

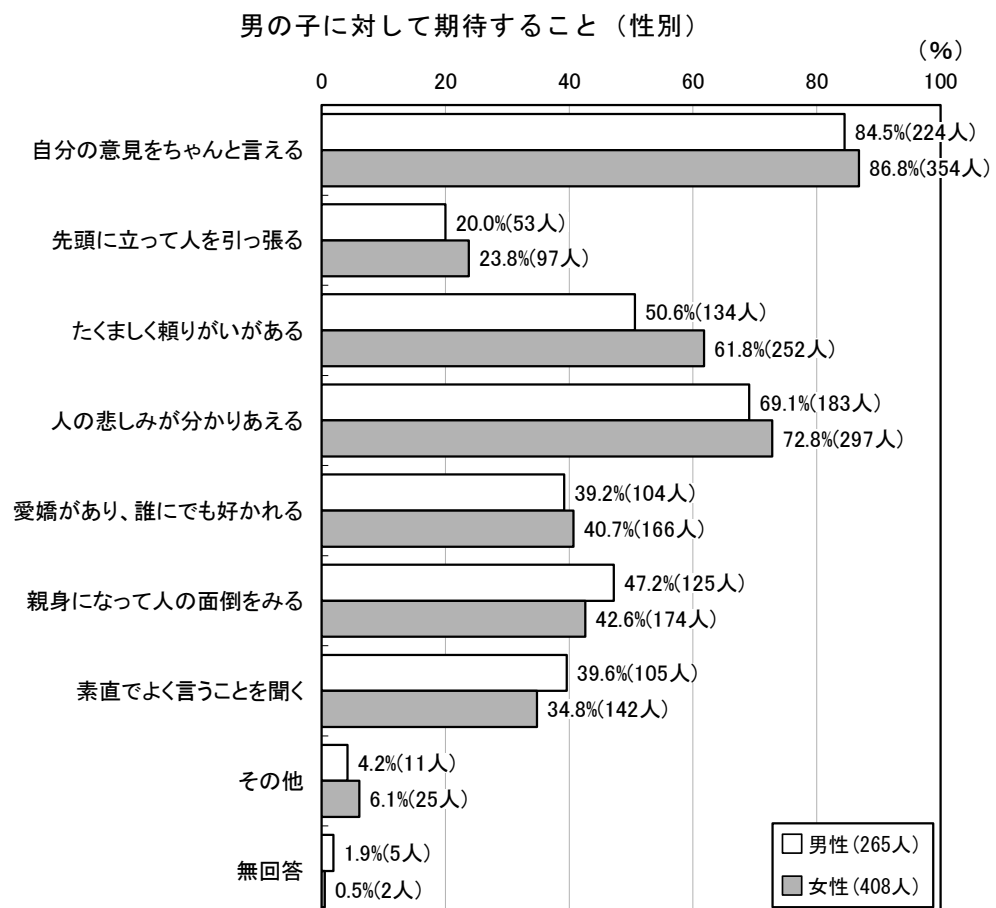
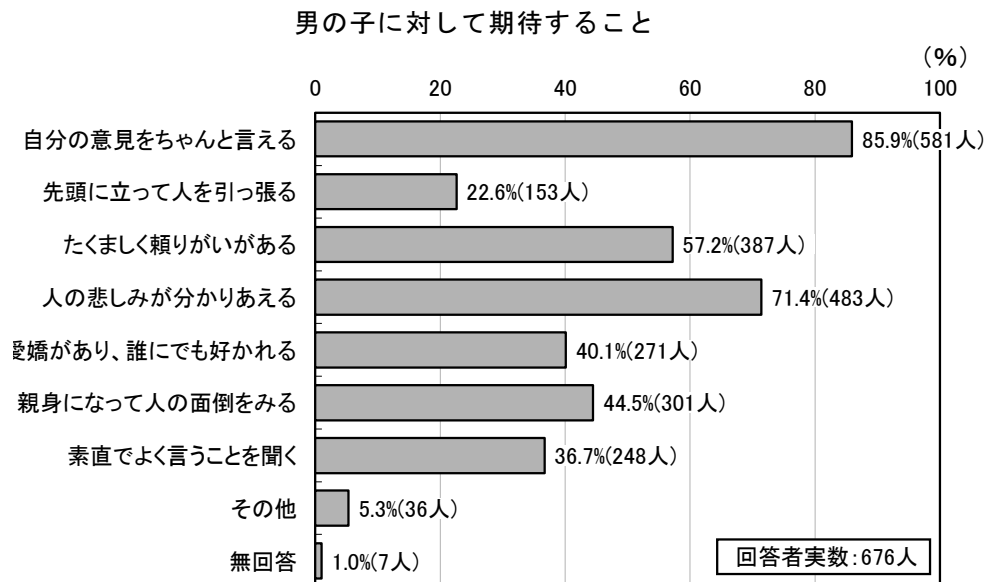
・女の子に対して期待することとしては、「自分の意見をちゃんと言える」が83.6%で最も高いほか、「人の悲しみがわかりあえる」が77.1%で次いで高いです。また、「愛嬌があり、誰にでも好かれる」も62.0%あり、高くなっています。



(2) 男の子に対して期待すること（複数回答）

問23 実際にお子さんがいる・いないに関わらず、あなたは男の子に対して、どのようなことを期待しますか。

- ・男の子に対して期待することとしては、女の子と同様に「自分の意見をちゃんと言える」（85.9%）と、「人の悲しみがわかりあえる」（71.4%）が特に高いです。その他、「たくましく頼りがいがある」が57.2%で3番目に高くなっています。

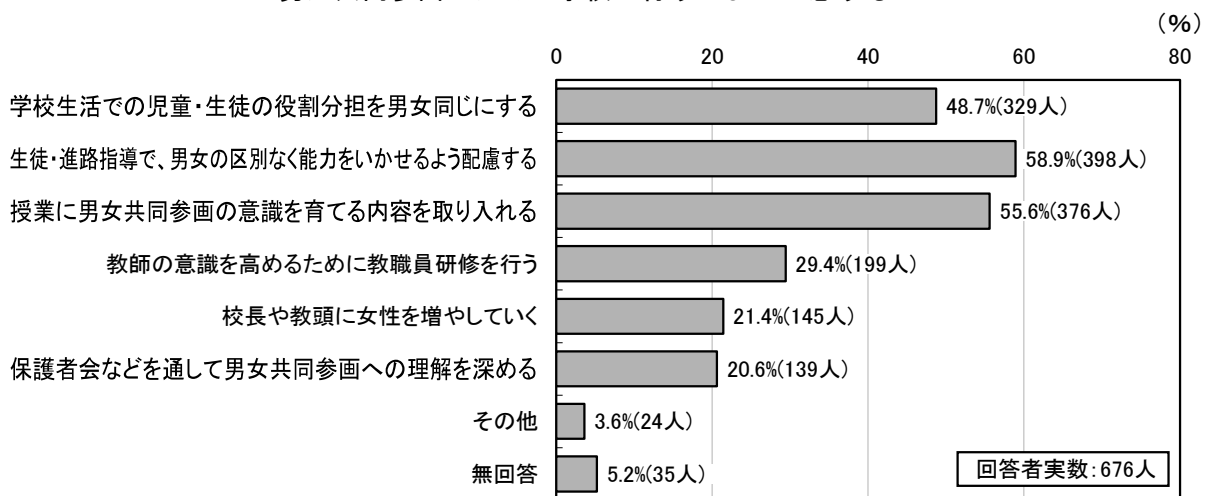


(3) 男女共同参画のために学校で行うとよいと思うもの（複数回答）

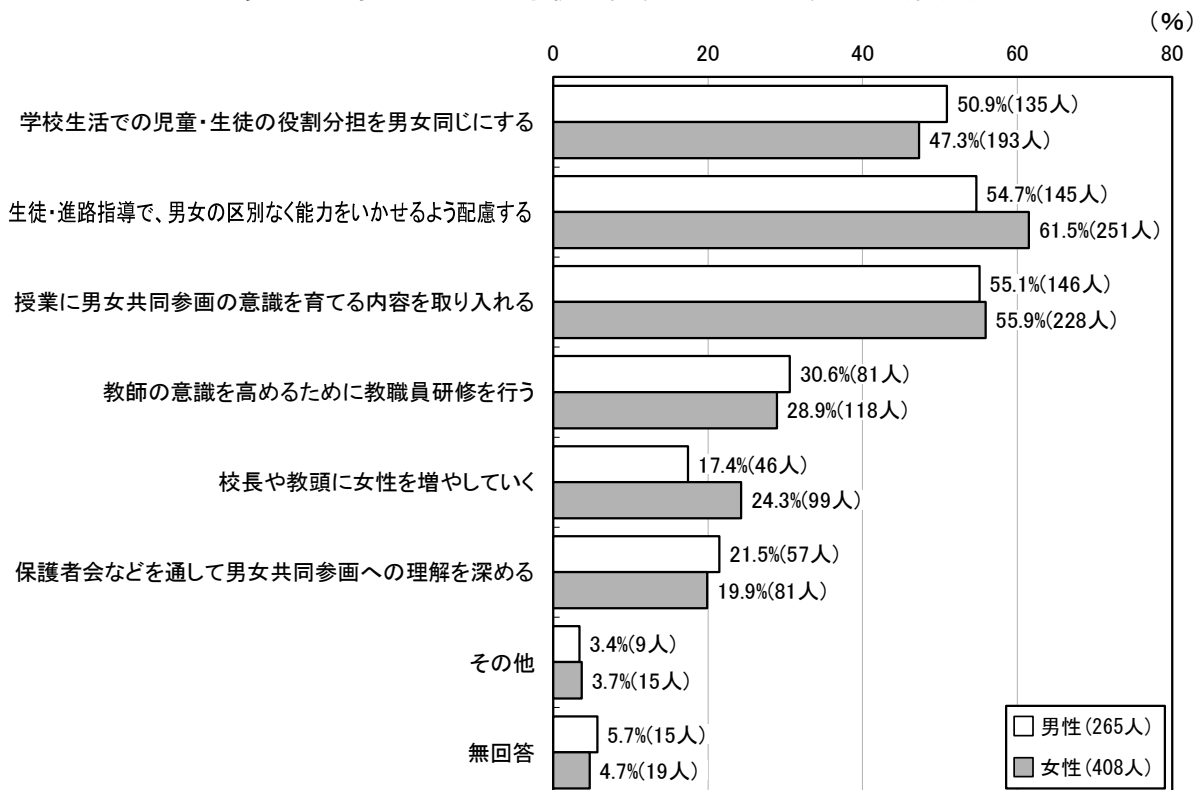
問24 男女共同参画を進めるために、小・中・高等学校で行うとよいと思うものはどれですか。

- ・男女共同参画を進めるために、学校で行うと良いと思うことでは、「生徒・進路指導で、男女の区別なく能力をいかせるよう配慮する」(58.9%)、「授業に男女共同の意識を育てる内容を取り入れる」(55.6%)が特に高いほか、「学校生活での児童生徒の役割分担を男女同じにする」(48.7%)も比較的高くなっています。
- ・性別に見ると、女性では「生徒・進路指導で、男女の区別なく能力を活かせるよう配慮する」(61.5%)や「校長や教頭に女性を増やしていく」(24.3%)で、男性の回答率を上回っています。

男女共同参画のために学校で行うとよいと思うもの



男女共同参画のために学校で行うとよいと思うもの（性別）



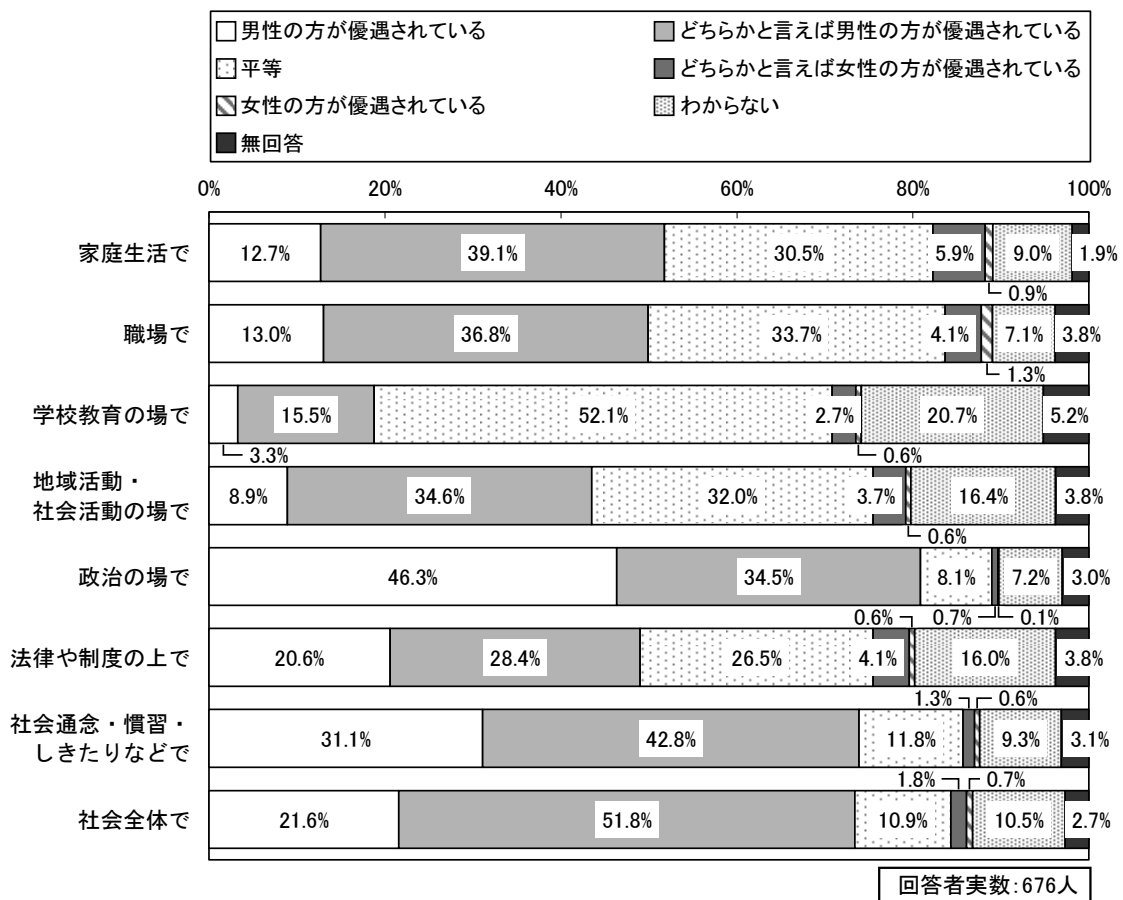
4. 男女共同参画に関する意識について

(1) 男女の地位の平等感

問25 あなたは、次にあげるア～クまでの分野で、男女の地位は平等になっていると思いますか。

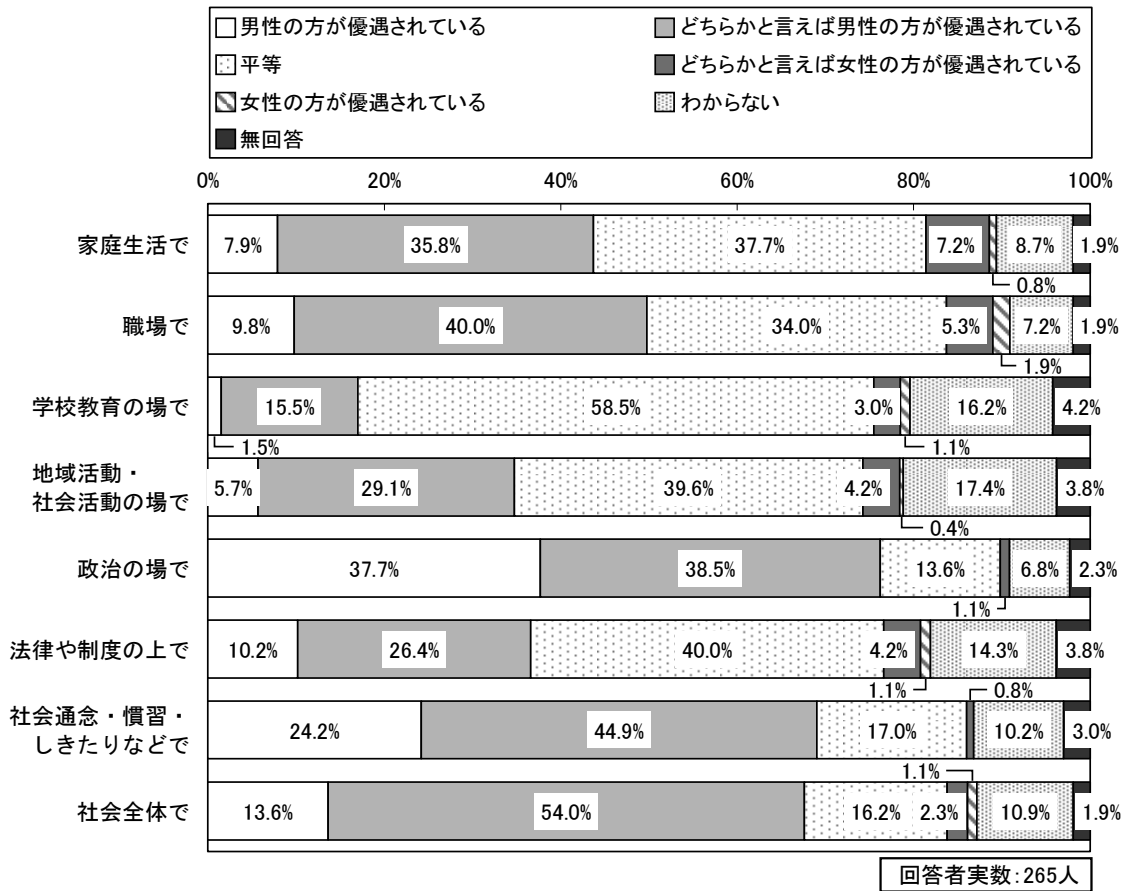
- ・さまざまな分野における男女の地位の平等感を尋ねたところ、最も「平等」という回答が高いのは「学校教育の場で」の52.1%です。反対に「男性の方が優遇されている」と「どちらかと言えば男性の方が優遇されている」を合わせた“男性が優遇”の割合は、「政治の場で」(80.8%)、「社会通念、慣習、しきたりなどで」(73.9%)、「社会全体で」(73.4%)がとて高いです。

男女の地位の平等感（全体）

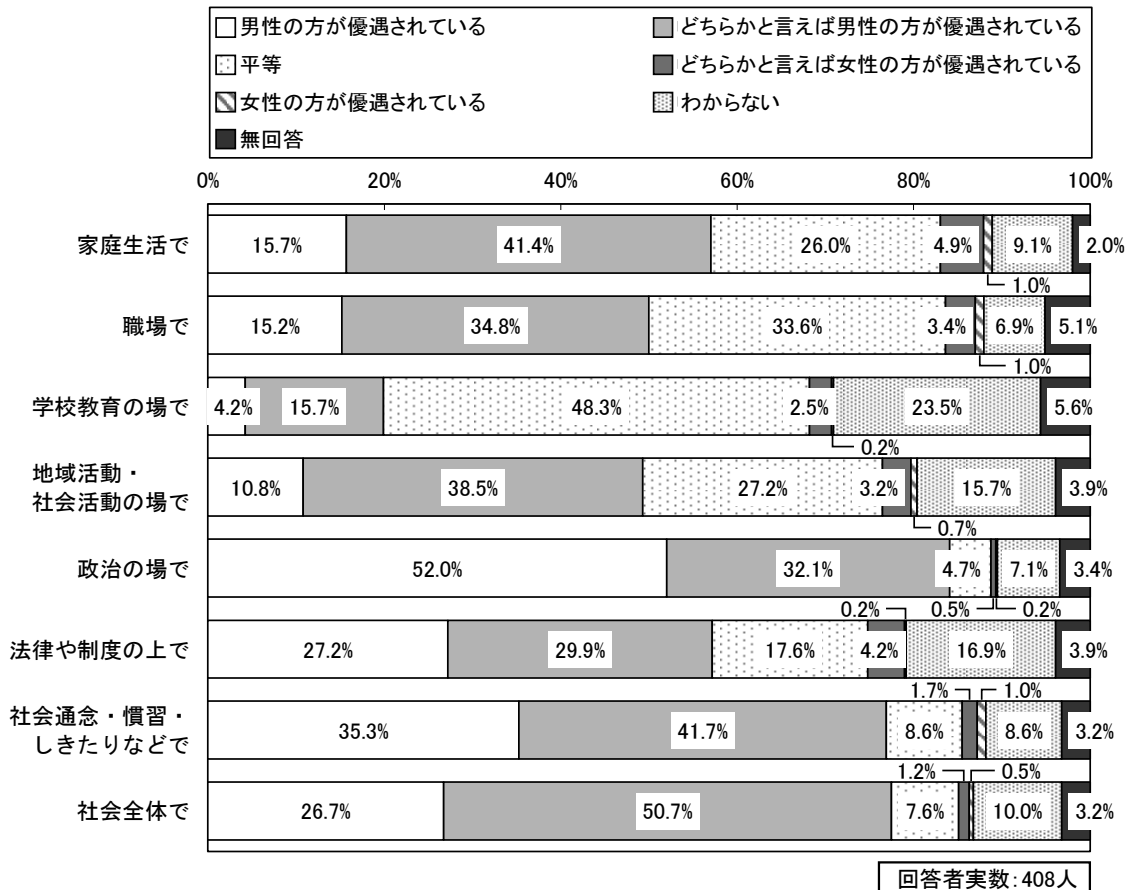


- ・性別に見ると、全ての項目において、男性に比べて女性の方で、“男性が優遇”されていると感じている割合が高くなっています。特に「法律や制度の上で」で“男性が優遇”と感じる割合は、男性では36.6%であるのに対し、女性では57.1%と、20.5ポイント上回っています。

男女の地位の平等感（男性）



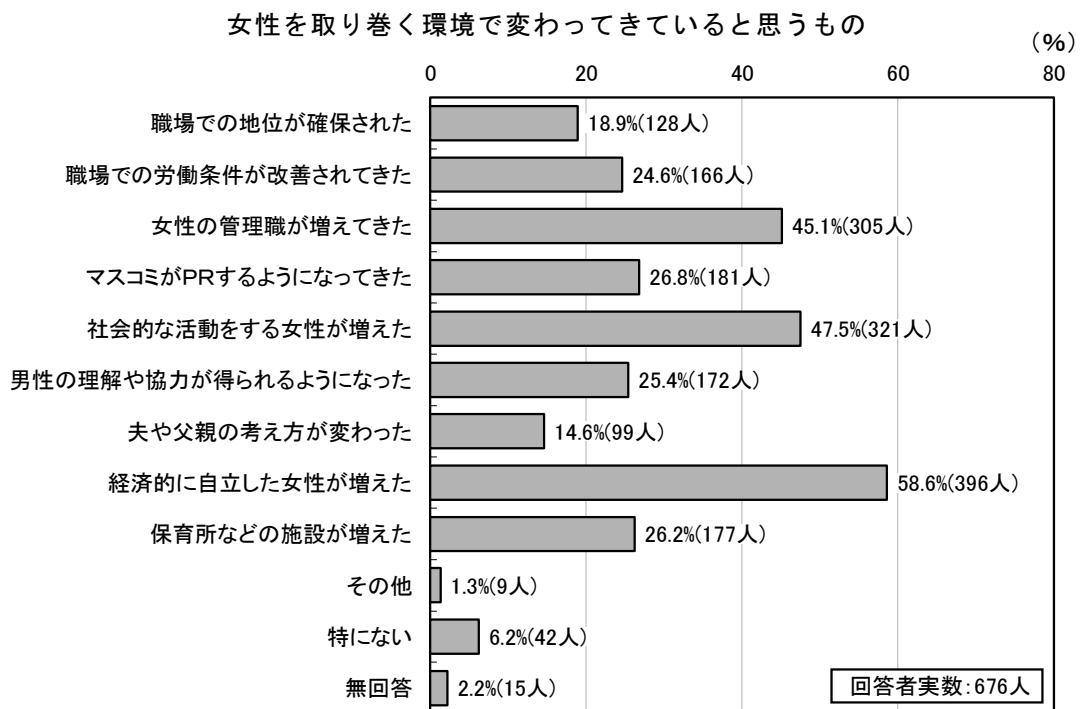
男女の地位の平等感（女性）



(2) 女性を取り巻く環境で変わってきていると思うもの（複数回答）

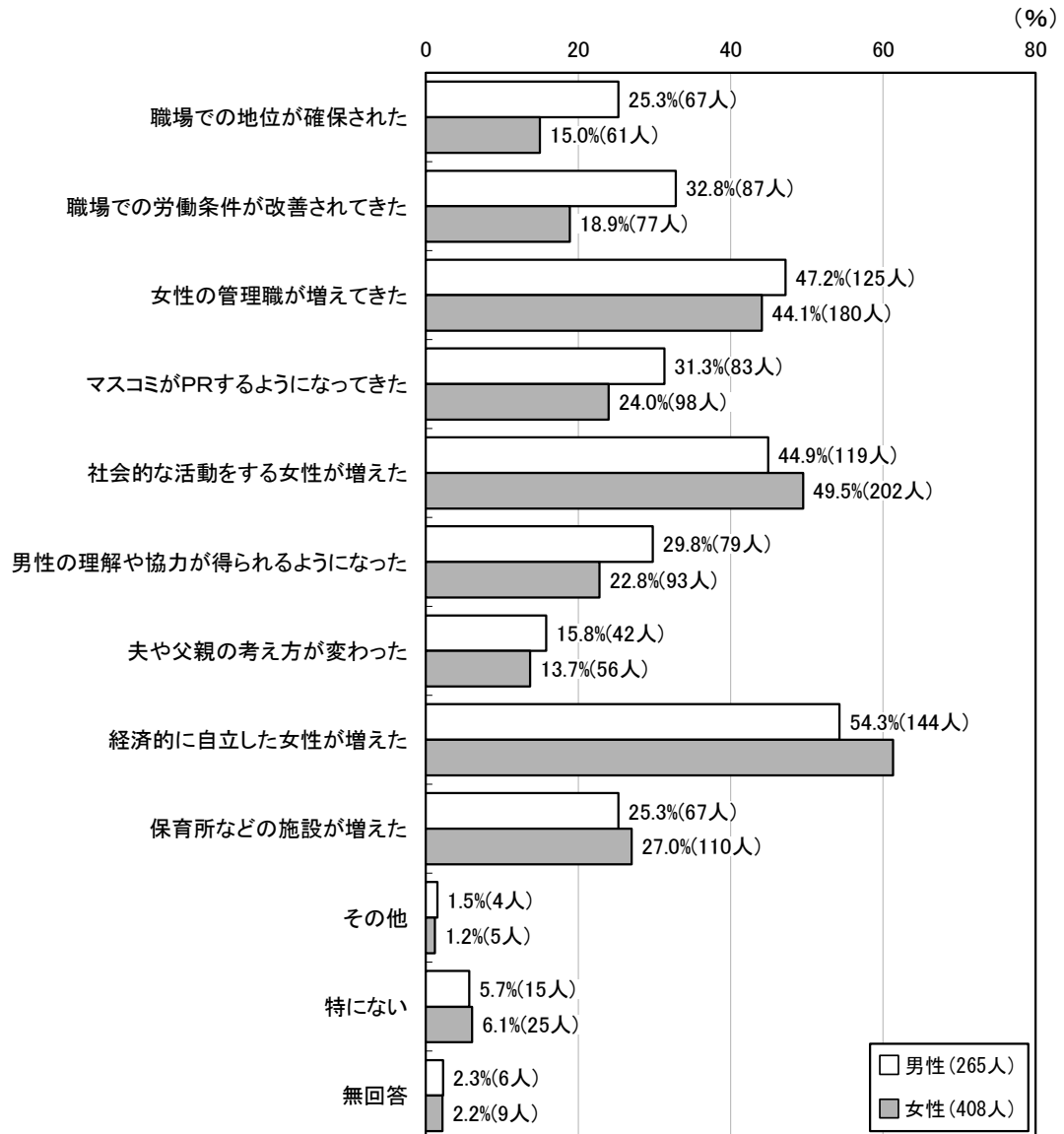
問26 最近、社会における女性を取り巻く環境や女性自身の状況で、変わってきていると思うものはありますか。

- ・女性を取り巻く環境で変わってきていると思うものとしては、「経済的に自立した女性が増えた」が58.6%で最も高いほか、「社会的な活動をする女性が増えてきた」（47.5%）、「女性の管理職が増えてきた」（45.1%）が特に高くなっています。



- ・性別に見ると、男女とも先に上げた3項目が特に高くなっていますが、女性では、「社会的な活動をする女性が増えてきた」、「経済的に自立した女性が増えた」が男性よりも高く、男性では、「女性の管理職が増えてきた」が女性より高くなっています。また、男性では、「職場での地位が確保された」、「職場での労働条件が改善されてきた」で、女性の割合を上回っています。

女性を取り巻く環境で変わってきていると思うもの（性別）



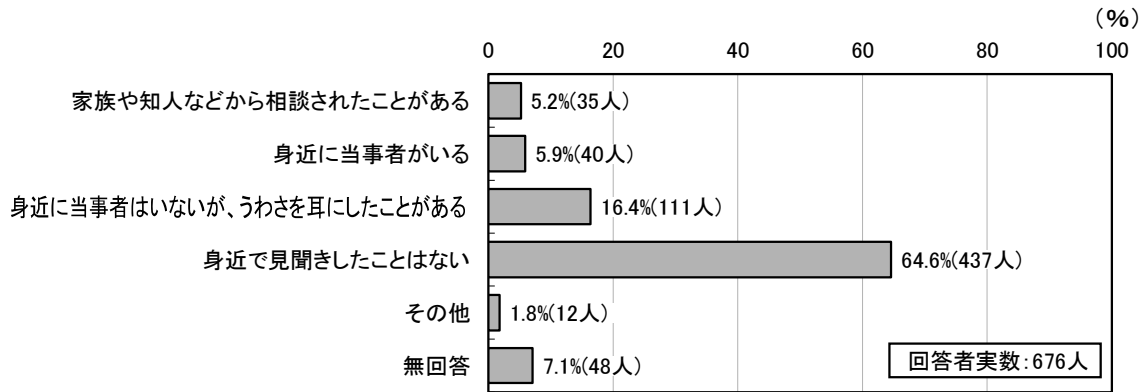
5. 配偶者からの暴力について

(1) 身近で配偶者や交際相手からの暴力を見聞きしたことの経験（複数回答）

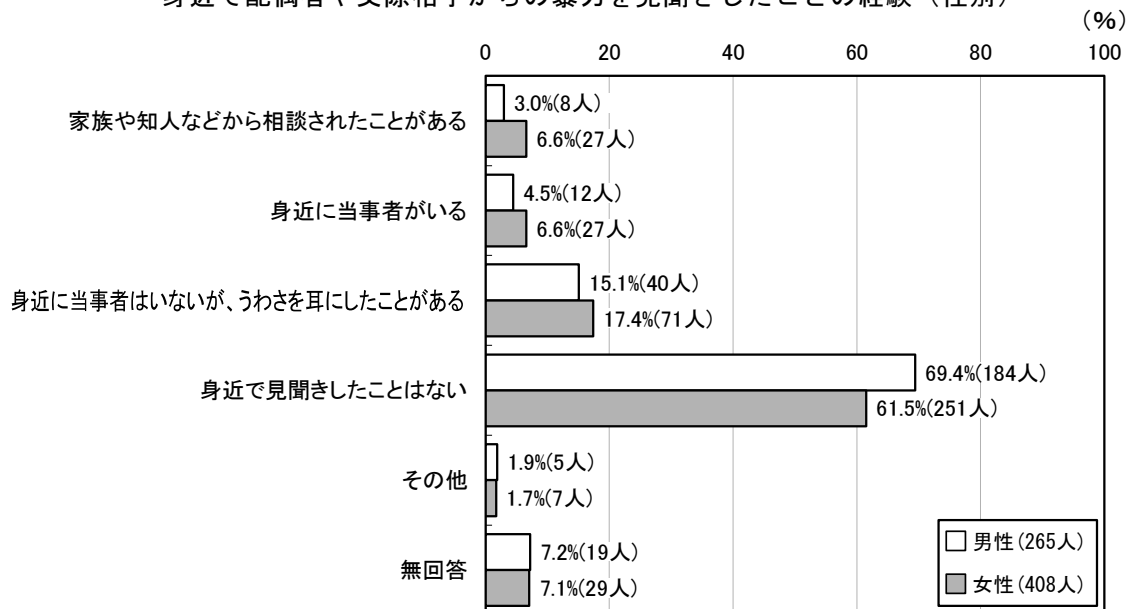
問28 あなたは、配偶者（事実婚や別居中、元配偶者も含む）や交際相手からの暴力について、身近で見聞きしたことがありますか。

- ・身近で配偶者や交際相手からの暴力を見聞きした経験について、「身近に当事者はいないが、うわさを耳にしたことがある」が16.4%あり、「身近に当事者がいる」は5.9%、「相談されたことがある」は5.2%となっています。
- ・性別に見ると、噂を耳にしたこと、身近に当事者がいること、相談されたことの3つとも男性より女性の方で、若干ではありますが割合が高くなっています。

身近で配偶者や交際相手からの暴力を見聞きしたことの経験



身近で配偶者や交際相手からの暴力を見聞きしたことの経験（性別）

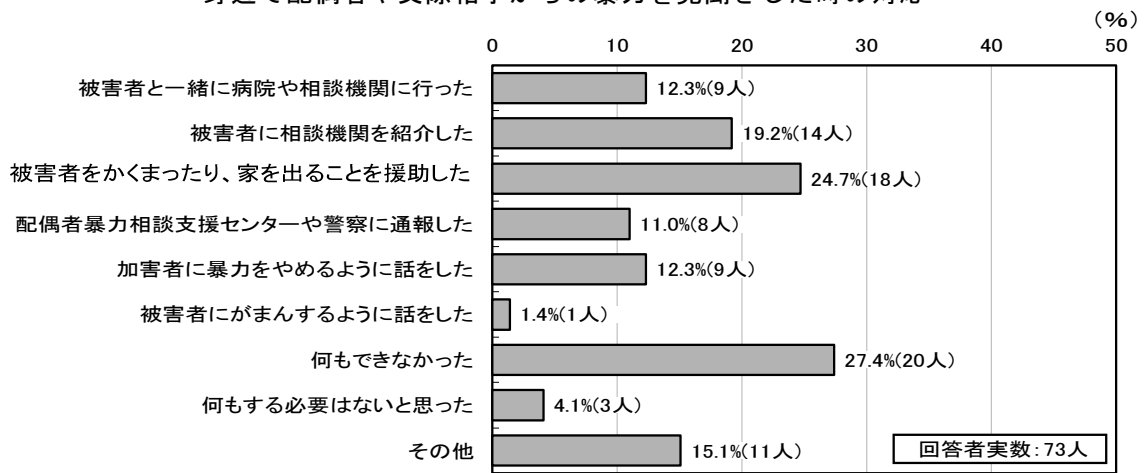


(2) 身近で配偶者や交際相手からの暴力を見聞きした時の対応（複数回答）

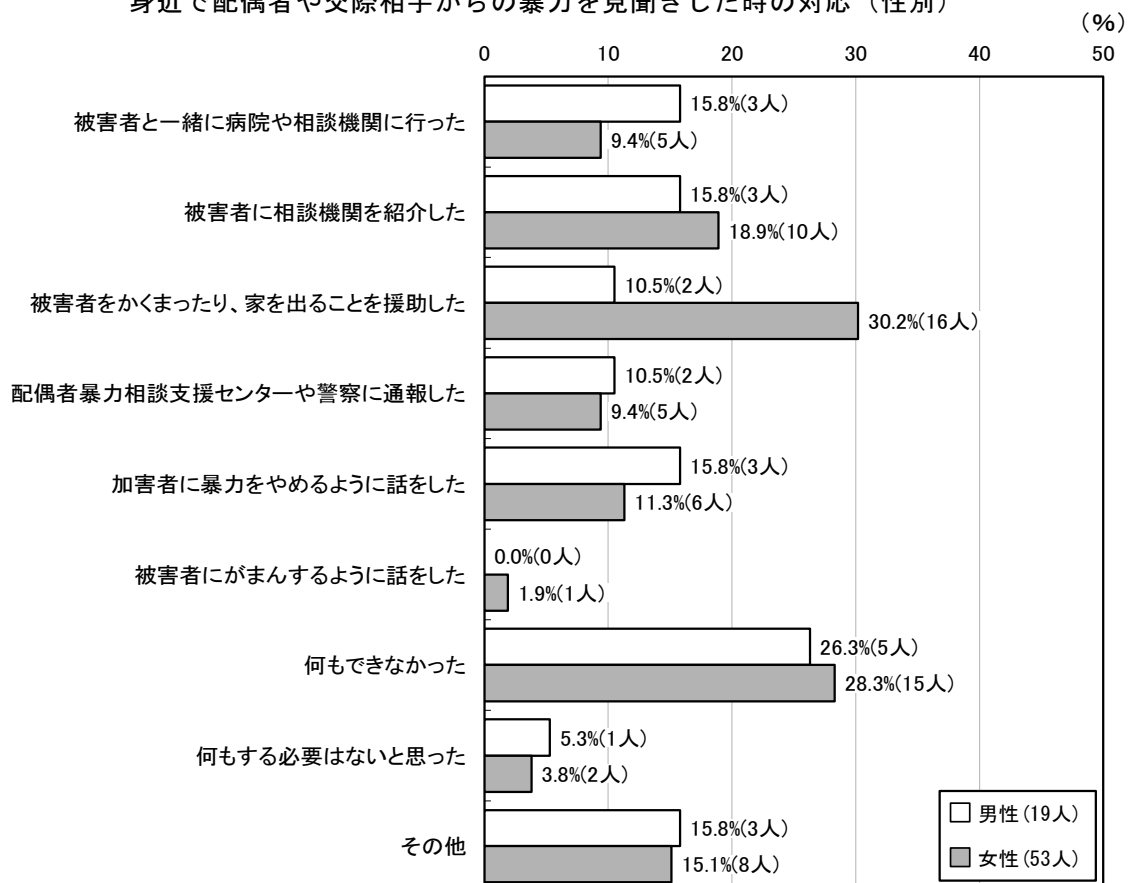
問28-1 【身近で配偶者や交際相手からの暴力を見聞きしたことのある方】そのことを知ってどうしましたか。

- ・暴力を見聞きした時の対応としては、「何もできなかった」が27.4%で最も高いほか、「被害者をかかまったり、家を出ることを援助した」の24.7%が高くなっています。
- ・性別に見ると、女性では「被害者をかかまったり、家を出ることを援助した」が30.2%で最も高いです。また男性では、「加害者に暴力をやめるように話をした」や「被害者と一緒に病院や相談機関に行った」という回答が女性より高くなっています。

身近で配偶者や交際相手からの暴力を見聞きした時の対応



身近で配偶者や交際相手からの暴力を見聞きした時の対応（性別）

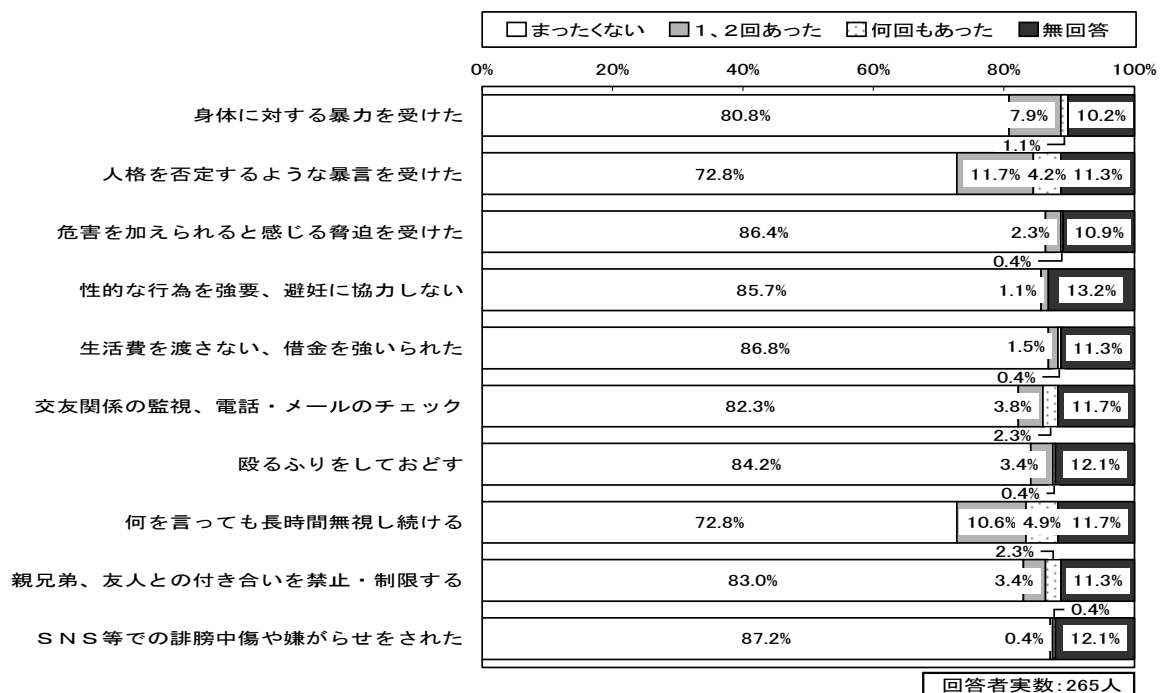


(3) 配偶者や交際相手からの暴力を受けた経験

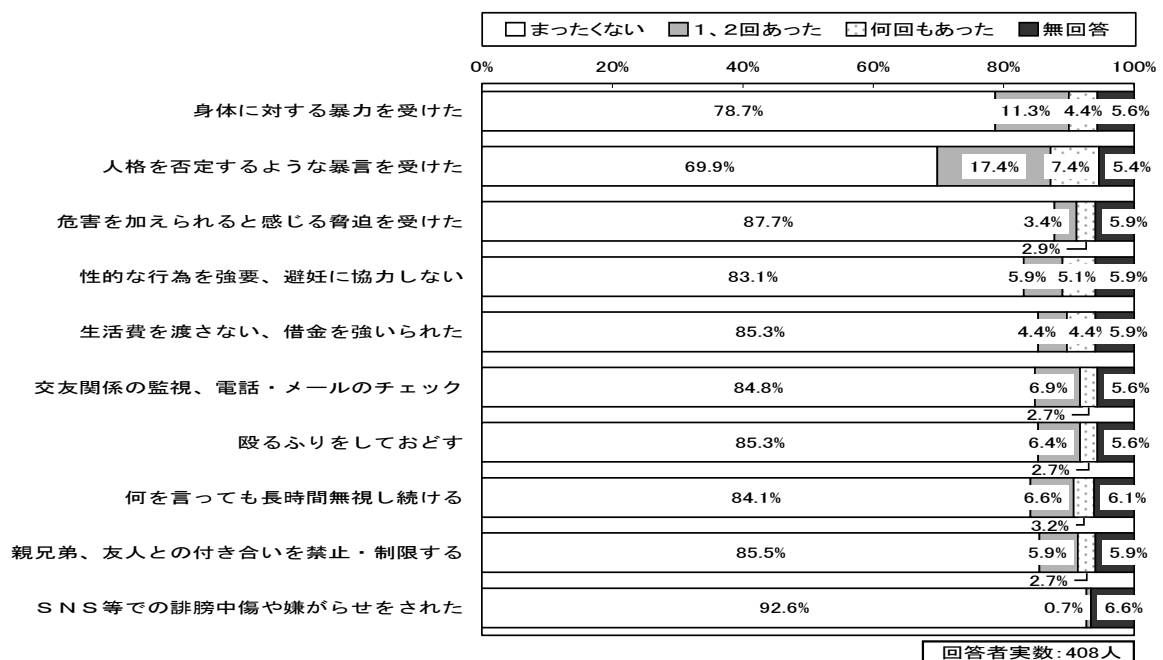
問30 あなたは、配偶者(婚姻届を出していない事実婚や別居中、元配偶者も含む)や交際相手から、次のようなことをされたことがありますか。

- ・ 配偶者や交際相手から暴力を受けた経験では、男性では「人格を否定するような暴言を受けた」や「何を言っても長時間無視し続ける」で「1, 2回あった」という回答がそれぞれ10%程度あります。女性では「人格を否定するような暴言を受けた」で「1, 2回あった」が17.4%あるほか、「身体に対する暴力を受けた」で「1, 2回あった」が11.3%となっています。

配偶者や交際相手からの暴力を受けた経験（男性）



配偶者や交際相手からの暴力を受けた経験（女性）

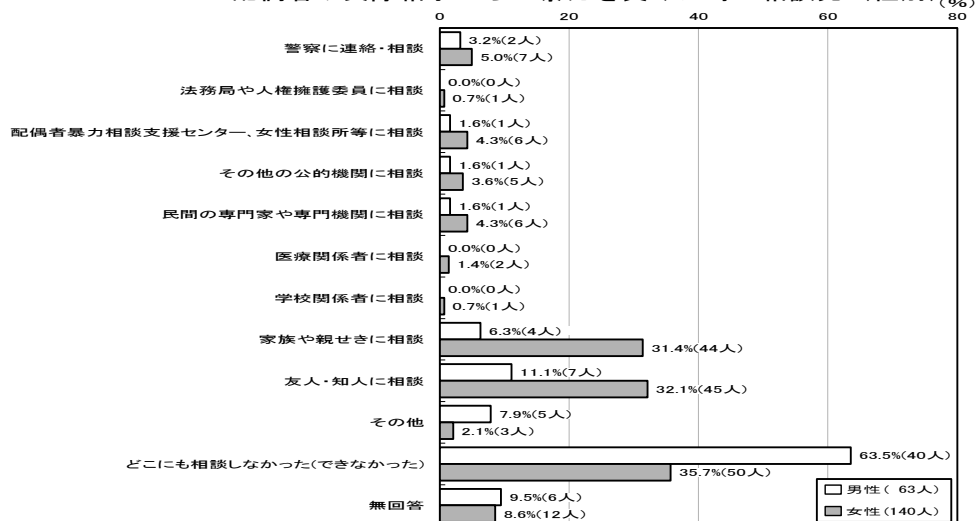


(4) 配偶者や交際相手からの暴力を受けた時の相談先（複数回答）

問30-1 【配偶者や交際相手からの暴力等を受けたことのある方】あなたはそのことを、誰かに打ち明けたり、相談したりしましたか。

- ・相談先については、「どこにも相談しなかった(できなかった)」が男女とも高く、特に男性では63.5%を占めています。また、女性では、相談相手として「友人・知人に相談」(32.1%)、「家族や親せきに相談」(31.4%)が特に高くなっています。

配偶者や交際相手からの暴力を受けた時の相談先（性別）

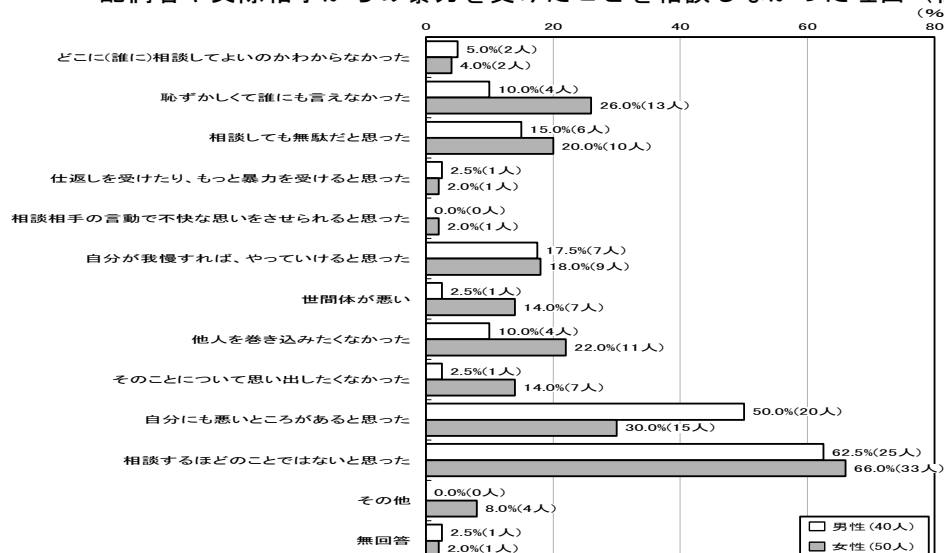


(5) 配偶者や交際相手からの暴力を受けたことを相談しなかった理由（複数回答）

問30-2 【配偶者や交際相手からの暴力等を受けたことのある方】どこにも(誰にも)相談できなかったのは、何故ですか。

- ・相談しなかった理由は、「相談するほどのことではないと思った」が男女とも最も高いですが、男性では「自分にも悪いところがあると思った」が50%を占め女性より高いです。また女性では、「恥ずかしくて誰にも言えなかった」や「他人を巻き込みたくなかった」、「そのことについて思い出したくなかった」などが男性よりも高いです。

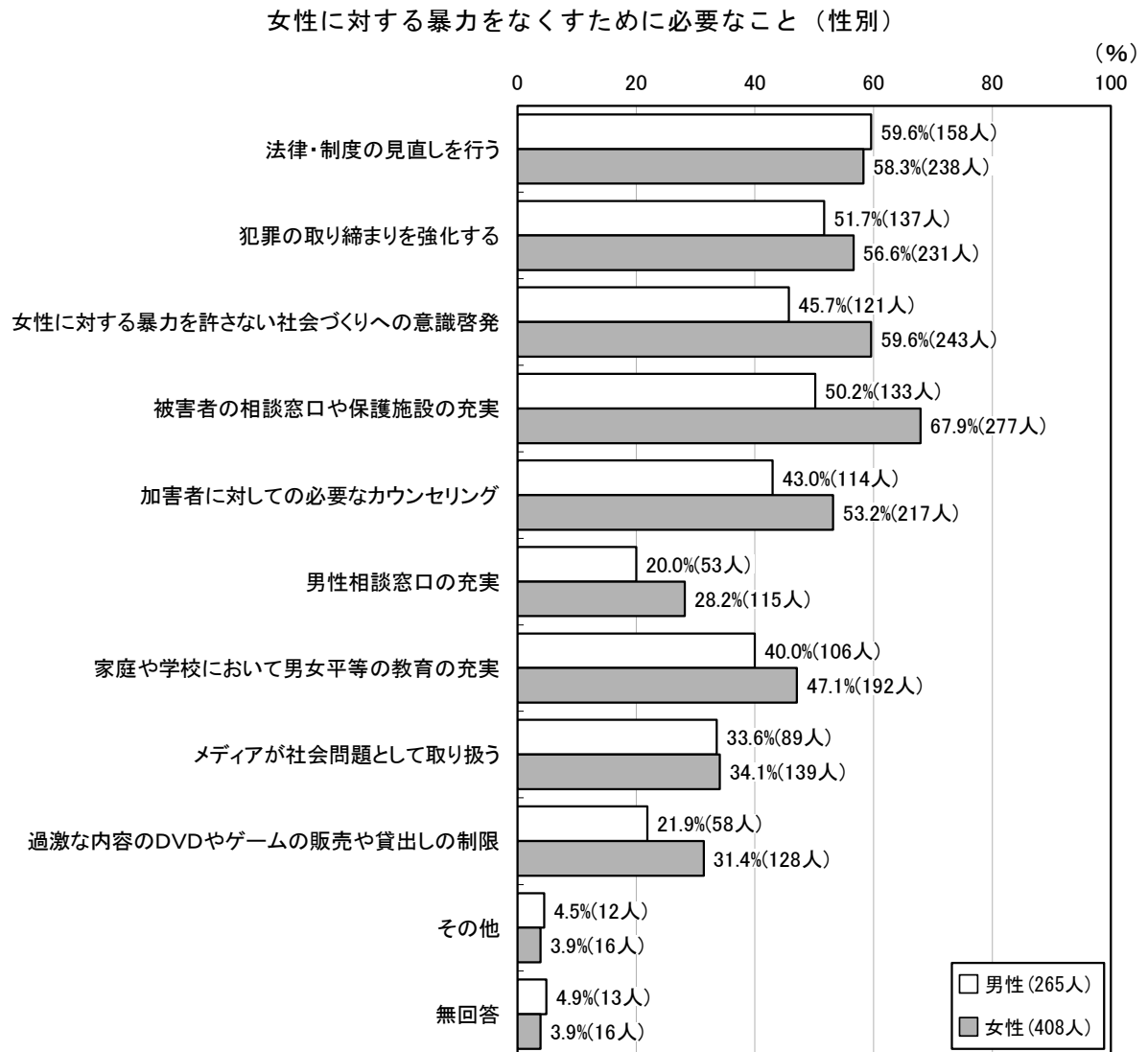
配偶者や交際相手からの暴力を受けたことを相談しなかった理由（性別）



(6) 女性に対する暴力をなくすために必要なこと（複数回答）

問31 配偶者等からの暴力やセクシュアル・ハラスメント、性暴力など女性に対する暴力をなくすために、取り組みを進める必要があるのはどのようなことですか。

・女性に対する暴力をなくすために必要なこととしては、女性では「被害者の相談窓口や保護施設の充実」の60.8%と「女性に対する暴力を許さない社会づくりへの意識啓発」の59.6%がやや高くなっています。男性では「法律・制度の見直しを行う」(59.6%)、「犯罪の取り締まりを強化する」(51.7%)が比較的高くなっています。



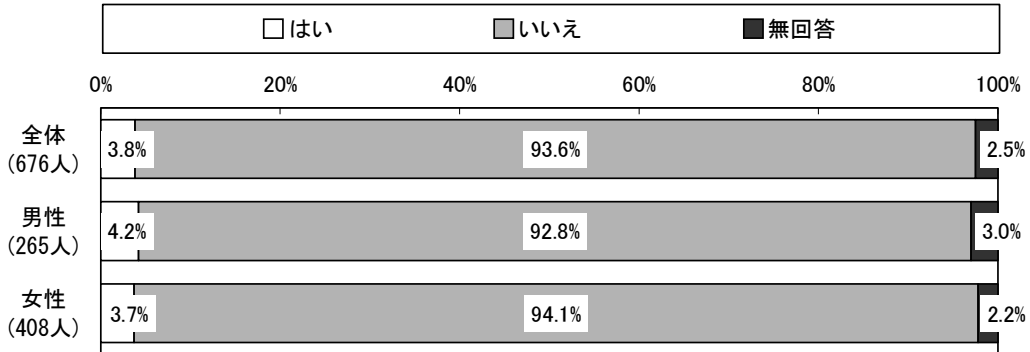
6. 性の多様性について

(1) 体の性、心の性または性的指向に悩んだ経験

問32 あなたは、今までに自分の体の性、心の性または性的指向に悩んだことがありますか。

- ・体の性、心の性、性的指向に悩んだことがあるという回答は、男性で4.2%、女性で3.7%となっています。

体の性、心の性または性的指向に悩んだ経験（全体・性別）

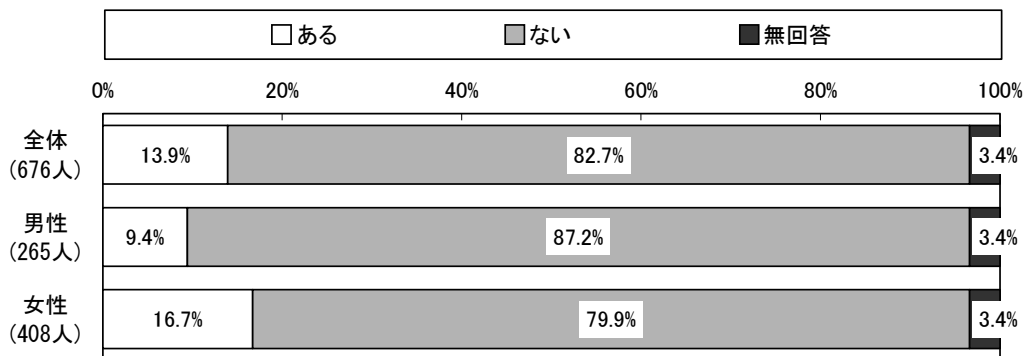


(2) 性的少数者であることを打ち明けられた経験

問33 性的少数者(セクシャルマイノリティ)であることを打ち明けられたことがありますか。

- ・性的少数者であることを打ち明けられたことが「ある」という回答は、男性が9.4%、女性では16.7%となっています。

性的少数者であることを打ち明けられた経験（全体・性別）

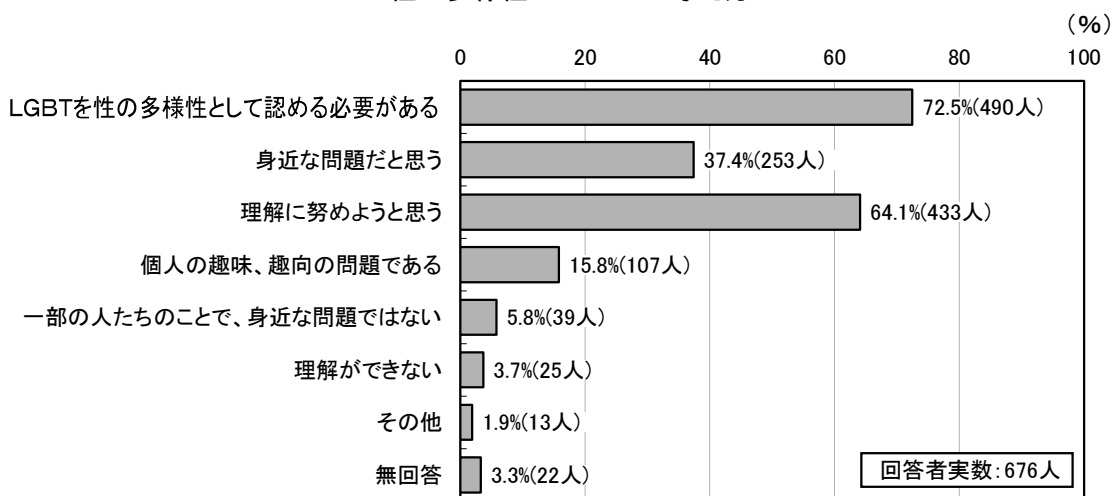


(3) 性の多様性についての考え方（複数回答）

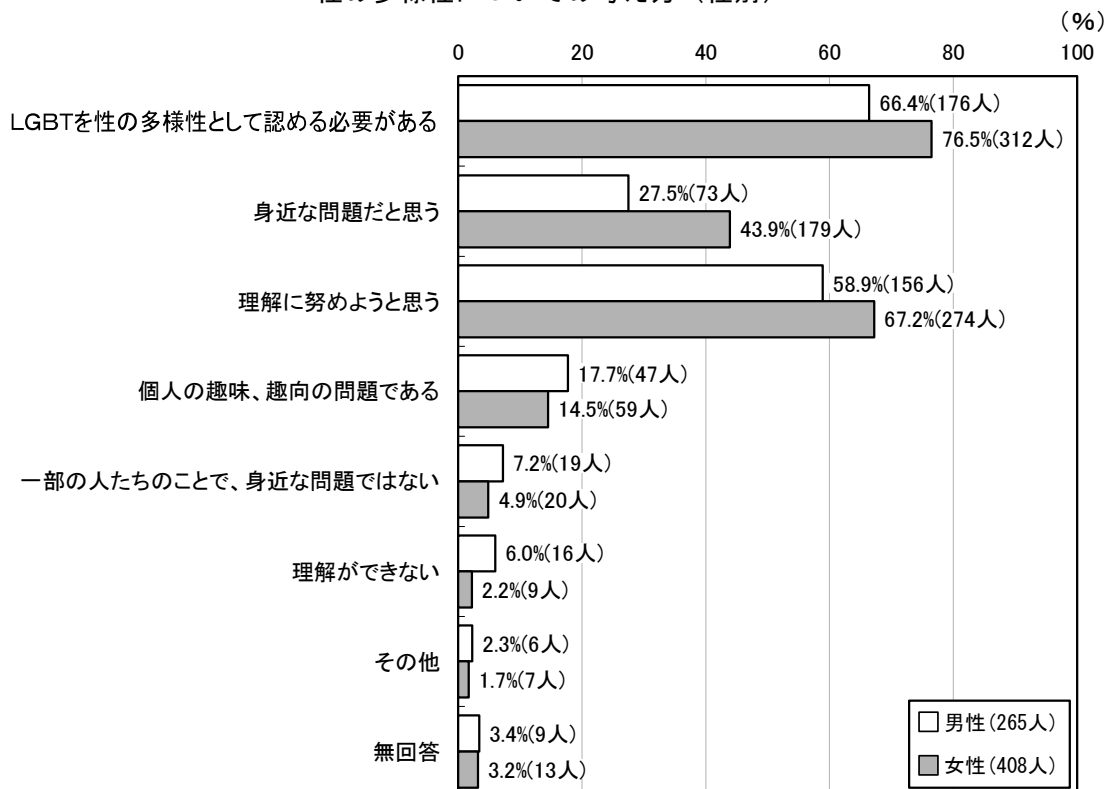
問34 性の多様性について、どのようなお考えをお持ちですか。

- ・性の多様性については、「LGBTを性の多様性として認める必要がある」が72.5%で最も高いほか、「理解に努めようと思う」が64.1%でとても高くなっています。
- ・性別に見ると、男女とも上記2項目が特に高くなっていますが、男性に比べて女性の方で割合が高いです。また、「身近な問題だと思う」が男性に比べて女性の方で高く、43.9%と、男性を16.4ポイント上回っています。

性の多様性についての考え方



性の多様性についての考え方（性別）

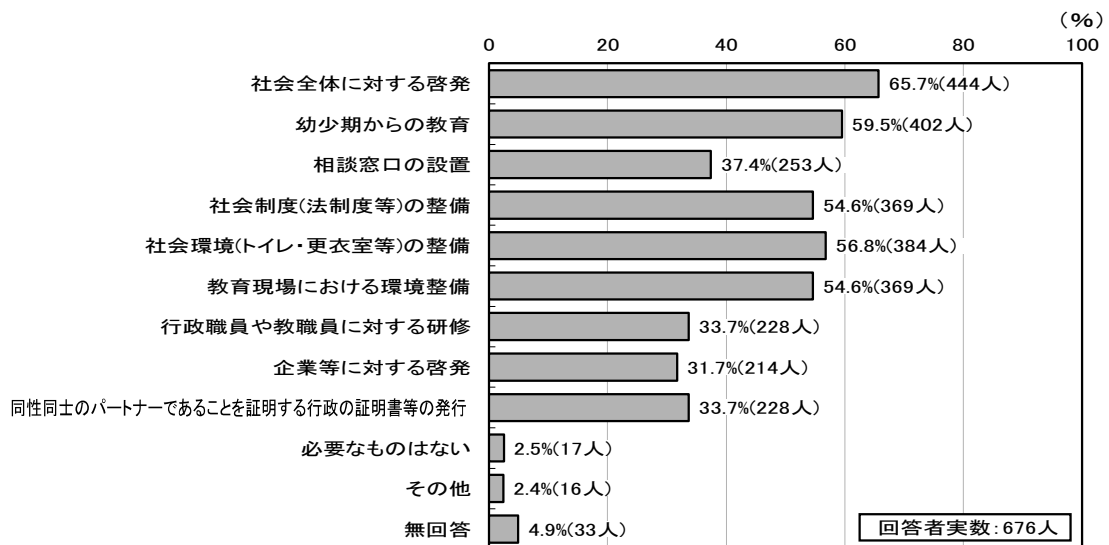


(4) 性的少数者の偏見や差別などをなくすために必要なこと（複数回答）

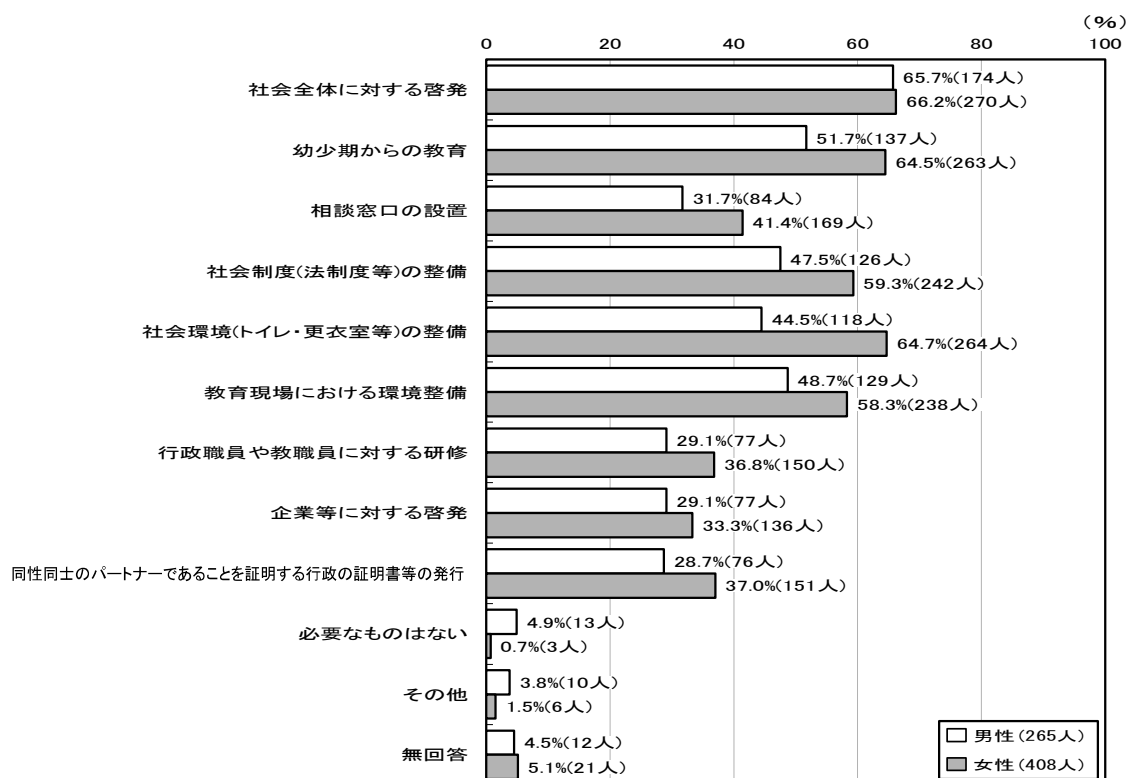
問37 性的少数者、LGBTの方々に対する偏見や差別などをなくすために、どのようなことが必要だと思いますか。

- ・ 性的少数者の偏見や差別などをなくすために必要なことでは、「社会全体に対する啓発」が65.7%で最も高いほか、「幼少期からの教育」(59.5%)が次いで高くなっています。
- ・ 性別に見ると、女性では「社会全体に対する啓発」や「幼少期からの教育」のほか、「社会環境(トイレ、更衣室等)の整備」(64.7%)、「社会制度(法制度等)の整備」(59.3%)、「教育現場における環境整備」(58.3%)も高くなっています。

性的少数者の偏見や差別などをなくすために必要なこと



性的少数者の偏見や差別などをなくすために必要なこと（性別）



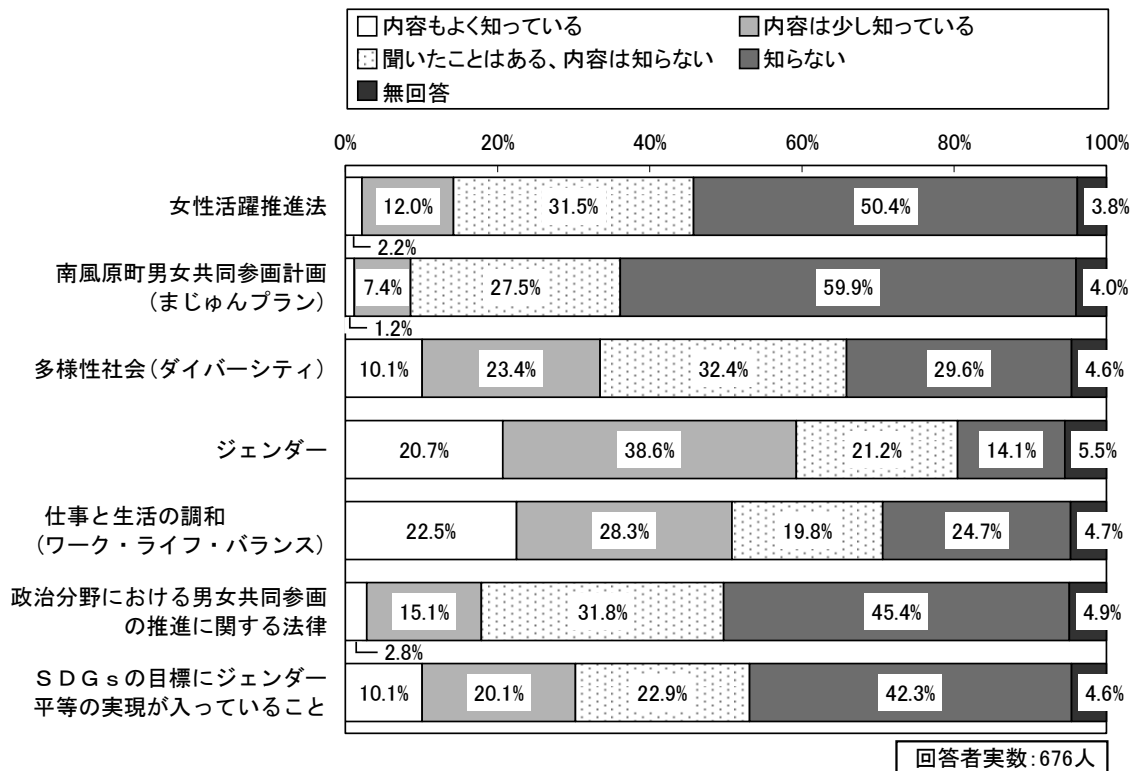
7. 男女共同参画行政について

(1) 男女共同参画に関する用語の周知度

問40 あなたは、次にあげる言葉等を知っていますか。あなたの考えに近いものを選んでください。

- ・男女共同参画に関する用語の周知度では、「ジェンダー」や「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」は周知度が比較的高く、「内容もよく知っている」という回答がそれぞれ20%程度あります。
- ・反対に、「内容もよく知っている」という割合が低いのは「南風原町男女共同参画計画(まじゅんプラン)」、「女性活躍推進法」、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」で、これら法制度や計画に関する用語は、それぞれ3%未満にとどまっています。

男女共同参画に関する用語の周知度（全体）

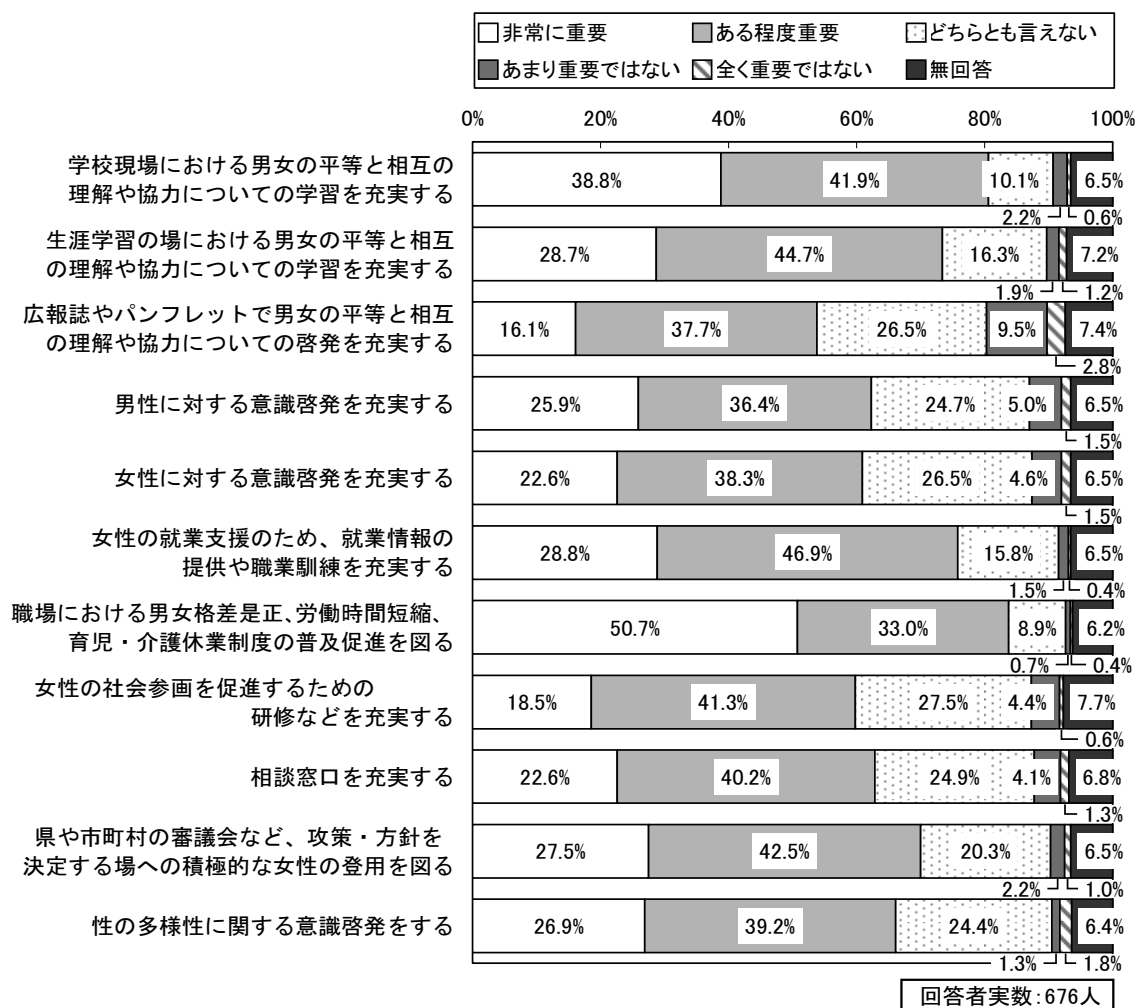


(2) 男女共同参画社会の実現のために行政が推進すべきこと（重要度）

問41 男女共同参画社会の実現を目指して、今後、南風原町はどのようなことに力を入れていくべきだと思いますか。各項目について、重要度を選んでください。

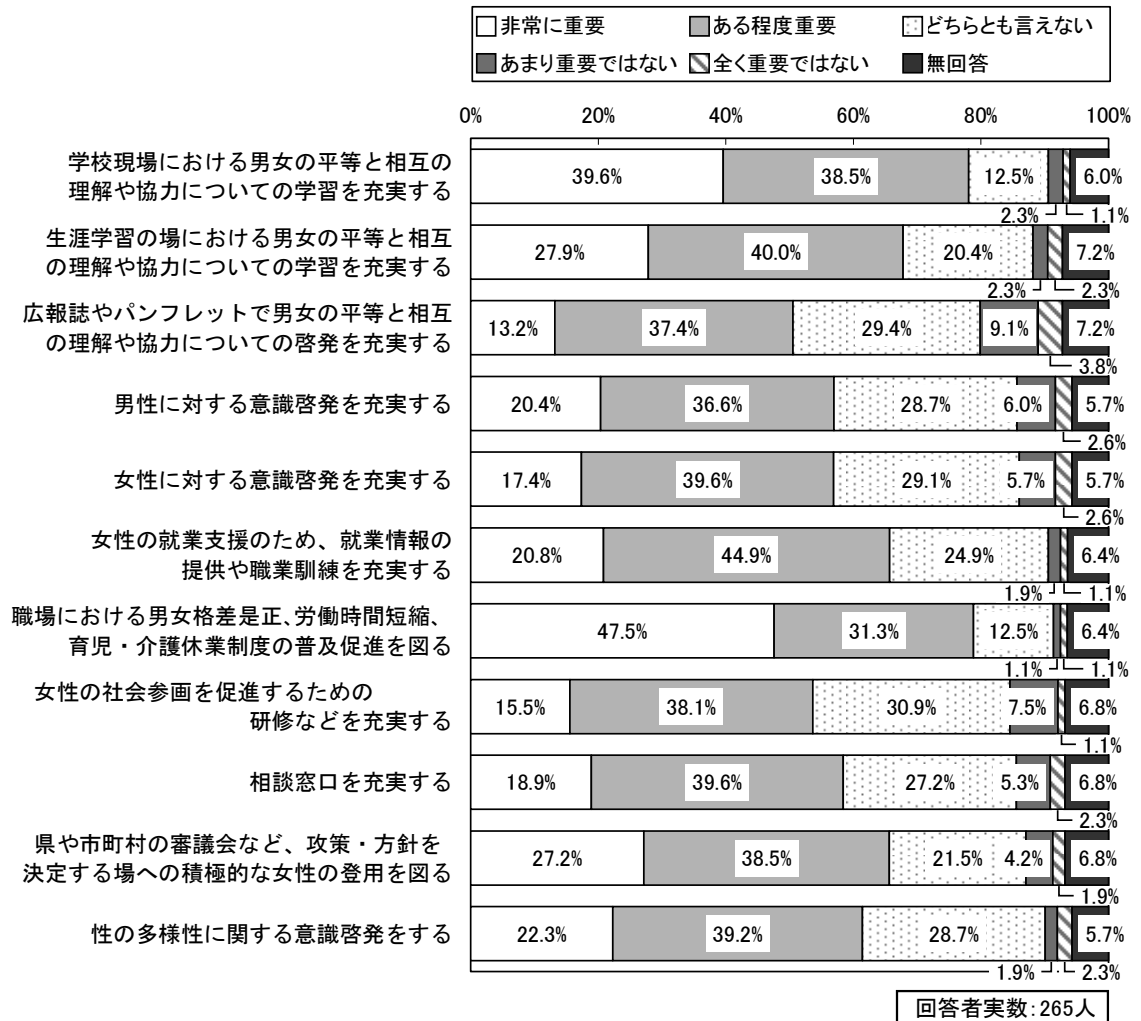
- 行政が推進すべきこととして「非常に重要」という回答は、「職場における男女格差の是正、労働時間短縮、育児・介護休業制度の普及促進を図る」が50.7%で最も高いです。また、「学校現場における男女の平等と相互の理解や協力についての学習を充実する」が38.8%、「女性の就業支援のため、就業情報の提供や職業訓練を充実する」が34.3%で、比較的高いです。

男女共同参画社会の実現のために行政が推進すべきこと【重要度】（全体）



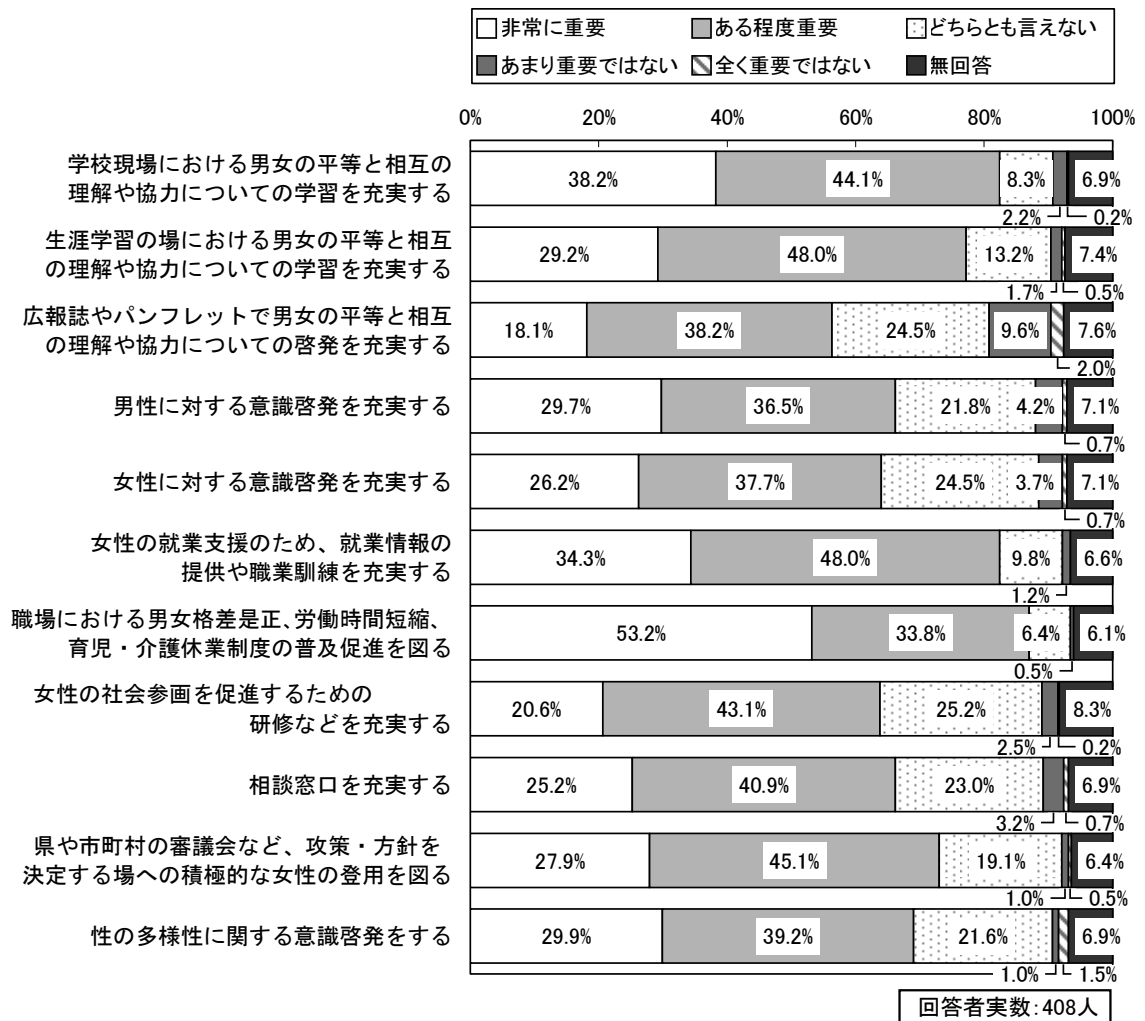
- ・性別に見ると、男性で「非常に重要」という回答は、全体と同様に「職場における男女格差の是正、労働時間短縮、育児・介護休業制度の普及促進を図る」が最も高く47.5%となっています。また「学校現場における男女の平等と相互の理解や協力についての学習を充実する」が39.6%で次いで高く、これら2項目が特に高いです。

男女共同参画社会の実現のために行政が推進すべきこと【重要度】（男性）



- ・女性で「非常に重要」という回答は、男性と比べると概ね女性の方で割合が上回っています。最も高いのは「職場における男女格差の是正、労働時間短縮、育児・介護休業制度の普及促進を図る」の53.2%で、その他「学校現場における男女の平等と相互の理解や協力についての学習を充実する」(38.2%)、「女性の就業支援のため就業情報の提供や職業訓練を充実する」(34.3%)の2つが比較的高くなっています。

男女共同参画社会の実現のために行政が推進すべきこと【重要度】(女性)



Ⅲ 小・中・高校生調査結果

1. 男女平等と性別役割分担意識について

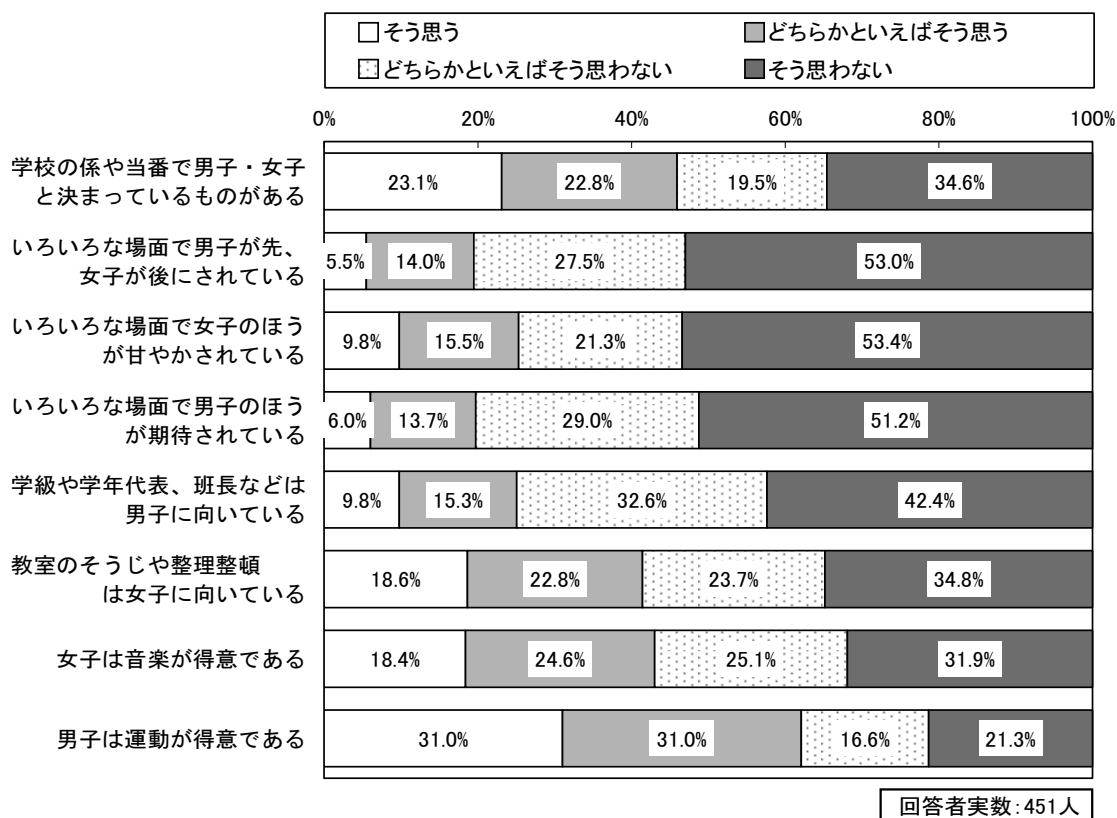
(1) 男女の性差についての意識

問4 次のことについてどう思いますか。それぞれあてはまるものを選んでください。【小・中・高校生】

(小学生)

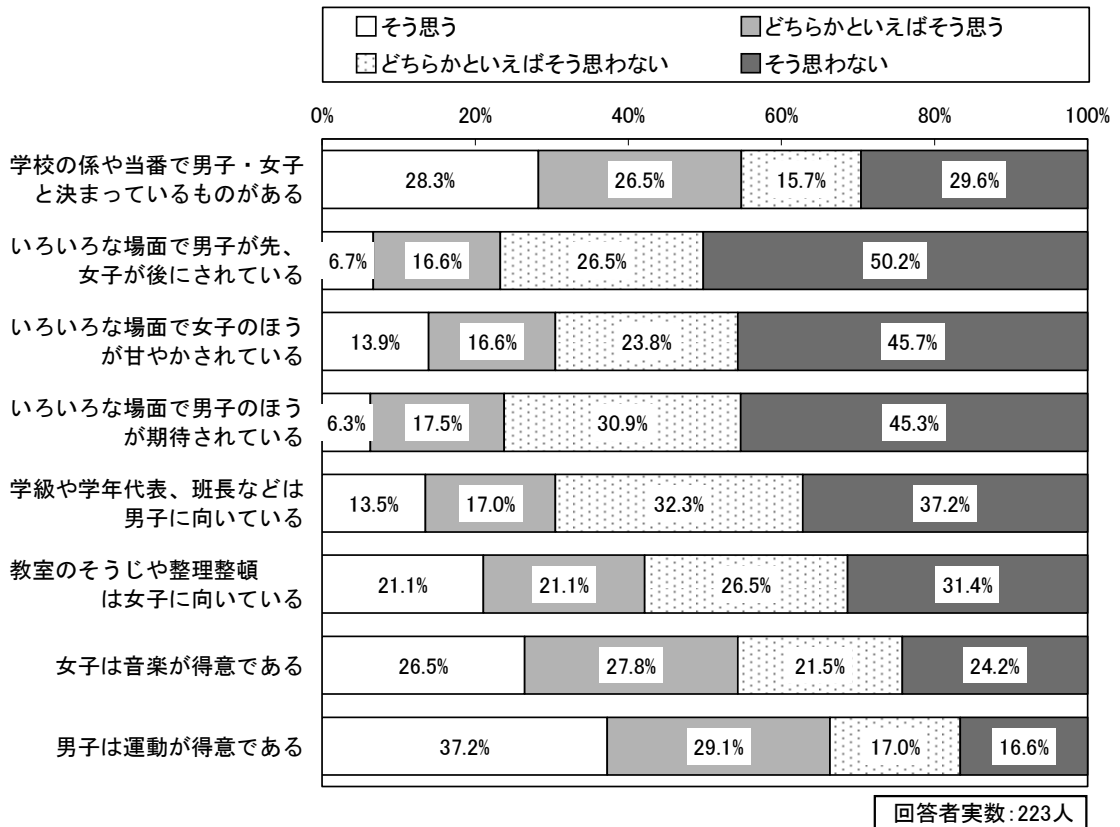
- ・小学生の学校生活等における男女の性差意識を見ると、「男子が先、女子が後」、「女子の方が甘やかされている」、「男子の方が期待されている」では、半数以上が性差を意識しない(「そう思わない」)と回答しています。
- ・男女の性差を意識することとしては、「男子は運動が得意」が62%を占め最も高いほか、「学校の係や当番で男子・女子と決まっているものがある」が45.9%で次いで高いです。(男女の性差を意識すること＝「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」を合わせた割合)

男女の性差についての意識【小学生】(全体)

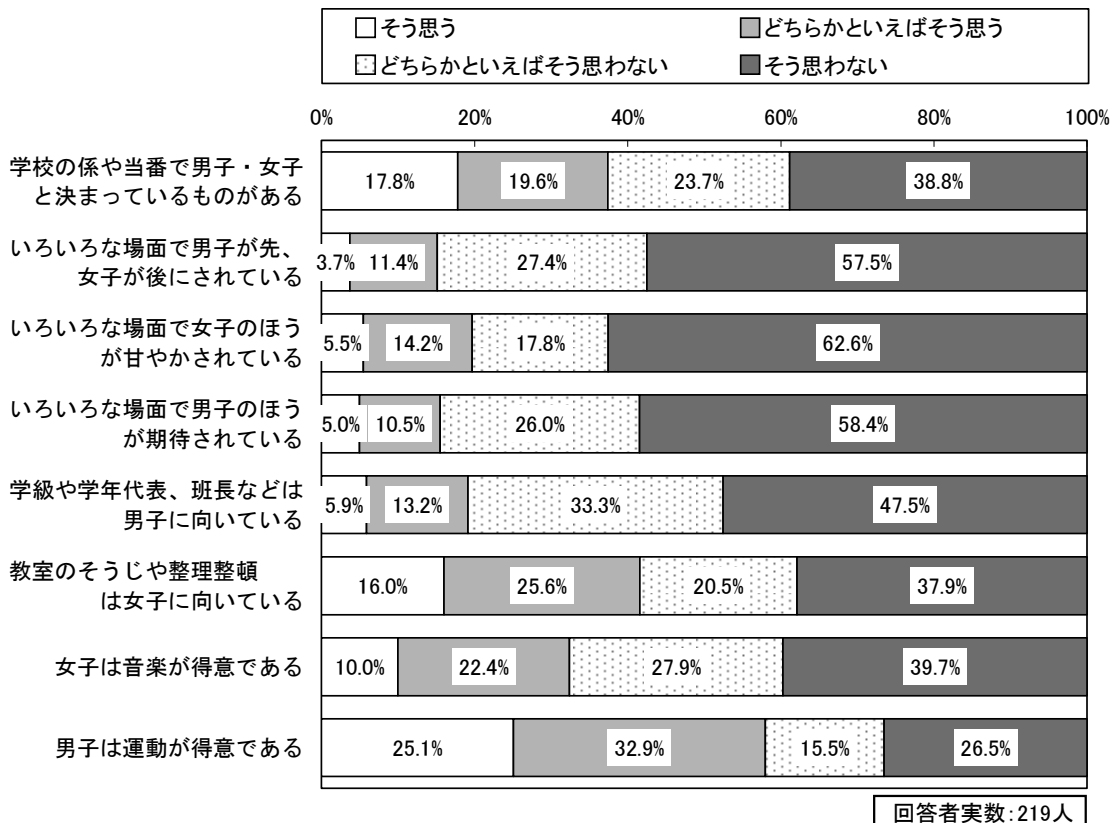


- ・男女の性差を意識することを性別にみると、男女ともに「男子は運動が得意である」が最も高いほか、「学校の係や当番で男子・女子と決まっているものがある」がこれに次いで高いです。
- ・また男性では「女子は音楽が得意である」が高く、女子では「教室のそうじや整理整頓は女子が向いている」が高いです。

男女の性差についての意識【小学生】（男性）



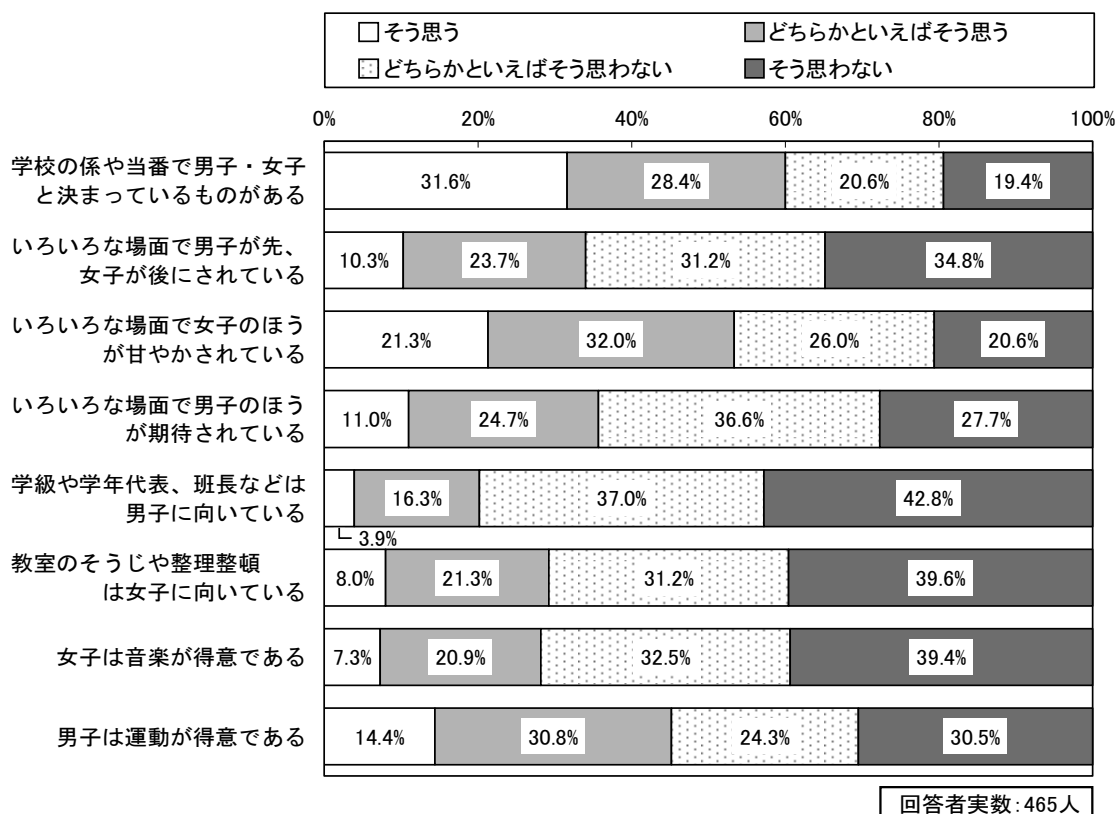
男女の性差についての意識【小学生】（女性）



(中学生)

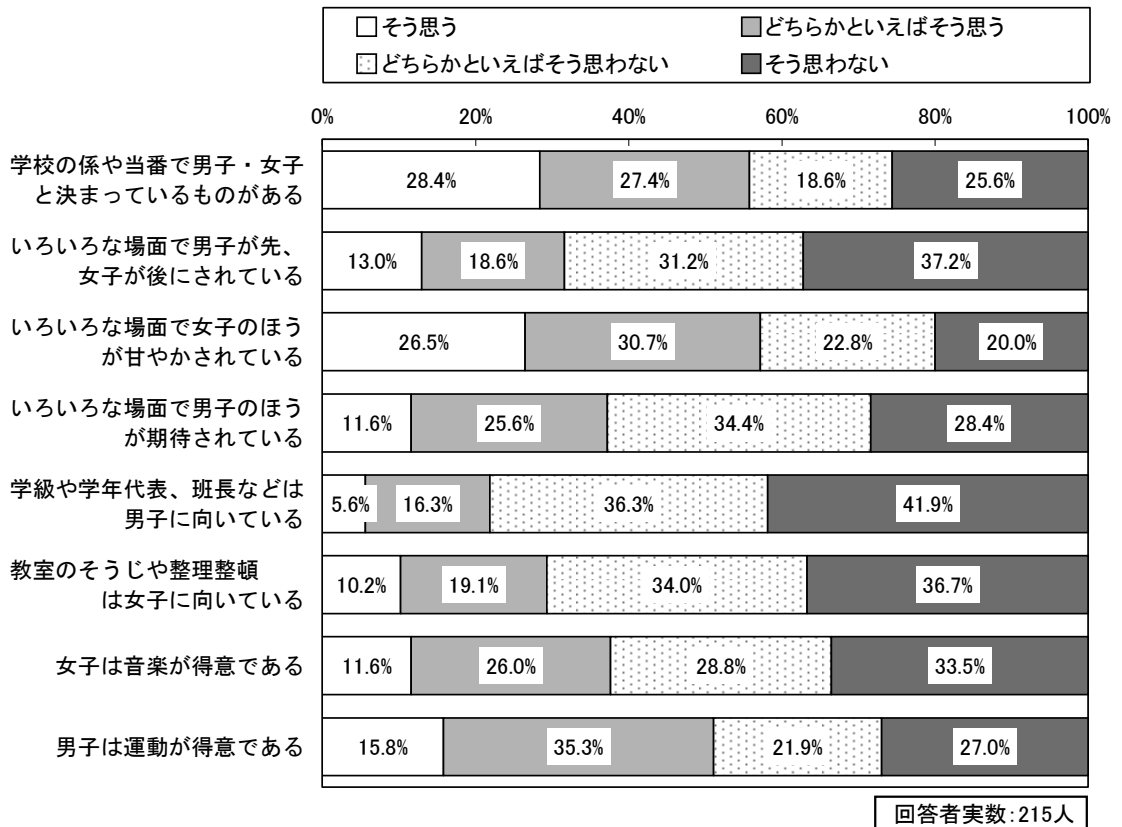
- 中学生では、男女の性差を意識することとして、「学校の係や当番で男子・女子と決まっているものがある」が60%を占めているほか、「女子の方が甘やかされている」が53.3%で次いで高いです。また、3番目には「男子は運動が得意」で45.2%となっています。(男女の性差を意識すること＝「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」を合わせた割合)

男女の性差についての意識【中学生】(全体)

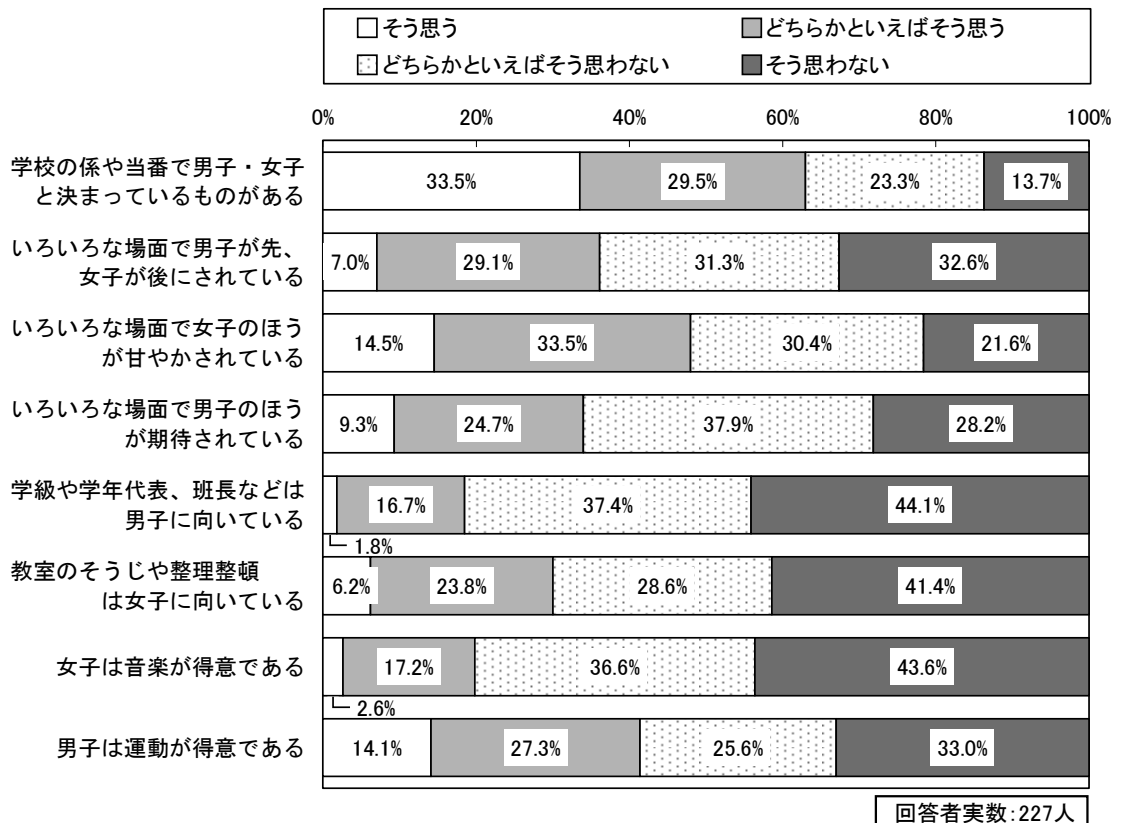


- 男女の性差を意識することを性別にみると、男女とも上記の3項目が高くなっていますが、男性では「女子の方が甘やかされている」が最も高く、女子では「学校の係や当番で男子・女子と決まっているものがある」が最も高いです。

男女の性差についての意識【中学生】（男性）



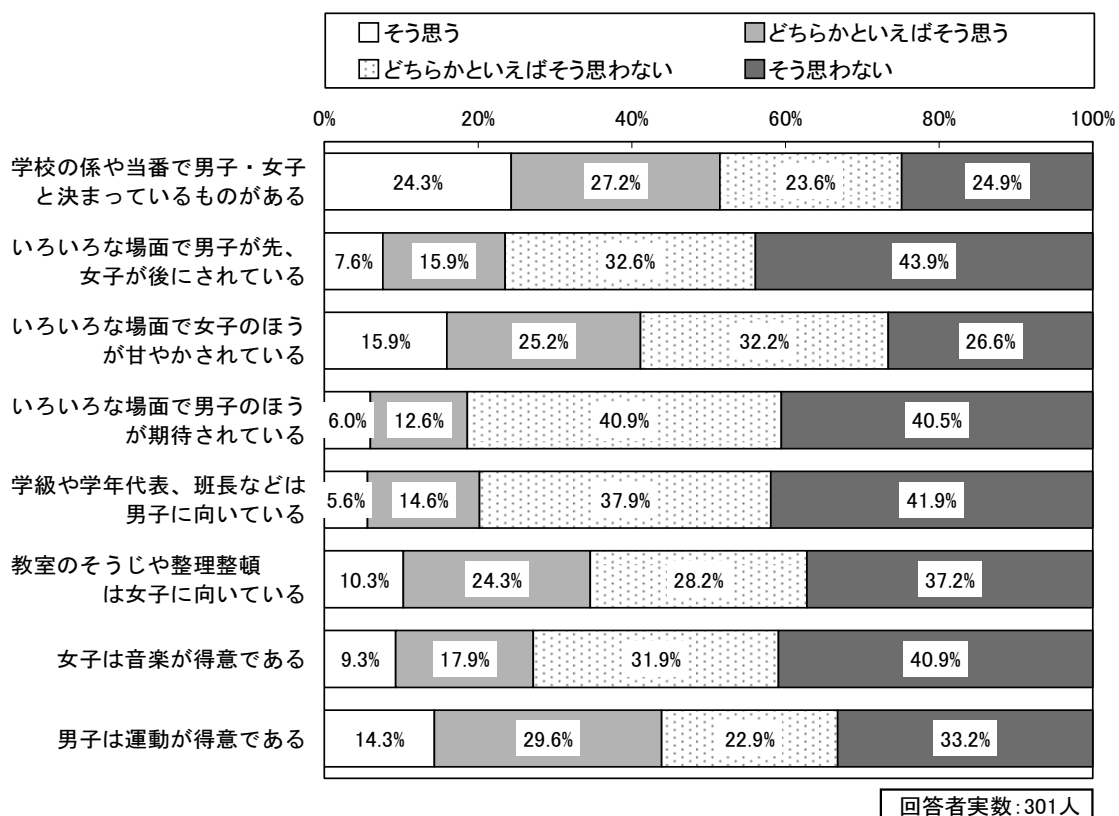
男女の性差についての意識【中学生】（女性）



(高校生)

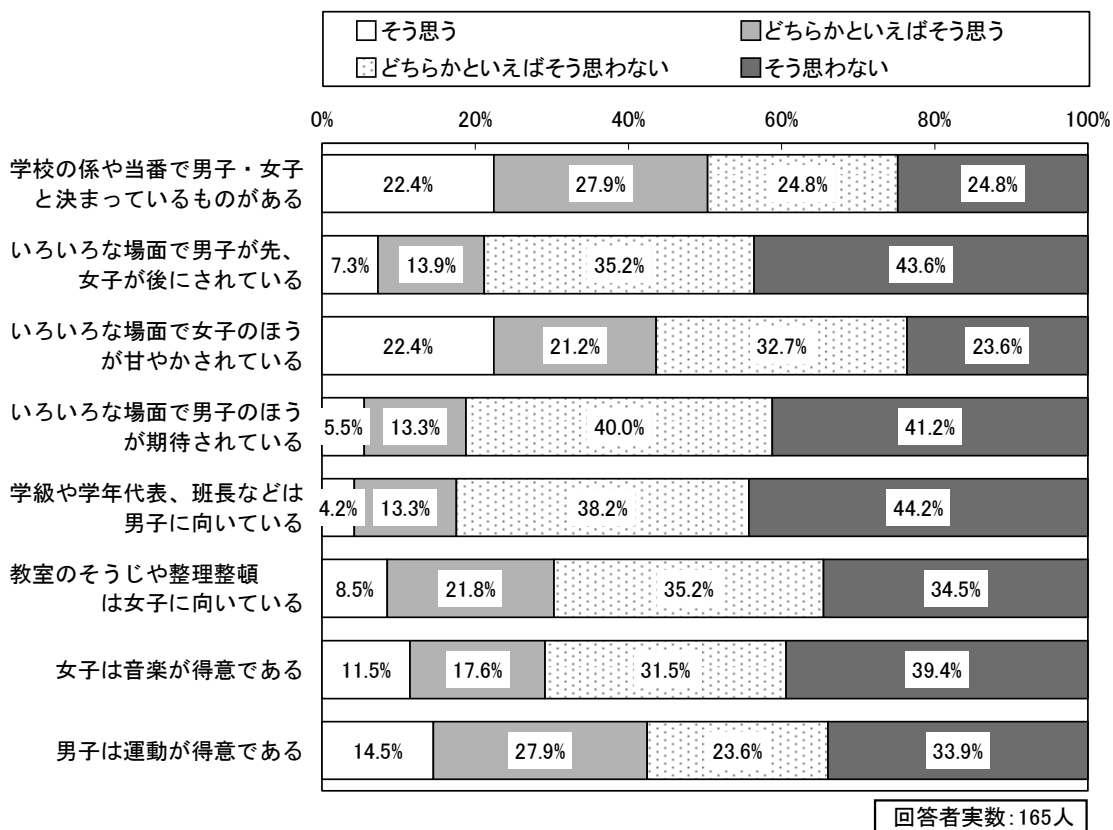
- ・高校生では、男女の性差を意識することとして、「学校の係や当番で男子・女子と決まっているものがある」が51.2%を占めているほか、「男子は運動が得意」の43.9%、「女子の方が甘やかされている」の41.1%も高くなっています。(男女の性差を意識すること＝「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」を合わせた割合)

男女の性差についての意識【高校生】(全体)

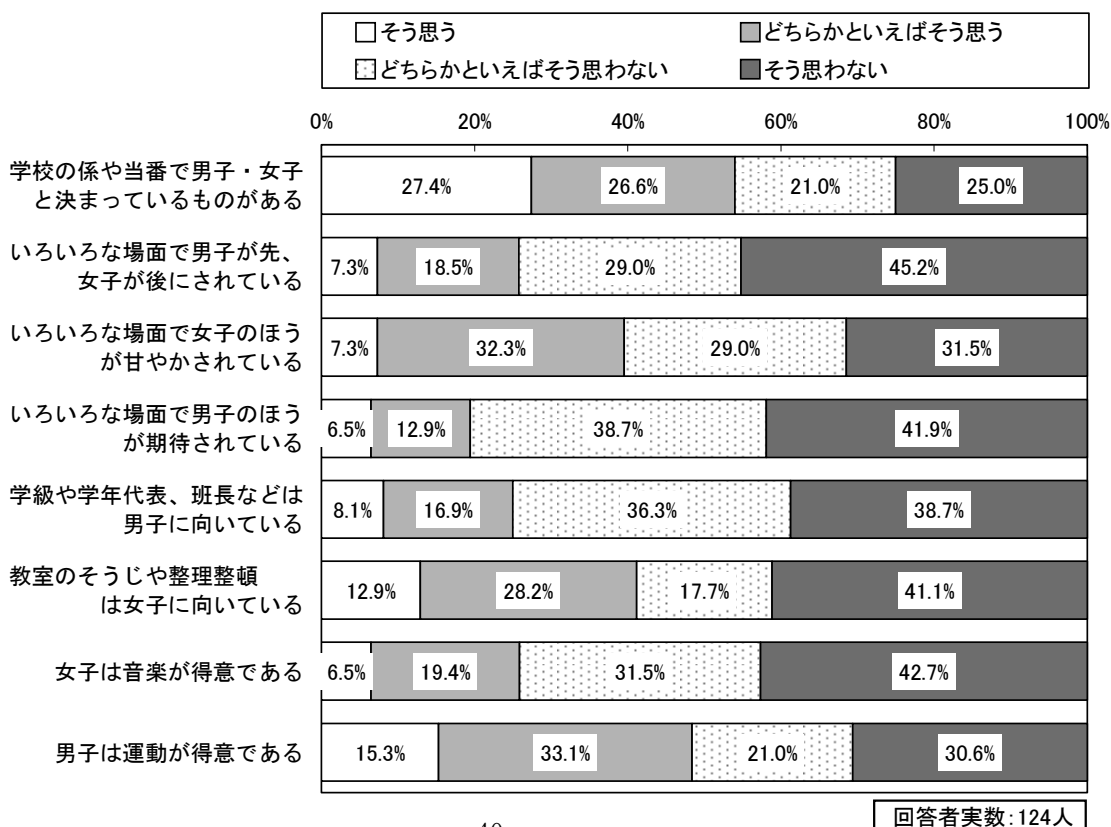


- ・男女の性差を意識することを性別にみると、男女とも「学校の係や当番で男子・女子と決まっているものがある」が最も高いほか、男性では「女子の方が甘やかされている」や「男子は運動が得意である」が高くなっています。
- ・女性では、男性で高くなっている項目のほか、「そうじや整理整頓は女子が向いている」も高くなっています。

男女の性差についての意識【高校生】（男性）



男女の性差についての意識【高校生】（女性）



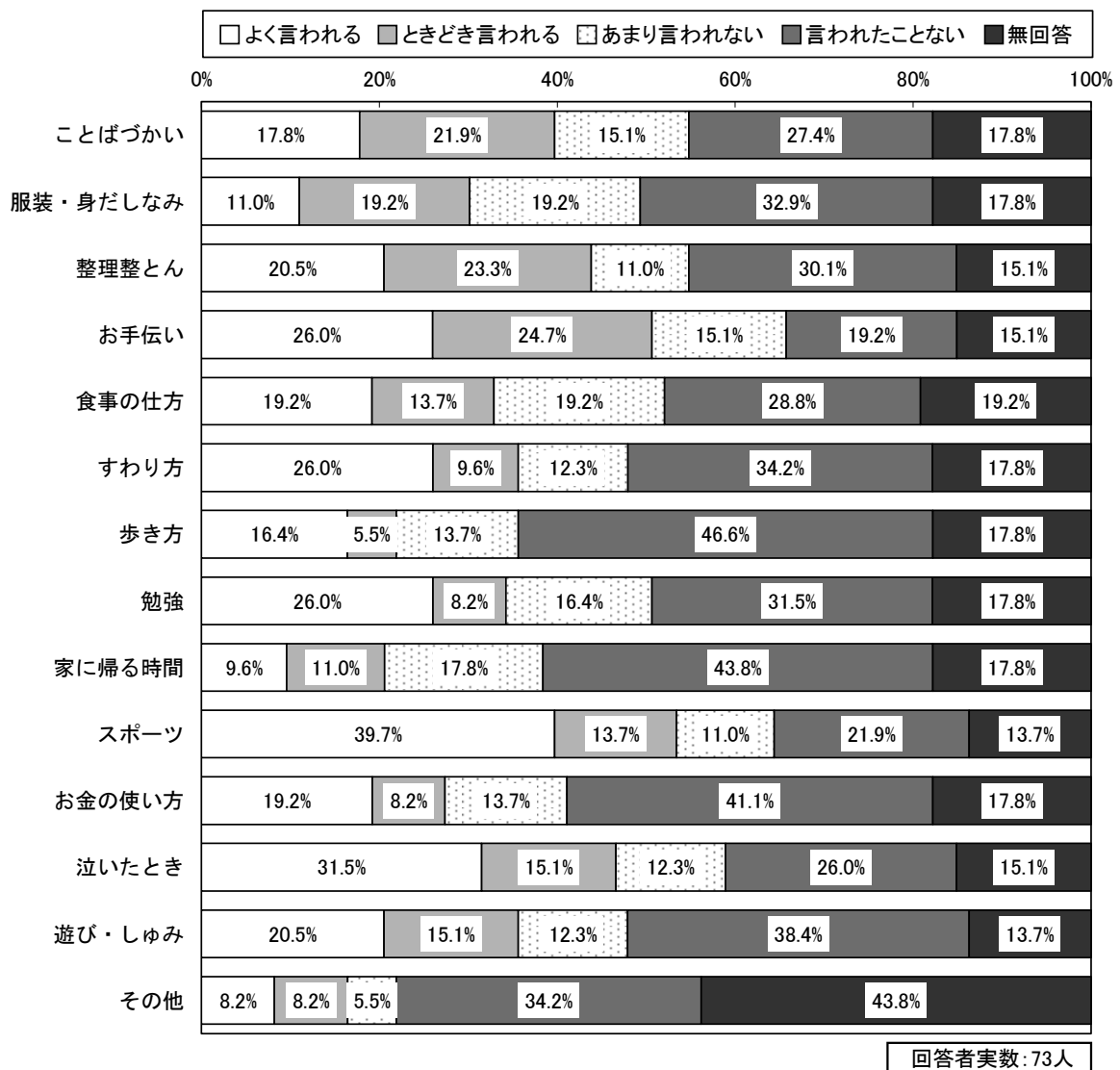
(2) 性別役割意識に対する大人の言動のきっかけ

問6 あなたはおとなの人に「男子だから〇〇しなさい」や「女子だから〇〇しなさい」と言われたことがありますか。またどんな時に言われましたか。【小・中・高校生】

(小学生)

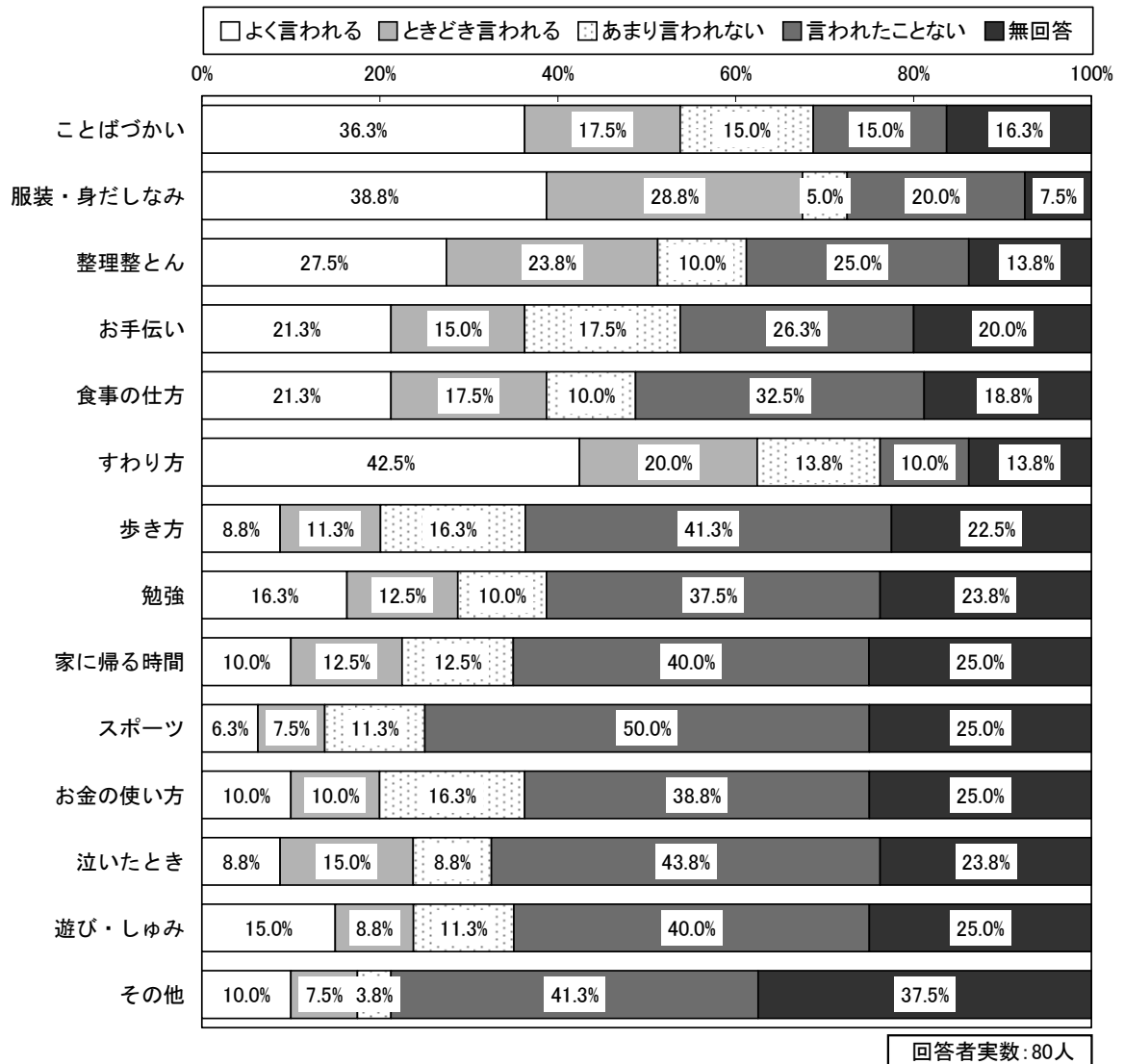
- ・小学生で「男子だから・・・」と言われる割合は、「スポーツ」で最も高くなっているほか、「お手伝い」、「泣いたとき」で「よく言われる」「ときどき言われる」が高くなっています。

性別役割意識に対する大人の言動のきっかけ【小学生】(男性)



- ・小学生の女性では、「女子だから・・・」と言われる割合は、「服装・身だしなみ」と「すわり方」で特に高くなっています。また、「ことばづかい」と「整理整頓」も、「よく言われる」「ときどき言われる」が比較的高くなっています。

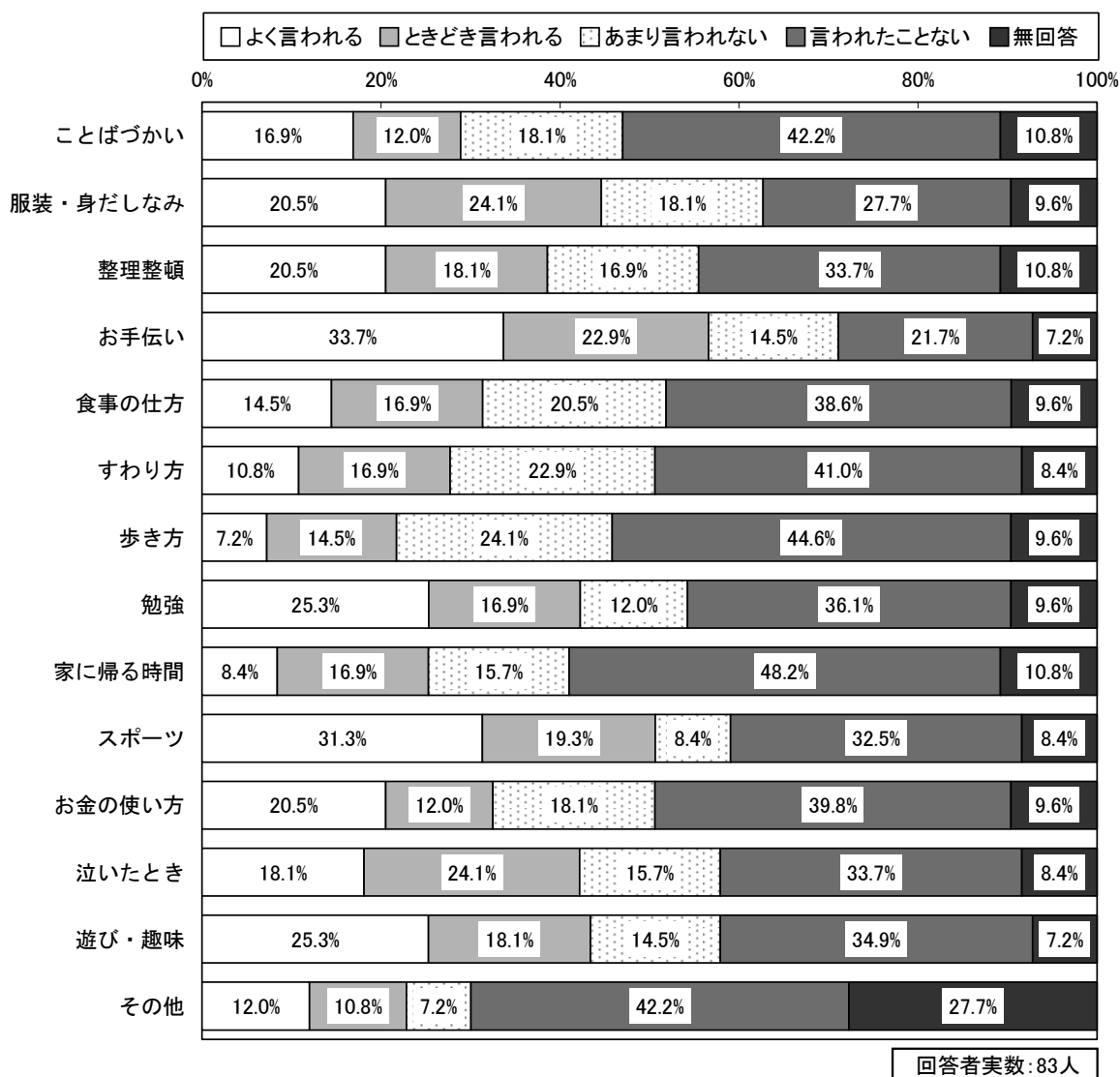
性別役割意識に対する大人の言動のきっかけ【小学生】（女性）



(中学生)

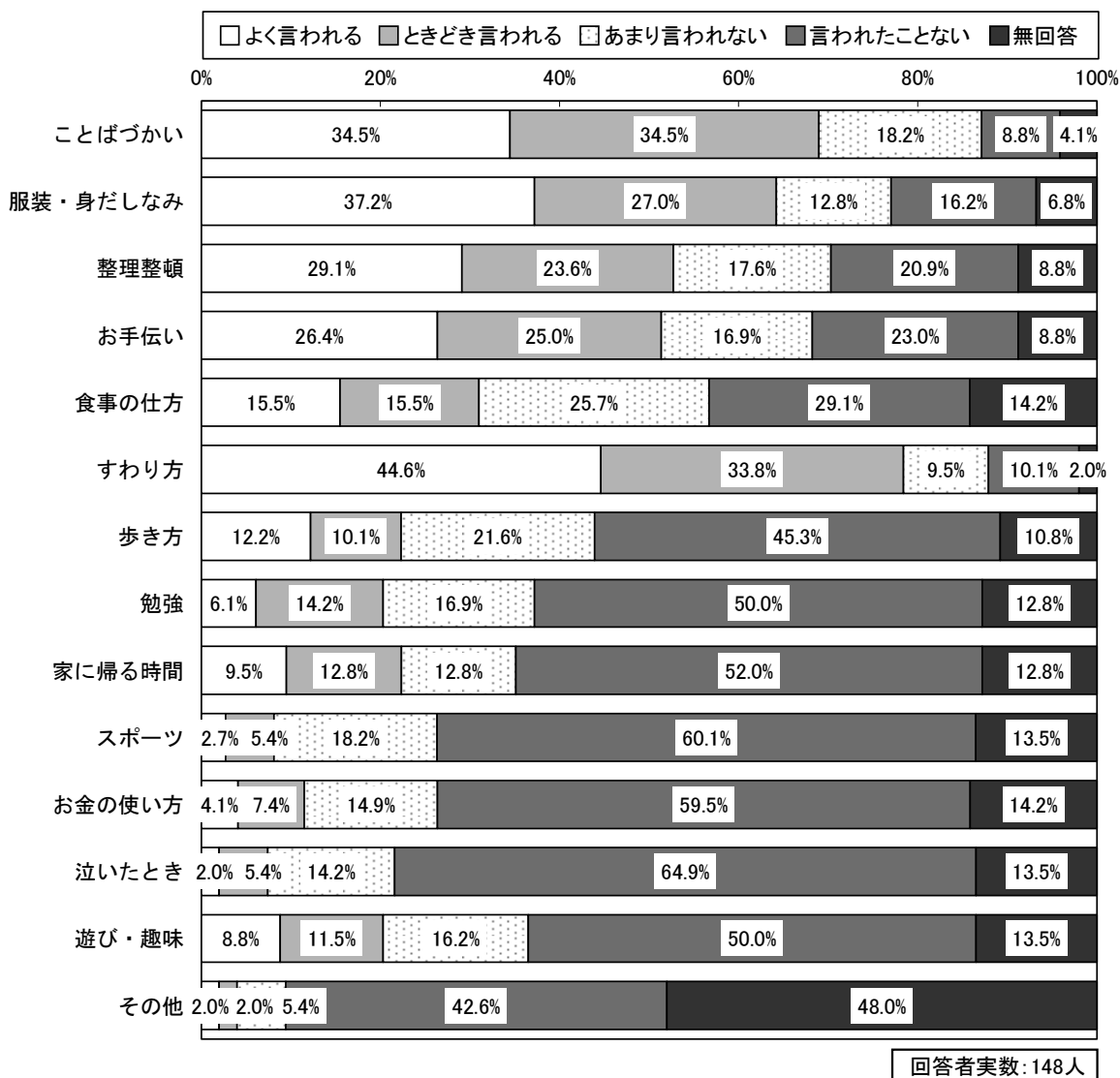
- ・中学生で「男子だから・・・」と言われる割合は、「お手伝い」と「スポーツ」で特に高くなっているほか、「泣いたとき」、「遊び・趣味」で「よく言われる」「ときどき言われる」が高くなっています。

性別役割意識に対する大人の言動のきっかけ【中学生】(男性)



- ・中学生の女性では、「女子だから・・・」と言われる割合は、「すわり方」が非常に高いほか、「ことばづかい」、「服装・身だしなみ」で特に高くなっています。
- ・また、「整理整頓」と「お手伝い」でも、「よく言われる」「ときどき言われる」が比較的高くなっています。

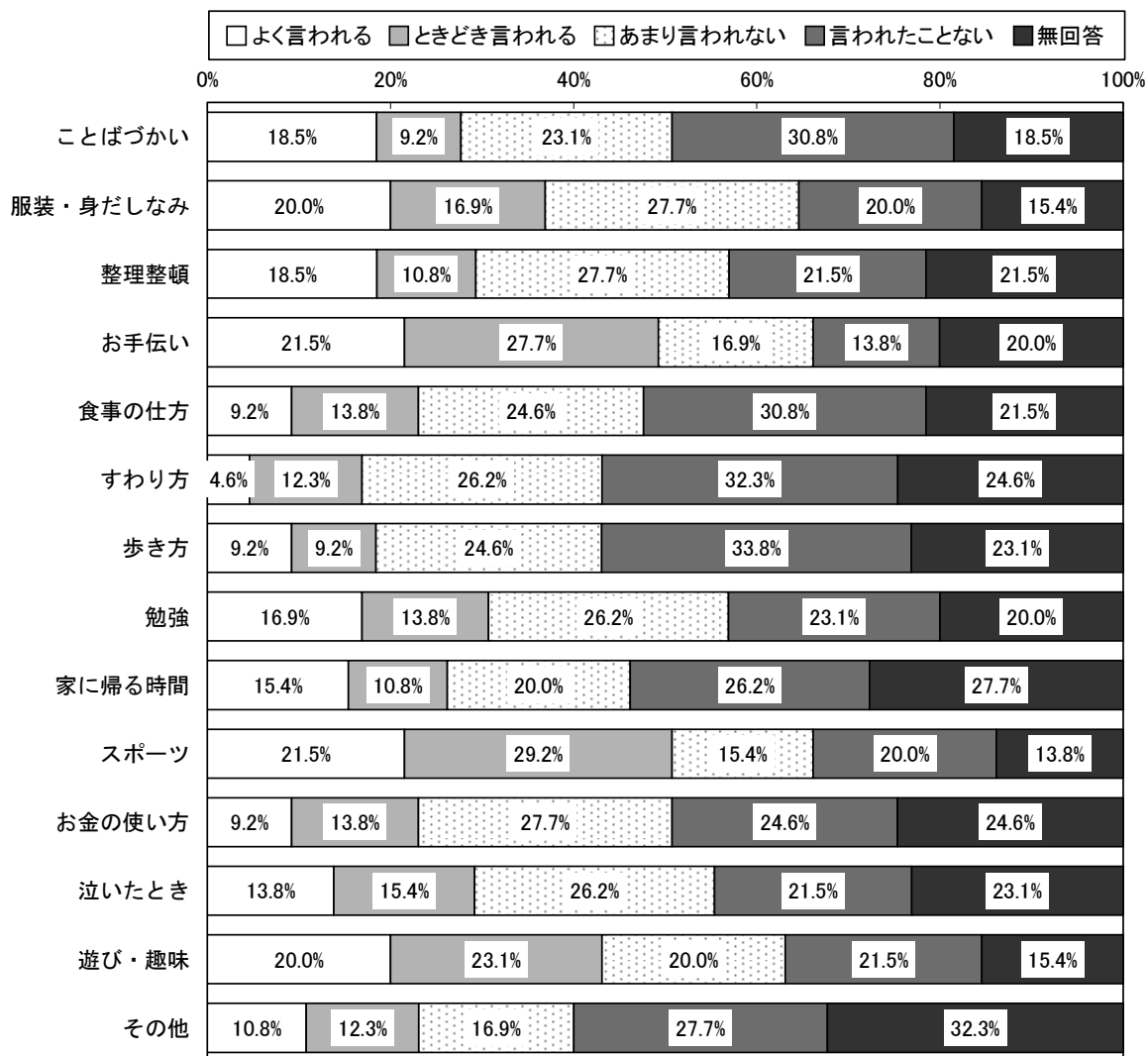
性別役割意識に対する大人の言動のきっかけ【中学生】（女性）



(高校生)

- ・高校生で「男子だから・・・」と言われる割合は、「スポーツ」と「お手伝い」で特に高くなっています。また、「遊び・趣味」も「よく言われる」「ときどき言われる」が比較的高いです。

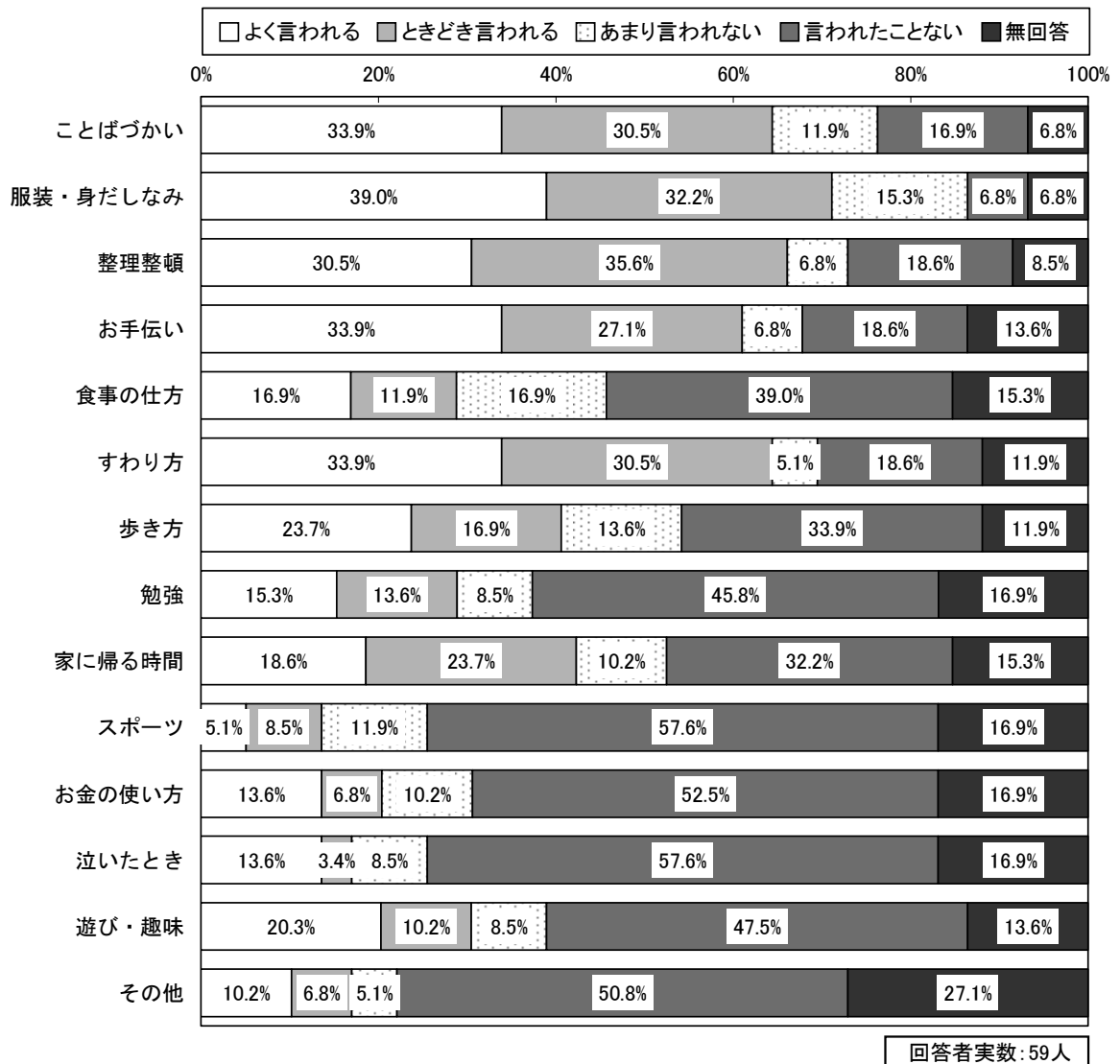
性別役割意識に対する大人の言動のきっかけ【高校生】(男性)



回答者実数: 65人

- ・ 高校生の女性で、「女子だから・・・」と言われる割合は、「服装・身だしなみ」が最も高いほか、「整理整頓」、「ことばづかい」、「すわり方」、「お手伝い」で高く、男性と比べて言われる項目が多いです。

性別役割意識に対する大人の言動のきっかけ【高校生】（女性）

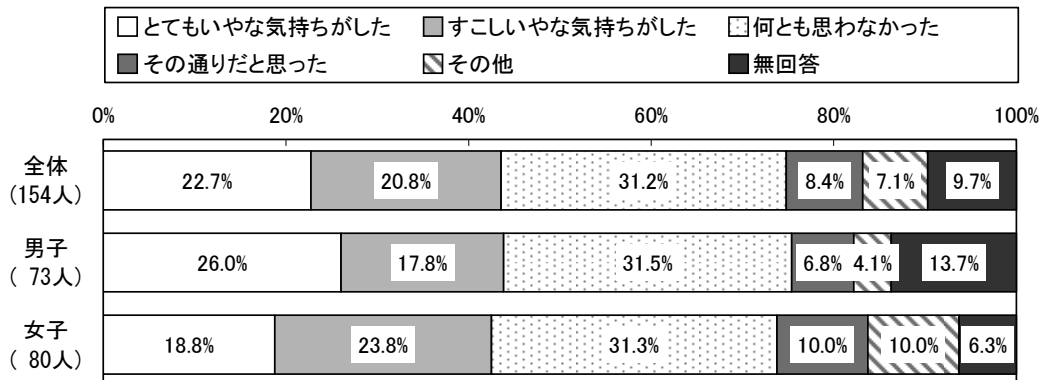


(3) 性別役割意識に対する大人の言動による影響

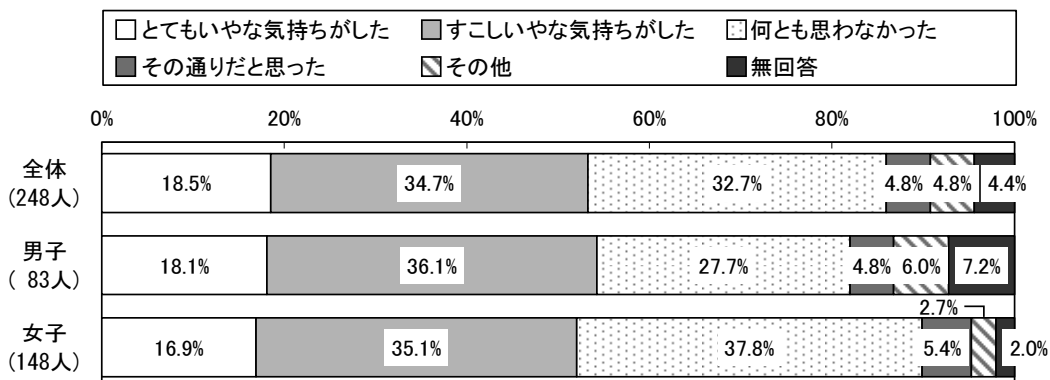
問7 あなたはその時どんな気持ちになりましたか。【小・中・高校生】

・「男子だから…」、「女子だから・・・」と言われた時の気持ちを訪ねると、「とてもいやな気持ちでした」と「すこしいやな気持ちでした」を合わせた割合が小学生では男女とも40%程度、中学生では男女とも50%程度となっています。高校生では、いやな気持ちでした割合は、男性が38.5%、女性が55.9%であり、男性に比べて女性の方で高くなっています。

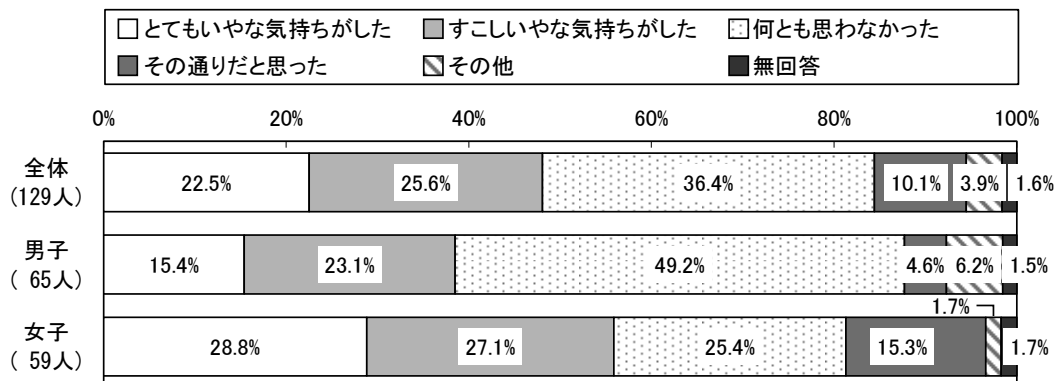
性別役割意識に対する大人の言動による影響【小学生】（全体・性別）



性別役割意識に対する大人の言動による影響【中学生】（全体・性別）



性別役割意識に対する大人の言動による影響【高校生】（全体・性別）

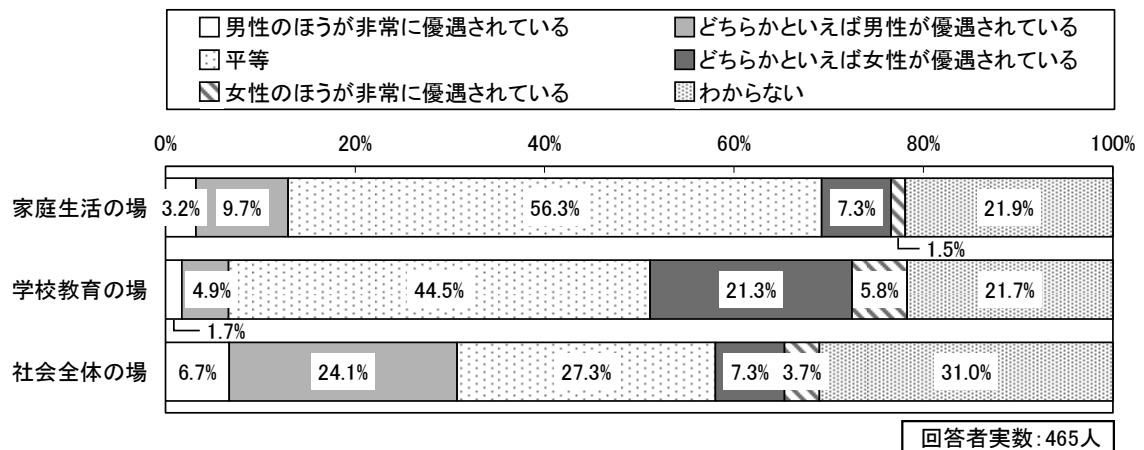


(4) 男女の地位の平等感

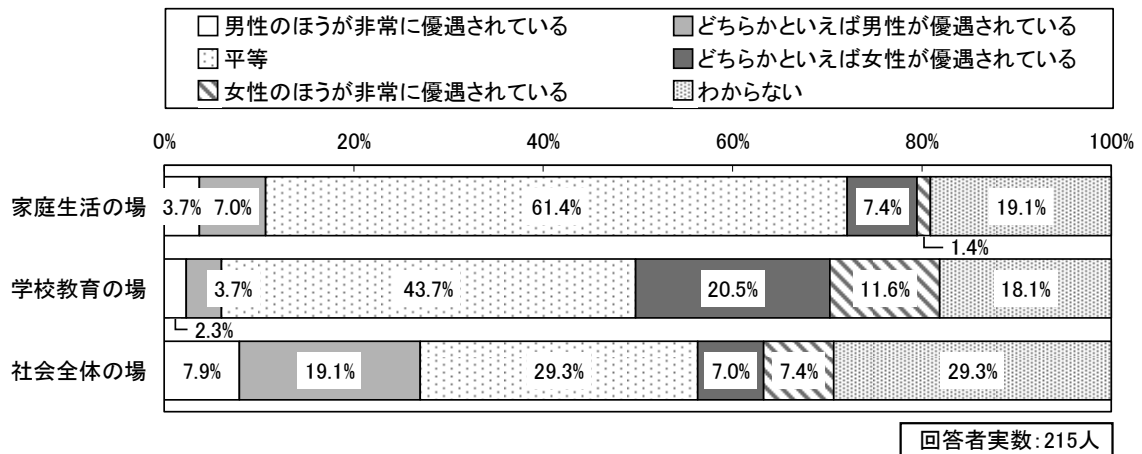
問8 次の場面で、男女の地位は平等になっていると思いますか。【中・高校生】

・中・高校生に、男女の地位の平等について尋ねたところ、「平等である」という回答は、中・高校生ともに「家庭生活の場」や「学校教育の場」で60%程度を占めていますが、「社会全体の場」では30%前後にとどまっています。

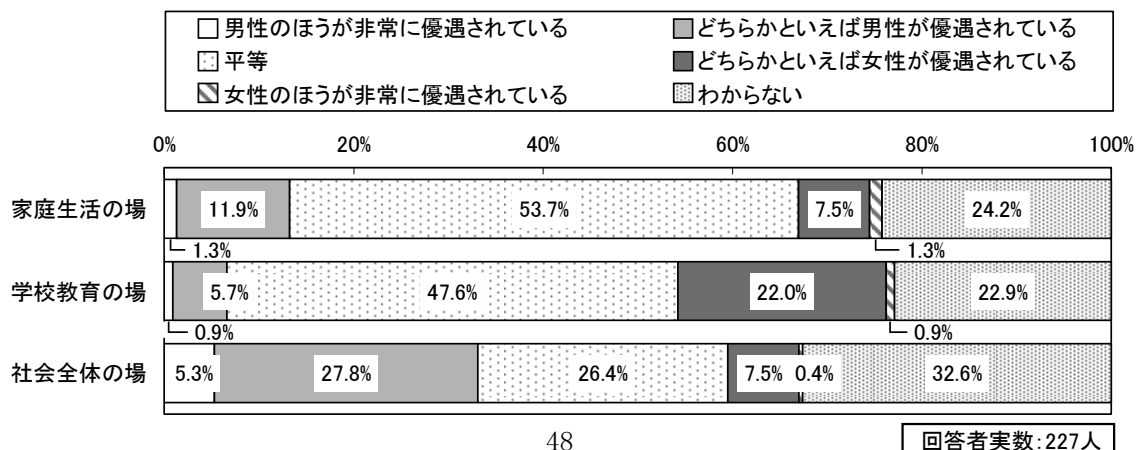
男女の地位の平等感【中学生】（全体）



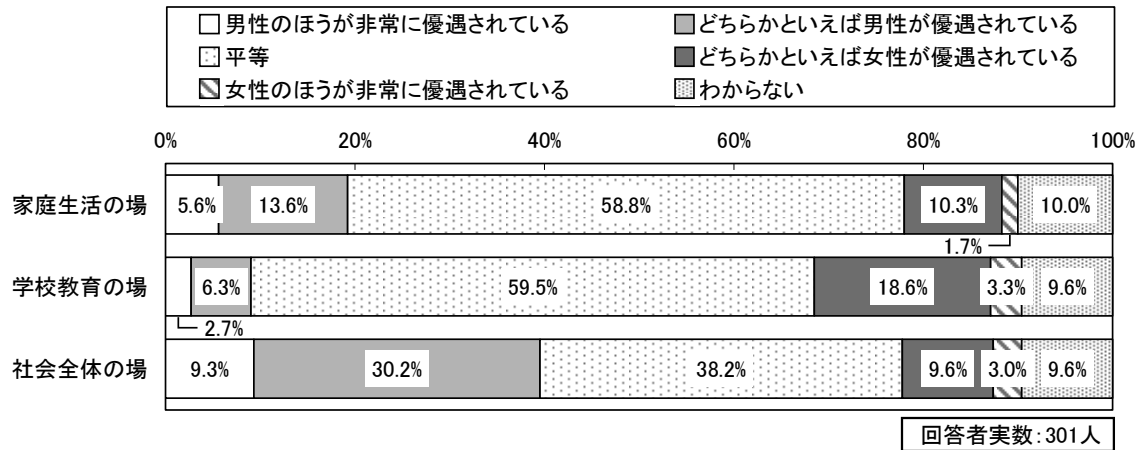
男女の地位の平等感【中学生】（男性）



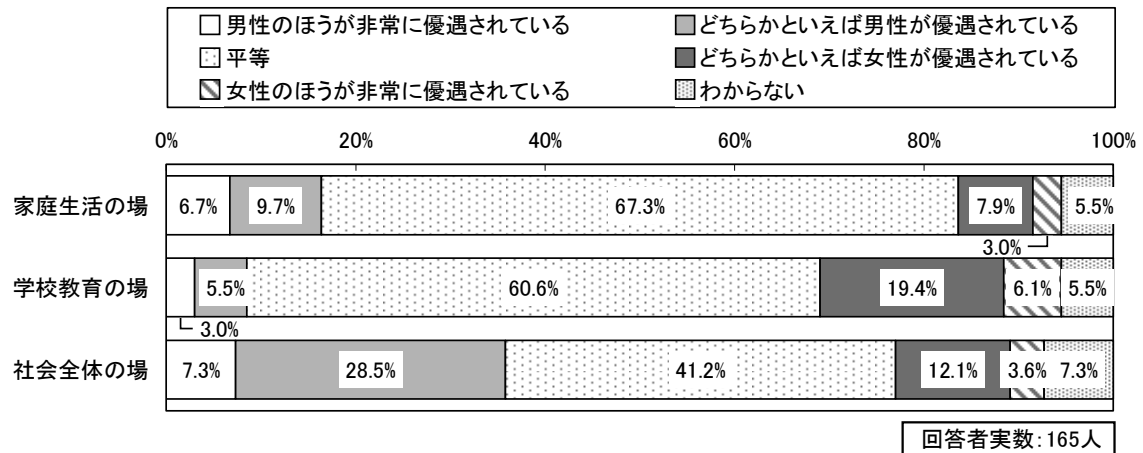
男女の地位の平等感【中学生】（女性）



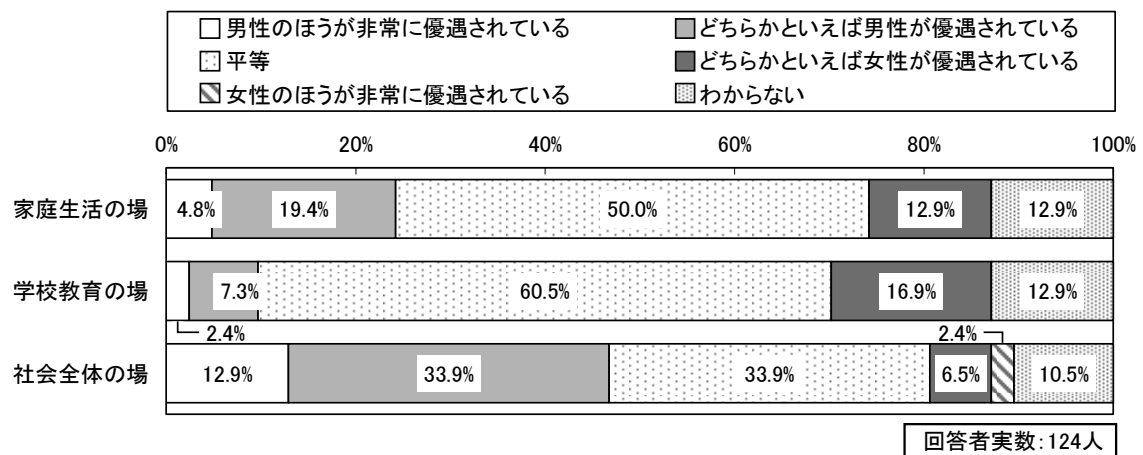
男女の地位の平等感【高校生】（全体）



男女の地位の平等感【高校生】（男性）



男女の地位の平等感【高校生】（女性）

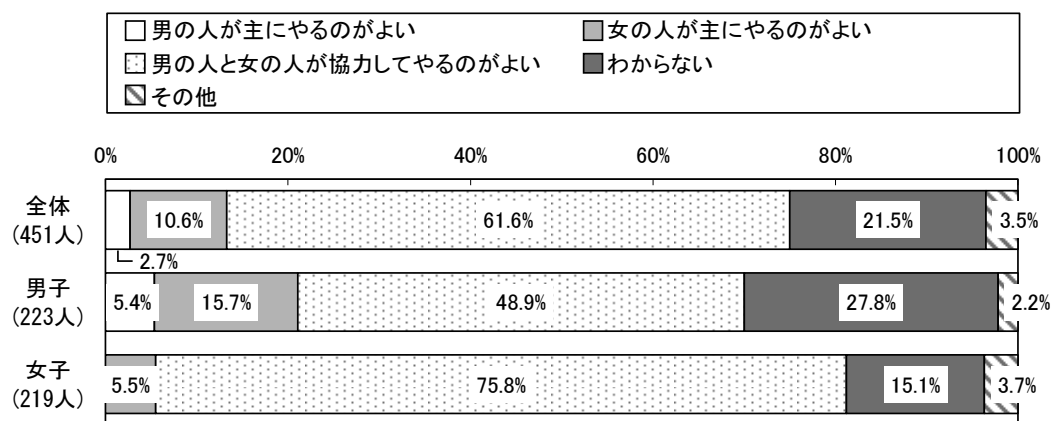


(5) 家庭での役割分担

- 問9 あなたは家の中で、食事のしたくやそうじ、洗濯のような家事は、誰がやるのが一番よいと思いますか。【小学生】
- 問10 あなたは家の中で、食事のしたくやそうじ、洗濯、子育て、介護のような家事は、誰がやるのが一番よいと思いますか。【中・高校生】

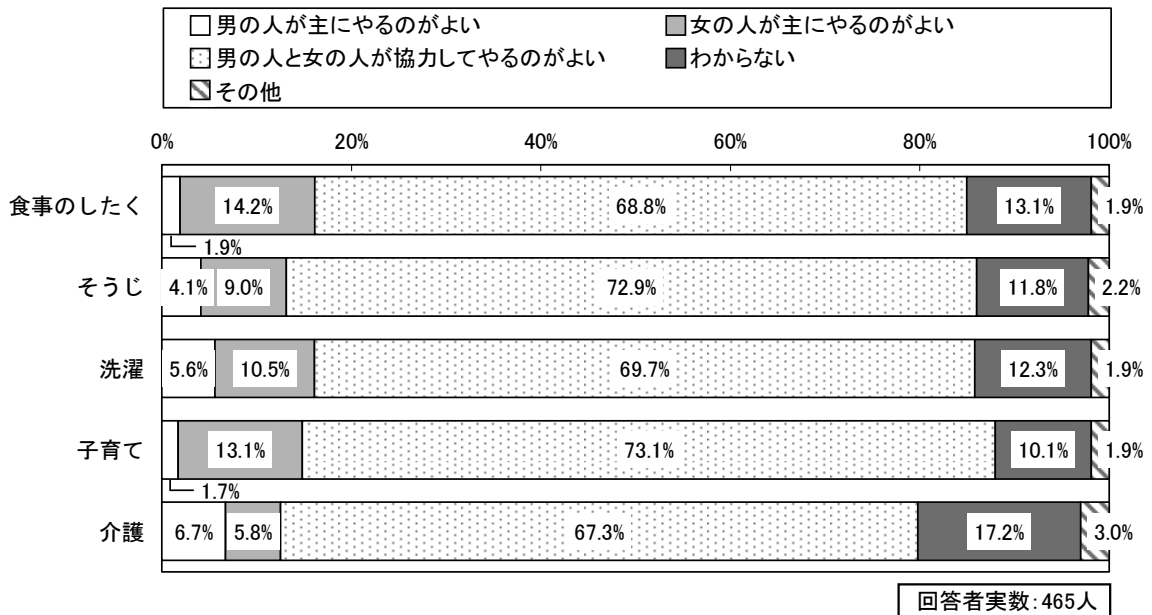
- ・家庭での役割分担の意識について見ると、小学生では、「男の人と女の人が協力してやるのがよい」が61.6%を占め、高くなっています。
- ・性別に見ると、協力してやるのがよいという回答は、男子は48.9%、女子は75.8%と、女子の方でとても高くなっています。

家庭での役割分担【小学生】

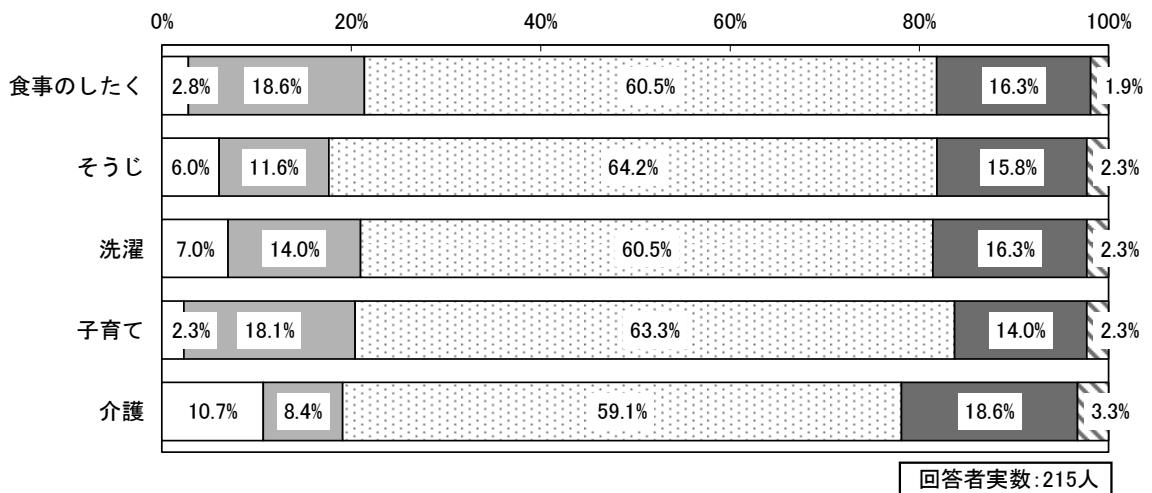


- ・家庭での役割分担について、中・高校生では家事、育児・介護別に調査しました。
- ・中学生、高校生とも「男の人と女の人が協力してやるのがよい」が大半を占めていますが、中学生では家事・育児で「女の人が主にやるのがよい」の割合が各10%ほどあり、特に男性では「食事のしたく」、「子育て」は18%程度、「洗濯」は14.0%となっています。
- ・高校生でも、家事・育児で「女の人が主にやるのがよい」の割合が10%近くありますが、中学生より低くなっています。「食事のしたく」は男女とも10%程度が「女の人が主にやるのがよい」と回答しています。

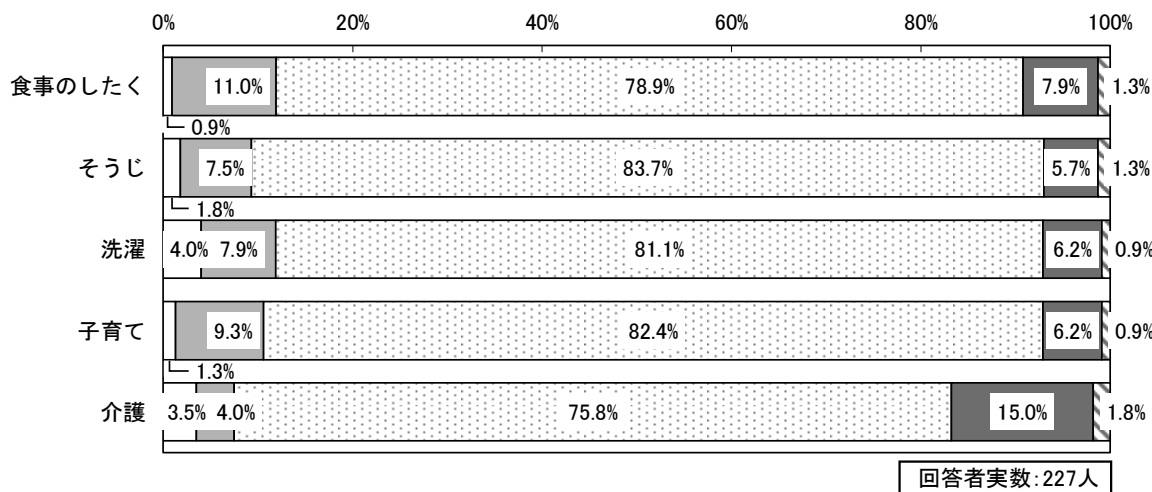
家庭での役割分担【中学生】（全体）



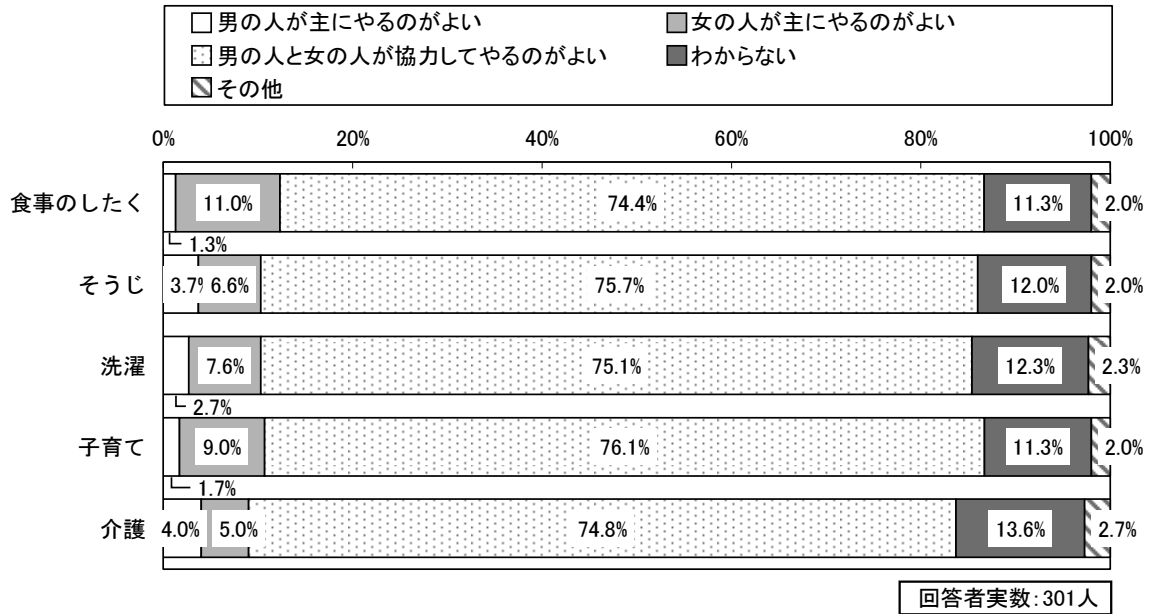
家庭での役割分担【中学生】（男性）



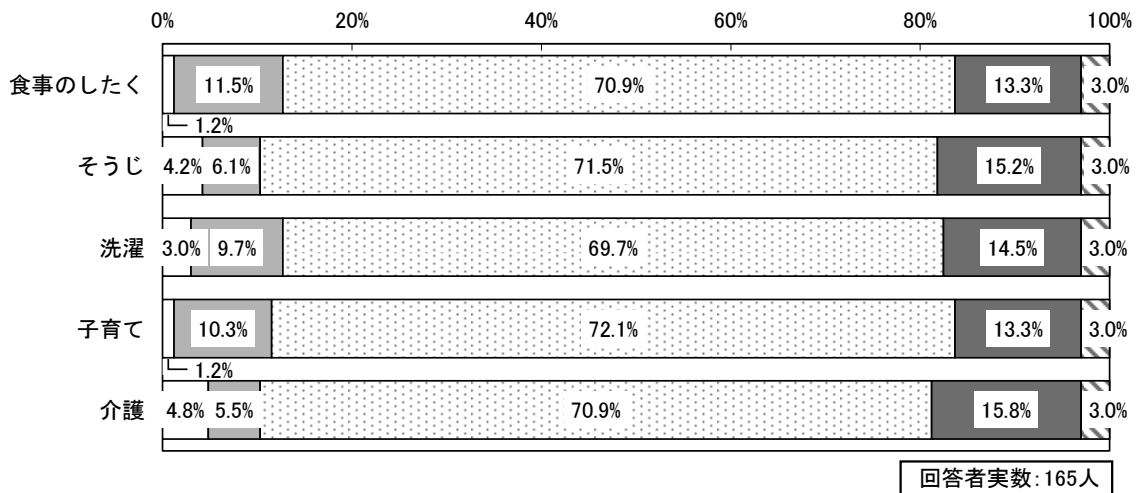
家庭での役割分担【中学生】（女性）



家庭での役割分担【高校生】（全体）



家庭での役割分担【高校生】（男性）



家庭での役割分担【高校生】（女性）

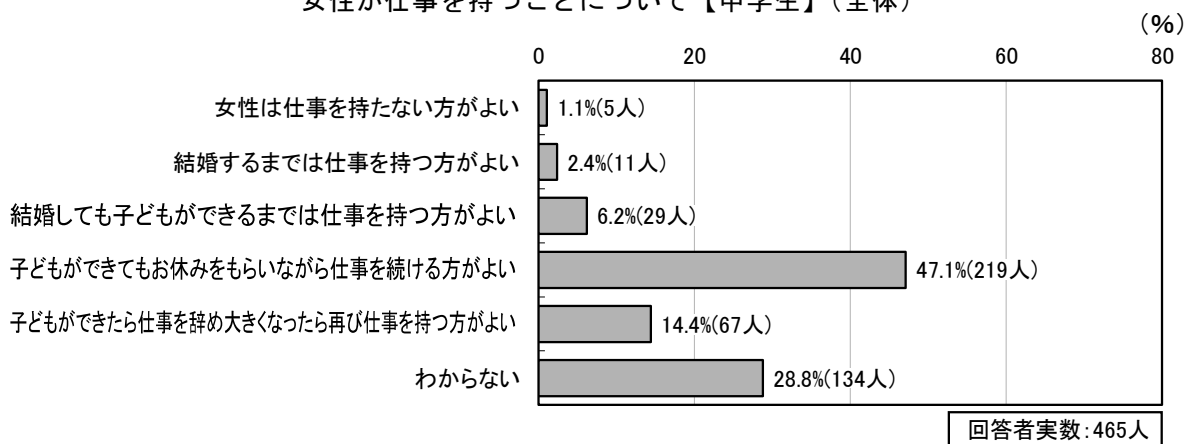


(6) 女性が仕事を持つことについて

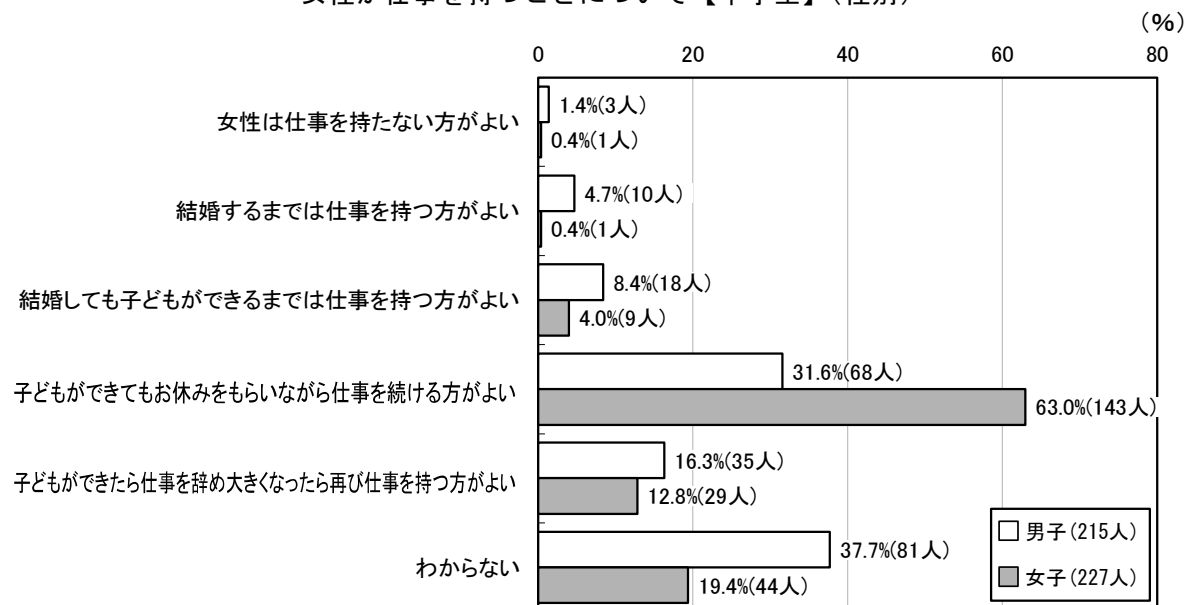
問11 女性が仕事を持つことについて、あなたはどのように考えますか。【中・高校生】

- ・女性が仕事を持つことについては、「子どもができてもお休みをもらいながら仕事を続ける方がよい」という回答が圧倒的に高く、中学生では47.1%、高校生では64.0%を占めています。
- ・性別に見ると、「子どもができてもお休みをもらいながら仕事を続ける方がよい」という回答は、男性に比べて女性の方が高く、中・高校生ともに、男性が30%程度、女性では60%程度となっています。

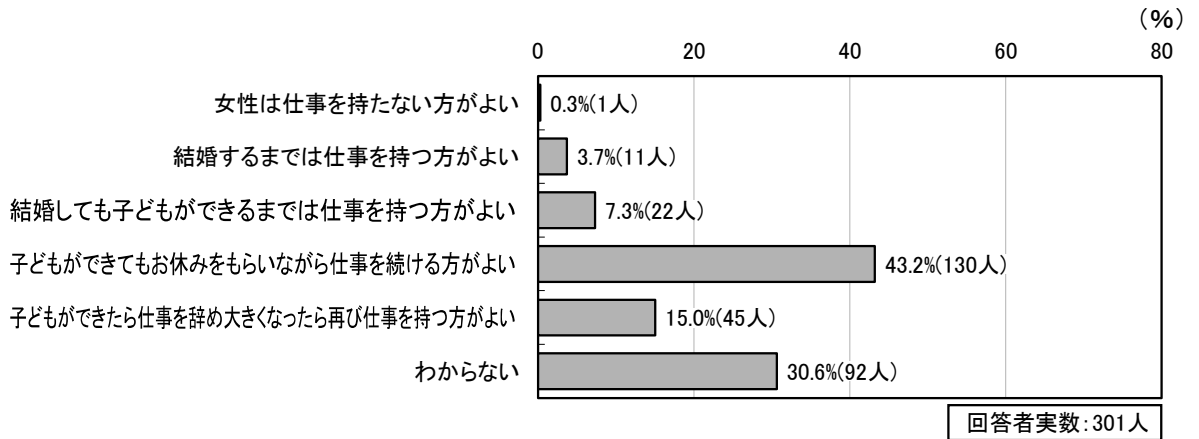
女性が仕事を持つことについて【中学生】（全体）



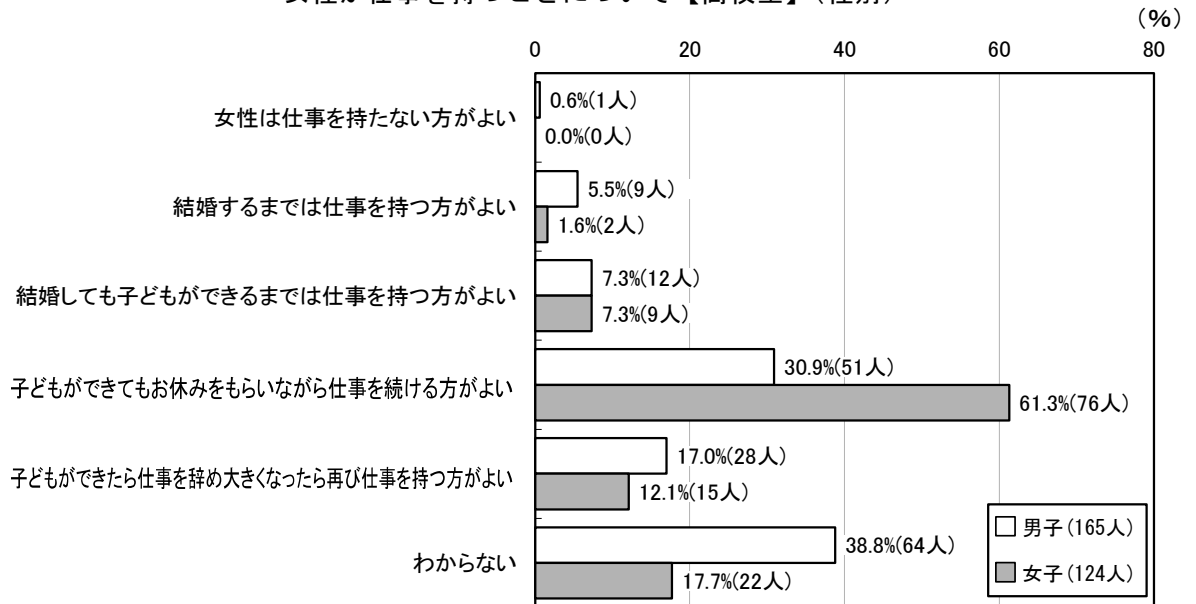
女性が仕事を持つことについて【中学生】（性別）



女性が仕事を持つことについて【高校生】（全体）



女性が仕事を持つことについて【高校生】（性別）

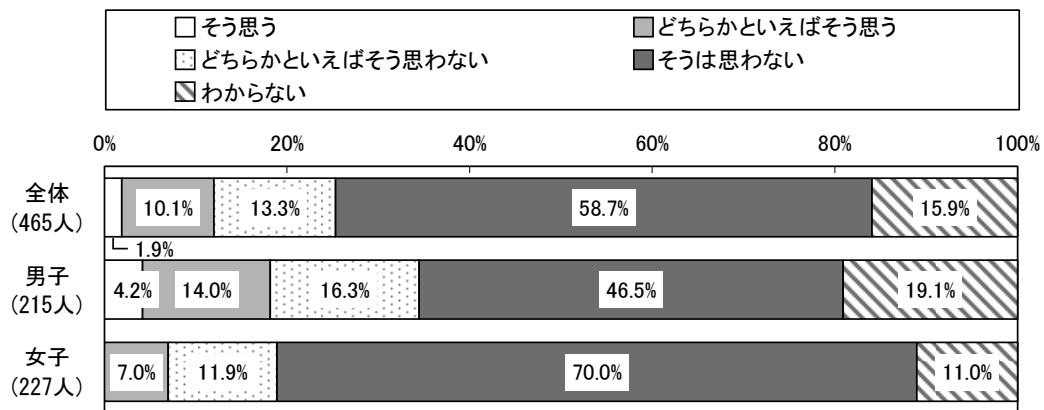


(7) 性別役割分担について

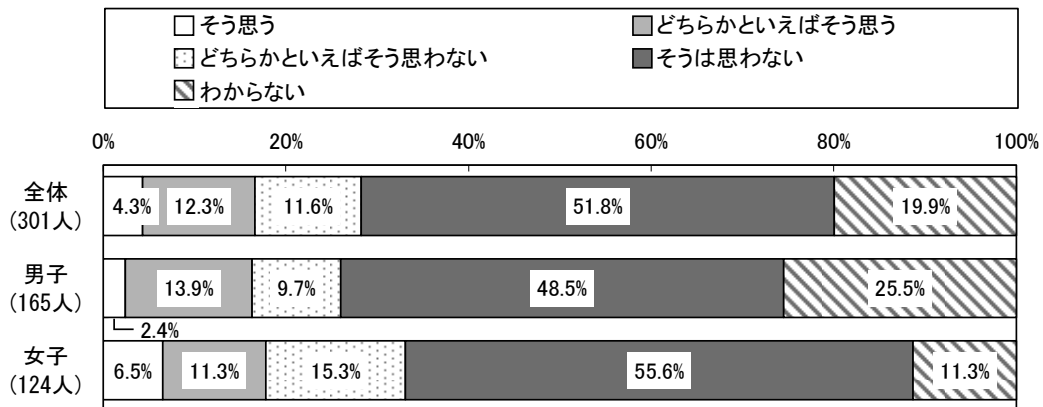
問12 「男は仕事・女は家庭」という考え方がありますが、あなたはこの考え方についてどう思いますか。
【中・高校生】

・「男は仕事・女は家庭」という考え方に対しては、中学生では「そうは思わない」が男性の46.5%、女性の70.0%となっているほか、高校生では、男性の48.5%、女性の55.6%を占めており、女性の方が男女平等意識が高くなっています。

性別役割分担について【中学生】(全体・性別)



性別役割分担について【高校生】(全体・性別)



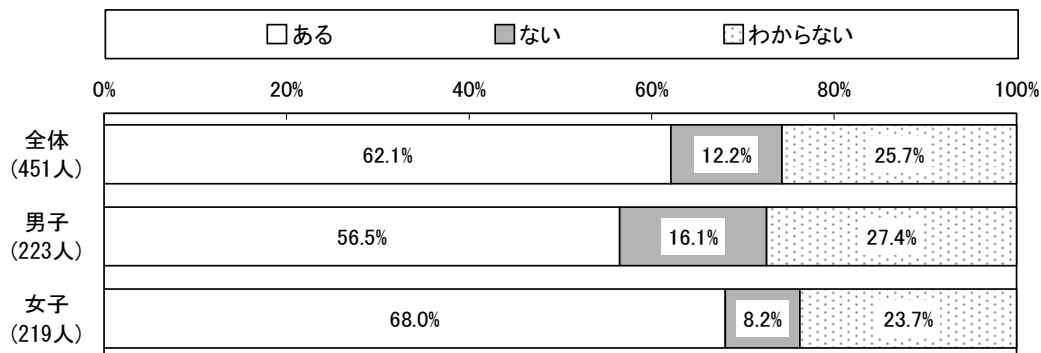
(8) 将来やりたい仕事

問10 あなたは、将来やりたい仕事がありますか。【小学生】

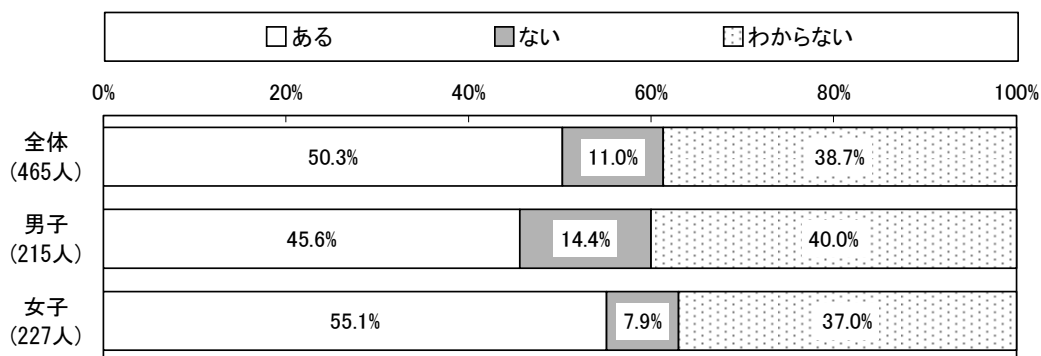
問13 あなたは、将来つきたい仕事がありますか。【中・高校生】

- ・将来やりたい仕事があるかを見ると、小・中・高校生とも、男性に比べて女性の方でやりたい仕事が「ある」との回答が高くなっています。

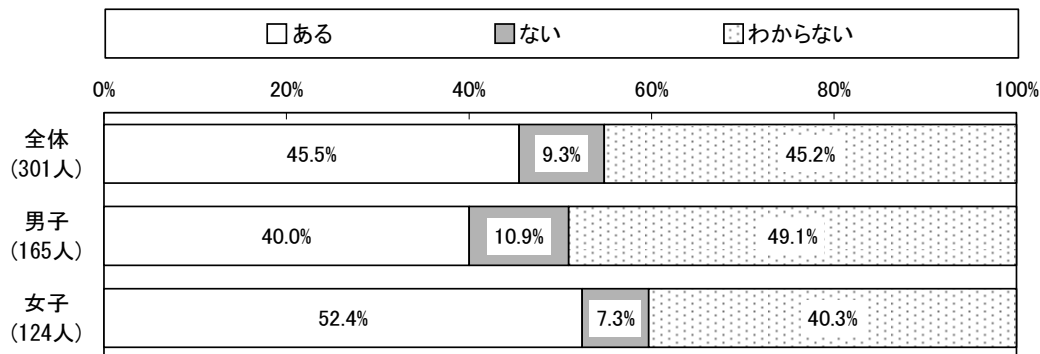
将来やりたい仕事【小学生】（全体・性別）



将来やりたい仕事【中学生】（全体・性別）



将来やりたい仕事【高校生】（全体・性別）



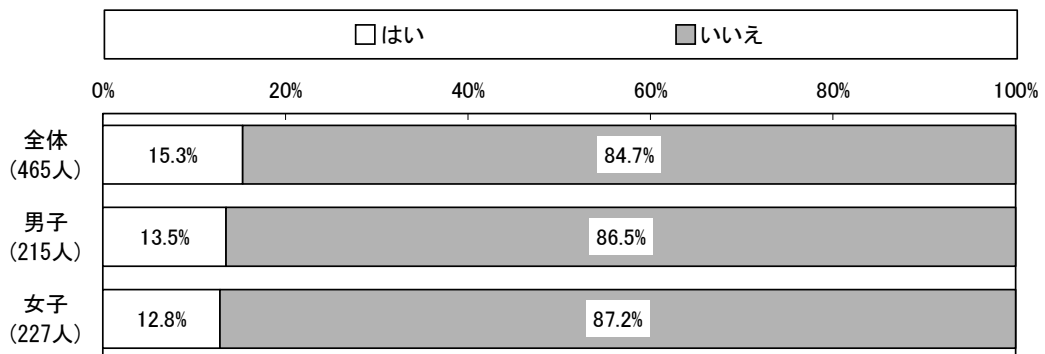
2. 性の多様性について

(1) 体の性、心の性または性的指向に悩んだ経験

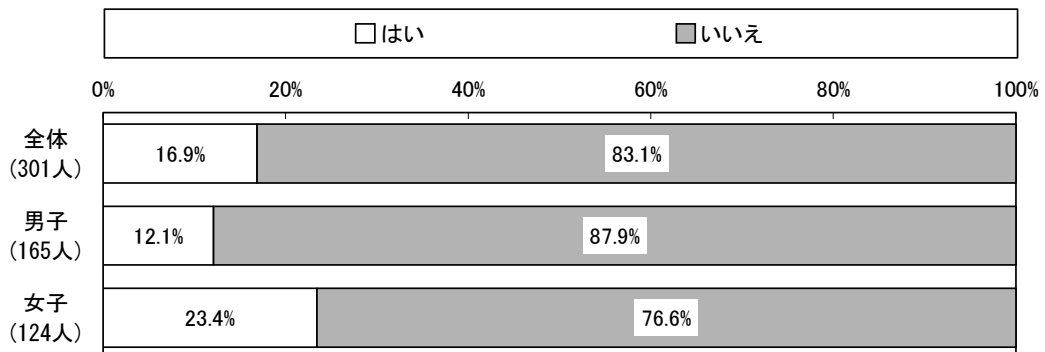
問17 あなたは、今までに自分の体の性、心の性または性的指向に悩んだことがありますか。【中・高校生】

- ・体の性と心の性または性的指向で悩んでいるか尋ねたところ、中学生では「はい」が15.3%で、男女とも同程度の割合となっています。
- ・高校生については、16.9%が悩んでいると回答しており、特に女性の方では23.4%が悩んでいると回答しています。

体の性、心の性または性的指向に悩んだ経験【中学生】（全体・性別）



体の性、心の性または性的指向に悩んだ経験【高校生】（全体・性別）



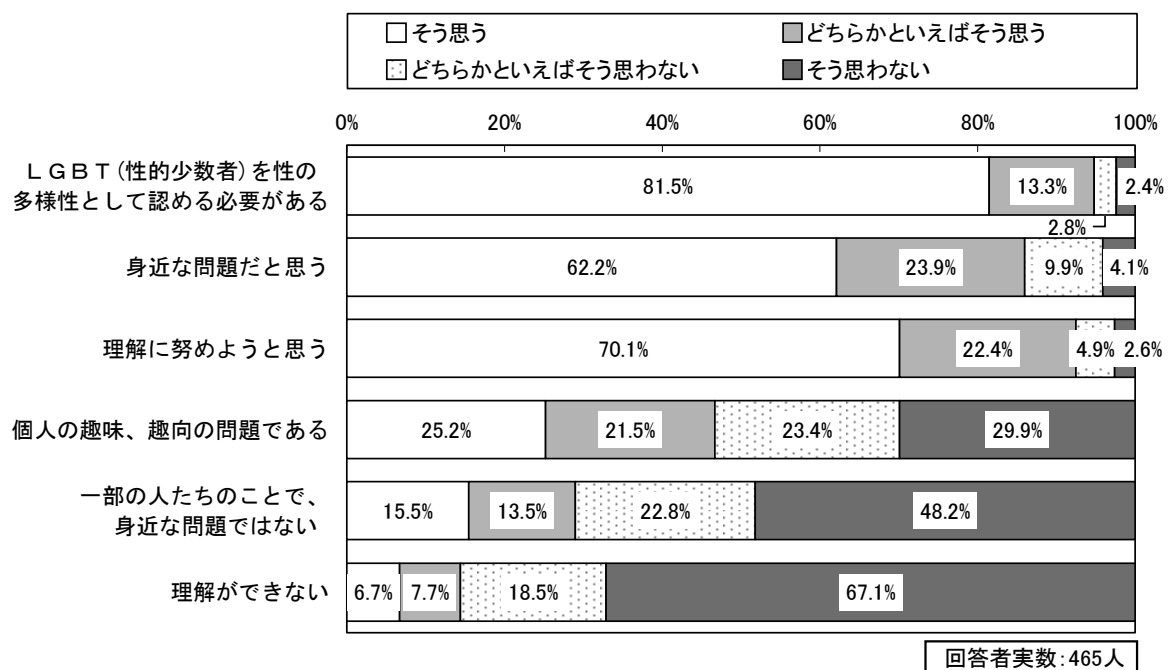
(2) 性の多様性についての考え方

問18 性の多様性について、どのようなお考えをお持ちですか。【中・高校生】

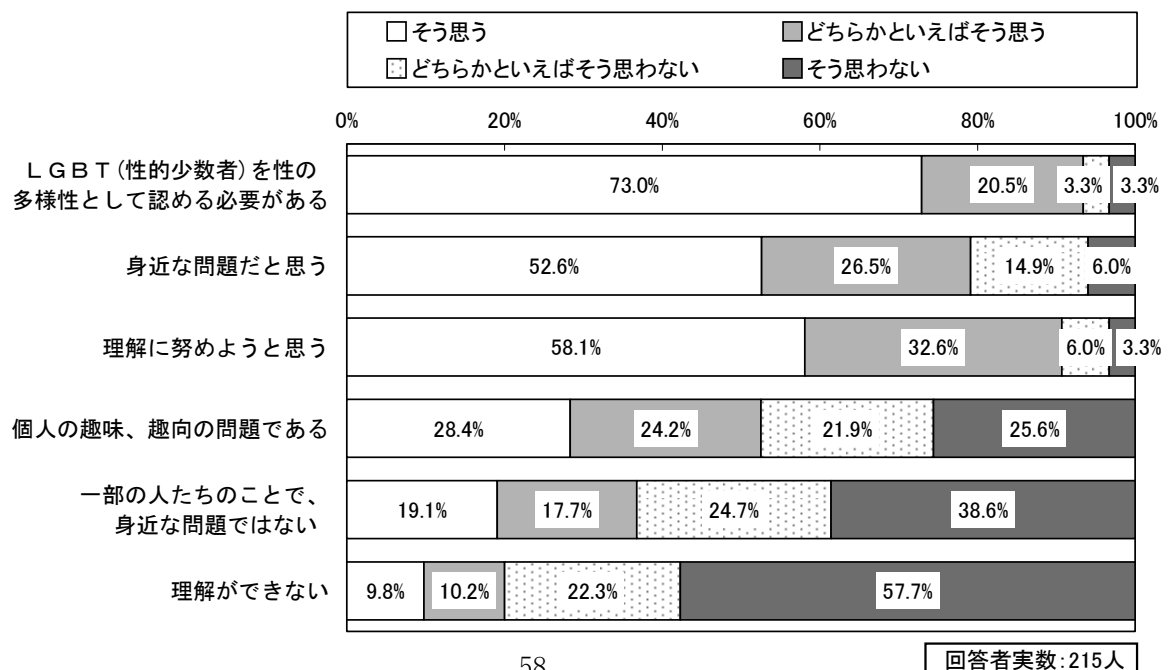
(中学生)

- ・中学生の性の多様性についての考え方を見ると、「そう思う」という回答は、「LGBTを性の多様性として認める必要がある」が81.5%を占めているほか、「身近な問題だと思う」と「理解に努めようと思う」が60%から70%となっています。
- ・性別に見ると、上記3項目は男性に比べて女性の方で、「そう思う」の割合が高く、特に「理解に努めようと思う」は女性の方で男性より10.5ポイント上回っています。

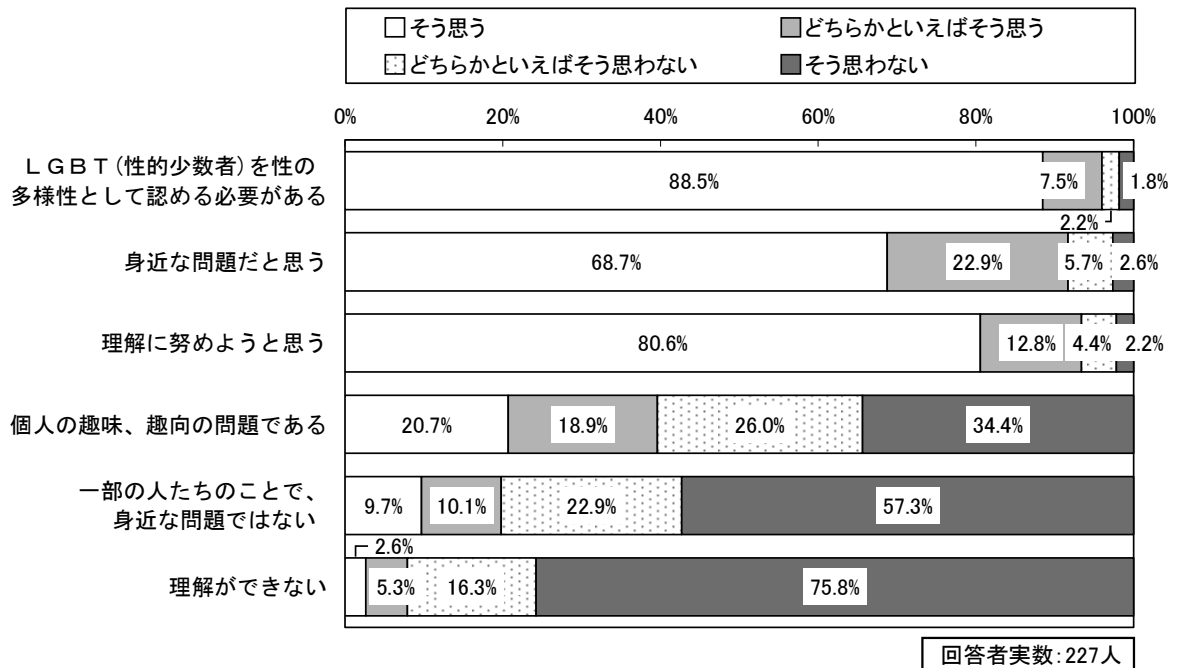
性の多様性についての考え方【中学生】(全体)



性の多様性についての考え方【中学生】(男性)



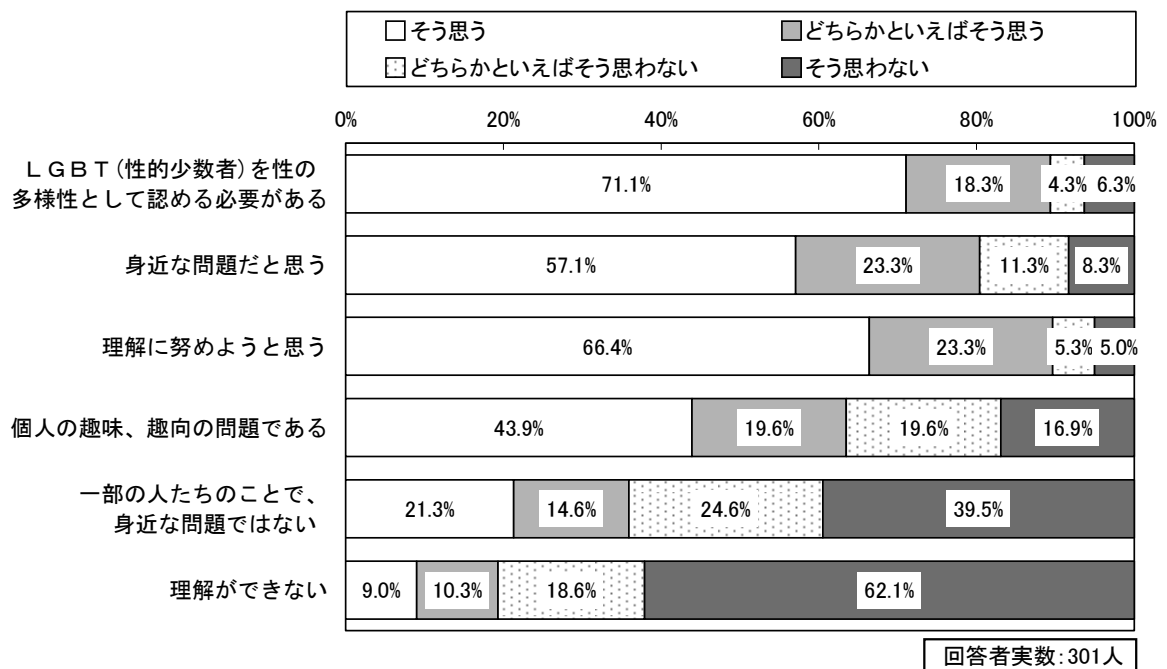
性の多様性についての考え方【中学生】（女性）



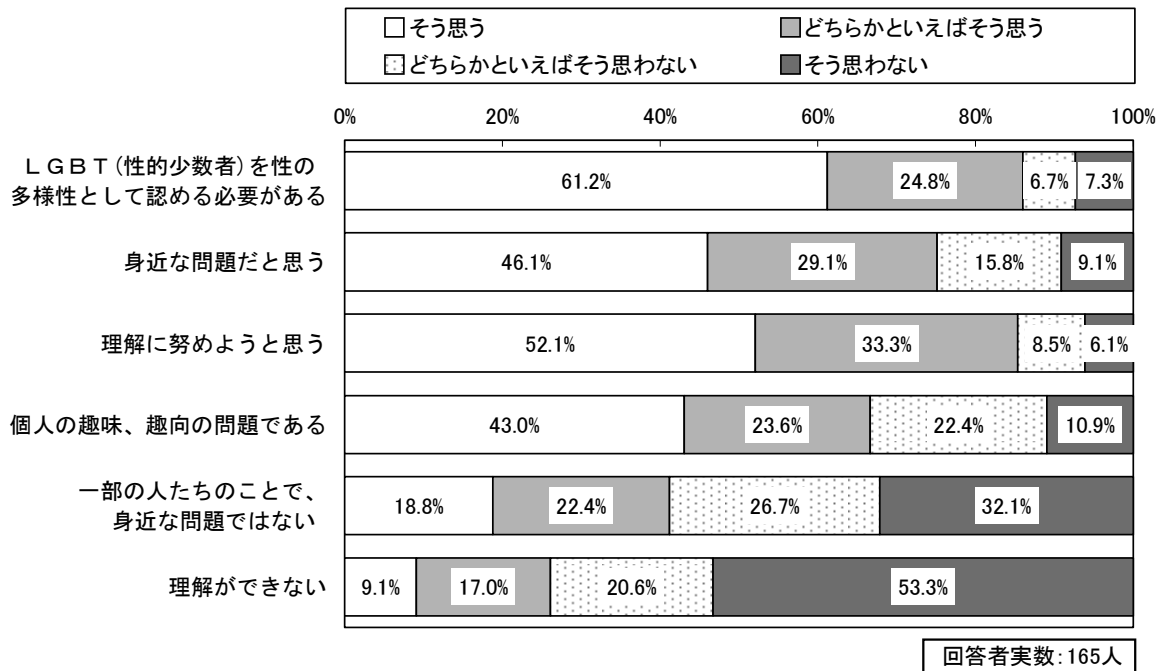
（高校生）

- ・ 高校生では、「そう思う」という回答は、「LGBTを性の多様性として認める必要がある」が71.1%であるほか、「身近な問題だと思う」と「理解に努めようと思う」は60%前後であり、3項目とも、中学生と比べて「そう思う」の割合が低くなっています。
- ・ 性別に見ると、上記3項目は男性に比べて女性の方で、「そう思う」の割合が大幅に高く、特に「理解に努めようと思う」は女性の方で男性より33.4ポイント上回っています。

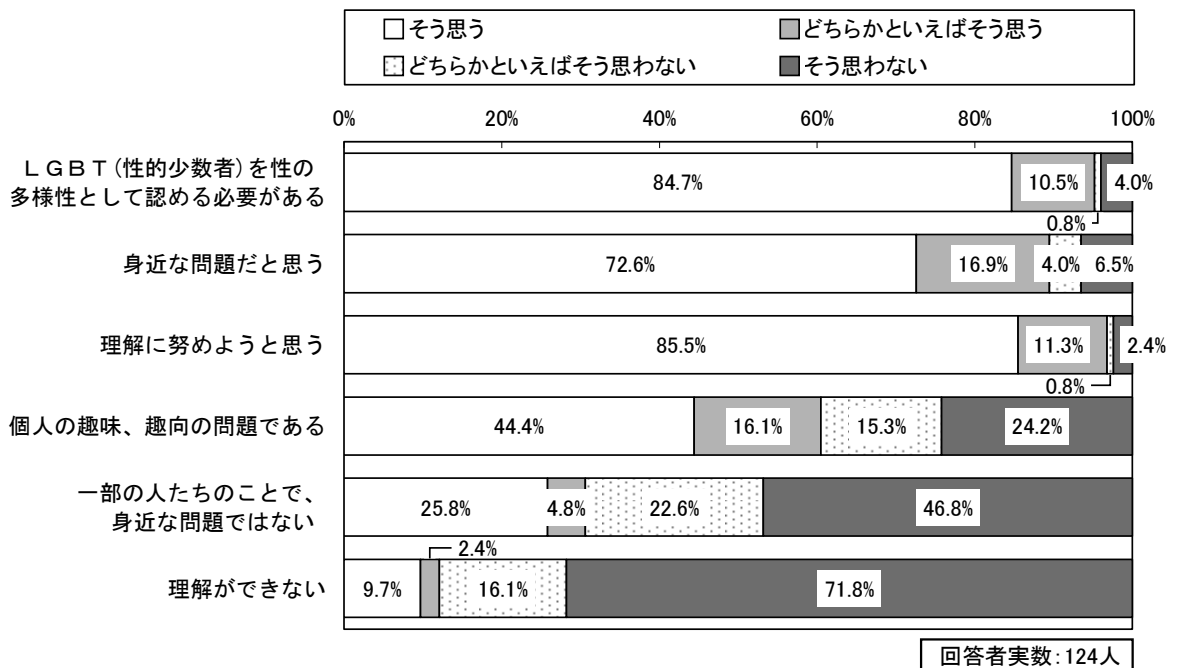
性の多様性についての考え方【高校生】（全体）



性の多様性についての考え方【高校生】（男性）



性の多様性についての考え方【高校生】（女性）



IV まとめ

1. 町民意識調査

(1) 家庭生活について

① 男女の役割分担に関する考え方

- ・「必要に応じて男性も家事を行った方が良い」と「男女は家庭でも平等に役割分担をする方が良い」がほぼ半々の回答率で、男女ともこれら2つの回答がおよそ半々です。
- ・年代が上がると「男女は家庭でも平等に・・・」の割合は減少し、「必要に応じて男性も家事を行った方が良い」の割合が高くなっていく傾向にあります。

② 家庭内の役割分担の考え

- ・調査項目にある全てで、60%以上が「男女平等」が望ましいと回答しています。
- ・特に“家族・家庭の問題”に関することで、男女平等が非常に高く求められています。(子どもの教育方針、育児、看護・介護など)
- ・家事について「男女平等」が望ましいという考え方は「食事の準備・片付け」と「部屋の掃除」が80%程度で特に高いです。
- ・男性に比べて女性の方で、「男女平等」を求める回答がやや高いです。しかし、「食料品等日常の買い物」、「家計の管理」については、「主に女性」が望ましいという回答が男性より女性でやや高いです。

③ 結婚や家庭生活に関する考え

- ・「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」は、「反対」や「どちらかと言えば反対」が非常に高く、68%を占めています。
- ・「夫婦別姓」については、“賛成”が51.7%と約半数となっています。

④ 男性の家庭等への参画について

- ・男性の家庭等への参画のためには、労働時間の短縮や育児・介護休業の制度の普及、職場における男性の家事・育児への理解や支援、家族間での家事分担に関する話し合いが必要という声が高くなっています。
- ・男性の家庭等への参画については、男性よりも女性の方で必要とする声が高く、特に職場の理解を求める声が70%を超えています。

(2) 仕事・職場について

① 仕事の有無

- ・現在働いている人は、男性が77.4%、女性は70.3%であり、男女とも7割を超えており、女性の大半が就労しています。

②仕事を辞めた理由

- ・男性では「定年退職で」が55.1%で圧倒的に高いですが、女性では、男性にはほとんど見られない「子どもができたから」(15.9%)、「結婚のため」(9.3%)、「家事と育児との両立ができなかったため」(9.3%)という回答があります。

③職場における男女の差

- ・職場では男女が「平等」という回答が大半を占めていますが、「賃金・昇進・昇給」や「人事配置」では「男性の方が優遇されている」「どちらかと言えば男性の方が優遇されている」という回答が他より高くなっています。

④女性が仕事を持つことについての考え方

- ・女性が仕事を持つことについては、男女とも「結婚、出産に関わらず、ずっと仕事を持っている方が良い」という回答が圧倒的に高いです。

⑤仕事と家庭の両立をするために必要なこと

- ・仕事と家庭を両立するためには、「育児休業の取得、職場復帰しやすい環境づくりを進める」が57.8%で最も高いほか、「労働時間の短縮やフレックスタイム制を導入する」が43.2%でこれに続いています。
- ・男女ともこれら2つが特に高いですが、このほか、女性では「男性が家事や育児、介護へ参加する」(37.3%)、男性では「雇用、労働条件での男女間格差を是正する」(36.2%)も高くなっています。

(3)子どものしつけについて

①女の子に対して期待すること

- ・女の子に対しては、「自分の意見をちゃんと言える」や「人の悲しみがわかりあえる」、「愛嬌があり、誰にでも好かれる」を期待する声が高いです。

②男の子に対して期待すること

- ・男の子に対しては、女の子と同様に「自分の意見をちゃんと言える」と「人の悲しみがわかりあえる」が期待するほか、「たくましく頼りがいがある」も高くなっています。

③男女共同参画のために学校で行うとよいと思うもの

- ・「生徒・進路指導で、男女の区別なく能力をいかせるよう配慮する」、「授業に男女共同の意識を育てる内容を取り入れる」が特に高いほか、「学校生活での児童生徒の役割分担を男女同じにする」も比較的高くなっています。
- ・女性では「生徒・進路指導で、男女の区別なく能力を活かせるよう配慮する」や「校長や教

頭に女性を増やしていく」で、男性の回答率を上回っています。

(4) 男女共同参画に関する意識について

① 男女の地位の平等感

- ・さまざまな分野における男女の地位の平等感では、「平等」という回答が高いのは「学校教育の場で」(52.1%)であり、反対に“男性が優遇”が高いのは、「政治の場で」(80.8%)、「社会通念、慣習、しきたりなどで」(73.9%)、「社会全体で」(73.4%)となっています。
- ・男性に比べて女性の方で、“男性が優遇”されていると感じている割合が高くなっています。特に「法律や制度の上で」で“男性が優遇”と感じる割合は、男性では36.6%であるのに対し、女性では57.1%と、20.5ポイント上回っています。

② 女性を取り巻く環境で変わってきていると思うもの（複数回答）

- ・「経済的に自立した女性が増えた」(58.6%)が最も高いほか、「社会的な活動をする女性が増えてきた」(47.5%)、「女性の管理職が増えてきた」(45.1%)が特に高くなっています。
- ・性別に見ると、女性では、「社会的な活動をする女性が増えてきた」、「経済的に自立した女性が増えた」が男性よりも高く、男性では、「女性の管理職が増えてきた」が女性より高くなっています。

(5) 配偶者からの暴力について

① 身近で配偶者や交際相手からの暴力を見聞きしたことの経験

- ・「身近に当事者はいないが、うわさを耳にしたことがある」が16.4%あり、「身近に当事者がいる」は5.9%、「相談されたことがある」は5.2%となっています。
- ・性別に見ると、噂を耳にしたこと、身近に当事者がいること、相談されたことの3つとも男性より女性の方で、若干ではありますが割合が高くなっています。

② 身近で配偶者や交際相手からの暴力を見聞きした時の対応

- ・「何もできなかった」が27.4%で最も高いほか、「被害者をかくまったり、家を出ることを援助した」の24.7%が高くなっています。
- ・女性では「被害者をかくまったり、家を出ることを援助した」が最も高いです。男性では、「加害者に暴力を辞めるように話をした」や「被害者と一緒に病院や相談機関に行った」という回答が女性より高くなっています。

③ 配偶者や交際相手からの暴力を受けた経験

- ・男性では「人格を否定するような暴言を受けた」や「何を言っても長時間無視し続ける」で「1, 2回あった」という回答がそれぞれ10%程度あります。
- ・女性では「人格を否定するような暴言を受けた」で「1, 2回あった」が17.4%あるほか、

「身体に対する暴力を受けた」で「1, 2回あった」が11.3%となっています。

④配偶者や交際相手からの暴力を受けた時の相談先

- ・相談先については、「どこにも相談しなかった(できなかった)」が男女とも高く、特に男性では63.5%を占めています。また、女性では、相談相手として「友人・知人に相談」(32.1%)、「家族や親せきに相談」(31.4%)が特に高くなっています。

⑤配偶者や交際相手からの暴力を受けたことを相談しなかった理由

- ・「相談するほどのことではないと思った」が男女とも最も高いですが、男性では「自分にも悪いところがあると思った」が50%を占め女性より高いです。
- ・女性では、「恥ずかしくて誰にも言えなかった」や「他人を巻き込みたくなかった」、「そのことについて思い出したくなかった」などが男性よりも高いです。

⑥女性に対する暴力をなくすために必要なこと

- ・女性では「被害者の相談窓口や保護施設の充実」(60.8%)と「女性に対する暴力を許さない社会づくりへの意識啓発」(59.6%)が高く、男性では「法律・制度の見直しを行う」(59.6%)、「犯罪の取り締まりを強化する」(51.7%)が比較的高くなっています。

(6)性の多様性について

①体の性、心の性または性的指向に悩んだ経験

- ・体の性、心の性、性的指向に悩んだことがあるという回答は、男性で4.2%、女性で3.7%となっています。

②性的少数者であることを打ち明けられた経験

- ・性的少数者であることを打ち明けられたことが「ある」という回答は、男性が9.4%、女性では16.7%となっています。

③性の多様性についての考え方

- ・性の多様性については、「LGBTを性の多様性として認める必要がある」が72.5%で最も高いほか、「理解に努めようと思う」が64.1%でとても高くなっています。
- ・男性に比べて女性の方が割合が高いです。また「身近な問題だと思う」は、男性に比べて女性の方が高く43.9%と、男性を16.4ポイント上回っています。

④性的少数者の偏見や差別などをなくすために必要なこと

- ・「社会全体に対する啓発」が65.7%で最も高いほか、「幼少期からの教育」(59.5%)が次いで高くなっています。
- ・女性では「社会全体に対する啓発」や「幼少期からの教育」のほか、「社会環境(トイレ、更

衣室等)の整備」(64.7%)、「社会制度(法制度等)の整備」(59.3%)、「教育現場における環境整備」(58.3%)も高くなっています。

(7) 男女共同参画行政について

① 男女共同参画に関する用語の周知度

- ・ 男女共同参画に関する用語の周知度では、「ジェンダー」や「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」は周知度が比較的高く、「内容もよく知っている」という回答がそれぞれ20%程度あります。
- ・ 反対に、周知度が低いのは、「南風原町男女共同参画計画(まじゅんプラン)」、「女性活躍推進法」、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」で、これら法制度や計画に関する用語は、それぞれ3%未満にとどまっています。

② 男女共同参画社会の実現のために行政が推進すべきこと(重要度)

- ・ 行政が推進すべきこととして「非常に重要」という回答は、「職場における男女格差の是正、労働時間短縮、育児・介護休業制度の普及促進を図る」が50.7%で最も高いです。また、「学校現場における男女の平等と相互の理解や協力についての学習を充実する」(38.8%)、「女性の就業支援のため、就業情報の提供や職業訓練を充実する」(34.3%)が比較的高いです。
- ・ 女性で「非常に重要」という回答は、男性と比べると概ね女性の方で割合が上回っています。最も高いのは「職場における男女格差の是正、労働時間短縮、育児・介護休業制度の普及促進を図る」の53.2%で、その他「学校現場における男女の平等と相互の理解や協力についての学習を充実する」(38.2%)、「女性の就業支援のため就業情報の提供や職業訓練を充実する」(34.3%)の2つが比較的高くなっています。

2. 小・中・高校生調査

(1) 男女平等と性別役割分担意識について

① 男女の性差についての意識

(小学生)

- ・男女の性差意識を見ると、「男子が先、女子が後」、「女子の方が甘やかされている」、「男子の方が期待されている」では、半数以上が性差を意識しない(「そう思わない」)と回答しています。
- ・男女の性差を意識することとしては、「男子は運動が得意」が62%を占め最も高いほか、「学校の係や当番で男子・女子と決まっているものがある」が45.9%で次いで高いです。
- ・男女の性差を意識することを性別にみると、男女ともに「男子は運動が得意である」が最も高いほか、「学校の係や当番で男子・女子と決まっているものがある」がこれに次いで高いです。
- ・また男性では「女子は音楽が得意である」が高く、女子では「教室のそうじや整理整頓は女子が向いている」が高いです。

(中学生)

- ・中学生では、男女の性差を意識することとして、「学校の係や当番で男子・女子と決まっているものがある」が60%を占めているほか、「女子の方が甘やかされている」が53.3%で次いで高いです。また、3番目には「男子は運動が得意」で45.2%となっています。
- ・男女の性差を意識することを性別にみると、男性では「女子の方が甘やかされている」が最も高く、女性では「学校の係や当番で男子・女子と決まっているものがある」が最も高いです。

(高校生)

- ・高校生では、男女の性差を意識することとして、「学校の係や当番で男子・女子と決まっているものがある」が51.2%を占めているほか、「男子は運動が得意」の43.9%、「女子の方が甘やかされている」の41.1%も高くなっています。
- ・男女の性差を意識することを性別にみると、男性では「女子の方が甘やかされている」や「男子は運動が得意である」が高くなっています。女性では、男性で高くなっている項目のほか、「そうじや整理整頓は女子が向いている」も高くなっています。

②性別役割意識に対する大人の言動のきっかけ

(小学生)

- ・小学生で「男子だから・・・」と言われる割合は、「スポーツ」で最も高く、そのほか「お手伝い」、「泣いたとき」で「よく言われる」「ときどき言われる」も高いです。
- ・小学生の女性では、「女子だから・・・」と言われる割合は、「服装・身だしなみ」と「すわり方」で特に高くなっています。また、「ことばづかい」と「整理整頓」も比較的高くなっています。

(中学生)

- ・中学生で「男子だから・・・」と言われる割合は、「お手伝い」と「スポーツ」で特に高くなっています。
- ・中学生の女性では、「女子だから・・・」と言われる割合は、「すわり方」が非常に高いほか、「ことばづかい」、「服装・身だしなみ」で特に高くなっています。

(高校生)

- ・高校生で「男子だから・・・」と言われる割合は、「スポーツ」と「お手伝い」で特に高くなっています。
- ・高校生の女性で、「女子だから・・・」と言われる割合は、「服装・身だしなみ」が最も高いほか、「整理整頓」、「ことばづかい」、「すわり方」、「お手伝い」で高く、男性と比べて言われる項目が多いです。

③性別役割意識に対する大人の言動による影響

- ・「男子だから…」、「女子だから・・・」と言われた時の気持ちを訪ねると、「とてもいやな気持ちでした」と「すこしいやな気持ちがした」を合わせた割合が小学生では男女とも40%程度、中学生では男女とも50%程度となっています。高校生では、いやな気持ちがした割合は、男性が38.5%、女性が55.9%であり、男性に比べて女性の方で高くなっています。

④男女の地位の平等感

- ・中・高校生に、男女の地位の平等について尋ねたところ、「平等である」という回答は、中・高校生ともに「家庭生活の場」や「学校教育の場」で60%程度を占めていますが、「社会全体の場」では30%前後にとどまっています。

⑤家庭での役割分担

- ・家庭での役割分担の意識について見ると、小学生では、「男の人と女の人が協力してやるのがよい」が61.6%を占め、高くなっています。協力してやるのがよいという回答は、男子は48.9%、女子は75.8%と、女子の方でとても高くなっています。
- ・中学生、高校生とも「男の人と女の人が協力してやるのがよい」が大半を占めていますが、中学生では家事・育児で「女の人が主にやるのがよい」の割合が各10%ほどあり、特に男性では「食事のしたく」、「子育て」は18%程度、「洗濯」は14.0%となっています。
- ・高校生でも、家事・育児で「女の人が主にやるのがよい」の割合が10%近くありますが、中

学生より低くなっています。「食事のしたく」は男女とも 10%程度が「女の人が主にやるのがよい」と回答しています。

⑥女性が仕事を持つことについて

- ・女性が仕事を持つことについては、「子どもができてもお休みをもらいながら仕事を続ける方がよい」という回答が圧倒的に高く、中学生では 47.1%、高校生では 64.0%を占めています。
- ・「子どもができてもお休みをもらいながら仕事を続ける方がよい」という回答は、男性に比べて女性の方が高く、中・高校生ともに、男性が 30%程度、女性では 60%程度となっています。

⑦性別役割分担について

- ・「男は仕事・女は家庭」という考え方に対しては、中学生では「そうは思わない」が男性の 46.5%、女性の 70.0%となっているほか、高校生では、男性の 48.5%、女性の 55.6%を占めており、女性の方が男女平等意識が高くなっています。

⑧将来やりたい仕事

- ・小・中・高校生とも、男性に比べて女性の方でやりたい仕事「ある」との回答が高くなっています。

(2) 性の多様性について

①体の性、心の性または性的指向に悩んだ経験

- ・中学生では「はい」が 15.3%で、男女とも同程度の割合となっています。
- ・高校生については、16.9%が悩んでいると回答しており、特に女性の方では 23.4%が悩んでいると回答しています。

②性の多様性についての考え方

(中学生)

- ・中学生の性の多様性についての考え方を見ると、「そう思う」という回答は、「LGBTを性の多様性として認める必要がある」が 81.5%を占めているほか、「身近な問題だと思う」と「理解に努めようと思う」が 60%から 70%となっています。
- ・上記 3 項目は男性に比べて女性の方で、「そう思う」の割合が高く、特に「理解に努めようと思う」は女性の方で男性より 10.5 ポイント上回っています。

(高校生)

- ・高校生では、「そう思う」という回答は、「LGBTを性の多様性として認める必要がある」が 71.1%であるほか、「身近な問題だと思う」と「理解に努めようと思う」は 60%前後であり、3 項目とも、中学生と比べて「そう思う」の割合が低くなっています。
- ・上記 3 項目は男性に比べて女性の方で、「そう思う」の割合が大幅に高く、特に「理解に努めようと思う」は女性の方で男性より 33.4 ポイント上回っています。